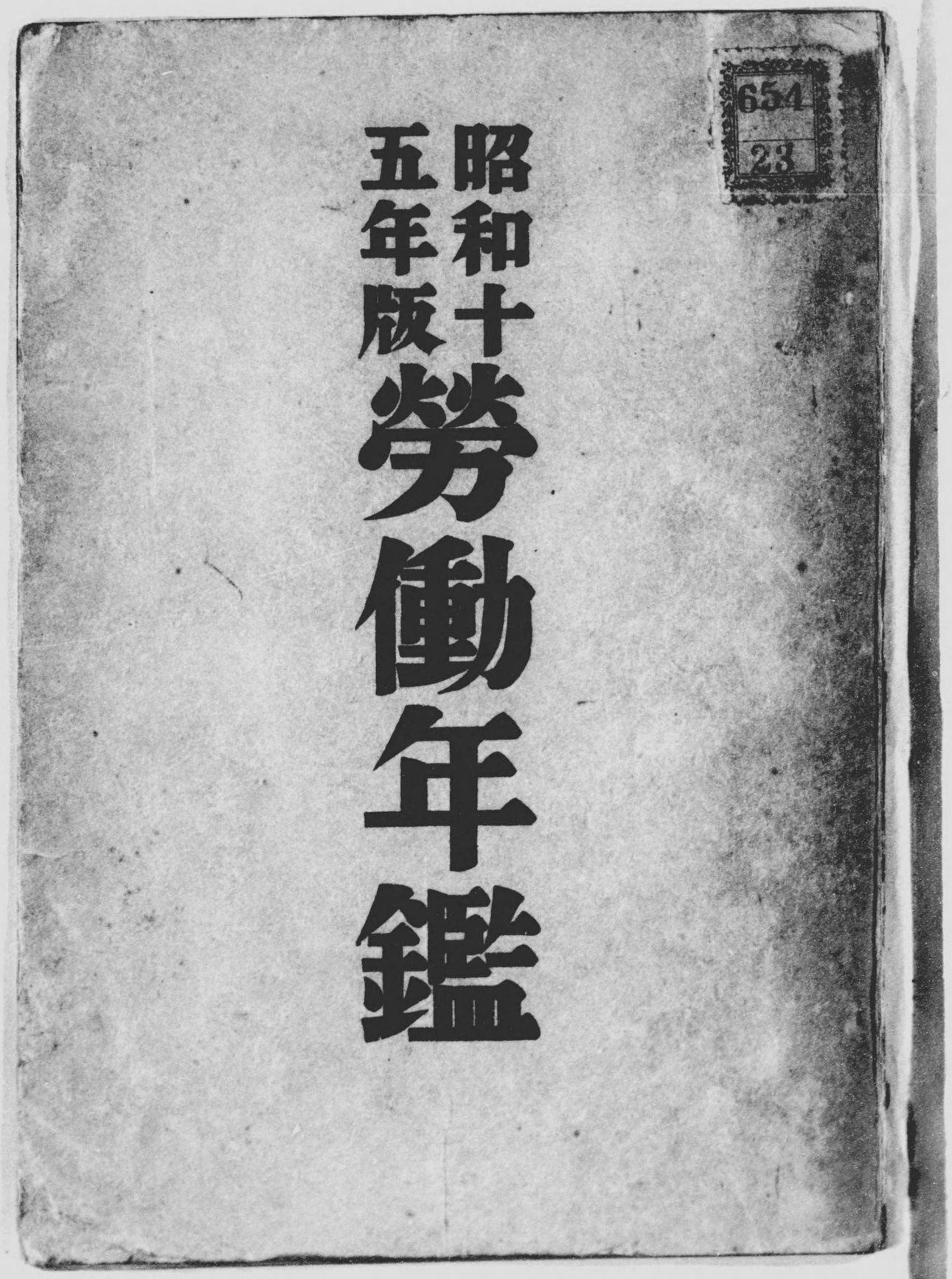

0037431002

0037431-002

６５４－２３

労働年鑑

協調会・編

協調会

昭和１２，１５－１７年版

昭和１２－１７

AGF

昭和十五年版

勞働年鑑

財團法人協調會發行

654
23

序

本會が毎年内外の社會、經濟乃至勞働問題の情勢を蒐錄し『勞働年鑑』と題して創刊して以來既に八星霜を閲し、幸ひに諸方の指導と後援によつてこの種出版物中の一權威として認められるゝに至つた事は、本會の欣快として感謝に堪へざるところである。

玆に昭和十五年版『勞働年鑑』を出版するに際し、本編の内容たる昭和十四年に於ける内外の情勢を顧るに、外に於ては各國とも重大時局に直面して形勢極めて複雜多岐、最近數年來醞釀蘊醸せし國際關係の危機は遂にドイツ・ソヴィエト協定の締結となり、やがて歐洲戰亂の勃發となりて、全世界をあげて戰時體制の異常緊急狀態を呈するに至り、内にありては興亞聖戰第四年を迎へて、武漢既に陷り廣東攻略成りて遙かに海南を制し、滿蒙の曠野に展開せし近代戰の壯烈は、多年紛糾せしソヴィエト聯邦關係に一段階を劃せしが、一方長期建設時代に入りし國内情勢には、生産力の增殖擴大を基調として、軍需補給の急務、民需確保の重大性、それが爲の經濟統制の强化とそれに伴ふ全國民組織刷新の必要等の問題は益々重大性を加ふるあり、新中國政權の成立と歐洲大戰の勃發とは亦必然的に國内時局に深甚なる影響を與へ、政變三度に及んで、外は不介入方針を宣明すると共に、内は東亞新秩序建設を標榜して、國民の團結奮起を促すところがあつた。

この間にあつて、國家總動員法の發動は、工場就業時間を初め賃銀、雇傭に對する制限に關する法令の施行となり、或は國民登錄乃至國民徵用制の實施となり、行政機構も從つて一新の必要に迫られて前年新設の厚生省は面目を一變するに至り、軍事援護行政上にも一大躍進の斷行せらるゝあり、殊に國民精神總動員基本方針の告諭と産業報國運動指導精神の確立とは、一君萬民の國體の精華を戰時國民生活上に發揚すべき根本原則たるもので あつた。

一般産業界に於ては、戰時經濟機構の進展と共に工業に於ては勞力の不足、質の低下を痛感するに至り、原材料補給の困難漸く顯著となり、農業に於ても勞力資材の不足、加ふるに未曾有の旱天は動力の不足を激化すると共に直接米穀生産に甚大なる被害を與へ、支那事變開始以來始めて食糧問題の愼重考慮せらるゝに至つたのも、特筆すべき事象であつた。

之等の事情を背景として展開せる政治團體、勞働團體、及び農民團體の活動には、夫々特有の方向と事態とを看取せられるものがあつたが、社會大衆黨と東方會の合同交涉とその失敗と言ひ、大日本青年黨の飛躍的擴大と云ひ、日本産業勞働俱樂部の發展的解消と云ひ、又は全日本勞働總同盟の分裂と云ひ、或は農民組合の不振と云ひ、之等は凡てやがて來るべき大政翼贊運動誕生の初期陣痛を暗示するものと解すべく、勞働爭議の依然熾烈にして殊に未組織勞働者の參加せるもの多きは、産業報國會組織の進捗と相對比して一考に値する問題であつた。尙戰時中にかゝはらず、我國協同組合運動が、前大戰中の歐洲諸國に見られし如き發展の跡を示さゞることも注目すべく、勞務者教育の消長は、戰時技能者養成の急務と密接の關係あるものであるが、殊に本年度に於ては、産業報國運動の發展と共にこの方面の意義亦一層の重大性を增したものであつた。

斯くて全般的に見て、昭和十四年に於ける我國社會問題の形勢は、やがて光輝ある皇紀二千六百年の意義多き歲次を迎ふべきその前夜の形相を呈してゐたと云へるであらう。

歐米に於ては、戰亂勃發前八箇月は、各國とも殆んど開戰準備に狂奔せる狀態にして、ポーランド戰爭の宣戰は、前大戰以來の歐洲政治機構の弔鐘となり、玆に大西洋を距てゝ相對峙せる兩大陸が、一大悲劇の舞臺となるべき局面を展開することゝなつたのであるが、本年鑑の對象となつた時期に於ては、各國とも戰時狀態は僅にその初期の特徵を呈せるに過ぎず、勞働乃至社會政策上の重要なる發展は、戰亂の進捗せる昭和十五年度に入つて見られたものであつた。又直接戰禍の未だ波及せざりし米洲諸國に於ては、依然として從來の勞働運動の進展せるは興味ある事象であつたが、一方國際勞働運動の必然的凋落の傾向も注目せられた現象であつた。而して本年版年鑑に於ては、印刷用紙の統制と海外資料入手の困難とより、歐米の記事は重點主義に基き、既に我國に紹介せられた周知の事實はなるべく之を省略して既刊出版物との重複を避くることゝし、唯ソヴィエト聯邦のみに就いては、大體從來の體裁によりしが、之は現時局下同國の重大性に顧みて、特に最近の事情を紹介せんとせる婆心からである。

本年鑑の編輯は專ら本會調査部之に當り、執筆者は主として本會職員なるが、日本の部に於て厚政行政を厚生

省指導課長秋葉保實氏及協同組合運動を奥谷松治氏、又海外の部に於てソヴィエト及國際を善隣協會所員高橋勝之氏の三氏を煩はした。玆に特記して謝意を表すると共に編輯の都合上寄稿の多大の部分を割愛せざるを得ざりし事に對して遺憾の意を表する次第である。

最後に本年鑑編輯の爲多くの資材と種々便宜を與へられし官廳、公私團體、其他各位に對して、深甚なる謝意を表すると共に、將來の御指導と御後援とを希望する次第である。

昭和十五年十二月

協調會

昭和十五年版 勞働年鑑 目次

日本

厚生行政

社會情勢の推移……一
指導精神の發展……一
行政機構の發展……三
立法的活動……五
一般社會立法……五
國家總動員法關係……八
軍事援護行政……一三
遺族援護事業……一三
傷痍軍人保護事業……一四
勞働行政……一九
勞働事情調査……一九
諮委員會の設立……二七
省令の公布及び主要通牒……三一
施設の實施……三二
職業行政……三七
職業事情調査の實施……三七
省令及通牒……四四
取扱成績……四四
施設の實施……四四
社會行政……五五
人口問題研究所並に其他團體設立及強化……五五
保健體育行政……六七
診査の實施……六七
制度案要綱の作成……六〇
諸運動の實施……六一
結核豫防會の設立……六二
厚生保險行政……六二
簡易生命保險事變規則の改正……六二
厚生保險の實績……六四

産業勞働

緒言……六八
産業と金融……六八

生　産……六九
貿　易……七五
物　價……七五
事業成績……七九
金融と爲替……七九
勞働事情……八三
勞働力の動員と配置……八三
勞働時間……八八
賃　銀……九四
勞働者の家庭生活……一〇〇
災害と疾病……一一三

新興政黨……一一九

緒　言……一一九
政局變動と革新的政治團體……一二一
第七十四議會と新興諸政黨……一二四
社會大衆黨の對議會方針並に議會活動……一二五
東方會の議會對策……一二七
日本革新黨の對議會方針……一二七
府縣會議員選擧と新興政黨……一二八
社會大衆黨……一二八
東　方　會……一三〇
大日本青年黨……一三一
社會大衆黨、東方會合同問題……一三三
新興政黨の動向とその年次大會……一三六
社會大衆黨……一三六
日本革新黨……一三九
大日本青年黨……一四三
東　方　會……一四四
社會大衆黨第八回全國大會……一四五
東方會第一回全國大會……一四七
大日本青年黨……一四八

勞働組合並産業報國運動……一四九

緒　言……一四九
勞働組合組織の數的觀察……一五二
各勞働組合の動向……一五二
産業報國運動……一五八

勞働爭議……一六八

勞働事情概觀……一六八
爭議の一般的狀況……一九二
一般的情勢……一九二
爭議の態樣……一九五
地域別觀察……一九九
爭議内容……一九九
爭議の原因並に要求事項……一九九
爭議の業態別觀察……二〇五
爭議の結果……二〇七
爭議の動向……二一〇
勞働組合關與の爭議……二一〇
時局と爭議の動向……二一二

協同組合運動……二一五

協同組合の一般情勢……二一五
消費組合……二一八
消費組合の二大類別……二一八
地域組織の消費組合……二一九
職場組織の消費組合……二二二
消費組合の聯合機關……二二〇
榮養食共同炊事事業の發達……二二一
勤勞者榮養協會の設立……二二四
農村協同組合……二二四

農業問題……二二八

事變下の主題……二二八
增産計畫の明示……二二八
生産要件の劣勢化……二二九

當面の米穀問題……二三一
主題の再吟味……二三二

農民運動……二三五

農民組合運動……二三五
はしがき……二三五
小作組合の概勢……二三六
主要農民組合の動靜……二三七
農民組合の主なる運動……二三九
小作爭議……二三九
はしがき……二三九
爭議の一般狀況……二三九
爭議の内容……二四七
爭議手段並に結末……二四八

勞務者教育……二五二

緒　言……二五二
官廳及私團體の教育……二五二
文部省……二五二
勤勞者教育中央會……二五八
産業報國運動……二六三
其の他……二六四
中小企業に於ける教育……二六四

青年學校……二七
工場鑛山の教育……二九
寄宿工員の教育……二九
成人運動工員の教育……二八
技術教育……二八
農業部落の教育……二三
新聞雜誌の刊行其の他……二三

海外

歐米勞働界の概況……一
一般勞働事情……一
戰時勞働政策……八
緒言……八
勞働力の徵用……九
從業條件の規正……一二
各國出征應召者家族手當制度……一七
勞働組合運動……二四
緒言……二四

國際團體及國際勞働運動……三七

緒言……三七
國際勞働機關……三七
國際勞働組合運動……四〇
勞働組合國際聯合……四二
萬國勞働組合書記局……四五
基督敎勞働組合國際聯合……四六
各國勞働組合運動……四三
南中米勞働組合の確立……四八

全體主義勞働組織……四九

緒言……四九
各國勞働組織……四九

ソヴィエト聯邦の社會勞働事情……五五

緒言……五五
勞働事情……五六
職業構成……五七
農村勞働事情……六〇
共產黨及勞働組合……六二

國際團體及國際勞働運動……六七

緒言……六七
國際勞働機關……六七
國際勞働組合運動……六八
勞働組合國際聯合……七〇
萬國勞働組合書記局……七五
基督敎勞働組合國際聯合……七六

各インターナシヨナルの動向……七九

附錄

日本各種團體一覽……一
社會問題關係法規……二三
內外政治・經濟・勞働日誌……四六
社會問題文獻……一
內外產業勞働統計要覽……八一

日

本

厚生行政

社會情勢の推移

こゝに昭和十四年の厚生行政を回顧するに當つて、一應その對象であり、根基である社會情勢の推移について瞥見して見ることにしよう。

事變第三年を迎えた十四年の社會情勢の推移は先づ最も明瞭に經濟情勢の變化に之を認める事ができるのであつて、次頁圖に示す樣に物價、兌換券の發行、生計費の上騰、輸出入の變化にこれを見ることができる。即ち事變前の昭和十一年、十二年前半に比較して、昭和十一年後半、昭和十三年、昭和十四年の情勢が著しく相違し、物價、兌換券の發行、生計費は增加し、輸入は減少の傾向を示してゐることを看取することができる。

かゝる情勢の變化は直接に國民の福祉增進を目標とする厚生行政に重要なる關聯を要する課題であつて、これによつて相互關係を有する各般の社會事象の發生は極めて多方面に及んだのである。即ち或は國民體位の問題に、或は國民教化の問題に、或は國民生活安定の問題に種々なる影響が發生したのである。

勿論これらの事象の中には長き民族的傳統と社會的環境とに於て影響さるゝものも多いのであるが、それらの中にはかゝる經濟情勢の變化と密接なる關係を有し、直接又は間接にその影響を受くるものが尠くない。

こゝにはかゝる經濟情勢の推移と關聯を有する一連の社會事象について、尙說明を要する點も多いのであるが、それらは既にそれ〴〵の資料の中に發表されてゐるものが多いから、暫らくそれを略し、一徵候としての經濟情勢の樣相を述ぶることによつてその內部的事象の狀態を深く類推するの資とするに止めることにしよう。

さてかゝる事變的社會情勢の發展に伴ひ、厚生行政の指導精神が如何に發展し、その機構が如何に進展し、その機能が如何に活動したかを知ることは、厚生行政の今後の展望をなすに當つて重要なる一つの出發點と見ることができるから、以下項を改めて記述を進めることにしよう。

指導精神の發展

厚生行政は勿論行政一般の一部をなすものであつて、國策の根本的指導方針がその基幹をなすものであることはいふまでも

昭和十四年財界の回顧

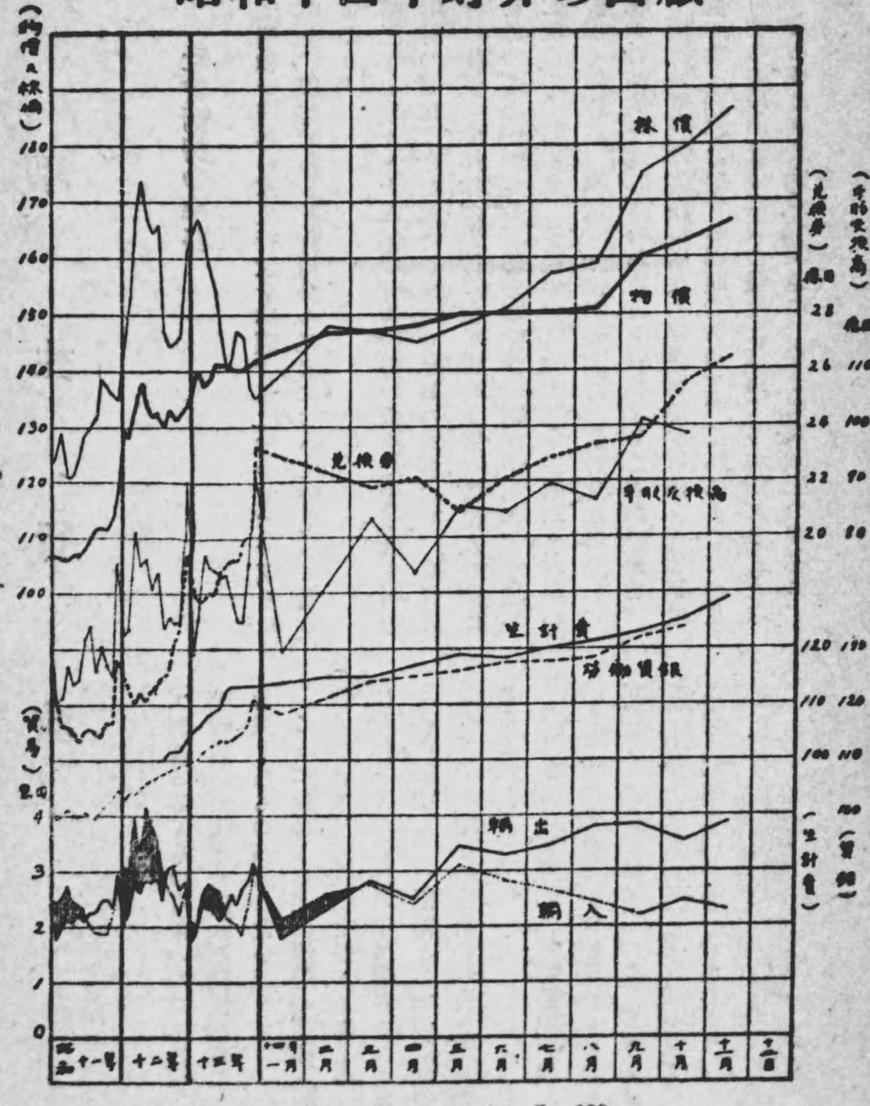

株　　價……東京株式取引所指數　大正十年一月＝100
物　　價……日銀指數　昭和八年＝100
手形交換高……全　國　分
見 換 券……各月平均發行高
生 計 費……內閣統計局指數　昭和十二年七月＝100
貨　　銀……商工省指數　昭和十年＝ 00
貿　　易……內外地合計

ない。この點から見て內閣告諭號外をもつて發表された國民精神總動員基本方針はその一表現と見ることができる。卽ち次の如くである。

內閣告諭號外

支那事變勃發以來玆ニ二年有餘、稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健鬪ト軍後國民ノ協心戮力トニ依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ。然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ畏クモ　聖勅ノ旣ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク長槪旨ヲ奉體シテ、率公ノ誠ヲ效スベキナリ。

顧フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競ウテ擧忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ。唯夫レ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之ニ卽應シテ更ニ一層ノ强化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ關スル基本方針ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツツアル所以ナリ、因テ玆ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、每月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日卽チ全國民ガ特ニ職場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼贊シ、以テ國力ノ增强ヲ圖リ、强力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ　叡旨ニ奉對スル所アラン。

是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

內閣總理大臣　男爵　平沼騏一郎

この中に强調されてゐる國民精神の昂揚と國家總力の發揮とは、各行政の分野を通じて國民生活に滲透しつゝあるが、特に厚生行政の範圍においては、特定の各國民層の向上並びに勞働資本關係の調整等の課題があるために、この方面において努むべき重要な力點が存在する譯である。

就中勞資關係の調整に關する指導精神については、從來原則的に確定を見て發表されてゐたものが、敷衍擴充されて昭和十四年十一月、產業報國運動要綱中に之が發表を見るに至つた。

卽ちこの產業報國精神は三つの基本的な重點を有するのであつて、(一)皇運扶翼と事業一體職分奉公の理念を經緯とする新產業精神であること、(二)わが國體が肇國以來實驗し來つた歷史的事實であること、(三)皇國產業の本質は產業を　上御一人より御預りし、事業場は正に皇運扶翼、產業報國の實踐道場であること之である。これらの指導精神によつて、勞資の具體的調整に進出しつゝあるのである。

行政機構の發展

かゝる指導精神の發展と共に、事實としての行政機構の展開が行はれた。卽ち昭和十二年七月厚生問題に關する諸般の行政

を綜合統一し、且これを擴充刷新するがために、專管の新省を設くるの方針及び要綱が決定せられ、議會においても關係豫算の成立を見た。しかるに時たま〳〵支那事變の勃發に遭ひ、その進展に伴つて更に愼重なる考慮が重ねられたのであるが、事變中及び事變後における各般の施設の擴充强化を期することはまた極めて緊要なる情勢に鑑み、遂に昭和十三年一月十一日新省の設置が斷行されたのである。

かくして一年數ケ月を閲し、社會情勢の推移著しく、新省設置の當時は專ら事變の見通し全くつかず、不擴大方針の下に立案されたのに對し、新に東亞新秩序建設の段階に入り、動員態勢が整備强化を要請されつゝあるがために、國民體力の向上と國民生活の安定の二大方針を照し合はせ、昭和十四年四月全面的に分課規定の改正が行はるゝに至つた。

いまその改正の要點を擧ぐると次の通りである。

(一) 勞働局

イ　指導課の新設（勞務課を廢し指導課を設く）

勞働行政は監督取締の方面より進んで積極的に指導的分野を開拓するの必要がある。そこで指導課を設けて、勞働者の敎養、生活刷新運動及福利施設に關する事項等勞働行政の指導的方面を擔當せしむることゝした。

ロ、賃金課の新設

物價問題と關聯して賃銀問題に付て根本的檢討を爲すの要あるは必至の勢である。仍て專管の課を創設し賃金問題と併せて退職積立金及退職手當法等の事項を掌らしむることとした。

(二) 社會局

生活課の新設（編利課を廢し生活課を設く）

社會局は現在所謂社會事業局の色彩濃厚なるも救貧より防貧へ、更に進んでは消費經濟の調整を圖り、社會生活を規正し以て國民生活を安定せしむるの要がある。又人口增殖・大陸經營等の見地より人口問題に重きを置くの要緊切なるものがある。仍て生活課を新設し生活の規正、物價對策其の他生活安定の積極的方面を擔當せしむることゝした。尙本課に於ては人口問題、社會編利施設等の事項を擔當するの外、衞生局より移管せる住宅供給に關する事項等をも處理せしむることとした。

(三) 衞生局

資材課の新設（醫務課より分離）

衞生局に於ては物資動員に伴ひ醫療資材に關する行政の重要性頓に增加せるを以て、現在の醫務課より資材課を獨立せしめ、醫療器材、藥品等に關する事項を掌らしむることゝした。尙指導課からは住宅供給に關する事項を社會局に移管するのみならず元來指導課の事務は保健課と統合處理せしむるを便宜とするので之を保健課に統合することゝした。

(四) 豫防局

結核課の新設

豫防局に在りては國民的疾患たる結核對策に專念するの課を設くるの必要を認め、現在の豫防課より癩を優生課に移管し稱名を結核課と改むることゝした。

これによつて見れば、勞働局、社會局、衞生局、豫防局の各局に亘つて改正の行はれたことを見ることができる。

さらに七月十五日になつて軍事保護院の官制が公布され、厚生省の外局として軍事保護院が設置さるゝに至つた。

なほ十二月に至つて住宅問題の重要性に鑑み、新に社會局に住宅課の設置を見るに至つた。

立法的活動

昭和十四年における立法的諸活動を見ると、第七十四回帝國議會において成立した法律案と、國家總動員法に基づく諸法令との二つを認めることができる。いま先づ前者から述べることにしよう。

一般社會立法

青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に關する法律

青年學校の義務制は昭和十四年度より實施されたのであるが、之に依ると昭和十四年度に於ては三月尋常小學校を卒業した滿十二歳を超える男子は高等小學校、中學校、實業學校等に在學する場合等を除き凡て青年學校普通科第一學年に就學せしめられることゝなるのである（而して青年學校の義務制は昭和十四年度に於ては普通科第一學年昭和十五年度以降順次各學年を逐つて男子に付てのみ實施せられ昭和二十年度を以て完成する豫定である）。從て工場、鑛山、商店等に働く年少者も青年學校に就學せしめられることゝなるのである　現在工場、鑛山又は商店に働いて居る十六歳未滿の者に付ては既に工場法、鑛業法に基く命令又は商店法に於て就業時間の制限を設け年少者に對し特別の保護を圖つて居るのである。然るに是等の者に付て國家が青年學校の就學を義務として命ずる場合に於て其の者の就業時間に對し新に制限を設けないときは勢ひ是等の年少者は夫々の法令に於て許されて居る最長時間の勞働に加ふるに更に今回の青年學校義務制に依る敎育を受けることゝなるのであつて其の結果は明に年少者に心身の負擔を加重せしめるのである。

一面に於て青年學校を義務制とする所以は社會の實務に從事する青年の敎育を一段と徹底させることが今日の我が國情に鑑み極めて緊要と考へられるから之が敎育の效果を擧げる爲には是等の者に對し適當な保護を與へる必要があるのである。

以上の趣旨から青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に新に制限を加へる必要を認め本法が成立した次第である。

映畫法（內務省、文部省、厚生省共管）　映畫は國民娛樂として

最も重要な地位を占めるに至つたのみでなく、最近に於ては敎化、宣傳、報道等の方面に於ても次第に顯著な機能を發揮し更に進んで國民藝術として新たな分野を開拓し、其の國家的任務は愈々重大となつて來たのである。然るに從來我國の映畫に對する政策に遺憾ながら之を積極的に利用助長する方策を缺いて居つた爲、我國の映畫事業には其の製作、配給、上映の各部門に亘り幾多改善を要するものがあり、又映畫の內容に付ても相當考慮を要すべきものが少くない狀況である。映畫の質的向上を促し映畫事業の健全なる發達を圖り以て國民文化の進展を期する爲、速に是等の點に付て適切な方策を講ずる必要を認め本法が成立したのである。

職員健康保險法　我國現下の情勢に鑑みて國民の健康の保持增進を圖ることの緊要であることは今更言ふ迄でもない所である然るに現時の我が國民の健康狀態を見るに遺憾ながら滿足すべき狀態に在るとは言ひ難いのであつて、加ふるに今次事變が國民體力の上に及ぼすことあるべき影響を考慮する時は國民の健康の保持增進に關する諸般の施設を整備するの必要なること實に今日の如く切なるはないと言はなければならない。

而して國民健康の保持增進に關する施設としては固より諸般の方策が考へられるのであるが、其の中でも相互扶助を基調とする健康保險制度の如きは社會政策的に大なる重要性を持つものの一つであつて健康保險の制度が國民保健上竝に國民生活の安定を期する上に於て有效適切なる施設であることは亦言ふ迄もないことである。

然るに現在我國に於ける健康保險の制度としては昭和二年より實施せられたる工場鑛山等の勞働者に對する健康保險制度があり又十三年七月一日より實施せられた農山漁村居住者及中小商工業者等に對する國民健康保險制度があるのであるが、都市の給料生活者又は商店使用人等に對しては未だ適當なる健康保險の施設が設けられて居ない實情である。然るに之等の給料生活者又は商店使用人等は其の經濟生活の實情に於て工場、鑛山等の勞働者と殆んど異る所が無いのみならず其の健康狀態の如きも良好でないので從つて之等の者に對して未だ適切なる施設が講ぜられて居らないことは國民保健上よりしても寔に遺憾である許りでなく、特に現下の如き非常時局に際して前線又銃後に於ける人的資源の充實を圖る上から言つても寔に憂慮に堪へない所であり、之等の者に對して速に適切なる健康保護の施設を講じ以て銃後國防の萬全を期することは刻下喫緊の要務なりと信じ本法の成立を見るに至つた。

船員保險法　海運業が四面環海の我國情より觀て貿易の發展、國際收支の改善及生產力の擴充等の諸點に於て國運の伸張上重要なる關係があるのみならず、一朝有事の際に軍事上、國防上重大なる關係あることは謂ふ迄もない。

海上產業の發展を期する爲には其の方策は多々あるが畢竟するに物的方面として優秀なる船舶を保持すること、人的方面として優秀なる船員を得ることが肝要であると考へらるゝのであるが、從來我國に於ては此の人的方面に關する國家的施設は物的方面の諸施設に比較して遜色があるのである。卽ち我國に於ける船員の保護に關しては船員法中に若干の扶助規定がある、外、總て船主の施設に俟つが如き狀況であつて、之を陸上勤勞者に對する保護施設に比較して均衡を得ざるものと謂はねばならない。船員保險制度は海陸に於ける斯の如き不均衡なる狀態を是正し、延ては海運業の隆昌を圖る上に最も有效適切なる制度として之が創設の要望は大正十一年第四十五議會以來問題となり、又前議會に於ては衆議院に於て船員保險法案の發議があつた、此の如く船員保險制度は多年の懸案でもあり、又社會政策上よりしても或は海運政策よりしても特に今次の支那事變を契機として、海運の飛躍的發展が期待せらるゝ秋に當つて之が實現を圖ることは喫緊の要務と考へられたのである。

尙本法の特徵は單に船員の疾病、負傷、死亡等に對する保險給付のみに止まらず、船員の海上勤務の特殊性と其の多年の要望に應へて老後又は廢疾と爲つた場合に支給する年金制を採用したことであつて、此の點は他の社會保險制度に比して非常に進步的である。

鑛業保險法中改正法律　健康保險法は工場、鑛山等に使用される者の爲に其の疾病又は負傷等に關し、療養の給付又は傷病手當金等の支給を爲し以て是等勞働者其の他小額所得被傭者の生活の安定を計り勞働力を保全し產業の進展に寄與する趣旨を以て昭和二年一月一日より實施され現在に至つて居るのである。而して最近の實績に依れば被保險者數次第に增加し保險給付費年額約四千五百萬圓に上り尙增加の趨勢にあるのであるが、殊に現下の時局に際しては銃後戰線を充實强化する施設として益益其の重要性を痛感される次第である。

改正法は健康保險實施以來十餘年の實績に徵し保險經濟上相當の餘裕のある場合には健康保險本來の給付の外に或程度の附加的給付を爲し得る途を拓き以て本制度を擴充すると共に職員健康保險法及船員保險法との關聯事項に關し規定したのである

郵便年金法中改正法律　郵便年金事業は國民の老後に於ける生活安定に資する爲、貯蓄を加味したる生命保險の一種として、大正十五年創始以來順調な發達を遂げ十三年十二月末現在で契約件數四十二萬件、年金年額三千四百萬圓を算し、又其の積立金は一億三千萬圓に達する成績を收めて居る。

改正法は現下の時局に鑑み國民生活の安定竝に貯蓄奬勵等の見地よりこの郵便年金制度を擴充改善して其の效用を高むることを主眼とし新種年金を創設すると共に、軍事援護に資する爲戰爭又は事變に因り死亡した年金受取人の遺族に特別の給付を爲し又制度の一般的利用を容易にさせる爲に掛金隨時拂の途を拓き其他現行法中不備と認められる條項を補正したのである。

言ふ迄もなく銃後國民の勤儉貯蓄を奬勵し戰時經濟國策に協力せしめると共に其の餘剩收入を以て將來の生活保障を準備させることは誠に必要なことである。此の時に當り保險の組織に依る國民の自主的養老施設として本制度を現下の時局に卽應せしむる樣に擴充整備し以て一般民衆の利用を奬勵誘導することは誠に適切なる措置と考へられるのである。

花柳病豫防法中改正法律　現行花柳病豫防法は診療の施設の充實と傳染防止とを主眼として昭和二年四月に公布せられ、昭和三年六月から施行せられたのであるが、其の主たる對象は業態上花柳病傳播の虞ある者、所謂業態者である。既に其の對象を業態者に局限してある以上、本法に依る診療施設は業態者以外の者は之を利用し得ない建前であり、一方傳染防止に就ては主として業態者の診療に關し間接に其の利用を慫慂した意圖が多分に含んでゐるのである。

國家總動員法關係

さらに國家總動員法關係の諸法令で厚生省所管において公布されたものが甚だ多い。いま逐次その概要をかゝげることにしよう。

工場就業時間制限令　此度の支那事變が勃發してから軍需品の生産が急激に增加を來たし、之等軍需品工場に於ては著しく繁忙になつて來たのである。而して軍需品の生産增加に處する爲には工場設備の擴張とか職工の增加とか云ふことが必要である

が然し應急の處置として之等の方法に依ることは種々の點から極めて困難な事柄であるので勢ひ職工の就業時間を延長することに因り、生産の增加を圖る方法が講ぜられて來たのである。乍併斯樣な方法は一時的な應急手段としては考へられることであるが、長時間勞働を永く續けることは職工の災害や疾病を增加せしめ、生産能率を低下せしめることゝなるので却つて生産力の擴充强化を圖る所以とならないのである。卽ち長期に亘る生産力の增加持久を圖る爲には就業時間を適當に制限して勞働力の維持培養を圖ることは極めて肝要な事柄である。

然るに現行勞働法規に於て就業時間の制限をして居るのは、十六歲未滿の年少者及女子の所謂保護職工に付てのみに限られてゐて十六歲以上の成年男子職工に付ては何等の規定が設けられて居らないのである。依て政府に於ては事變下に於ける之等成年男工の勞働力の保持に就いて昭和十二年十月「軍需品工場に對する指導方針」を定め、其の一項目として就業時間は大體十二時間程度に止めるやうに地方廳をして特別の指導に當らしめて來たのであるが、其の後の實情を見るに相當就業時間の延長が行はれ、それが爲に災害や疾病が益々增加して居るのである。而して今後事變の推移と共に、生産力の擴充が一段と要求せられて居る樣な事情を考慮するときは曩の政府の指導方針のみにては其の效果を充分期待することが困難と考へられるので玆に國家總動員法第六條を發動して工場就業時間制限令の制定

を見るに至り、三月三十一日公布せられ五月一日より施行せられたのである。

賃金統制令　勞働賃金は勞働條件の最も重要なもの一であり、勞働法制の體系化するにつれて、之に對する國家意思の立法化は各國に於て相次いで計畫實施せられたのである。我國に於ても賃金法制の必要が叫ばれ、これに關する各種の研究等も行はれ來つたのであるが、現在までの我國の產業勞働界の實情に於ては未だその實現を見るに至らず、勞働賃金は勞資間の自由契約に一任せられ、國家の之に關與する分野は比較的少かつたのである。

然るに滿洲事變以後、殊に今事變を契機とする軍需產業等時局關係事業の殷盛に伴ひ、此の方面に於ける賃金が甚だしく不統制且亂調を示し來り、其の趨勢としても益々昂騰の傾向を示し、斯る狀態を放置することは總動員目的の達成に勘からざる障碍を來す惧れがあり、軍需を充足し生產力の擴充を完からしめる爲には現下の物價統制と相俟つて賃金の統制を行ひ其の恒常性を維持することが極めて必要となつたのである。

更に又、時局關係事業に於ける熟練職工の不足は之等の者の爭奪引拔を著しく深刻化し、其の結果は國策遂行と重要なる事業に於ける生產に勘からざる支障を來し、之が對策として國家は之等經驗勞働者の移動を人爲的に制限するの外なきに至つたのであるが、この場合に國家が勞働者の移動を制限するのみで其の賃金に對して何等の統制を加へざるに於ては、賃金の均衡を失するの惧れが勘くなく勞働者の移動制限の圓滑な運行を圖り其の完璧を期する爲にも賃金を適當に調整することが必要となつて來たのである。尙又斯の如く經驗勞働者の移動を制限する結果、未經驗勞働者の爭奪が一層激化され、其の初任給が不統制となり軍需勞務の適正なる調整に支障を來す惧れがあるので、之が對策として未經驗勞働者の初任給に一定の基準を與へて之を統制する必要があるのである。

以上の如き必要から今回國家總動員法第六條の規定に基いて賃金統制令（昭和十四年三月三十一日勅令第百二十八號）が制定せられるに至つたのである。

賃金臨時措置令　吾國の物價政策は支那事變を契機として、强度の戰時統制の形をとつて現はれたが、今次の歐洲に於ける動亂に直面して、その再檢討出發を要求されるに至つた。卽ち、これ迄の公定價格制の如く、個々の商品につき、原價計算をなし、それに依る適正價格を定め、それのみに依つて物價騰貴を抑制するのでは間に合はなくなつた。其處で物價に直接關係する一切の要素を全面的に抑制する事が必要となり、價格、賃金給料、運送賃、地代、家賃等の强制停止を命ずる諸勅令が制定される事になつたのである。卽ち、本令は價格の重要な構成要素の一をなす勞働賃金を抑へる事に依つて價格の昂騰を抑へんとするものである。（昭和十四年十月十八日勅令第七百五號）

地代家賃統制令　地代家賃は國民生活に極て密接なる關係をもつてゐる。都市に於ては市民の大多數は借地借家に住んでゐる狀態であつて然も此の家賃は一般庶民生活に於ては普通飮食物費に次いで生計費の主要部分を占めてゐる。從つて之等地代家賃の騰貴は銃後國民生活の安定上重大なる問題であるが又同時に一般物價政策にも深い關係がある。卽ち地代家賃は一般物價の騰貴に追隨して騰貴する傾向があるが、一旦騰貴すると之は逆に一般物價の騰貴を促す有力な原因である。故に今回の如き全面的物價騰貴抑制方策の實施に當つては價格、運賃、賃金、給料等と共に地代、家賃にも必要なる統制を加へねばならぬこととなるのである。

玆に於て國家總動員法第十九條に基き十月十八日勅令第七百四號地代家賃統制令が制定公布せられ十月二十日から施行されることゝなつたのである。

國民登錄制　政府に於ては豫てより國民登錄制を實施すべく、諸般の準備を進めつゝあつたが、昭和十三年末、國家總動員審議會に「一般國民の職業能力ニ關スル勅令案要綱」を諮問し其の可決答申を見、昭和十五年一月七日勅令第五號を以て「國民職業能力申告令」が公布せられ、一月二十日より實施されたのである。

國民登錄制を一言にして云ふならば國民の働く能力を國家が登錄する制度と云ふことが出來よう。國民の働く能力とは廣く國民の精神的、肉體的の働く能力を指稱するのである。之を換言すれば國民の職業能力とも云ふことが出來る。然らば斯かる國民の働く能力を何故に國家に於て登錄する必要があるかと云へば、それは、國家總動員を必要とする樣な一朝有事に際しては、國民の働く力を最も有效適切に動員して以て其の時艱を克服せなければならぬことは敢て說明を要しない處であるが、かかる國民の總力を動員しなければならない樣な場合に直面して國民の有する能力に付て其の所在と其の量がハッキリと判つてゐないと之を迅速且適切に運用することが出來ない譯であるから國家總動員計畫の樹立に付ては此の國民の働く能力卽ち職業能力を平時から國家が登錄して置くと云ふ制度が不可缺となつて來るのである。我國に於ても夙に此の必要性を認め曩に國家總動員法の制定に際しては此の國民登錄制の實施の爲に特に規定を設け「國民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及檢査」に付て國民に一定の義務を課し得ることにしたのである。卽ち國家總動員法第二十一條は次の如く規定してゐるのである。

第二十一條　政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ檢査スルコトヲ得

而して右の規定の發動に依る登錄制としては、醫療關係者（醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦）の登錄に付ては醫療關係者職業能力申告令、船員の登錄に付ては船員職業能力申告令、獸醫師の登錄に付ては獸醫師職業能力申告令が制定せられたのであるが、之等は謂はば特殊の登錄として、一般國民の登錄とは切離して其の制度が建てられてゐるのである。かゝる特殊の者を除き一般の國民の職業能力を登錄せんとする制度が卽ち玆に云ふ國民登錄制である。

國民徵用令　國家總動員法第四條に基く國民徵用令は、種々論議と研究を經て六月十四日國家總動員審議會に於て其の要綱が滿場一致の可決を見更に七月四日閣議の決定を經て同八日公布せられ七月十五日より實施せられるに至つた。

抑も此の徵用制度が國民の注目を集める樣になつたのは、國家總動員法制定の際法第四條の問題として論議されたからであるが本制度の沿革は大正七年制定の軍需工業動員法に初まり同法には、政府が戰爭目的遂行の爲に兵役に在る者又は在らざる者を召集又は徵用して國又は國の管理する施設に於て行ふ業務に從事せしめ得る規定があつたのである。之が昭和十二年國家總動員法の制定の際軍需工業動員法の廢止と同時に國家總動員法第四條となつて現はれたのである。

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ。

斯くの如く徵用の制度は從來も存在して居たのであるが、徵用を必要とする時局に至らなかつた爲か其れに基く勅令の制定を見るに至らなかつたのであつて、今回國家總動員法の制定に當り又其れに基く國民徵用令の發動に當つては大いに論議の對象となつたことは、本制度が愈々國民の前に時局的に現實な問題として現はれたからであらうと思はれる。

工場事業場技能者養成令　熟練職工は、工場事業場に於ける生產作業上極めて重要なる地位に在るものであるが、最近軍需產業等時局關係の事業の殷盛に伴ひ、各方面に於て熟練職工の不足を來し、此の爲に之等の者の爭奪引拔等が深刻に行はれ、軍需其の他の國策遂行上重要なる事業の生產に尠からざる支障を來して居る狀況である。更に又、今後我が國の生產力を擴充する爲には相當多量の熟練職工を必要とすること勿論である。此の現在の熟練職工の不足を充たし、且將來我が國の生產力を擴充する爲の莫大なる熟練職工の需要に應ずるが爲には、一方に於て政府其の他に於て設置する機械工其の他の技能者の養成の施設を擴充して之が需要に對し供給を行ふことの必要なることは謂ふまでもないところであるが、之のみを以てしては其の需要に應ずることは出來ないのであつて、工場又は事業場に於て熟練職工の養成を行ふことも亦極めて必要であると考へられる。從來に於ても、工場に依つては自らの必要に基づいて熟練職工の養成施設を設けてゐるものもあつたのであるが、それも大規模の若干の工場又は事業場に限定されて居て、其の自發的なる施設に俟つのみでは充分ではない。かやうな狀況に鑑み熟練職

工の不足を補ひ今後の需要の增加に對處するが爲には、工場又は事業場をして組織的に相當數の技能者の養成を義務として爲さしむることを要するのである。玆に於て、國家總動員法第二十二條の規定に基づき三月三十一日勅令第百三十一號を以て工場事業場技能者養成令が制定せらるゝに至つた次第である。

從業者雇入制限令　最近時局產業の殷盛に伴ひ、勞務の需要が著しく增大した爲に、從業者の雇入について爭奪、引拔等が盛に行はれるに至つてゐる。之は從業者の移動を頻繁ならしめ、軍需工業其の他國策遂行上重要なる事業の生產に尠からざる支障を來してゐるのである。此の狀況に鑑み、從業者の移動を規制するのは喫緊の要事であるのであるが、かゝる從業者の移動を制限する爲には現在他人に雇傭せられて居る者及他人との雇傭關係を終了してから一定の期間を經過しない者の雇入について、之を工場、事業場等の自由に委ぬることなく或る程度制限することが適當であると考へられるのである。玆に於て國家總動員法第六條の規定に基き三月三十一日勅令第百二十六號を以て從業者雇入制限令が制定公布せられ、四月二十日から施行されることゝなつたのである。

これによつて見れば總動員法關係公布諸令の甚だ活潑なる活動を見たことが明かとなる。

軍事援護行政

遺族援護事業

事變第三年を迎へて益々切實を感ずるものは戰歿軍人軍屬遺族に對する恩典、援護について、益々これが擴充强化を圖る必要があるので、臨時軍事援護部では昭和十四年度に於て、特に百萬圓の豫算を以て遺族援護事業を實施し、遺族援護の完璧を期することになつたのである。而して本豫算の具體的實施の計畫は大體次の如くである。

戰歿者遺兒育英事業助成の擴充　戰傷病歿軍人軍屬の遺兒の育英事業助成は、中等學校就學者に就ては、昭和十三年度より既に豫算七萬圓を以て實施中であるが、十四年度は之を高等小學校就學者に迄擴充するの必要あるを認め、之を實施することになつた。而して之が實施要綱は左の通である。

一　本事業に依る學資補給の目的

戰傷病歿軍人軍屬（戰歿者）の遺兒をして獨立自營の素地を作らしめんとするにある。

二　學資補給を受け得る者

前年度同樣、學資乏しき爲中等教育又は高等小學教育を受くるに困難なる戰歿者の遺兒並に遺兒に準ずる者である。遺兒に準ずる者の中には戰歿者に依り事實上扶養及育英を受け居りたる弟妹等をも含んで居る。

三　學資補給の程度

中等學校に在りては一人年額二〇〇圓、高等小學校に在りては一人年額三八圓を標準とするも、家庭の資力其の他の事情等を考慮して、其の不足額を補ふことゝして居るのである。

四　本事業の主體

本事業は原則として道府縣が主體となつて實施し、政府より之に助成することゝなつて居るのであるが、道府縣の實情に依つては、道府縣は教育會等確實な團體に助成金を交付して、之を實施せしめることも出來るのである。

職歿軍遺族授職補導事業助成　戰歿者遺族援護は、單に生活の扶助を以て滿足すべきではない、寧ろ遺族個々の地位・素質・健康・資力・教養其の他の事情に卽應し然も之に適する授職補導を爲し、社會的經濟的に獨立自營するの素地を作らしむることとは、遺族の將來に對し新らしき光明と希望とを與へ、極めて適切なことである。因て道府縣其の他の團體をして、斯種事業を實施せしめ、國費より助成することになつた、而して之が事業の實施要項は左の通である。

一　本事業に依り補給を受け得る者

戰歿者の寡婦・遺兒其の他遺族一般が本事業に依る補給を受け得るのであるが、戰歿者の弟妹等に付ては、戰歿者より事實上扶養を受けて居た者に限られて居るのである。

二　授職補導の種類

授職補導の種類には何等制限なく、如何なる種類のものでも差支ない。例へば和洋裁縫・各種手藝・產婆・看護婦・タイピスト保姆・美容・調髮・生花・茶の湯・自動車運轉・製圖・機械等の如くである。

三　本事業に依る補給の程度

(一)に述べた技能を習得するに要する費用として補助される金額は、遺族一人に對して年額一五〇圓を標準として居るが、勿論其の種別、家庭の資力、其の他の事情等を考慮して、眞に必要なる程度を補給し得るのである。

本事業に依り、遺族が勤勞精神を涵養し更に將來に對して光明と希望とを抱き、且つ經濟的の助けとなれば誠に幸である。殊に不幸恩給法の適用を受け得ざる內緣の妻、又は事實上の親子關係に在る者等に對しては、本施設を最大限度に於て活用する樣指導すべきである。

戰歿者寡婦の教員養成事業　本事業は一種の授職補導ではあるが、戰歿者の寡婦の中には、教員として適當なる素質と教育に對する熱意とを有する者があるので、之等の者に、幼稚園保姆・小學校教員・中等教員として必要なる學科を授け、修了後教職に就かしむることは、之等の者に對し光明と希望とを持たしむることになり、遺族援護事業として極めて適切な事業であると共に、又教育上の見地から見るも、適當と認められるので、文部當局とも協議の上、十四年度より次の要項により、教員養

成事業を實施せらるゝことゝなつた。

一　養成の方法

幼稚園保姆養成所　一箇所　三〇人收容
小學校教員養成所　六箇所　一箇所二〇人　合計一二〇人收容
中等教員（家事裁縫）養成所　一箇所　三〇人收容

二　入所資格

高等女學校卒業又は之と同等程度以上の學力を有する入所希望者中より、人物・身體及學力を考査して、入所せしむることになつて居る。

三　講習年限

保姆・小學校教員は一年、中等教員は二年である。

戰歿者遺族援護施設として十四年度實施の寡婦教員養成所は九月十一日一齊に開所式を擧行した。

四　修了後の特典

1　保姆の養成を修了した者には、地方長官に於て、無試驗檢定に依り、保姆免許狀を授與せられることになるのである。

2　小學校教員養成を修了した者には、其の履修したる學科に應じて、地方長官に於て、無試驗檢定に依り、小學校正教員又は小學校專科正教員免許狀を授與せられることになるのである。

3　中等教員の養成を修了した者には、無試驗檢定に依り、家事裁縫科中等教員免許狀を授與せられることになるのである。

尙右養成所に入所中の遺族個人々々の學費は入所者に於て負擔をしなければならぬのであるが、授業料は免除せらるゝ外、學費に不足する者に對しては（二）に述べた授職補導事業費より補給する途も講ぜられて居るのである。

教化指導事業並に之が助成

遺家族指導囑託設置並に之が助成

遺家族の多くは婦人・子供若は老人であるから、之等の者に對しては、親身の相談相手ともなり又は其の指導にも當り得る樣な人を設置して、之が相談指導に當らしむることは、極めて必要であり、殊に遺族に對しては其の必要が痛感せられるのである。從つて昭和十三年度より、全國に軍事援護相談所を設置して之等の相談指導に當らしめ、相當の實績を收めて居るのであるが、遺族に對しては一段と之が機能を强化する必要があり、殊に婦人にして相談指導に當り得る適任者を設ける必要があるので、厚生省及府縣に、婦人の指導者を囑託することにした。固より此の囑託は從來からの遺家族相談指導機關の機能を强化し、其の活動を促進する趣旨のものであるから、從來の相談指導機關との連繫は極めて密接でなければならぬ。尙此の囑託は全部婦人より之を銓衡することゝし、殊に遺族たる婦人にして適任者ある場合は、努めて之を囑託することゝして居る。

（以下略）

傷痍軍人保護事業

さらに傷痍軍人に對する保護事業の大要を擧ぐると次の通りである。

救養救化に關する事業

一　實施方針

傷痍軍人をして國體の本義に徹し皇恩の深きを念ひ傷痍に屈せず再び起ちて君國に報ずるの志操を涵養せしむると共に一般國民をして傷痍軍人に對する感謝の念を永く持續せしめ以て傷痍軍人の再起奉公に協力支援せしむるやう道府縣、民間團體と相協力して指導教化に努むるものとす。

二　實施內容

イ　傷痍軍人の精神指導（略）
ロ　一般國民の教化（略）

醫療保護に關する事業

一　實施方針

軍人にして在營又は應召中傷痍を受け疾病に罹り一種以上の兵役を免ぜられ又は召集解除となりたる者にして傷痍の再發或は疾病にして療養を要する者に對し收容保護施設を設け或は公私の療養所病院等に委託して療養せしめ又は住宅に於て醫療を受けしむる樣實施す

二　實施內容

イ　傷痍軍人療養所（略）
ロ　傷痍軍人溫泉療養所（略）
ハ　傷痍軍人精神療養所（略）
ニ　委託療養及居宅醫療（略）

而してイの傷痍軍人療養所に於ける治療の萬全を期する爲之が治療方針等を調査審議する爲軍事保護院に斯界の權威者を以て委員とした。尙傷痍軍人醫療委員會は昭和十四年七月二十八日勅令第四百九十八號を以て設置せられた。

職業保護に關する事業

一　實施方針

傷痍軍人をして夫々の環境に應じ其の能力を最高限度に活用して適業を確保し、前途に希望と光明とを把持しつゝ愈々奉公報國せしむることを企圖し職業の指導再教育、就職の斡旋等を行ふ、而して職業の保護に關しては傷痍軍人の傷痍疾患と適業との關係を顧慮しつつ原則として原職復歸の方針を採り、復歸し得ざる者及原職無き者には新職業への就職を圖るを要す。

尙こゝには家族との關係を考慮すること肝要なり。

二　實施內容

イ　職業補導施設（略）
ロ　學資給與（略）
ハ　學校教員養成所（略）
ニ　失明傷痍軍人施設（略）
ホ　作業義肢並作業補助具の製作並修繕（略）
ヘ　職業指導、就職斡旋及就職後の輔導（略）
ト　職業顧問（略）
チ　雇傭の促進（略）
リ　生業助成（略）
ヌ　介護要具の支給（略）

優遇その他に關する事業

一　實施方針

傷痍軍人に對しては官民擧つて感謝の意を表し之を優遇すべきこと素よりなるも、之が爲將來却つて弊害を釀すが如きことなきを期すると共に、傷痍軍人をして克く其の名譽を發揚せしむるやう深く留意せんとす。

本　二　實施内容

イ　大日本傷痍軍人會の施設（略）

ロ　傷痍軍人臺帳の備付其他（略）

ハ　傷痍軍人子弟の育英助成（略）

療養施設　今昭和十四年十一月現在における傷痍軍人療養所、溫泉療養所、職業補導所、教員養成所、寡婦教員養成所及幼稚園保姆養成所をあげると次の通りである。

傷痍軍人療養所

	所在地	開所年月日
傷痍軍人千葉療養所	千葉縣千葉郡千城村	昭和十三年十一月十五日
同　岡山療養所	岡山縣都濃郡早島町	〃　十二月二十七日
同　愛知療養所	愛知縣知多郡大府町	〃　十二月二十九日
同　福岡療養所	福岡縣糟屋郡古賀町	昭和十四年一月十九日
同　廣島療養所	廣島縣賀茂郡西條町	〃　二月十一日
同　京都療養所	京都府綴喜郡青谷村	〃　二月十日
同　石川療養所	石川縣江沼郡篠原村	〃　二月二十八日
同　長野療養所	長野縣上水内郡若槻村	〃　〃
同　宮城療養所	宮城縣亘理郡山下村	〃　〃
同　大阪療養所	大阪府泉南郡貝塚町	〃　五月十三日
同　三重療養所	三重縣河藝郡大里村	〃　五月二十六日
同　新潟療養所	新潟縣刈羽郡柏崎町	〃　六月一日
同　東京療養所	東京府北多摩郡清瀨村	〃　六月十二日
同　宮崎療養所	宮崎縣宮崎郡赤江町	〃　六月十二日
同　佐賀療養所	佐賀縣三養基郡中原村	〃　六月十二日
同　兵庫療養所	兵庫縣有馬郡三輪町	〃　七月一日
同　愛媛療養所	愛媛縣溫泉郡北吉井村	〃　七月五日
同　德島療養所	德島縣麻植郡西尾村	〃　八月二十一日
同　神奈川療養所	神奈川縣中郡東秦野村	〃　九月二十日
同　鹿兒島療養所	鹿兒島縣揖宿郡指宿町	〃　十月三十日
同　秋田療養所	秋田縣由利郡本莊町	昭和十五年一月
同　島根療養所	島根縣八束郡乃木村	昭和十四年十二月
同　青森療養所	青森縣東津輕郡西平內村	昭和十五年六月
同　北海道療養所	北海道龜田郡七飯村	〃　一月
同　福井療養所	福井縣三方郡八村	〃　三月

傷痍軍人溫泉療養所

	所在地	開所年月日
療養所名		
傷痍軍人湯田溫泉療養所	山口縣山口市	昭和十四年八月二十日
同　白濱溫泉療養所	和歌山縣西牟婁郡瀨戶鉛山村	〃　九月十七日
同　小濱溫泉療養所	長崎縣南高來郡小濱町	〃　十月十五日
同　伊東溫泉療養所	靜岡縣田方郡伊東町	〃　十一月十五日
同　鹽原溫泉療養所	栃木縣鹽谷郡鹽原町	〃　十一月十七日
同　別府溫泉療養所	大分縣別府市	〃　十二月
同　三朝溫泉療養所	鳥取縣東伯郡三朝村	〃
同　登別溫泉療養所	北海道幌別郡幌別村	〃
同　花卷溫泉療養所	岩手縣稗貫郡湯本村	〃
同　宇奈月溫泉療養所	富山縣下新川郡內山村	〃

傷痍軍人職業補導所

職業補導所名	所在地	開所年月日
傷痍軍人大阪職業補導所	大阪府堺市神石村	昭和十四年四月二十日
同　福岡職業補導所	福岡縣小倉市大字三萩野	〃　四月二十日
同　東京職業再教育所	東京市豐島區巢鴨六ノ二〇財團法人啓成社內	〃　十月一日

傷痍軍人教員養成所

養成所名	所在地	開所年月日
傷痍軍人中等學校教員養成所	東京市小石川區大塚窪町東京高等師範學校內	昭和十四年九月十一日
傷痍軍人東京小學校教員養成所	東京市板橋區東大泉町東京府大泉師範學校內	五月六日
傷痍軍人京都小學校教員養成所	京都市上京區小山東大野町京都府師範學校內	五月六日
傷痍軍人小學校教員宮城養成所	仙臺市北七番丁宮城縣師範學校內	九月四日
傷痍軍人小學校教員岡山養成所	岡山市門田岡山縣師範學校內	九月四日
傷痍軍人小學校教員福岡養成所	小倉市富野小倉師範學校內	九月四日

戰歿者寡婦教員及幼稚園保姆養成所

養成所名	所在地	開所年月日
東京特設中等教員養成所	東京市小石川區大塚町東京女子高等師範學校內	昭和十四年九月十一日

小學校教員養成

宮城特設小學校教員養成所	宮城縣仙臺市中島町宮城縣女子師範學校內	昭和十四年九月十一日
東京特設小學校教員養成所	東京市小石川區竹早町東京府女子師範學校內	〃
岐阜特設小學校教員養成所	岐阜縣稻葉郡加納町岐阜縣女子師範學校內	〃
兵庫特設小學校教員養成所	兵庫縣明石市山下町一丁目兵庫縣明石女子師範學校內	〃
廣島特設小學校教員養成所	廣島縣三原市館町廣島縣三原女子師範學校內	〃
熊本特設小學校教員養成所	熊本縣熊本市內坪井町熊本縣女子師範學校內	昭和十四年九月十一日
幼稚園保姆養成		
奈良特設幼稚園保姆養成所	奈良縣奈良市北魚屋西町奈良女子高等師範學校內	昭和十四年九月十一日

銃後後援事業

銃後後援强調週間　更に國民各層の日常生活を通じて銃後後援思想の普及徹底を圖るために次の大綱によつて、銃後後援强化

日、一趣　旨

銃後後援の强化は現下の多難なる國際情勢に處し、興亞聖戰の目的を達成するに缺くべからざる事項たるに鑑み玆に銃後後援强化週間を設け客年賜はりたる軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體して大本に銃後後援思想の普及徹底を圖り官民協力以て銃後後援の完璧を期せんとす。

二　主眼事項

戰歿軍人、傷痍軍人及出征軍人に對する感謝の念を昂揚し以て傷痍軍人　軍人の遺族及家族等に對する援護の心操を振起涵養すると共に國民各層の日常生活を通じて之が具現永續を圖る爲其の實踐を强化すること。

三　期　間

自昭和十四年十月三日　至昭和十四年十月九日　一週間

四　實施要項（以下略）

銃後奉公會　更に市區町村に於ける銃後施設を整備擴充するために、銃後奉公會の設置を試みるやうになつた。その概要をかゝげることにしよう。

興亞の新春劈頭一月十四日、厚生、内務、陸軍及海軍省訓第一號を以て市區町村に於ける銃後後援團體の整備强化に關し、四省大臣の訓令が發せられ、同日附を以て四省次官の依命通牒に依り其の具體的方策として銃後奉公會設置に關する詳細なる指示が行はれた。

軍事援護に關しては明治三十七年下士兵卒家族救助令施行に關し發せられたる内務大臣訓令に次ぐものであつて、我國軍事援護制度の根幹を培養强化せんとする點に於て極めて重要なる意義を有するものであると云はねばならぬ。以下銃後奉公會設置の趣旨を示して見やう。

銃後奉公會設置の趣旨

支那事變も愈々長期建設の新段階に到達し、國家國民の總力を擧げて聖戰終局の目的達成に邁進致さねばならぬのであつて、銃後の後援も亦この新事態に卽應して一段と强化持續を圖り、眞に擧國一體となつて銃後の護に些の不安なきを期せねばならぬことゝなつたのである。

事變發生以來政府は時局に緊要なる各種銃後對策を樹立し、諸般の方途を講じて銃後施設の完備を期して居るのであるが、眞に時局の新事態に卽應し益々銃後の護の强化を圖る爲には、政府の施設の充實は素よりであるが、特に緊要なることは隣保相扶の精神に基く國民を擧げての力强い協力の實踐に俟たねばならぬことである。之が爲には銃後奉公の精神を愈々振作更張して、物心二面に亙り整然たる援護の實施を期し得る樣銃後施設の整備强化を圖る事が最も緊要と考へるのである。此處に於て政府には玆に中央に恩賜財團軍人援護會を、道府縣に其支部を設置して軍事援護の中樞團體たらしめたのであるが、更に進んで銃後の第一線であり、隣保相扶の傳統に輝く市區町村に於ける銃後施設を整備統一することが軍事援護機構の根幹を培養强化する所以であり眞に時局の要望する所であると考へるのである。

事變發生以來期せずして全國市區町村に銃後後援の團體が普及し極めて活潑なる活動を爲しつゝあることは、時局の要望する所に副はんとする國民の銃後施設の必然的動向と見ることが出來るのである。更に帝國議會に於ても銃後施設の一として市區町村に護國共同組合を設置せんとする護國共同組合法案等が去る第六十五議會以來衆議院に於て、議員より四度提出され、衆議院は三度通過したが貴族院に於て審議未了の儘今日に至つて居るのである。此の法律案の趣旨とする所は、自力を經とし協同を緯とする協同組織の團體を市區町村に設置し、國民皆兵の本義に則り、兵役義務服行に必要なる準備を整へんとするものであつて、之亦銃後施設の整備確立を圖らんとする企圖に外ならないのである。

護國共同組合法案に付ては政府に於ても、其の精神とする所は我國兵制の本義に鑑み極めて適切と考へたのであるが、之を法律化することに付ては兵役義務に對する國民の信條に微妙なる關係を有すると共に、地方自治機構に重大なる關係を有するので、愼重に研究をして居たのであるが、事變發生以來時局は急速に銃後施設の整備强化を必要とするに至つたので、政府に於ては時局下銃後の新動向に深き洞察を加へたる結果、隣保相扶の精神と護國共同組合の精神とする國民皆兵の精神とを銃後奉公の指導精神として確立し、之の指導精神の下に市區町村に於ける銃後々援の團體をして眞に擧郷一致の態勢と機能とを、整備强化せしめ、市區町村に於ける軍事援護の中樞團體たらしむることが時局下極めて緊要且適切のことと考へ、之の方針の下に關係各省の間に於て具體案の研究を進め、護國共同組合法案提案者其の他關係者とも協議し、銃後奉公會設置に關する成案を得て前記訓令及通牒が發せられるに至つたのである。

勞働行政

昭和十四年の産業勞働の諸分野を通じて勞働事情の急激なる變遷を見ることができるのであつて、いま其等の事情の二、三を先づこゝにかゝげることゝしよう。

勞働事情調査

機械及び器具工場における勞働事情

イ　就業時間

勞働局に於て昭和十三年五月常時職工五十人以上を使用する機械及器具工場に於ける就業時間の狀況に付同年五月中一ヶ月間の就業狀況を調査せる結果を總數を一〇〇とせる比率を以て示せば左の通りである。

八時間以下のもの	二・〇三%	九時間〃	一〇・二六%
十時間〃	二五・六九	十三時間〃	一三・八四
十一時間〃	一三・三一	十四時間〃	九・五二
十二時間〃	二〇・六六	十四時間を超えるもの	四・七一

尙十二時間を限度として其上下を見ると十二時間以下のもの七一・九五%、十二時間を超えるもの二八・〇七%と云ふ割合になつてゐる之を昭和十二年十一月勞働局が同じ方法を以て行へる調査の結果に對比すると次の如き增減がある。

八時間以下のもの　〇・三五%（減）

九時間 〃 四・三一（減）
十時間 〃 三・〇八（増）
十一時間 〃 〇・一〇（増）
十二時間 〃 四・五五（増）
十三時間 〃 三・〇〇（減）
十四時間 〃 一・一九（減）
十四時間を超えるもの 一・一四（増）

而して十二時間を超えるものは昭和十二年十一月に比し三・五%の減少を示しておるが全般的に見て尚相當の時間延長が行はれて居るのである。

昭和十三年五月の調査と昭和十二年十一月の調査とを對比して發見される一つの變化は十時間のものと十二時間のものとが著しく増

機械及器具工場に於ける就業時間別職工數比率調（昭和十三年五月中）

一ヶ月間延人員（%）（休憩時間を含む）

規模別	區別	總數	六時間以下	七時間以下	八時間以下	九時間以下	十時間以下	十一時間以下	十二時間以下	十三時間以下
總計	職工數比率	一〇〇・〇〇	〇・三六	〇・一五	一・五三	一〇・二六	二五・六九	一三・三二	二〇・六六	一三・八四
五十人以上百人未滿	職工數比率	一〇〇・〇〇	〇・七三	〇・四四	〇・六	一三・六八	二九・〇三	一三・九九	二一・九二	一〇・九
百人以上三百人未滿	職工數比率	一〇〇・〇〇	〇・四三	〇・一一	〇・七三	四・二五	三〇・五六	二〇・三三	二一・〇五	一一・六〇
三百人以上五百人未滿	職工數比率	一〇〇・〇〇	一・〇八	〇・二八	二・四	二・四八	二一・〇四	二〇・一六	二一・六〇	一五・八
五百人以上千人未滿	職工數比率	一〇〇・〇〇	〇・七	〇・五三	三・一八	七・七六	二四・二三	一四・二〇	二五・一七	一三・〇二
千人以上	職工數比率	一〇〇・〇〇	〇・一四	〇・〇三	一・四三	一四・一〇	二四・八八	九・二三	一九・三四	一四・八七

規模別	區別	十四時間以下	十五時間以下	十六時間以下	十七時間以下	十八時間以下	二十時間以下	二十二時間以下	二十四時間以下	二十四時間超過
總計	職工數比率	九・五二	二・四四	〇・四六	〇・三五	〇・一三	〇・一〇	〇・〇六	〇・九九	〇・一八
五十人以上百人未滿	職工數比率	七・四三	一・〇三	〇・三〇	〇・一八	〇・〇八	〇・〇九	〇・〇四	〇・一七	〇・三
百人以上三百人未滿	職工數比率	八・五二	一・二七	〇・三八	〇・二三	〇・〇八	〇・〇七	〇・〇六	〇・三四	〇・〇四
三百人以上五百人未滿	職工數比率	一〇・八八	一・六七	〇・四二	〇・六八	〇・二九	〇・一九	〇・〇八	一・〇二	〇・二
五百人以上千人未滿	職工數比率	八・三七	一・四七	〇・三二	〇・三三	〇・二二	〇・一八	〇・〇一	〇・六七	〇・二〇
千人以上	職工數比率	一〇・〇八	三・一九	〇・五四	〇・四四	〇・一四	〇・〇八	〇・〇	一・三二	〇・二七

備考 一 本調査は延職工數を各實就業時間別に記載せるものにして延職工總數を一〇〇とせる比率を以て示せるものなり。
二 本調査は成年男工に付てのみの調査なり。

機械及器具工場に於ける就業時間別職工數比率調（昭和十二年十一月中）

一ヶ月間延人員（%）（休憩時間を含む）

規模別	區別	總數	八時間以下	九時間以下	十時間以下	十一時間以下	十二時間以下	十三時間以下
總計	職工數比率	一〇〇・〇〇	二・一三	一四・五七	二二・六二	一三・二二	一六・二一	一六・八四
五十人以上百人未滿	職工數比率	一〇〇・〇〇	一・五四	一三・〇四	二三・一二	二三・〇八	一五・七三	一一・八五
百人以上三百人未滿	職工數比率	一〇〇・〇〇	一・五四	五・八二	二八・八五	一九・七二	一八・七五	一三・四九
三百人以上五百人未滿	職工數比率	一〇〇・〇〇	四・五七	一三・八五	二〇・七八	一六・二一	一三・三八	一三・六〇
五百人以上千人未滿	職工數比率	一〇〇・〇〇	六・三八	六・六六	二三・〇八	一一・四三	二三・五六	一三・八五
千人以上	職工數比率	一〇〇・〇	一・七六	二〇・九二	一九・五八	一〇・二五	一三・二九	一九・三四

規模別	區別	十四時間以下	十五時間以下	十六時間以下	十八時間以下	二十時間以下	二十四時間以下	二十四時間超過
總計	職工數比率	一〇・七二	一・七四	〇・四四	〇・一三	〇・〇六	〇・七二	〇・四〇
五十人以上百人未滿	職工數比率	九・五三	一・一九	〇・三〇	〇・一四	〇・〇四	〇・三二	〇・二四
百人以上三百人未滿	職工數比率	八・九四	一・五〇	〇・三八	〇・三七	〇・一三	〇・四三	〇・〇八
三百人以上五百人未滿	職工數比率	一三・六二	一・七六	〇・六九	〇・三二	〇・一六	〇・七二	〇・三六
五百人以上千人未滿	職工數比率	一一・五三	二・〇四	〇・三三	〇・二二	〇・〇七	〇・五	〇・三〇
千人以上	職工數比率	一〇・九七	一・八二	〇・四六	〇・一九	〇・〇三	〇・八七	〇・五三

備考 一 本調査は延職工數を各實就業時間別に記載せるものにして延職工總數を一〇〇とせる比率を以て示せるものなり。
二 本調査は成年男工に付てのみの調査なり。

加したことである。即ち工場の實就業時間に付ては十時間制に依るものと十二時間制に依るものとに集約された傾向が發見出來るのである。

尚規模別より見たる機械及器具工場に於ける就業時間の實状は前表の通りである。

ロ 休憩時間

休憩時間の實情に付ては就業時間に關する調査と同様に昭和十三年五月常時職工五十人以上を使用する機械及器具工場に付て調査せ

るに所定就業時間六時間を超え十時間以内のものに付ては休憩時間三十分未滿のものは皆無で三十分以上一時間未滿のものは五六・四六%一時間以上のものは四三・五四%である。所定就業時間十時間を超ゆるものに付ては休憩時間三十分未滿のものは無く三十分以上一時間未滿のものは一四・〇二%一時間以上のものは八五・九八%と云ふ實情である。

機械及器具工場に於ける休憩時間調（%）

（昭和十三年五月中）

休憩時間別 / 就業時間別	三十分未滿	三十分以上一時間未滿	一時間以上
六時間以内	—	五六・四六	四三・五四
六時間を超え十時間以内のもの	—	一四・〇二	八五・九八
十時間を超えるもの	—	四三・〇一	五六・九九
計	—		

備考　一　本調査は休憩時間別工場數を就業時間別に記載せるものにして各工場總數を一〇〇とせる比率を以て示せるものなり。

二　本調査は成年男工に付てのみの調査なり。

八　休日

昭和十三年五月中に於ける常時職工五十人以上を使用する機械及器具工場に付休日の實情を調査せるに所定休日一回のものは約〇・六%で他は何れも二回以上の休日を設けて居る更に實際に與へた休日に付て見るに一回の休日のものは約三%で他は總て二回以上の休日を設けて居る。

機械及器具工場に於ける休日調（%）

（昭和十三年五月中）

休日日數	所定休日日數	實際の休日日數
一日	〇・五八	三・一四
二日	六四・三二	六一・六九
三日	一一・六〇	一六・七八
四日	七・四三	八・七一
五日	一五・一一	七・五六
六日	〇・六四	〇・五八
七日以上	〇・二六	〇・二六
無休日	〇・〇六	一・二八
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

備考　一　本調査は工場數を休日日數別に記載せるものにして各工場總數一〇〇とせる比率を以て示せるものなり

二　二十四時間交替制を採れる工場に於ける十五日休日を無休日として取扱へり

三　本調査は成年男工に付てのみの調査なり。

二　最近の災害發生狀況

滿洲事變を契機として勃興せる我國重工業界の躍進は勞働時間の强化と新入工の增加を隨伴して災害の發生も漸次上昇傾向を辿りつつあるのである。今次事變の勃發は尙一層此の傾向に拍車を掛けることを考慮して當局に於ては災害の防止に最大の留意を拂つて來たのであるが　夫れでも尙昭和十二年の災害發生狀況は之を機械及器具工場に付て見れば、死亡、重傷、輕傷を合せ千人當率にすれば、七七・六九と云ふ實情であり昭和十一年に比し五・〇五を增加して居るのである。

尙機械及器具工場に於ける昭和七年以降の災害發生狀況は次の通りである。

機械及器具工場に於ける職工死傷調（千人當率）

	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
死亡	〇・二八	〇・三七	〇・三	〇・三	〇・三三	〇・三五
重傷	二三・四四	二三・五九	一四・九	一四・七	一四・七一	一五・六九
輕傷	四九・六	四〇・三	五四・四五	五六・三	五七・六〇	六一・六
計	六三・五二	六八・六	六九・七	七一・四七	七二・六四	七七・六九

勞務者住居狀態

十四年三月現在常時百人以上の勞務者を使用する軍需工業工場中一、八五〇工場に就て各工場毎に其の勞務者の住居調査を行つた。

其の要項は左の如くである。

イ　居住事情

居住形式として、獨立住宅自家或は借家、二戸建以上の住宅、營業下宿、アパート、素人下宿、社宅、寄宿舍等をあげ、之等住居に於ける平均家賃間代及び既婚未婚並に男女別人員を調査せるものである。

ロ　下宿事情

營業並素人下宿及びアパート居住者に就き、主として其の居住密度を調査し、一人當二疊を以つて最低標準と見做す。

ハ　通勤時間

徒歩、自轉車及び交通機關の三種に區別して自宅より工場迄の通勤時間を調査せるものであり、徒歩は三十分（二粁）自轉車は四十分（十粁）、交通機關は前後の徒歩時間を加へて六十分（三十粁）を以つて限度と見做し、通勤距離の過大が作業能率に及ぼす影響に就いて、事業主の再認識を促した。

ニ　住居不足の推定

之は、各工場に於て、目下其の勞務者に至急住居を與ふる必要ありと認むるものを、既婚未婚者別に其の推定數を擧げたものであり、最も單的な現在に於ける住居の不足數と見ることが出來る。

以上の內現在集計出來たものは次に揭ぐる二表である。

業務別住居不足の推定

業務別	調査工場數	既婚者數	未婚者數	計	比率
機械製造業	三七	七、八一四	一二、三五七	二〇、〇七一	一九・〇
船舶車輛製造業	一二	八、三八〇	一六、五九三	二四、九四三	五三・七
器具製造業	二五	八、四五二	九、六八一	一六、一三三	一五・三
金屬品製造業	四六	一六、七八三	一四、九三三	三一、七一三	三〇・一
發火物製造業	二	〇九五	二〇五	三〇〇	〇・三
製藥業	四	三三三	一六五	四八七	〇・四
染料製造業	八	二六二	一〇七	三六九	〇・三
人造絹糸業	二	三六六	五六	八七二	〇・八
金屬精錬業	三	六一五	一、〇八	一、六九三	一・六

食料品製造業	四五	四〇九	七四三	一、一五二	一・一
ゴム製品製造業	二四	三二六	三三五	六五一	〇・六
製油業	一四	一四四	九七	二四一	〇・二
染織工場	一七六	七三六	一、〇一六	一、七五二	一・七
其他化學工場	一四五	一、五八三	九九一	二、五七四	二・四
其他特別工場	一六	四〇三	二九七	七〇〇	〇・七
雜工場	一五六	一、〇〇七	九六六	一、九七三	一・九
合計	一、八五〇	四五、五六五	五九、八九九	一〇五、四六四	一〇〇・〇

廳府縣別住居不足の推定

	調査工場數	既婚者數	未婚者數	計	比率
北海道	三二	二、〇五〇	三〇八	二、三五八	二・二三
青森	一	〇	〇	〇	〇
岩手	三三	七七六	二四四	一、〇二〇	〇・九七
宮城	三三	〇	〇	〇	〇
秋田	三三	三	七	一〇	〇・〇一
山形	二	二五	〇	二五	〇・〇三
福島	九	七四	三一	一〇五	〇・一〇
茨城	四	一、二二二	二、三二七	三、五四九	三・三五
栃木	六	三三四	七二〇	一、〇五四	一・〇〇
群馬	一三	一、〇七一	二、六五九	三、七三〇	三・五三
埼玉	四〇	四三三	一、〇五二	一、四八五	一・四三
千葉	一七	一九八	三九六	五九四	〇・五六
東京	四七四	一〇、六九六	一七、七八二	二八、四七八	二七・〇〇
神奈川	五〇	四、〇二三	五、七六五	九、七八八	九・二六
新潟	二七	八〇九	一、三四三	二、一五二	二・〇四
富山	二三	五四三	四九九	一、〇四二	〇・九九
石川	九	六五	一一〇	一七五	〇・一六
福井	八	〇	〇	〇	〇
山梨	〇	〇	〇	〇	〇
長野	五	一五〇	一五〇	三〇〇	〇・二八
岐阜	八	五五三	一、一七〇	一、七二三	一・六三
静岡	一〇四	五五三	八〇二	一、三五四	一・二八
愛知	一三三	一、八二九	四、四三八	六、二六七	五・九四
三重	三六	一〇二	一三五	二三七	〇・二二
滋賀	五	〇	〇	〇	〇
京都	四四	四〇七	四九六	九〇三	〇・八六
大阪	三六五	七、〇〇八	七、四〇六	一四、四一四	一三・六七
兵庫	一七五	三、六三六	六、一五七	九、七九三	九・二九
奈良	一〇	七二	一五三	二二五	〇・二一
和歌山	八	〇	三	三	〇
鳥取	二	〇	〇	〇	〇
島根	四	二〇	五〇	七〇	〇・〇六
岡山	四〇	二八	二四	五二	〇・〇五
廣島	三二	三一二	一八〇	四九二	〇・四七
山口	二〇	一、一二九	一、二三六	二、三六五	二・二四
德島	六	〇	二〇	二〇	〇・〇二
香川	六	〇	〇	〇	〇
愛媛	一九	六〇三	八六	六八九	〇・六五
高知	三	五〇	〇	五〇	〇・〇五
福岡	六三	五、二〇八	三、〇四二	八、二五〇	七・八二
佐賀	六	五	三	八	〇・〇八
長崎	一三	一、四八七	一、〇六一	二、五四八	二・四二
熊本	五	〇	〇	〇	〇
大分	五	三九	二六	六五	〇・〇六
宮崎	〇	〇	〇	〇	〇
鹿兒島	二	〇	〇	〇	〇
沖縄	〇	〇	〇	〇	〇
計	一、八五〇	四五、五六五	五九、八九九	一〇五、四六四	一〇〇・〇〇

即ち二四頁の表に依れば、十萬五千餘名に對する住居の不足が考へられ、既婚者と未婚者の比率は約四對六なる事を明示して居る。即前者は普通住宅、後者は共同宿舍を原則として至急供給を要するものと考へられる。

又之に依つて全國的に如何なる地方に住居難が存在するかを如實に示してゐる。

次に二三頁の表は不足數を業務別に掲げたものであり、之に依れば、全數の八八％餘は、機械、船舶車輛、器具、及び金屬品製造業の四業種であることを知る。

猶此の住居不足推定數は前述せる如く、百名以上の軍需關係工場中一、八五〇工場に限るものであるから、百名未滿のもの、及び官業方面を加ふれば、此の何倍もの多數に及ぶことが想像される。

工場及商店における團體炊事 昭和十四年六月末日現在に於ける工場附屬炊事施設（單獨炊事場）並に榮養食共同炊事場の設立狀況に就きその概要を示せば次の如くである。

イ　工場附屬炊事施設（單獨炊事施設）

本調査は常時勞務者三百人以上の工場の中炊事場を有する工場を調査したものであるが（勞務者以外の職員に對する炊事施設はこれを省略せり）業種別に炊事施設數並に一日延給食數（概算）を見るに染織工業方面に於ては紡績業の二二六工場（一日延給食數五三二、九二六）、次いで製糸業の一八七工場（一日延二九三、〇五四食數）、織物業の一〇七（一日延一九五、五九二食數）其の他二三（一日延三二、一八一食數）の順序で、總計五四三工場（一日延一、〇五三、七五三食數）となつてゐる。

次に機械及器具工業に就いて見るに機械製造業の八五工場（一日延一〇一、三七四食數）、金屬品製造業の六〇工場（一日延五〇、八〇五食數）器具製造業の五三工場（一日延四五、〇二六食數）、船舶車輛製造業の三八（一日延五七、一八六食數）の順序で、其の合計二三六工場、一日延二五四、三九一食數となつてゐる。

次に化學工業に於ては炊事施設數一一二工場、一日延二一〇、八三六食數、飲食物工場では施設數一一（一日延五、五二二食數）纎工業の施設數二三（一日延一五、三八五食數）、特別工場では施設一一（一日延五、七四〇食數）となつてゐる。

然してこの常時勞務者三〇〇人以上を有する工場附屬炊事施設の總合計は九三六（一日延一、五四五、六二七食數）といふ狀況である。

ロ　營養食共同炊事場の設立狀況

全國に於ける共同炊事場の分布狀況を見れば三府十九縣（外に準備中のもの四縣）に亙りその總數は一三〇箇所　一日平均延二七四、〇二六食數）、これを組織の方法、加盟工場數、延食數、食費に分つて、府縣別に示すと次表の通りである。

築臺食共同炊事場調査（昭和十四年六月末日現在）

廳府縣	共同炊事場數	組織方法	組合加盟者總數	一日間食費 一日平均延食數	一日間食費 最高	一日間食費 最低
栃木	二	任意組合 一	二六〇	一一、九二五	二二	二一
		産業組合 一				
群馬	五	産業組合 三	七三八	三二、五八五	二八	二〇
		任意組合 一				
埼玉	二三	工業組合 一	八六一	三六、〇〇一	三一・二	二一
		任意組合 二〇				
		社團法人 二				
千葉	二	社團法人 二				
		（準備中）				
警視廳	二〇	産業組合 四	二、二三五	五二、六〇三	四〇	二五
		任意組合 一二				
		社團法人 四				
神奈川	六	任意組合 四	二八	五三〇	二六・七	二六・七
		社團法人 二				
新潟	五	工業組合 一一	二七二	一一、九七四	三三	二二・五
		匿名組合				
		社團法人 三				
富山	一	任意組合 一				
石川	三	工業組合 二	八九	一、三六〇	三五	三五
		任意組合 一				
福井	一	産業組合 一	三八	七、七七四	二七	二三
		社團法人 一				
長野	一	準備中		八三〇	二三	二三
岐阜	八	任意組合 七	三五〇	一四、〇四四	三〇	二三
		産業組合 一				
靜岡	一〇	任意組合 一〇	七八九	一七、九七二	二三	二二
愛知	一二	産業組合 一〇	四一一	一六、五四五	四〇・五	一八
三重	一	任意組合 一	三四	四九五	二四・一	二四・一
京都	一二	産業組合 九	九四〇	三八、九五五	三八	二三
		任意組合 三				
大阪	四	任意組合 一	二八七	一六、三八五	三五	三四
		産業組合 二				
		任意組合 一				
兵庫	三	任意組合 一	一九九	五、四〇七	三三	二五
		産業組合 一				
		任意組合 一				
鳥取	二	任意組合 一	七、七五八	二七四、〇二六	三五	三五
		（準備中）		（平均）三〇・七		
岡山	一	任意組合 一				
		任意組合 一				
廣島	一	社團法人 一	九二	一、七三六	三三	三三
		任意組合 一				
山口	一	任意組合 一		七五〇		
		（準備中）				
香川	二	株式 一	六二	一、三四〇	三〇	三〇
		商業組合 一				
愛媛	四	任意組合 三	一三	一、七二九	二二	二二
		社團法人 一				
福岡	一	任意組合 一	六〇	二、六六九	三八	三八
		商業組合 一				
宮崎	一	工業組合 一		四一七	二九	二九
		匿名組合 四				
計	一三〇	株式 一				
		社團法人 一				

備考 一 本調査は主として工場、商店從業員を對照とする共同炊事場に付調査せり。
二 組合加盟者とは共同炊事場組合を組織せる工場、商店數を示す。
三 共同炊事場數中には設立準備中のもの一八ヶ所を含む。

勞務動態調査 更に十二月三十一日全國一齊に勞務動態調査が行はれた。

工場鑛山厚生施設調査 勞働局に於ては更に十月十日現在における工場鑛山の厚生施設の現狀を知るため、教養施設、經濟施設、慰安娯樂施設及保健施設等夫々の細目に付記入するやう調査票を用ひて調査を行つた。尚今回の調査に於て體育施設の項目を缺いてゐるのは既に該調査は調査濟となつてゐるが故に之を省いたものである。

諮委員會の設立

中央賃金委員會の設立 中央賃金委員會は厚生大臣が工場法若は鑛業法の適用を受ける事業以外の事業に賃金統制令の適用を及ぼす場合及厚生大臣が未經驗勞働者の初給賃金を決定する場合に、厚生大臣の諮問に應ずるのみならず、進んでは勞働者の賃金一般に關する重要事項に付て關係行政廳の諮問に應じて調査審議し又は關係行政廳に建議し得ることになつてゐる。

而して賃金統制令第五條第一項に依る未經驗勞働者の初給賃金の決定に關しては、曩に中央賃金委員會の總會に厚生大臣より、賃金統制令ニ基ク未經驗勞働者ノ初給賃金決定ノ爲適切ナ

ル基準ヲ定ムルニ當リ採ルベキ方針如何ニ諮問第一號）が諮問せられ其の後二回の總會及三回の特別委員會で愼重審議が重ねられた後六月二十四日の第三回總會に於て左の如き「未經驗勞働者ノ初給賃金ノ基準ヲ定ムル方針」が決定せられ、厚生大臣に答申せられた。

未經驗勞働者ノ初給賃金ノ基準ヲ定ムル方針

一　目標

昂騰ノ趨勢ヲ示セル賃金ヲ抑制シ適正ナル調整ヲ圖ルコト

二　方法

一　勞務ノ需給關係、賃金高低ノ現狀等ヲ考慮シテ地方別ニ初給賃金決定ノ基準ヲ定ムルコト

二　初給賃金決定ノ基準ハ勞働者ノ職種及事業ノ種類ヲ區別セズシテ之ヲ定ムルコト但シ鑛山ト工場トノ間ニハ現在初給賃金ニ相當差異アルヲ以テ各別ニ基準ヲ定メ且鑛山ニ付テハ初給賃金ニ特ニ著シキ差異アル鑛種ヲ區別シテ基準ヲ定ムルヲ適當ト認ム。

三　初給賃金決定ノ基準ハ工場、事業場ノ規模ノ大小ヲ區別セズシテ之ヲ定ムルコト。

四　初給賃金決定ノ基準ハ之ヲ勞働者ノ各歲年齡別及性別ニ定ムルコト而シテ差當リハ十二歲以上二十歲未滿ノ男子ニ付テ定ムルコト。

五　初給賃金決定ノ基準ハ定額給ト請負給トヲ區別セズシテ之ヲ定ムルコト但シ鑛山ニ在リテハ定額給ノ場合ト請負給ノ場合トニ於テ賃金ニ相當差異アルヲ以テ定額給ト請負給トヲ區別シテ定ムルコト。

右「初給賃金ノ基準ヲ定ムル方針」の總會に於ける審議と併行して、中央賃金委員會の專門委員會に於ては數回の會議を開いて、昭和十三年の初給賃金調を基礎として、初給賃金決定の基準と爲るべき具體的數字に付檢討が加へられてゐたのであるが、右總會の答申が確定すると同時に、其の答申に示された方針に基いて工場未經驗勞働者（男子）初給賃金決定の基準（諮問第三號）及鑛山未經驗勞働者（男子）初給賃金決定の基準（諮問第四號）の確定案を得たので、同案が總會に諮問された。總會に於ては、愼重審議の結果六月二十四日の第三回總會で原案通り可決した。斯くて未經驗勞働者の初給賃金の決定に當つて地方長官又は鑛山監督局長の據るべき基準が確定したのである。

右基準に於ては、先づ工場、鑛山の未經驗勞働者の初給賃金標準額が、左表の如く定められ、尙地方長官又は鑛山監督局長は右基準中に年齡毎に標準額に對する一定の歩合を以て示された最高額及最低額の範圍内で、其の管内の初給賃金の最高額及最低額を定むることゝなつた。而して、右標準額等は、就業時間（休憩時間を含む以下之に同じ）が十時間以内の場合に於ける額を示したのである。（但し鑛山の内で金屬山竝に石炭山石油山以外の非金屬山の坑内作業に在りては就業時間九時間以内の額である。）

而して一日の就業時間が十時間（但書の場合に在りては九時間）を超ゆる場合は其の十時間（但書の場合に在りては九時間）を超ゆる一時間毎に其の標準額に依り地方長官又は鑛山監督局長の決定し

工場未經驗勞働者（男子）初給賃金標準額（錢）

地方別＼年齡別	十二歲以上十三歲未滿	十三歲以上十四歲未滿	十四歲以上十五歲未滿	十五歲以上十六歲未滿	十六歲以上十七歲未滿	十七歲以上十八歲未滿	十八歲以上十九歲未滿	十九歲以上二十歲未滿
東京都	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇
神奈川縣	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇
愛知縣	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇
大阪府	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇
兵庫縣	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇
福岡縣	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇
長崎縣	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇
北海道	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五
富山縣	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五
京都府	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五
岡山縣	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五
廣島縣	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五
山口縣	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五
福井縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
茨城縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
栃木縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
群馬縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
埼玉縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
千葉縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
新潟縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
山形縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
秋田縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
宮城縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
岩手縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
青森縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
北海道	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
石川縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
山形縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
秋田縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
宮城縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
岩手縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
青森縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
鹿兒島縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
宮崎縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
大分縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
熊本縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
佐賀縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
高知縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
愛媛縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
香川縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
德島縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
島根縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
鳥取縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
和歌山縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
奈良縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
滋賀縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
福井縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
石川縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
山形縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
秋田縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
宮城縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
岩手縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
青森縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇
沖繩縣	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇

たる最高額の十分の一（但書の場合に在りては九分の一）に相當する額を加算したるものを以て此の場合の最高の制限額と定むることになつて居る。右の工場、鑛山未經驗勞働者の給初賃金決定の基準は厚生大臣より、地方長官及鑛山監督局長に訓令せられ、地方長官又は鑛山監督局長は此の基準に基き、地方賃金委員會に諮問した後其の管内の初給賃金を決定することになつてゐるのである。（表參照）

鑛山未經驗勞働者（男子）初給賃金標準額

イ 坑内夫

1 坑内夫定額給の場合（錢）

地方別	鑛種別	年齢別	十六歳以上十七歳未満	十七歳以上十八歳未満	十八歳以上十九歳未満	十九歳以上二十歳未満
札幌鑛山監督局管内	石炭山		一四〇	一七〇	一五五	一八五
	金屬山其の他非金屬山		一〇五	一一五	一二五	一三五
福岡鑛山監督局管内	石炭山		一二〇	一三五	一五〇	一六五
	金屬山其の他非金屬山		八五	九五	一〇五	一一五
仙臺、東京、大阪、各鑛山監督局管内	石炭山		一〇〇	一一五	一三〇	一四五
	金屬山其の他非金屬山		九五	一〇五	一一五	一二五

2 坑内夫請負給の場合（錢）

地方別	鑛種別	年齢別	十六歳以上十七歳未満	十七歳以上十八歳未満	十八歳以上十九歳未満	十九歳以上二十歳未満
札幌鑛山監督局管内	石炭山		二一五	二二五	二三五	二四五
	金屬山其の他非金屬山		一五五	一六五	一七五	一八五

ロ 坑外夫

1 石炭山、金屬山其の他非金屬山（石油山を除く）に於ける坑外夫定額給の場合（錢）

地方別	年齢別	十三歳以上十四歳未満	十四歳以上十五歳未満	十五歳以上十六歳未満	十六歳以上十七歳未満	十七歳以上十八歳未満	十八歳以上十九歳未満	十九歳以上二十歳未満
札幌鑛山監督局管内		五五	六〇	六五	七五	八五	一〇〇	一一五
福岡、仙臺各鑛山監督局管内		五五	六〇	六五	七五	八五	九五	一〇五
東京、大阪各鑛山監督局管内		五〇	五五	六〇	六五	七五	八五	九五

2 石炭山、金屬山其の他非金屬山（石油山を除く）に於ける坑外夫請負給の場合（錢）

地方別	年齢別	十三歳以上十四歳未満	十四歳以上十五歳未満	十五歳以上十六歳未満	十六歳以上十七歳未満	十七歳以上十八歳未満	十八歳以上十九歳未満	十九歳以上二十歳未満
札幌鑛山監督局管内		七〇	七五	八五	九五	一一〇	一二五	一四〇
福岡、仙臺各鑛山監督局管内		七〇	七五	八五	九五	一一〇	一二五	一四〇
東京、大阪各鑛山監督局管内		六〇	七〇	七五	八五	九五	一一〇	一二五

3 石油山に於ける坑外夫定額給並に請負給の場合（錢）

地方別	年齢別	十三歳以上十四歳未満	十四歳以上十五歳未満	十五歳以上十六歳未満	十六歳以上十七歳未満	十七歳以上十八歳未満	十八歳以上十九歳未満	十九歳以上二十歳未満
各鑛山監督局管内		四五	五〇	五五	六〇	六五	七五	八五

勞務管理調査委員會の設置 今回厚生省に在りては時局下勞働力の維持培養、作業能率の增進、其の他勞務管理に關する重要事項を調査審議する爲勞務管理調査委員會を設置することゝなり、是に關する官制は昭和十四年十一月二十日勅令第七百七十九號を以て公布され、同會の委員は同日附を以て任命せられた。

而して右委員會第一回總會は十一月二十八日學士會館に於て開催されたのであるが、同委員會に對する厚生大臣の諸問事項次の通りである。

諸問事項

一 勞働力ノ維持培養ヲ圖ルハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ナリト認ムル仍テ之ガ方策ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ

一 勞務者不足ノ現狀ニ鑑ミ作業能率ノ增進ヲ圖ルノ要アリト認ム仍テ之ガ方策ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ

省令の公布及び主要通牒

女子の坑内就業に關する鑛夫勞役扶助規則第十一條の二第一項の特例 今次事變は愈長期建設の新段階に入ると共に國内に於ても之に對應して諸般の體制を整備し、軍需品工業はじめ全面的の生産力擴充計畫を樹立し、之が遂行に邁進するに到りたる結果鑛物增産計畫の遂行に伴ひ、鑛山勞働力の不足は益々其の度を高むるに至つたのである。然しながら、從來鑛山勞働力供給の源泉たるべき農村の青年層は、多くは軍需品工業方面に吸收せられ、鑛夫の募集は意の如くならざる情勢にあり、政府に於ても以上の實情に鑑み、職業紹介機關を動員して之が充足に努むると共に、鑛山側に於ても積極的に待遇の改善福利施設の擴充等に依り鑛夫の募集を圖る等諸般の對策を講じたのであるが、猶所要の勞働力を滿たすに至らず、斯くては豫定の增産計畫の遂行にも支障を來たす虞ありとの聲が各方面に於て唱へられるに至つた。

玆に於て勞務動員計畫に基く內地勞働力の吸收、半島人の移入等の方策に對應して、當局に於ても臨時應急の措置として保護鑛夫の入坑禁止を緩和し、以て鑛山勞働力充足の一助たらしむべしとの議が起り、愼重考究の結果去る八月二十九日厚生省令第二十八號を以て省令を公布し即日施行を見たのである。

國債、債券の賣却防止　最近工場や鑛山に於ては期末賞與の一部を國債で支給したり、給料の天引貯金で國債を購入せしむる等從業員の國債、證券、貯蓄債券消化力は著しく增大してゐるが又其の反面には濫りに之を現金に換へる者も尠くないので今般厚生省勞働局に於ては之が自由處分の牽制策として左の通牒を發した。

イ　工場、事業場内に銃後生活刷新班、國民貯蓄組合又ハ之ト類似ノ組織在ルトキハ當該班員、組合員等ヲシテ「國債證券（貯蓄債券）ハ事業主ヲ通ジテ郵便局ニ保管ヲ賴みませう」トノ申合セヲ爲サシムルコト

ロ　事業主ハ右ニ依ル從業員ノ國債證券、貯蓄債券ヲ取纒メ各人名義ヲ以テ郵便局ニ保管方ヲ依賴シ保管證ヲ得、其ノ寫ヲ從業員ニ交付スルコト、此ノ場合保管料ハ成ルベク事業主ニ於テ負擔スルコト

ハ　保管シタル國債證券、貯蓄債券ハ左ノ場合ノ外保管解除ヲ爲サザルモノトスルコト

1　退職シタルトキ

2　死亡シタルトキ

3　不慮ノ災厄、長期ノ疾病等眞ニ已ムヲ得ザル事由ノ發生シタルトキ

興亞奉公日に於ける產業報國會の行事　今回興亞奉公日の設定を見るや、厚生省勞働局に在りては當日に於ける產業報國會の行事に關して地方長官竝に各鑛山監督局長に次記通牒を發し、眞に興亞奉公日ノ擧式ヲ意義あらしむると共に一段と產業報國精神の普及徹底を圖ること、なつた。

イ　興亞奉公日ノ擧式

1　集合整列（就業時刻ノ一定時ニ全會員集合整列スルコト）

2　國旗揭揚

3　宮城遙拜

4　國歌齊唱

5　戰歿英靈竝ニ出征將士ニ對スル感謝默禱

6　會長訓示（會長ハ產業報國會ノ綱領朗讀後時局認識產業報國精神ノ昂揚實踐等ニ付垂簾的訓示ヲ行フコト）

7　會員代表答辭（產業報國會ノ綱領朗讀後答辭ヲ爲スコト尙職員タル會員相當多數アルモノニ在リテハ職員タル會員及勞務者タル會員中ヨリ各答辭セシムルヲ可トス）

尙而當日早朝神社參拜等ヲ計畫實施スルモノニ在リテハ特ニ興亞奉公日ノ擧式ヲ要セザルモ會長訓示、會員代表答辭ヲ其ノ行事ニ繰込ムコト。

ロ　講演、講話（休憩時間ヲ利用シテ產業報國會役員中ヨリ順次講師ヲ選定シテ時局其ノ他ノ講演講話ヲ爲スコト）

ハ　其ノ他慰問文ノ發送、生活刷新ノ申合、經營合理化能率增進ノ研究會開催等

產業報國運動　產業報國運動の十三年中における概況に就ては其の實踐組織たる各事業場の產業報國會は十三年末一、一五八であつた。其の後本運動は官民一致の熱意と新活動方針の展開

とによつて極めて急速なる進展を遂げ、十五年一月末には產業報國會の數一九、〇六一、其の會員三、〇〇一、五一五名に達し、我國產業勞働界の新なる體制は著々として整備されるに至つた。

勞務者銃後生活刷新班　勞務者銃後生活刷新運動に就ては曩に厚生、商工兩次官連名及勞働局長より夫々地方長官竝鑛山監督局長宛通牒を發し本運動の趣旨徹底を圖つた。

更めて述ぶる迄もなく本運動は產業報國運動の實踐的活動の一部門であつて其の要旨は事業場毎に全勞務者を若干名宛に分ち「銃後生活刷新班」を組織し當該班員の自發的申合せを通じて物心兩面に亙る日常生活の全面的刷新を工夫實踐せしめ以て國民貯蓄其の他の非常時經濟國策の圓滿なる遂行を期し勞働力の培養強化に努め併せて國民思想の統一に寄與せしめんとするものである。而して本運動は開始以來指導者の熱意と事業主の理解とに相俟つて漸次進展し着々事業場内に銃後生活刷新班が結成され其の實績が擧げられつゝある所なるも十四年六月末現在に於ける銃後生活刷新班結成工場數は九、一一一、其の班員數は一、〇九六、三一一人で其の内既に產業報國會の設置ありたる工場に於ける結成數は二、五八六工場、又銃後生活刷新班結成鑛山數は四九一、其の班員數は二五九、二二三人で其の内既に產業報國會の設置ありたる鑛山に於ける結成數は一三九鑛山である。百人以上の勞務者を使用する工場、鑛山にありては其の約半數が本運動に參加してゐる。

これを工場、鑛山の規模別に其の結成率を見れば工場（何れも概數）に於ては千人以上のもの三七〇中一八四（四九・七%）五百人以上のもの四七九中二一六（四五・八%）、百人以上のもの三、三三四中一、三九五（四一・八%）、百人未滿一〇四、六六五中七、三一七（七・二%）を示し、又鑛山（何れも概數）に於ては千人以上のもの九六中八〇（八三・六%）、五百人以上のもの七一中四四（六一・九%）、百人以上のもの三二一中一四一（四三・九%）、百人未滿のもの二・六六〇中二二六（八・三%）を示し孰れも規模の大なるもの程結成率が高く、又工場より鑛山の方が結成率が高い。

施設の實施

產業報國運動に關する講習會　今や時局は益多端にして產業報國運動の國家的使命は一層重大性を加へつゝある。斯くて本運動の强化擴充を圖ることは刻下喫緊の要務たるに鑑み厚生省に於ては曩に其の組織體制の整備充實を期し、產業報國會の指導連絡機關として官民協力の產業報國聯合會を設置するの方針を決定し、又本運動の指導に關しては政府が中心となり產業報國聯盟は政府に協力し、一貫せる方針の下に運動を進めることゝなり夫々實踐に移されたのである。而して本運動が所期の效果を擧ぐる爲には右の如く組織體制を整備充實する一方、本運動に當る實際指導者がこの運動の本質使命を充分認識し率先して

之に當らしむることが最も緊要であるのである。厚生省に於ては逸くより此の點に着目し去る五月地方廳に發した「產業報國會の指導方策要綱」の中にも產業報國運動を指導すべき人物の養成を以て當面の指導重點の一として之を指示し、同時に官廳民間兩方面の實際指導者養成の爲產業報國聯盟と協力し講習會開催計畫を樹て、官廳方面は厚生省が主催することとした。

鑛山保育婦講習會　女子の坑內就業に關する特例の範圍が擴大せられたので、之に伴つて必然的に發生する乳幼兒保護の問題を出來得る限り行き届いた對策に依つて處理する爲、勞働局に於ては商工省と協議の上、各鑛山監督局長宛通牒を發して鑛山保育所の整備を圖ると共に、本件に關して各地方長官の協力をも求めることゝした。

尙鑛山保育所施設の現狀の概要は次表の通りである。

本邦鑛山に於ける保育所概況（昭和十四年九月現在）

鑛山監督局別	鑛山名	女子從業員數 總數	既婚數 子女アル者	既婚數 子女ナキ者	子女の數 總數	滿一歲未滿	滿一歲以上滿二歲未滿	滿二歲以上學齡迄	學齡以上
札幌	大夕張新坑	六六	九	一	×	×	×	×	×
仙臺	花岡鑛山	九一	四一	七	一三三	二	一一	二六	九四
仙臺	尾去澤鑛山	二一一	一二四	二三	×	×	×	×	×
大阪	岩美鑛山	六二	四五	七	一一三	四	一二	三五	六二
福岡	沖山炭鑛	三八九	二二一	四二	二四五	三	八	七一	一六三
福岡	新高江炭鑛	一一八	八六	一五	一七五	二三	三二	四二	七八
福岡	岩崎炭坑	二九九	二〇九	二二	五三〇	二六	六二	一六七	二七五
福岡	深坂炭坑	一九二	一一一	一八	三七六	三二	四九	九八	一九七
福岡	西川炭鑛	三三五	一八七	三六	五八九	四七	九八	一五二	二九二
福岡	山田筑業鑛業所	二一四	一〇五	四二	一四七	三一	二四	四七	四五
福岡	嘉穗炭礦	八〇	二六	一二	七二	一二	一七	二四	一九
福岡	相田炭礦	一二八	七〇	三八	一九四	一一	八	六〇	一一五
福岡	豐國炭礦	一九七	七五	九	二六六	三	九	八三	一七一
福岡	三井田川鑛業所	三五五	一二五	三九	二五七	二五	三八	五六	一三八
福岡	木屋瀬炭鑛	五九〇	一三三	二六二	四二八	四一	七九	九七	二一一
福岡	杵島炭礦	二〇六	八二	三九	一六〇	四	三〇	四八	七八
福岡	山陽無煙炭礦	二四二	八一	八三	二〇八	三	八	五二	一四五
福岡	三池炭礦	三二九	一〇六	五四	一九九	八	一〇	五八	一二三
福岡	高田炭礦	五四	二〇	一一	四五	—	三	八	三四
福岡	深坂炭礦龜山本坑	四二	三九	三	一〇三	四	六	三八	五五
福岡	大隈炭坑	二〇八	一五五	一七	四〇六	二七	三五	一三八	二〇六
福岡	吉隈炭鑛	二四三	九〇	四一	二七八	八	二八	五八	一八四
福岡	赤池炭礦	二一六	三九	四七	六二	六	七	一一	三八
福岡	崎戸炭礦	二六〇	四一	三九	九六	—	四	二九	六三
福岡	植峰鑛山	六七	一七	二四	三八	六	三	四	二五
合計		五、一九四	二、三三七	九三一	五、一二〇	三二六	五八一	一、四〇二	二、八一一
平均		二〇七	九三	三七	二二二	一四	二五	六一	一一二

保育所（託兒所）施設狀況

鑛山監督局別	鑛山名	面積 室數	面積 坪數	保姆 總數	保姆 有資格者	保姆 無資格者	保姆 月額給料	託兒數 總數	託兒數 三歲未滿	託兒數 三歲以上學齡迄	經常費（年額）	保育料（月）
札幌	大夕張新坑	二	二四八	五	二	三	平均 三〇円	一〇四	—	一〇四	三、一五〇円	一・二円
仙臺	花岡鑛山 △	一	六	四	一	三	〃 二〇	一四四	—	一四四	一、九六八	—
仙臺	花岡鑛山		四三	四	一	四	〃 二〇	七五	二〇	五五	一、五四八	—
仙臺	尾去澤鑛山	—	一〇三	一三	—	一三	〃 二五	六五	三〇	三五	六〇〇	—
大阪	岩美鑛山	二	一五	二	—	二	〃 三〇	四六	一三	三三	二四〇	—

福岡	沖山炭鑛	四	一八八	四	—	四〃	二八	一二二	一〇	一三五	一、九三六	一・三
	新高江炭鑛	二	一七	六	—	六〃	二一	一五	六	九	一、六五〇	一・七
	岩崎炭坑	二	一四	五	—	五〃	二六	二七	二	二六	一、〇八〇	二・四
	深坂炭坑	三	四〇	六	—	六〃	三二	二六	一四	三	一、一七〇	一・八
	西川炭鑛	三	二四	八	—	六〃	二〇	三〇	一〇	二〇	一、九二〇	三・三
	山田筑紫鑛業所	三	三三	五	二	五〃	一八	二五	八	二七	七〇〇	—
	嘉穂炭礦	一	七	三	—	二〃	二七	九	四	五	五五〇	—
	相田炭礦	二	一〇	三	—	三〃	二四	六	四	二	一、〇八〇	二・〇
	豊田炭礦	一	八〇	三	—	一〃	三一	一六八	—	一六八	二、二一〇	—
	三井田川鑛業所	一〇	一八三	一三	二	六〃	二七	六二九	—	六二九	三、一九二	一・〇
	木屋瀬炭鑛	八	二八	二〇	六	二〇〃	三三	二八	二四	二八	五、九四〇	—
	杵島炭礦	一	一〇	八	—	八〃	二〇	三七	—	三七	三、五一〇	〇・九
	山陽無煙炭礦	三	三八	三	—	二〃	三六	四六	—	四六	三六〇	—
	三池炭礦	一〇	二六七	九	—	四〃	三五	四七〇	—	四七〇	三、六四九	〇・九
	高田炭礦	一	一五五	三	五	二〃	四二	一〇〇	—	一〇〇	一、九〇二	—
	深坂炭礦龜山本坑	一	三	二	一	二〃	一五	一三	四	八	八〇七	—
	大隈炭坑	二	三三	四	—	四〃	二七	一五	六	九	二、〇〇〇	一・二
	吉隈炭鑛	二	六	一	—	一〃	三五	九	一	八	五三六	—
	赤池炭礦	四	二〇	四	—	四〃	三二	二三五	—	二三五	二、二五〇	—
	崎戸炭礦	四	五四	九	一	八〃	一九	三三七	—	三三七	三、二〇二	〇・六
	植峰鑛山	一	八	—	—	—	—	六	四	二	三三	—
合計又ハ平均	合計	七二	一、八二三	一三〇	一九	一一二	六九二	三、〇二九	一八九	二、八四〇	四四、五三三	一八・〇
	平均	三	八七	五	一	四	三三	一三	七六	一三	一、七八二	一・五

備考 (1) 本表は從業員五〇〇名以上の鑛山にして女子從業員を使用する鑛山に就いて調査せり。
(2) 本表中×印は子女の數不詳△印は幼稚園を示し加算せず。

工場勞務者の住宅對策　日支事變勃發以來所謂殷賑産業方面に於ける勞務者數は激增し猶今後擴充さるべき勞務者は相當數に登るものと豫想されてゐる。

由來戰爭と住居問題は常に密接な因果關係にあることは、各國共其の苦い經驗を有して居り、之を戰時中及び戰後の二方面から見ることが出來る。即ち前者は軍需工業を中心とする勞務者の住宅難であり後者は一般的住宅難である。

現在我國の當面せる住宅問題も此の例に漏れぬものである。此の住宅難の根本的原因は勞働人口の工場への集中及び建築資材の不足並に物價騰貴に基く住宅供給の不足等である。

而して住宅難の特性は、如何に勞務者の集中增加住宅不足があつても、原則的には何れも何處かの屋根の下に收つてゐること、之が形の上では、居住に不適當なる粗惡、非衞生な建物の使用、過密居住並に職場への通勤距離過大となつて現れる。此の狀勢が持續、放任される時は、生產力擴充、勞働力の維持培養に恐るべき慢性的惡影響を與ふべきは想像に難くない處である。

殊に我國の國民病とも云はれる結核及び乳幼兒死亡率に拍車をかける不良住居問題を今日こそ眞劍に考慮すべきである。

時局は愈々複雜化し、事變は長期戰態勢にある今日、銃後の第一戰を護る軍需產業關係の勞務者に適當なる休養の場所、住居を與ふべきは論を俟たぬ所であるとて一、住宅の標準　二、敷地、資材、資金　三、指導監督勞務者用住宅供給實施計畫書要項を發表した。

勤勞榮養協會の創立　榮養の改善は國民體力の向上、人的資源の擴充の爲に一日も忽がせにし得ざる所であり、殊に勤勞者の榮養改善は勞働力確保、生產力擴充の觀點より緊要の問題である事は贅言を要しない所である。

當局に於ても之が重要性を認め豫て勤勞者を對象とする炊事施設の指導奬勵に當つて來たのであるが、今日に於ては全國に共同炊事場丈でも一七府縣に亘り一〇二箇所の多きに達し、現在設立準備中のものも更に相當數ある狀況である。然るに此等炊事場の間には何等連絡統合の機關もなく施設の改善向上等にも積極的考慮を拂ふ上に遺憾の點が尠くなかつたのであるが、最近漸く其の機が熟し、茲に五月一日を期し創立總會を開催し目出度く勤勞榮養協會の成立を見るに至つたのである。

本會の目的は勤勞者の榮養改善を圖り國民福祉の增進及產業の健全なる發達を期するに在る。隨つて其の行ふ所極めて廣汎多岐に亘るのであるが、紙數の關係で內容を省略することゝする。尙本會の會長は厚生省勞働局長を推戴し事務所は厚生省勞働局指導課內に置くことゝなつた。

職業行政

職業行政と勞働行政とは極めて關聯の多い行政的機能に屬するために、兩者は密接なる提携の下に行はれてゐる。以上によ

つて一應勞働行政を概觀したから、これより更に職業行政について、前と同樣な觀察を試みることにしよう。

職業事情調査の實施

小學校卒業者に關する求人、求職の一般狀況　本調査は昭和十三年十月二十六日職發第三四三號を以て、厚生省職業部長、文部省普通學務局長より各道府縣知事宛「小學校卒業者ノ職業指導並ニ職業紹介ニ關スル件」通牒に基き、小學校卒業者就職希望狀況並に求人申込豫定數及求人事情に付、同年十一月二十日現在を以て各道府縣知事より調査報告ありたるものを取纏め、其の概況を記述せるものである。

イ　小學校卒業者就職希望狀況

昭和十四年三月に卒業する兒童總數（尋常科卒業、高等科一學年修了、高等科卒業を含む）は、別表の通り二、七五五、〇〇七人（男子一、五〇〇、四四〇人、女子一、二五四、五六七人）にして、其の中、就職希望者總數は、三一五、〇四八人（男子一九七、三二五人、女子一一七、七二三人）であつて、之を卒業學校別に觀れば、高等科卒業者は、二四五、一三五人（男子一六七、七六〇人、女子七七、三七五人）にして、總數の七八％に當り、尋常科卒業者五七七五五人（男子二二、八六五人、女子三四、八九〇人）が、之に亞ぎ一八％を示し、高等科一學年修了者は、一二、一五八人（男子六七〇〇人、女子五、四五八人）にして四％となれり。

小學校卒業者數及就職希望者數調

種別	卒業者（修了）數 男	女	計	就職希望者數 男	女	計
尋常科	六六四、六七四	六三六、〇四八	一、三〇〇、七二三	二二、八六五	三四、八九〇	五七、七五五
高等一學年	四一一、三二〇	三一五、五七一	七二六、八九一	六、七〇〇	五、四五八	一二、一五八
高等科	四二四、四四六	三〇二、九四八	七二七、三九四	一六七、七六〇	七七、三七五	四五、一三五
合計	一、五〇〇、四四〇	一、二五四、五六七	二、七五五、〇〇七	一九七、三二五	一一七、七二三	三一五、〇四八

次に就職希望者數に就き出身地別に觀れば、最も多きは東京府の三三、二八七人にして、長野縣の二一、八八七人之に亞ぎ、以下愛知縣二〇、九七三人、大阪府一九、八四六人、岐阜縣一六、六六七人、靜岡縣一三、七四四人、福岡縣一一、一九四人、廣島縣一一、〇八九人、兵庫縣一〇、九七〇人、神奈川縣一〇、六五四人（以下略）の順位となり、最も少きは、島根縣の八九八人となつてゐる。

更に、自道府縣內就職希望者數と自道府縣外就職希望者數とに區分すれば、前者は二三四、一一七人（男子一四二、〇四〇人女子九二、〇七七人）にして總數の七四％に當り、後者は八〇、九三一人（男子五五、二八五人、女子二五、六四六人）にして二六％に當つてゐる。尙此の自道府縣外就職希望者數に付述ぶれば、長野縣の一四、六〇四人を最高とし、岐阜縣八、〇一五人之に亞ぎ、以下靜岡縣三、八一六人、埼玉縣三、七三一人、鹿兒島縣三、二六六人、新潟縣、二、九一四人、山梨縣二、八九九人、福島縣二、七一七人、愛媛縣二、五六二人、群馬縣二、四二七人、廣島縣二、一四一人、栃木縣二、〇七五人等其の主なるものにして、最少は東京の六人なり。

次に觀點を換へ、就職希望者數に付き就職希望地別に述ぶれば、別表の通り最も多きは東京府の五四、六八二人にして、次は大阪府の三五、八五九人にして、以下愛知縣二六、三五四人、神奈川縣一二、四八二人、福岡縣一二、三六七人、兵庫縣一二、一五五人、靜岡縣一〇、一三〇人、廣島縣九、八二六人、北海道九、四五五人、岐阜縣九、三八三人、京都府九、一四六人、長野縣七、五二七人、群馬縣七、一七四人、山口縣六、八六二人（以下略　の順位となり、最も少なきは島根縣の六四一人である。

更に、自道府縣內出身者數と自道府縣外出身者數とに區分すれば前者は二三四、一一七人（男子一四二、〇四〇人、女子九二、〇七七人）後者は八〇、九三一人（男子五五、二八五人、女子二五、六四六人）となり、夫々總數の七四％及二六％となつてゐる。尙此の自道府縣外出身者數に付いて觀れば、東京府の二一、四〇一人最も多く、大阪府の一六、三八二人之に亞ぎ、以下愛知縣六、二九四人滿洲國三、一三四人、兵庫縣二、二七七人、神奈川縣二、〇七四人京都府一、八一〇人、福岡縣一、六七二人、埼玉縣一、三五五人、群馬縣九三八人、長崎縣九二二人、廣島縣八七八人等其の主なるものにして沖繩縣は皆無の狀況である。

以上の如く、長野、岐阜、靜岡、鹿兒島、新潟等の各縣に於ては自縣外に就職を希望する者多數あるに反し、東京、大阪、愛知、福岡、神奈川、兵庫等の各府縣に於ては、自府縣外に就職を希望する者甚だ少數である。卽ち、東京、大阪、愛知其の他大商工業都市を有する府縣に於ては、自府縣內出身者の外に、多數他府縣出身の就職希望者があり、特に東京、大阪兩府の如きは、殆んど全國各地よりの就職希望者が殺到してゐる。尙滿洲國に就職を希望する者、これ亦全國各府縣に亘り、相當多數あることは、特に注目すべきところである。

ロ　小學校卒業者求人申込狀況

昭和十四年三月卒業者に對する求人申込總數（豫定）は、別表の通り二五二、七一五人（男子一三一、〇八〇人、女子一二一、六三五人）にして、之を卒業別に觀れば、高等科卒業者に對する求人數は一五九、五一三人（男子一二二、六九八人、女子七二、八一五人）にして、總數の七七％を占め、尋常科卒業者に對する求人數の五五六七七人（男子七九、一七八人、女子四七、七六〇人）は之に亞ぎ二二％に當り、高等科一學年修了者に對する求人數は一、五二五人（男子四六五人、女子一、〇六〇人）にして一％となつてゐる。

卒業者別求人申込數調

種別	求人申込數 男	女	計
尋常科	七、九一七	四七、七六〇	五五、六七七
高等一學年	四六五	一、〇六〇	一、五二五
高等科	一二二、六九八	七二、八一五	一九五、五一三
合計	一三一、〇八〇	一二一、六三五	二五二、七一五

次に、求人申込數に付き求人者所在地別に觀れば、最も多きは東

京府の二九、八〇四人にして、愛知縣の二三、六七三人之に亞ぎ、以下大阪府一八、九二〇人、福岡縣一四、六〇六人、神奈川縣一四一五二人、兵庫縣一三、九二〇人、新潟縣一二、一一九人、廣島縣九、八七五人（以下略）の順位となり、最も少きは沖繩縣の七七人となつてゐる。

更に自道府縣內採用者數と自道府縣外採用者數とに區分すれば、前者は二〇四、八六九人（男子一一五、七二六人、女子八九、一四三人）にして總數の八一%を占め、後者は四七、八四六人（男子一五、三五四人、女子三二、四九二人）にして一九%に當つてゐる。

次に、自道府縣外採用者數に付記すれば、最も多きは愛知縣の七、二二五人にして、大阪府の五、七七一人之に亞ぎ、以下兵庫縣五、二二〇人、東京府二、八四二人、岐阜縣二、七五三人、埼玉縣二、四一七人、三重縣二、三七八人、滋賀縣二、〇八〇人、岡山縣二、〇五七人（以下略）の順位となり、青森、秋田、山形、山梨、島根、德島、香川、高知、熊本、鹿兒島及沖繩の各縣に於ては、求人者にして、當該縣外より小學校卒業者を採用するものは、目下の處皆無となつてゐる。

尙、求人申込數に付、採用地別に述ぶれば、別表の通り東京府の二七、八六四人其の首位を占め、第二位は愛知縣の一七、一八八人にして、以下新潟縣の一七、〇四四人、大阪府一四、三九五人、神奈川縣一二、四四七人、廣島縣九、六九九人、兵庫縣九、一六七人愛媛縣八、三六四人、長野縣七、五七四人、岐阜縣七、三四九人、（以下略）の順位となつてゐる。

更に、自道府縣內求人者求人數と自道府縣外求人者求人數とに大別すれば、前者は二〇四、八六九人、一四三人）にして、總數の八一%を占め、後者は四七、八四六人（男子一一五、七二六人、女子一二〇人）にして一九%に當つてゐる。

次に、自道府縣外求人者求人數に付記すれば、最も多きは新潟縣の五、二一四人にして、長野縣の四、四三五人之に亞ぎ、以下山形縣二、六三五人、岐阜縣二、四七八人、鹿兒島縣二、〇一四人、山梨縣二、〇二〇人、福島縣一、五四九人、鳥取縣一、三六八人、秋田縣一、三二七人（以下略）の順位となつてゐる。

以上の通り東京、大阪、愛知、兵庫、神奈川、福岡等の如き大都市を有する府縣に於ては、小學校卒業者に對する多數の求人申込ありて、之等は單に自府縣內のみならず、他道府縣に於ける少年を採用せんとするものにして、其の地域の主なるものは、新潟、長野、山梨、山形、福島、鹿兒島等の各縣にして、之等地方に於ては前述の通相當多數の大都市就職希望者あるを以て、概ね求人求職の圓滑を期し得るものと思料せらる。

ハ　求人事情概況

各道府縣に於ける求人事情は、別紙添附の通りなるも、之を總括するに、本年に於ける求人の特異なる傾向としては、生產力擴充並に輸出產業振興政策に伴ひ、之等產業部門に於ては多數の勞力を必要とする關係上、此の方面の求人相當多數に昇つてゐる。此の外商業方面に於ても、軍需工業方面に轉出せる者の補充のため求人を爲す者も相當數を示してゐる。之に對し、就職希望兒童の希望狀況を見るに、就職希望者の大多數は、工業方面特に男子に在りては重工業、女子に在りては纖維工業方面に就職を希望するものにして、一

般に商業（特に商店員等）の希望者は、至つて少數となつて現はれてゐる。之は主として商業方面に比較し、工業方面に於ては賃銀幾分高率なると、比較的技能習得の機會多きに起因するものと言ふことが出來る。最近男子に在りては、特に軍需工業方面に就職することを熱望せる少年の多きは、全く此の點に理由があるのであつて、注目すべき點である。以上の如く、小學校卒業者の大多數は、工業方面に就職を希望する者多く、從つて商業方面に於ける求人難は、愈々深刻化し、最近に於ては從來の徒弟制度を改め、待遇の改善、賃銀の引上げ等に依つて、求人難の打開を行はんとする傾向顯著となつてゐる。

次に、主要求人者の採用方法に付觀るに、之等は概ね現地詮衡に依り地方少年を採用せんとする者多く、而も之等は、軍需工場に多く、纖維工業に於ては比較的少數となつてゐる。本年より少年の職業紹介に關し、特に實施を見ることゝなつた現地詮衡に依つて、求職者の受くる利便は固より、兒童の保護鞏固上に於ても、好結果を齎すこと〻思料せらる。

事業關係離職者の轉職狀況調査　物資動員其の他事變の影響を受けて轉、失業の已むなきに至つた業者、被傭者或は近き將來に於てその虞れある者の續出を豫想せられ、之が對策に就ては種々考慮せられて居るのであるが、之等の者の轉職の難易の理由又は狀況、或は如何なる影響の時期に於て、如何なる經路を辿つて轉職したか、また轉職後に於ける就業狀況、收入關係等の實情調査の必要を痛感されたので先づ第一次調査として東京近郊に於ける大、中、小の約八〇工場を適宜選定し、三月中旬より下旬に亘り、厚生省失業對策部員、東京、神奈川、埼玉の各府縣職業課員及東京、橫濱、川崎、川口の各職業紹介所員が協力して各工場に出張し、別紙調査票に依つて直接該當者に面接して調査を行つた。之が詳細は目下取纏中であるが、大體の狀況を報告すれば次の通である。

イ　調査工場　八一工場
　本調査該當者數　四九七人

該當者四九七人は調査工場に於ける該當者の全部ではなく、調査の都合上大工場に在りては大體五十人位を對象として調査し、又小工場に在りては該當者なき工場もあつた關係上比較的少數ではあるが、今回調査したる工場では轉職者の尠なかつた事も亦事實である。

ロ　年齡別調

年齡別	男	女	計
二十歲迄	八五	一八	一〇三
二十五歲迄	一三三	一〇	一四三
三十歲迄	一二五	二	一二七
三十五歲迄	七六	—	七六
四十歲迄	三五	—	三五
四十五歲迄	九	—	九
四十六歲以上	四	—	四
合計	四六七	三〇	四九七

ハ 技能經驗活用狀況調

	男	女	計
活用し居る者	一四〇	五	一四五
活用し居らざる者	三二七	二五	三五二
計	四六七	三〇	四九七

ホ 收入調

1 業主被傭者に依る收入增減調

種別 / 性別	增			減			なし			不明			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
業主	三四	三	三七	五二	二	五四	七三	一	七四	一		一	一二九	一	一三〇
被傭者	二〇	一	二一	一六		一六	三		三				一〇八		一〇八
計	五四	四	五八	六八	二	七〇	七六	一	七七	一		一	二三七	一	二三八

2 前職と現職との月收增減額調

增減額 / 性別	增			減			增減なし		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
五圓迄	四六	一	四七	三〇	四	三四			
一〇圓	五一〇	一	五一	六六	三	六九			
一五圓	三四	一	三五	三九	二	四一			
二〇圓	三一七	一	三一八	三五	一	三六			
二五圓	一九		一九	一〇		一〇			
三〇圓	一四		一四	七		七			
三五圓	一三		一三	四		四			
四〇圓	一三		一三	六		六			
四五圓	五		五	三		三			
五〇圓	三		三	三		三			
五〇圓以上	二		二	一四		一四			
なし									
計	二四七	二	二四九	一七五	一六	一九一	四四	三	四七

ヘ 轉職時の狀態調

	男	女	計
有	四四	一	四五
無	二八三	二五	三〇八
計	三二七	二五	三五二

ニ 技能經驗活用餘地の有無調

	男	女	計
現實に失業せる後殆んど失業狀態にありしとき	一二九	一一	一四〇
一〇八	六	一一四	
二三ケ月以内に於て失業の處ありしとき	六一	三	六四
其の他の狀態にありしとき	一六九	一〇	一七九
計	四六七	三〇	四九七

增減	男	女	計
增減ナシ			
增減なし			
家事手傳			
不明			
計	四四	三	四七

男 四四人　女 三人
男 五人　女 一人
男 二人　女 ナシ

事變關係離職者の就職未濟者に關する調査　事變關係離職者中職業紹介所に求職登錄せるも就職出來ざるものを對象とし各道府縣をして一月末日現在を以て調査報告せしめたる所其の概況左の如し。（編井縣未報告に付除く）

イ 一般概況

就職未濟者總數は四、五一七名にして男四、三〇〇人（九五%）女二一七人（五%）であり之を紹介狀況に就て見るに「一回も紹介せざるもの」一、二〇三人（二八%）「紹介せるも不調となりたるもの」二、〇七七人（四八%）「目下紹介中のもの」一、〇二〇人（二四%）にして職業紹介所に於て種々紹介斡旋せるも年齡、體格、給料其の他の關係により不調となるもの約半數を占めて居ることは如何に離職者の轉職困難なるかを窺知せらる。又年齡別に見るならば「三十歲未滿のもの」二、二二〇人（五二%）にして半數以上を占め「三十歲以上四十歲未滿」一、三七〇人（三二%）「四十歲以上五十歲未滿」五六三人（一三%）「五十歲以上」一四七人（三%）之に亞ぐ。

ロ 一回も紹介せざるもの

一回も紹介せざるもの一、二〇三人中離職者の希望する職業なき爲によるもの二七八人（二三%）求職條件に合致したる求人口なき爲によるもの九二五人（七七%）となつて居る。

又年齡別に見るならば「三十歲未滿」は五四一人（四五%）にして最も多く「三十歲以上四十歲未滿」三九〇人（三二%）「四十歲以上五十歲未滿」二〇九人（一七%）「五十歲以上」六三人（六%）にして年齡の增加と共に數は減少を示す。

原因別 / 年齡別	三十歲未滿		三十歲以上四十歲未滿		四十歲以上五十歲未滿		五十歲以上		合計	
	實數	率	實數	率	實數	率	實數	率	實數	率
全然求人口なきため	一二七	四六%	七〇	二五%	五〇	一八%	三一	一一%	二七八	一〇〇%
求職條件に合致したる	四一四	三五%	三二〇	三五%	一五九	一七%	三二	三%	九二五	一〇〇%
求人口なきため										
計	五四一	四五%	三九〇	三二%	二〇九	一七%	六三	六%	一、二〇三	一〇〇%

1 全然求人口なきため

全然求人口なき爲によるもの二七八人中「三十歳未滿」一二七人（四六%）「三十歳以上四十歳未滿」七〇人（二五%）「四十歳以上五十歳未滿」五〇人（一八%）「五十歳以上」（一一%）である。

2 求職條件に合致したる求人口なきため

求職條件に合致したる求人口なきためによるもの九二五人中「三十歳未滿」は四一四人（四五%）にして最も多く「三十歳未滿四十歳以上」三二〇人（三五%）「四十歳以上五十歳未滿」一五九人（一七%）「五十歳以上」三二人（三%）之に亞ぐ。

ハ 紹介せるも不調となりたるもの

紹介せるも不調となりたるもの二、〇七七人にして全就職未濟者の四八%を占めて居るが之が原因を見るに體格關係にて不調となるもの最も多く八八七人（四三%）之に亞いで其の他五一一人（二五%）年齡關係三四二人（一六%）給料關係三三七人（一六%）である。

1 年齡關係

年齡關係にて不調となるもの三四二人中「三十歳以上四十歳未滿」一二四人（三六%）にて最も多く亞で「四十歳以上五十歳未滿」一二三人（三六%）「三十歳未滿」五二人（一五%）「五十歳以上」四三人（一三%）である。軍需工場へ斡旋可能の年齡が大體三十五歳未滿である點より推察して「三十歳以上四十歳未滿」の一部分のもの及其れ以上の年齡のものは軍需工場以外に於て不調となりたるものである。

2 體格關係

體格關係にて不調となるものは八八七人中最も多きは「三十歳未滿」の五四八人（六二%）亞いで「三十歳以上四十歳未滿」二六四人（三〇%）にして他は小數にして「四十歳以上五十歳未滿」六七人（七%）「五十歳以上」八人（一%）である。

四十歳未滿のものが大部分を占めて居ることは軍需產業竝其の他の殷賑產業方面は大體年齡規格が三十五歳迄なること及求職者が主に之等軍需產業方面の工場を志願する等の傾向ありて紹介せるも體格の關係にて不調となるもの多きが窺はれ之等殷賑產業方面は年齡の點は勿論體格の健全なるものを要求し居る爲と離職者の體格の低下を物語るものである。

3 給料關係

給料關係にて不調となるもの三三七人中「三十歳未滿」のもの一六四人（四九%）にて約半數を占め「三十歳以上四十歳未滿」一三七人（四一%）「四十歳以上五十歳未滿」三二人（九%）「五十歳以上」四人（一%）となつてゐる。

右は一方に於て殷賑產業方面の好景氣の聲を耳にして自ら此の方面への轉職の場合高い給料を要求する結果と反面三十歳以上の者は一家の中樞となり居る關係上比較的給料の點に於て不調となるのである。

4 其の他

其の他五一一人中「三十歳未滿」は二九三人（五七%）「三十歳以上四十歳未滿」一八三人（三六%）「四十歳以上五十歳未滿」二六人（五%）「五十歳以上」九人（二%）である。

其の他の中には慢然と給料の幾らかでも高きを追ふ傾向の求職者多數あることは否めない事實である。

原因別＼年齡別	三十歳未滿 實數	率	三十歳以上四十歳未滿 實數	率	四十歳以上五十歳未滿 實數	率	五十歳以上 實數	率	合計 實數	率
年齡關係	五二	一五%	一二四	三六%	一二三	三六%	四三	一三%	三四二	一〇〇%
體格關係	五四八	六二	二六四	三〇	六七	七	八	一	八八七	一〇〇
給料關係	一六四	四九	一三七	四一	三二	九	四	一	三三七	一〇〇
其の他	二九三	五七	一八三	三六	二六	五	九	二	五一一	一〇〇
計	一、〇五七	五一	七〇八	三四	二四八	一二	六四	三	二、〇七七	一〇〇

ニ 目下紹介中のもの

目下紹介中のもの一、〇二〇人中最も多きは「三十歳未滿」にして六二二人（六一%）亞いで「三十歳以上四十歳未滿」の二七二人（二七%）「四十歳以上五十歳未滿」一〇六人（一〇%）「五十歳以上」二〇人にして一回も紹介せざるものと同樣年齡の增加と共に數は減少してゐる。

ホ 府縣別概況

一月末日に於ける就職未濟者の最も多きは大阪四四七人にして亞で埼玉三〇一人、東京二八〇人、神奈川二五九人、岡山二三一人、香川二一九人、愛知二一八人、北海道二一一人、等主なるものである。

ヘ 將來の措置竝意見

將來の措置竝に意見に付各府縣のものを綜合要約すれば軍需產業方面に於ける勞務者の大量需要に對し供給之に伴はざる現況よりして就職未濟者として殘存せるは、求人者の採用規格と離職者年齡超過體格劣弱に加へて給料の高きを要求する等の點に原因が存するのである。仍て職業紹介所の之に對する將來の措置竝意見を求人者側と離職者側との兩方面に付て述ぶれば次の如し。

1 求人者側に對するもの

勞務需要旺盛なるは所謂軍需工場にして之等にありては年齡等の採用條件の規格嚴重にして、不採用者多きを以て採用規格の緩和を圖ると共に離職者を率先して雇傭する樣要望す離職者を紹介斡旋する際國策に順應する意味に於て採用規格の緩和を交涉するも其の理解を得ること困難なり殊に事變關係による離職者は大部分平和產業者多く一般に比し體格低下し年齡高きもの多き點より見て求人者の理解に俟つ所大なるも其の理解を得ること少なきにより將來强力なる對策の樹立を望むものあり。

軍需工場以外に於ける求人口は間々ありと雖過重なる肉體勞働を

條件とするか若は低賃銀にして適當なる求人口なき狀態なり。

2　離職者側に對するもの

い　三十歳前後のもの及其れ以上のものは世帶主として扶養家族を有し離職前相當の收入を有したるもの、或は家屋店舗の關係其他家庭の事情等よりして、住所移轉を困難とするもの等ありて、年齢體格に於て難點を有する上に現在の勞働賃銀を以てしては生活の安定を缺き又離郷問題等の關係よりして轉職困難なる事情にあるもの相當數あり。

又數年或は十數年間の見習期間を終り漸く獨立の機運に到達しながら、今次の物資需給調整により離職の已むなきに至りたる如き洵に同情に耐へざるものあり。

之等の者の對策は現在の職業補導を以てしては見習工程度にして收入の大を望むこと困難なる故、少くとも軍需工場に於ける半熟練工出來得れば熟練工の養成を對象とする職業補導所を設置して轉職を容易ならしめんとするもの之第一なり。

又職業補導にて效果大なきものに對して生業資金の貸付の圓滑を期し轉業を許らんとする之第二なり。

ろ　軍需工場に於ける好況を傳へ聞くことも與つて力あるのであるが、過大なる求職條件即ち年齢體格等に於て一般よりも條件劣るにも關らず收入の大を望むもの、或は賃銀の高きを追ふ安定性なきもの等にて就職困難なるものあり。之等に對しては求職事情を究明し現今の職業事情を了解せしめんとす。

要するに求人側に對しては採用規格の緩和を圖ると共に離職者に對し體力の養成規律ある工場生活に耐へ得る精神力を涵養し、併せて失業對策施設の運用の完きを期せんとするものなり。

女子は槪ね事變關係により自家營業の不振等に依る就職希望者多く技術經驗に乏しく就職困難なるものに對しては補導施設により効果大なるものあり、又補導施設により不適當なるものは授產施設を利用せんとす然れ共現今の授產施設にありては就業時間、收入の點に於て熟練せざる限り交通費大部分を占むる故分配授產制を併せ行ひ家庭內にても自由に就勞せしむる方法を望むものあり。

省令及び通牒

この項下には工場事業場技能者養成補助規則及び勞務動員計畫實施に伴ふ女子勞務者の就職の二件がある。

工場事業場技能者養成補助規則　曩に公布施行せられた工場事業場技能者養成令に依る技能者の養成に對しては、同令第十五條に依り補助金を交付することゝなつてゐるが七月十八日厚生省令第二十二號を以て工場事業場技能者養成補助規則が公布卽日施行せられた。

勞務動員計畫實施に伴ふ女子勞務者の就職　時局下に於ける勞力の新規開拓と適正なる配置とは勞務動員計畫實施上特に緊切なる事項であるが、女子の就勞に關しては、將來の勞力資源に影響を及ぼすこと尠からず、母性擁護の見地から保護指導をも併せ行ふこと極めて肝要なるを以て之れが萬全を期するため、十月十六日、職業部長、勞働局長名による「勞務動員計畫實施に伴ふ女子勞務者の就職に關する件」通牒が發せられた。

取扱成績

さらにこれを　一、一般職業紹介成績（府縣別）二、一般職業紹介成績（職業別）三、日傭勞働紹介取扱に分つて　昭和十四年六月の成績をかゝげることにしよう。

（一）昭和十四年六月日傭勞働紹介取扱成績

種別 / 廳府縣別	職業紹介所數	求人數 總數	求職者數 總數	就勞者數 總數	求人數に對する求職者數の割合 %	求職者數に對する就勞者數の割合 %
北海道	5	14,920	14,069	13,494	94	96
青森	4	2,643	2,647	2,643	100	100
岩手	4	3,562	3,562	3,562	100	100
宮城	1	5,384	5 450	5,384	100	100
秋田	—	—	—	—	—	—
山形	2	1,588	1,588	1,588	100	100
福島	3	5,363	5,363	5,363	100	100
茨城	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—
群馬	2	1.551	1,551	1,551	100	100
埼玉	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—
東京	1	201,370	153,679	143,390	76	93
神奈川	4	54,229	25,648	24,776	45	97
新潟	—	—	—	—	—	—
富山	—	—	—	—	—	—
石川	1	15	13	13	87	100
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
岐阜	1	382	391	382	102	98
靜岡	1	1,664	1,664	1,664	100	100
愛知	1	46,357	44,283	43,997	96	99
三重	1	465	465	465	100	100
滋賀	—	—	—	—	—	—
京都	3	16,843	17,611	16,756	106	97
大阪	3	164,709	143,362	134,912	87	94
兵庫	4	47,005	47,612	46,979	101	99
奈良	1	1,182	1,182	1,182	100	100
和歌山	—	—	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	—
岡山	1	4,635	4,703	4,635	101	99
廣島	2	43,845	41,884	41,717	96	100
山口	1	7,674	7,674	7,674	100	100
德島	—	—	—	—	—	—
香川	1	36	36	36	100	100
愛媛	—	—	—	—	—	—
高知	1	423	648	383	153	59
福岡	3	36,900	31,928	31,034	87	97
佐賀	1	30	30	30	100	100
長崎	2	24,702	25,699	24,597	104	96
熊本	1	2,461	2,390	2,390	97	100
大分	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	1	5,504	4,898	4,867	89	99
沖縄	1	325	125	125	38	100
合計	57	695,767	589,825	565,589	85	96

（二）昭和十四年六月一般職業紹介成績（道府縣別）

道府縣別 ＼ 種別	職業紹介所數	求人數			求職者數			就職者數					
								總數			同上中臨時雇傭		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	17	15,072	5,020	20,092	6,610	3,518	10,128	5,705	3,217	8,922	1,662	2,458	4,120
青森	7	6,367	2,126	8,493	3,695	448	4,143	3,814	488	4,302	—	—	—
岩手	9	3,561	1,235	4,796	1,044	231	1,275	925	154	1,079	—	1	1
宮城	7	3,201	1,030	4,231	2,064	622	2,686	1,446	523	1,987	359	226	585
秋田	8	5,670	1,045	6,715	2,006	351	2,357	2,212	302	2,514	—	—	—
山形	8	3,733	1,349	5,082	1,257	635	1,892	881	653	1,534	113	19	132
福島	9	2,602	1,499	4,101	731	206	937	732	136	868	2	4	6
茨城	10	2,432	460	2,892	996	226	1,222	623	158	781	8	35	43
栃木	7	1,296	433	1,729	422	196	618	307	130	437	—	—	—
群馬	11	2,272	1,023	3,295	979	160	1,139	627	85	712	27	22	49
埼玉	8	1,485	440	1,925	904	261	1,165	593	157	750	14	3	17
千葉	9	1,108	409	1,517	763	254	1,017	419	156	575	2	—	2
東京	5	26,508	13,378	39,886	13,865	6,474	20,339	4,623	2,515	7,138	153	42	195
神奈川	9	9,047	3,108	12,155	4,906	1,558	6,464	2,299	980	3,279	61	35	96
新潟	12	4,357	1,594	5,951	1,068	257	1,325	1,256	163	1,419	—	—	—
富山	4	2,692	846	3,538	1,774	284	2,058	1,520	230	1,750	—	—	—
石川	4	3,325	1,012	4,337	1,684	514	2,198	1,291	272	1,563	5	15	20
福井	5	1,441	475	1,916	626	192	818	494	189	683	—	—	—
山梨	4	1,599	681	2,280	865	207	1,072	698	262	960	536	211	747
長野	11	2,400	1,247	3,647	842	259	1,101	483	198	681	29	6	35
岐阜	9	1,490	1,128	2,618	701	224	925	527	155	682	—	—	—
靜岡	10	2,452	1,616	4,068	1,386	458	1,844	940	266	1,206	97	28	125
愛知	5	8,710	3,858	12,568	4,740	2,109	6,849	1,979	1,192	3,171	—	345	345
三重	8	1,357	1,648	3,005	701	156	857	426	82	508	—	—	—
滋賀	5	886	674	1,560	303	118	421	181	75	256	—	—	—
京都	6	2,494	2,097	4,591	1,622	1,131	2,753	557	459	1,016	11	71	82
大阪	7	10,057	5,290	15,347	6,311	2,[illegible]04	9,115	2,062	1,275	3,337	1	54	55
兵庫	12	6,479	2,533	9,012	4,338	1,742	6,080	1,909	833	2,742	27	65	92
奈良	4	737	353	1,090	237	65	302	132	35	167	—	—	—
和歌山	7	912	332	1,244	498	151	649	303	112	415	1	—	1
鳥取	3	853	606	1,459	403	66	469	290	28	318	115	5	120
島根	6	452	494	946	286	87	373	196	67	263	—	11	11
岡山	17	1,352	552	1,904	820	230	1,050	515	192	707	37	26	63
廣島	10	4,541	1,943	6,484	2,284	1,028	3,312	1,262	522	1,784	—	—	—
山口	8	2,066	556	2,622	1,122	186	1,308	718	123	841	4	4	8
徳島	5	920	459	1,379	567	185	752	346	148	494	3	80	83
香川	5	1,099	399	1,498	556	170	726	284	58	342	1	—	1
愛媛	7	2,344	541	2,885	636	185	821	458	141	599	1	—	1
高知	4	809	557	1,366	489	137	626	289	51	340	—	—	—
福岡	14	7,600	2,578	10,178	5,018	1,871	6,889	2,374	1,068	3,442	65	183	248
佐賀	5	939	356	1,295	290	128	418	167	83	250	—	—	—
長崎	7	3,019	753	3,772	1,890	737	2,627	1,289	403	1,692	10	3	13
熊本	11	2,452	423	2,875	724	192	916	222	100	322	—	—	—
大分	8	2,063	566	2,629	532	173	705	338	97	435	—	—	—
宮崎	6	1,499	819	2,318	805	122	927	478	58	536	—	—	—
鹿兒島	9	3,398	1,499	4,897	1,120	202	1,322	575	188	763	—	5	5
沖繩	3	553	295	848	440	112	552	229	95	324	2	—	2
合計	365	171,701	71,335	243,036	85,920	31,622	117,542	50,012	18,874	68,886	3,346	3,957	7,303

(三) 昭和十四年六月

職業別＼種別		求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職者 男	求職者 女
一、工業及鑛業	1. 製絲	5,012	4,529	9,541	1,661	603
	2. 紡織	3,158	16,882	20,040	699	989
	3. 染色	856	254	1,110	240	66
	4. 裝身具	1,116	2,221	3,337	363	1,000
	5. 機械器具	43,228	5,699	48,927	25,883	1,868
	6. 船舶車輛	5,008	210	5,218	1,805	101
	7. 電氣瓦斯	1,418	112	1,530	776	56
	8. 金屬工業	15,361	601	15,962	6,348	422
	9. 製藥	1,897	599	2,496	754	192
	10. 燐寸	54	10	64	12	1
	11. 肥料	1,017	10	1,027	271	7
	12. 製紙	726	397	1,123	102	75
	13. 製版印刷	810	530	1,340	212	156
	14. 食料品	718	101	819	327	759
	15. 嗜好品	651	230	881	133	104
	16. 採鑛冶金	19,387	147	19,534	1,493	30
	17. 其他	9,491	5,034	14,525	5,142	2,171
	小計	109,888	38,561	148,454	46,221	8,600
二、土木建築	18. 大工	1,233	4	1,237	1,011	—
	19. 左官	141	23	164	87	41
	20. 石工	159	—	159	100	—
	21. 土方日雇	16,723	582	17,305	5,169	303
	22. 其他	718	9	727	362	7
	小計	18,974	618	19,592	6,729	351
三、商業	23. 店員	2,320	2,465	4,785	992	2,634
	24. 小店員	3,832	619	4,451	484	452
	25. 商店雜役	2,361	164	2,525	733	56
	26. 飲食店雇人	949	1,248	2,197	347	269
	27. 行商	29	5	34	14	5
	28. 其他	432	163	595	321	95
	小計	9,923	4,664	14,587	2,897	3,511

一般職業紹介成績 (職業別) (其一)

求人數 計	就職者數 總數 男	就職者數 總數 女	就職者數 總數 計	就職者數 同上中臨時雇傭 男	就職者數 同上中臨時雇傭 女	就職者數 同上中臨時雇傭 計
2,264	1,206	524	1,730	113	25	138
1,688	502	837	1,339	—	—	—
306	185	46	231	—	—	—
1,363	233	588	821	—	—	—
22 751	11,356	1,029	12,385	4	1	5
1,906	1,189	33	1,222	—	—	—
832	389	24	413	—	—	—
6,770	3,390	213	3,603	1	—	1
946	445	104	549	—	—	—
13	2	—	2	—	—	—
278	180	5	185	—	—	—
177	63	30	93	—	—	—
368	99	96	195	—	—	—
1,086	264	785	1,049	—	58	58
237	87	66	153	—	—	—
1,523	1,120	29	1,149	7	—	7
7,313	2,389	919	3,308	19	38	57
54,821	23,089	5,328	28,417	144	125	269
1 011	541	1	542	3	—	3
128	36	38	74	1	—	1
100	54	6	60	—	—	—
5,472	4,259	281	4,540	16	—	16
369	272	5	277	19	1	20
7,080	5,162	331	5,493	39	6	45
3,626	462	1,321	1,783	389	5	394
936	272	226	498	28	—	28
794	430	26	456	13	—	13
616	161	128	289	—	—	—
19	7	2	9	—	—	—
416	260	74	334	241	56	297
6,408	1,592	1,777	3,569	671	61	732

(四) 昭和十四年六月

職業別	種別	求人数 男	求人数 女	求人数 計	求職者 男	求職者 女
四、農林業	29. 農業園藝作	3,046	3,94	6,993	3,151	3,523
	30. 養蠶	363	330	693	392	445
	31. 林業	2,953	56	3,009	2,530	28
	32. 其他	203	19	222	107	8
	小計	6,565	4,352	10,917	6,180	4,004
五、水產業	33. 漁撈養殖業	6,605	344	6,949	4,747	76
	34. 製鹽	3	70	73	1	—
	35. 其他	6 6	1,232	1,898	275	293
	小計	7.274	1,646	8,920	5,023	369
六、通信運輸	36. 船員	208	—	208	210	—
	37. 鐵道從事員	161	4	165	314	5
	38. 電鐵從事員	113	9	122	67	32
	39. 自動車從事員	1,350	256	1,606	1,222	170
	40. 通信從事員	276	343	619	138	301
	41. 運送業丁	1,789	40	1,829	578	18
	42. 車馬夫他	119	—	119	65	—
	43. 其他	112	33	145	77	23
	小計	7,128	685	4,813	2,676	549
七、戶內使用人	44. 僕婢	668	10,440	11,108	73	4,134
	45. 乳母兒守	2	318	320	—	88
	46. 書生給仕	1,851	1,279	3,130	1,024	1,035
	47. 番人小使	1,207	140	1,347	1,710	257
	48. 其他	464	1,320	1,784	229	1,262
	小計	4,192	13,497	17,680	3,039	6,776
八、雜業	49. 官公吏	1,061	51	1,112	2,868	42
	50. 教員	81	74	155	72	71
	51. 事務員	4,098	3,852	7,950	4,959	4,161
	52. 看護人	80	1,355	1,415	65	1,189
	53. 醫師	3	13	16	4	3
	54. 藥局員	25	52	77	21	11
	55. 外交員集金人	671	106	877	298	46
	56. 配達人	1,482	36	1,518	197	10
	57. 理髮人	250	131	381	164	11
	58. 娛樂場雇人	13	225	238	209	26
	59. 其他	2,993	1,412	4,405	4,306	1,892
	小計	10,757	7,307	18,064	13,163	7,492
合計		171,701	71,355	243,036	85,920	31,622
十八歲未滿者		25,728	14,148	39,876	1,084	6,070

一般職業紹介成績(道府縣) (其二)

數 計	就職者數 總數 男	總數 女	總數 計	同上中臨時雇傭 男	同上中臨時雇傭 女	同上中臨時雇傭 計
6,674	2,993	3,452	6,445	1,858	2,842	4,700
837	374	481	855	277	339	616
2,558	2,745	30	2,775	—	—	—
115	95	8	103	2	2	4
10,184	6,207	3,971	10,178	2,137	3,183	5,320
4,823	6,594	148	6,742	—	—	—
1	1	—	1	—	—	—
568	260	288	548	—	—	—
5,392	6,855	436	7,291	—	—	—
210	1 3	1	104	—	—	—
319	95	5	100	—	—	—
99	31	—	31	—	—	—
1,39 2	534	33	567	—	—	—
439	67	113	180	—	—	—
596	525	30	555	—	—	—
65	23	—	23	—	—	—
100	33	15	48	—	35	35
3,220	1,411	197	1,608	—	35	35
4,207	28	2,307	2,315	—	131	131
88	—	39	39	—	—	—
2,059	532	476	1,008	1	2	3
1,967	664	81	745	—	—	—
1,491	107	821	928	—	292	292
9,812	1,331	3,724	5,055	1	425	426
2,910	706	10	716	—	17	17
143	18	24	42	—	1	1
9,120	2,013	1,834	3,847	5	18	23
1,254	9	452	461	—	17	17
7	1	—	1	—	—	—
32	12	6	18	—	—	—
344	98	12	110	1	—	1
207	117	—	117	—	—	—
175	157	1	158	138	—	138
235	3	13	16	—	—	—
6,198	1,231	758	1,989	210	69	279
20,625	4,366	3,110	7,475	354	122	476
117 542	50,012	18,874	68,886	3,346	3,957	7,303
7,154	6,494	3,736	10,230	201	97	298

施設の實施

幹部機械工養成施設

本　イ　目的

本施設は機械關係經驗職工中適當なる者を入所せしめ工場、事業場に於ける幹部職工たるに必要なる知識技能を授け以て幹部職工を養成せんとするものであるが又一面に於ては本年四月から實施せられた工場事業場技能者養成令に基く技能者養成の實習指導員として適任者を得ることの困難なる實情に鑑み本施設の修了者を以て之に充てしめんとすることを考慮せられてゐる譯である。

ロ　名稱及設備

本施設は差當り東京、大阪、愛知及福岡の各府縣に於て夫々の府縣立として之を設置し、……府縣立幹部機械工養成所と云ふ名稱を附し、建物は資材の關係もあり成るべく既存の府縣有建物を以て之に充てることゝしたが、都合に依つては府縣立工業學校、工業試驗場又は職業紹介所機械工補導所等の建物を利用し之に併設することゝなる見込である。實習實驗の機械設備に關しては幹部機械工の養成に必要なるあらゆる機械を設備し、機械關係實業專門學校のそれにも劣らない程度のものとする豫定である。

ハ　養成の期間教授科目及教授時數

原則として養成期間は六ヶ月とし午前、午後夜間の中二部制を採用して一日の授業時間は大體四時數とし、科目及教授時數は大體左の通りである。（略）

ニ　定員及入所資格

定員は大體一部六十名とし、養成すべき職種は概ね左の八種の中より地方の事情に應じ地方長官に於て適宜定めることゝなつてゐる

旋盤工　仕上工　フライス工　研磨工
鑄物工　鍛工　工　熱處理工　製圖手

入所資格は大體工場事業場に於て現に五ヶ年以上前掲の職業に從事する年齡二十一歳以上の男子にして使用者に於て推薦したるものであつて、その中より地方長官に於て其の人物、經歷、技能程度、體格等を審査し入所を許可することゝなる豫定である。

而して入所者は入所中も依然として從來の使用者に使用せられ、或は午前中は養成所に於て授業を受け午後から工場に働くとか、或は夜間のみ養成所に通ひ他は工場に於て働くとか云ふことになる譯である。

町村勞務動員協議會設置要綱

イ　町村勞務動員協議會ハ町村單位（全部事務組合町村ニ在リテハ組合單位）ニ設置スルモノナルコト但シ地方長官ニ於テ特ニ設置スル必要ナシト認ムル町村ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

ロ　町村勞務動員協議會ハ町村長之ヲ主宰シ廳府縣並ニ所轄職業紹介所ハ之ガ運營ニ關シ協力指導スルコト

ハ　町村吏員中ニ町村勞務動員協議會ノ常務ヲ擔當スル職員（職業係ト稱ス）ヲ定ムルコト

ニ　町村長ハ所轄職業紹介所長ト協議ノ上左記ノ者ヨリ協議會出席者ヲ定ムベキコト

出席者數ハ十五名乃至二十五名程度トシ其ノ一部ハ協議會開催ノ都度協議事項ノ內容ニ依リ變更スルモ差支ヘナキコト（以下略）

ヘ　町村長協議會ヲ開催セントスルトキハ其ノ日時及協議事項ニ付

豫メ所轄職業紹介所長ニ協議スルモノナルコト

數ヶ町村共同主催シテ協議會ヲ開催スルモ差支ヘナキコト

ト　町村ハ本協議會設置ニ關スル經費ニ付廳府縣ヨリ全額補助ヲ受ケ得ルモノナルコト

小學校卒業者の職業相談實施要領

小學校卒業者の職業指導及び職業紹介について廳府縣長官に通牒すると共に、これらの實施に當つて基準とすべき要領を次の如くに定めた。

小學校卒業者の職業相談實施要領

イ　職業紹介所ハ小學校ト協力シ小學校卒業者ニ對シ職業相談ヲ實施シ其ノ結果ニ基キ適職ノ斡旋ニ努ムルコト

ロ　職業紹介所ハ求人者ニ對シ職業相談ニ依リ認定サレタル適當作業ニ兒童ヲ就職セシムル樣指導スルコト尙兒童ノ銓衡ハ成ルベク職業紹介所ニ一任セシムル樣指導スルコト

ハ　職業紹介所ハ小學校卒業者ニ對シ職業相談ヲ實施スル爲管轄區域內全小學校ニ出張相談ノ計畫ヲ樹テ小學校ト協力ノ上所定期日迄ニ之ガ終了ヲ期スルコト

ニ　職業紹介所ハ就職ヲ希望スル兒童ハ勿論家事ニ從業スベキ兒童ニ對シテモ他日雇傭サルベキコトアルニ付成ルベク職業相談ヲ行フコト

ホ　職業相談ニ際リテハ國家的事情ヲ第一トシ兒童ノ適性（身體竝精神）ヲ重要視スルノ外家庭事情、職業ノ將來性、福利施設、就業場所、其ノ他求人事情等ヲ參酌シテ其ノ選職ヲ指導シ就業可能ナル兒童ニハ適當作業及配置產業ヲ認定指示スルコト

尙職業相談ニ際リテハ兒童ヲシテ出來ル限リ職業紹介所ニ求職セシムル樣勸奬シ相談ヲ了シタル兒童ニ付テハ之ヲ職業紹介所ニ求職スルモノ、緣故其ノ他ニ依リ就職希望ノモノ、家事ニ從事スルモノ及其ノ他ニ分類シ職業相談原票ニ記入スルコト

ヘ　適當作業ハ兒童ノ身體及精神ノ狀況ニヨリ左ノ四種ニ分チ認定スルコト

第一種＝體力竝ニ智力ヲ必要トスル作業
第二種＝主トシテ體力ヲ必要トスル作業
第三種＝主トシテ智力ヲ必要トスル作業
第四種＝輕易作業

ト　第一種適當作業認定標準（略）

チ　第二種適當作業認定標準（略）

リ　第三種適當作業認定標準（略）

ヌ　第四種適當作業認定標準（略）

ル　就職不適當又ハ猶豫スベキモノト認定スルモノハ概ネ左記ニ該當スルモノナルコト　但シ雇主ノ特別ノ了解アル場合又ハ保護施設ニ於ケル就業ハ差支ヘナシ

疾病ノ治癒シタル場合ハ再相談ヲ行ヒ其ノ適當作業ヲ認定スルコト（略）

ヲ　配置產業ノ種別ハ左ノ五種ニ分類スルコト

い　軍需產業
ろ　生產力擴充計畫產業及其ノ附帶產業
は　繊出產業及生活必需品產業
に　運輸通信業

ほ　其ノ他ノ產業
ワ　職業紹介所職業相談ヲ了シタル際ハ其ノ配置產業別求職者數ト配置產業別供出割當人數トヲ比較シ其ノ調整ニ努メ必要アル場合ハ再相談ヲ行フコト

社會行政

人口問題研究所並に其他團體設立及强化

人口問題研究所の設立　我が國に於ては明治以降の急激なる國運の進展が產業の高度の發達と人口の加速度的膨脹とを伴ひ人口問題は屢々喧しく云はれてきた。特に大正末年に人口と食糧の不均衡が重大化し、昭和二年七月政府は人口食糧問題調査會を設置してその對策を審議したのである。當時この關係者より人口問題に關する常設的調査機關設立の要望あり、「人口問題ニ關スル常設機關設置ニ關スル件」の建議案も提出されたが、昭和五年三月この調査會は廢止となつた。昭和六年度豫算に於ては內務省社會局が人口調査會設置に要する經費を要求したけれども實現するに至らなかつた。

然るに世界大戰後の不況の結果、我が國に於ても失業人口、未就業人口が增加したために、人口問題の重點は人口と職業との關係に變化したことは周知の事實である。昭和七年十一月內務省社會局發起の下に官民有志會合して「我國人口問題ノ解決ニ資スル爲諸般ノ調査及研究ヲ遂ゲ且ツ人口問題諸團體トノ聯絡ヲ圖リ併セテ政策施設ノ促進ヲ期スル」目的を以て人口問題研究會を創立し翌八年十月に財團法人の許可を受けて現在に至つてゐる。

この研究會主催の昭和十二年及び十三年の第一回及第二回人口問題全國協議會に於て「人口問題ニ關スル國立常設機關設置ノ件」を議決し內閣總理大臣に建議してゐる。

次で滿洲事變を經過し、更に支那事變の發生するに及んで人的資源の保持涵養の要務は深く朝野の關心する所となつた。厚生省社會局は昭和十四年度豫算に國立人口問題研究所費を要求し、第七十四議會の協贊を經、八月廿五日を以て開所する運びとなつたものである。

國民精神總動員中央聯盟に於ける國民精神總動員運動强化策　國民精神總動員運動の强化徹底に關しては昭和十三年秋來政府並に國民精神總動員中央聯盟に於て種々之が具體的方策を考究中であつたが、聯盟に於ては自主的にその改組擴充を行ふことの緊要なるを認め、それに關し政府への上申意見書を作成中であつたが成案を得たので、二月四日有馬會長以下各理事は開會中の院內に平沼首相、荒木文相と會見、右意見書を提出の上隔意なき懇談を遂げた結果、政府もかねての研究に基き聯盟の意見を參酌し國民精神總動員强化方策を決定し新東亞建設の段階に對處して更に活潑なる運動を捲き起すことになつた。

中央協和會の設立　內鮮一體協和の實を擧げる爲政府は夙に地

方廳を督勵して協和事業團體（會長は地方長官）を設立させ管內在住半島人との協和事業の目的達成に當つてをり、現在この地方協和事業團體は一道三十府縣の設立を見て居るが厚生省では今度是等の協和團體の橫の連絡を圖る中樞團體を作るべく十四年度に新豫算を計上する一方、朝鮮總督府及び民間有力者とも接衝中のところ愈々具體化し、總督府始め原田積善會、三井報恩會等の補助・寄附等を基本金として「財團法人中央協和會」を設立することゝなつた。

社會事業協會の改組　明治四十一年十月に創立せられて以來我國社會事業の中樞機關として、斯業の調査研究、連絡指導斯業從事者の養成訓練、共濟事業の各分野に亘つて、社會狀勢の趨勢に應じ夫々適當なる對策施設を講じて、我國社會行政の進展と社會事業の發達に貢獻し來つたが、支那事變長期建設下に於ける斯業の重大性に鑑み今回、同協會の組織機構に根本的改革を加へるに至つたことは周知の如くである。尙、今回の改組に於いて特筆せらるべきことは、同協會を中樞となす各種社會事業團體の緊密なる再組織であつて、卽ち、中央に於ける斯業團體を特別會員となし、一方道府縣社會事業協會を正會員として迎へ、更に道府縣社會事業協會をして夫々の管內に於ける斯業團體をその會員として網羅せしめたことである。斯くの如く、同協會はその細胞組織を充實することによつて斯業の指導、調査、啓發、宣傳に關する組織的活動を開始することになつた。

保健體育行政

診査の實施

いま昭和十四年度に實施した乳兒診査の成績について記すことにしよう。

イ　實施方法

診査の對象を、生後一、二ヶ月より一年一、二ヶ月に至る乳幼兒としたのであるがかく決定したる理由は、出生後數日にして戶外へ連れ出すのを懸念せらるゝ如き餘りにも幼若なるものを避けたのと、一年一、二ヶ月で打ち切つたのは、豫算の關係上、育兒上最も重要なる離乳期を對象としたからである。然しながら縣によつては尙ほ滿五歲位まで範圍を廣めて實施したところもある。

診査の期日は、大體本年五月より九月の間に於て、府縣の實狀に鑑み、夫々好適の時期を選んで施行したのである。

又診査指導は、公共醫療保健機關と開業醫師に委囑し、產婆看護婦會、各種婦人團體、其の他の公共團體等の協力を得て施行したのであつて、診査場は、學校、又は公會堂の如きものを使用したのである。

勿論診査は、統計を得ることを主眼とせず、診査指導に重きを置いたものであつて、一齊診査の回數も、縣によつては二回以上實施したるところもあり、又一齊診査後の指導を、受持指導員を決定して持續的に施行したところもある。其の他、優良兒の表彰、筆賣品の配給等をも實行したところもあつて、一般に本年度に於ける診査

は、その實施方法に就いて多少の非難があつたとは云へ、育兒に關する注意を喚起した點に於て、又親の認識せざりし榮養方法の不完全なりし點や疾病の早期發見をなし、之れを指導したる點に於て、多大の效果があつたことを信ずるものである。又從來乳幼兒の診査

（一）各府縣に於ける受診兒數榮養不良兒並に罹病兒數

府縣名	該當兒數	受診兒數	受診率	榮養不良兒 實數	榮養不良兒 受診兒ニ對スル比率	罹病兒 實數	罹病兒 受診兒ニ對スル比率
東京府	一四一、六〇一人	一一〇、〇〇六人	七七・〇%	二四、〇八七人	%	人	二一・〇%
大阪府	九七、四四八	六八、五三〇	七〇・三	一八、七七七	二七・四	一〇、六九一	一五・六
神奈川縣	五二、三五七	四八、四八八	九二・七	九、八四三	二〇・二	八、四四三	一七・四
埼玉縣	四三、二九五	三七、五九三	八六・八	一一、一一五	二九・六	五、六七〇	一五・一
山形縣	三三、二一三	二八、八〇四	八六・七	九、六九八	三七・〇	五、五六一	一九・七
廣島縣		三三、二九七		二、七六八	八・三	五、四五二	一六・四

（注意）東京府に於ては、榮養不良兒と罹病兒を一緒にして要注意者となれり。

（二）市部及郡部の比較

	市部 榮養不良兒比率	市部 罹病兒比率	郡部 榮養不良兒比率	郡部 罹病兒比率
東京	二一・〇		二六・〇	
大阪	二五・〇	一九・〇	一七・六	一二・二
神奈川縣	一八・五	一四・二	二三・八	二三・六
埼玉縣	二一・〇	一二・五	三〇・四	一五・三
山形縣	二七・六	一九・七	三八・三	一九・六
廣島縣	八・七	一七・五	八・〇	一五・八

（注意）一　東京に於て、市部は東京市を指す。又郡部は島を除く。

（三）疾病の分類

	大阪市 實數	大阪市 病兒に付いての比率	山形縣 實數	山形縣 病兒に付いての比率	廣島縣 實數	廣島縣 病兒に付いての比率
乳兒固有の疾患	人	%	人	%	二四人	〇・四%
乳兒榮養障碍	一、九三五	二三・六			一、五九八	二九・三
消化器系統疾患	二九〇	三・五	二、四〇九	四三・三	八一	一・五
ヴィタミン缺乏症	三一九	三・九			一三三	二・四
呼吸器系統疾患	一、四〇〇	一七・一	七四三	一三・四	九一	八・二
循環器系統疾患	九九	一・二	三	〇・三	二四	〇・四
血液疾患	六	〇・一	四七	〇・八	八三	一・五
腦神經系統疾患	七	〇・一			一三	〇・二
異常體質	三〇九	三・八	三一	〇・六	四〇	〇・七
內分泌系統疾患	二三	〇・三			一	〇・〇二
泌尿生殖器疾患	三三	〇・四	二五	〇・五	三七	〇・七
急性傳染病	一、〇〇三	一二・三	三〇六	五・五	五二〇	九・五
慢性傳染病	四八	〇・六	四〇	〇・七	一六	〇・三
皮膚疾患	九六八	一一・八	九一八	一四・七	九三八	一七・二
眼疾患	九四	一・一	一一二	二・〇	一九五	三・六
耳疾患	一七三	二・一	一三六	二・三	二二三	四・一
畸形	二八	〇・三	六六	一・二	五〇	〇・九
外科的疾患	七八	一・〇			一三	〇・二
脫腸	五三三	六・五	五五三	九・九	三六〇	六・六
發育不良	二三五	二・九				
淋巴腺腫張	二五四	三・一			六〇	一・一
腫瘍					九	〇・二
其の他	三六八	四・五	二六四	四・七	三三	〇・六
計	八、一八二	一〇〇・〇	五、五六二	一〇〇・〇	五、四五三	一〇〇・〇
病兒の受診兒總數に對する比率	一八・六		一九・七		一六・四	
受診兒總數	四三、九六五		二八、八〇四		三三、二九七	

二　東京府の報告に於ては、榮養不良兒と罹病兒を一緒にして要注意者となれる故、市部及郡部に於ける數字は、此の數を示す。

三　大阪に於ける市部は、大阪市を指す。

の如きは、各地方々々によつて小規模に行はれた程度のものであつて、今回の如き全國的一齊診査は、未だ嘗て實施せられたることがなく、從つて今回の診査成績によつて全國に於ける乳幼兒の發育、榮養狀態或は疾病の分布等を通觀して、將來統一ある乳幼兒の體力向上對策を樹つる上に於て、大いに與つて力あるものありと云へよう。

ロ　受診兒數及榮養不良兒竝に罹病兒數

茲に受診兒數、榮養不良兒並に罹病兒數等に就き、東京府、大阪府、神奈川縣、埼玉縣、山形縣、廣島縣等の報告を摘記することにする。（表（一）參照）

表（一）を見るに、該當兒數に對する受診兒數の比率は、神奈川縣に於ける九二・七%を最高とし、大阪府に於ける七〇・三を最低とする狀態にして、大體に於て受診率良好なりと云ひ得る。

又受診兒數に對する榮養不良兒數の比率は、山形縣に於ける三七・〇を最高とし、廣島縣に於ける八・三を最低とする。又受診兒數に對する罹病兒數の比率は、山形縣の一九・七を最高とし、埼玉縣の一五・一を最低とする狀態にある。但し東京府に於ては、榮養不良と羅病兒を一緒にして、要注意兒童として集計したるを以て、此の數が全受診兒數に對して二一・〇の數字を得て居るのである。

ハ　市部及郡部の比較

榮養不良兒、並に羅病兒に就き、市部及郡部を對比して見ると、表（二）の如くなる。

表（二）を見るに、市部及郡部を比較して、大體に於て郡部の方が榮養不良兒の數が多い。山形縣郡部の如きは、三八・三の數を示して居るのである。但し大阪及廣島縣郡部に於ては、都市に比して郡

部の方が稍々榮養不良兒の數が少ない。

又罹病兒數に就いては、榮養不良兒の如く市部と郡部の間に甚だしき差はないが、矢張り大體に於て郡部の方に罹病兒を多しとする。神奈川縣の二三・六を最高とする。

ニ 疾病の分類

疾病の分類に就いては、府縣市等に於て其の方法が異るので全部を一覽表に集めて、比較考査すると言ふわけにはゆかないが、大阪市、山形縣、廣島縣の報告を纏むれば 表(三)の如くになる。

表(三)を見るに、乳兒榮養障碍又は消化器系統疾患を最も多しとする。(但し山形縣に於て乳兒榮養障碍のないのは、恐くは之れを消化器系統疾患に包含したるものと思はる。)次ぎに多きは、呼吸器疾患である。之れは、鼻咽喉疾患、氣管支炎、肺炎、肋膜炎、喘息等を意味するものである。次に多いのは、急性傳染病であつて、之れはヂフテリヤ、流行性感冒、百日咳、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎等を含むのであつて、廣島縣に於ては、一名の疫痢患者を含んで居る。次に慢性傳染病は、結核と梅毒の二つであつて、本診査に於ては結核に對してツベルクリン反應或はレントゲン檢査等を行つたわけではなく、又梅毒に對しても特殊反應を施行したわけではない。

制度案要綱の作成

民族優生制度案要綱　我國に於て民族優生方策特に斷種の問題が公に論議せらるゝに至つたのは餘り古いことではない此の問題が最初に公の問題として論ぜられたのは大正十年六月に内務省の保健衛生調査會が取り上げたのに始まると見てよい。此の調査會は昭和五年以後特別委員會を設けて各種の調査研究を行つた。此の間昭和二年には、内務大臣から日本醫師會に對して「民族衞生施設に關する意見如何」と云ふ諮問が發せられたのに對して、昭和三年十二月同醫師會より答申あり其の中に「……遺傳の濃厚なる者に對しては特殊審査機關の審査決定を俟ち斷種し得るよう法規を制定すること」と云ふ一項がある。恐らくこれが斷種法制定に對して公の機關が意見を發表したものゝ最初のものではなからうか。

昭和五年には永井潜博士を會長として日本民族衞生協會創立せられ專ら優生運動に當り、又同年には三宅鐵一博士を會長として日本精神衞生協會が生れ、精神缺陷者の發生防止を高唱した。

其の後獨、伊を中心として世界的に自由主義的思想を排し全體主義的思想の高揚して來たこと及びナチスが一九三三年政權を掌握するや否や直に其の翌年より極めて大膽に全面的に斷種を民族優生方策として實施したことは我國に勘からざる影響を與へずには置かなかつた。

斯くて昭和十一年には、日本精神衞生協會、公立及代用精神病院協會及び救治會の三者連名を以て、斷種法制定に付て要望あり、又同年日本民族衞生協會よりも同樣の建議があつた。

日本學術振興會は昭和十年以來國民體力に關し學術的調査研究を爲し來つたが特に「優生委員會」なる分科會を設けて民族優生に關する各種の問題を研究したる上政府に對し斷種法の制定其の他優生學的社會政策の樹立を要望した。

昭和十二年には全日本方面委員聯盟より第八回全國方面委員大會の決議によつて精神病對策に付ての建議が爲され、その一項中にも斷種法制定に付ての要望がある。

帝國議會に於ては昭和九年の第六五議會を始めとして、第六七、第七〇、第七三、第七四の各議會に五回も續いて衆議院議員より提案せられて居る。第七十四議會には衆議院を通過して居る。

斯くて十三年一月、國民體力の向上と國民生活の安定とを目指して厚生省が設置せらるゝや、本問題は必然重要なる政策とならざるを得なくなり民族優生制度要綱の作成を見るに至つた

國民體力管理制度案要綱　凡そ國民體力の向上を圖り以て強健なる國民を錬成することは國本に培ふ所以であつて、國家興隆の基礎を爲すものである。然るに我國民體力の現狀を見るに、死亡率が極めて高いことは周知の事實であるが、從來我國の誇であつた出生率さへ近年低下の傾向を示し、特に此度の事變發生以來は激減して居る。又結核の蔓延及事變以來の勞働過重等に因り、質的にも低下を來しつゝあるので、今日之を根本的に改善することを圖らなければ、將來深憂に堪へないものがあるのである。國民體力管理制度は此等の缺陷に對處する爲に立案せられたもので、約三千萬人に及ぶ未成年者を對象として、其の體力を管理し、以て死亡に因る減少を防止すると共に、種々體力向上の方途を講じて其の質的向上を圖らんとするのである此の制度に關しては、十三年來全國に亘つて之が準備調査に着手すると共に、國民體力管理制度調査會を設置し、制度の制定に關して審議を重ねて來たのであるが、今回之が成案を得て、第一回の國民體力審議會に付議する運びに至つた。

諸運動の實施

令旨奉戴結核豫防國民運動實施　興亞建設戰の進展と相俟つて人的資源の充實確保が特に重要視せられる時に當り、漸次國民體力低下の傾向が顯はれつゝある事は洵に遺憾の極と云はざるを得ない。然るに、此の體力低下の最大原因が、結核の蔓延にあることは今更多言を要しない所である。又近時漸く問題化しつゝある人口問題の如き、勿論研究を要する所多岐に亘るとは言へ、之が當面の對策は先以て結核の防遏にあると申して差支ないと思ふ。爰に國民精神總動員委員會に於て決定を見たる「勤勞の增進、體力の向上に關する基本方策」中、特に結核撲滅の問題を取り上げたのは洵に故なしとしない。

斯る時に當り畏くも 皇后陛下より「結核の豫防竝に治療に關し」優渥なる 令旨を賜り且多額の御內帑金を下賜あらせられたことは國民齊しく恐懼感激に堪へない所である。

飜つて結核の豫防撲滅には各般の施設例之療養所、相談所等の擴充完備が必要であるは云ふまでもないが、他方國民各自の

結核に對する正しき認識と注意とが缺けて居たならば、如何に之等豫防施設の完備を圖るとも、豫防上勞多くして效少き結果に終る。之に反し、たとへ施設に多少の缺くる所あるとも國民各自が互に合理的なる豫防生活を體得し、之を實行するに於ては充分撲滅の實を擧げ得るものである。結核豫防は結局我々の日常生活それ自身の中にある極めて手近な所にある　之れ結核撲滅の對策の一として從來豫防知識の普及が重要なる事項の一つに取り上げられた理由であり、而も結核豫防に成功せる諸外國の一致せる經驗である。

然るに今日我々國民は果して結核豫防に對して正しき認識と關心とを有するや否や甚だ心細い次第である。殊に我が國の現狀の如く豫防施設の甚だ充分ならざる時に於ては豫防知識を國民各層によく普及して之が實踐を圖ることは、豫防上實に急務中の急務と云はなければならない。

依つて玆に　令旨を奉體し政府側は各省總掛りの態勢をとり民間側は財團法人結核豫防會竝に國民精神總動員中央聯盟が中心となり、精動加盟團體の協力の下に十四年十一月十四日を期して全國に亙り、精動運動の一翼として結核豫防に關する一大國民運動を展開し、結核豫防に關する國民的關心を喚起し、豫防知識の普及を圖り、結核撲滅の實を擧げ以つて　御懿旨に副ひ奉ることゝなつたのであるが、これが實施に就いては九月二十八日の次官會議に於て正式決定を見た次第である。尙今回の國民運動の特徴とも云ふべきものは、從來の「週間運動」又は所謂「デー」の催しが稍々もすると一時的のお祭騷ぎに墮し、爾後に於ける恒久的實踐效果に缺ける所のあるのに鑑み、本運動は週間運動の形を排し十一月十四日以後夫々の分野に於て之を開始し、以後可及的之が永續を圖つたものであるが只開始日に於ては特に夫々の分野に主力を注ぎ、そのスタートを祝福すると共に、その第一步を力强くふみ出さんとするものである。

健康週間の實施　平時たると戰時たるとを問はず、健康なる國民を育成する事は極めて必要であるが、支那事變の長期戰化と共に其の建設的段階の進展に伴つて、今日ほど、健康にして體力旺盛眞に優秀なる人的資源を要求するときはないのである。一面に於て戰爭遂行に直接必要なる物的資材を調達すると共に他面に於て優秀なる人材を育成涵養することは、今後非常時局を克服し戰勝を得る爲の鍵である。

玆に於て、厚生省主催の下に銃後國民協力して、健康增進に關する運動を起し銃後國防の萬全を期せんとし、來る五月二日より八日に至る一週間に亙つて、全國一齊に健康週間を實施することゝなつたのである。又從來動もすれば此の種週間運動が不統一に行はれ爲に勞のみ多くして其の效果が擧がらぬ傾向にあつたので、保健衞生に關する運動はなるべく此の健康週間中に統合し、或は此の期間と同時に行ふことゝなつたのである。即ち從來個々に行はれてゐた結核豫防週間其の他の週間デーは

之を廢止して本週間に統合し本週間中に之を行ふことゝし、又其の目的を同じうする產業組合中央會主催の農村保健週間、勤勞者教育中央會主催の勤勞者健康增進週間等は健康週間の一翼として其の一部を擔任することゝして同一期間に行ふことゝし中央社會事業協會主催の兒童愛護週間も兒童の保健衞生に關し其の目的を同じうするので同一期間に之を行ふことゝし、前述の如く保健衞生に關する宣傳運動を漏れなく本週間に網羅集中して、以て大いに健康增進、體位向上に關する效果を擧げんとするものである。

而して之れが實施に當りては、健康週間一般的運動項目に示す如く保健衞生の全般に亙りて行はるべきは勿論であるが、從來動もすれば誤り行はれたるが如きお祭騷ぎ的、總花的な方法に依るべきではない。飽くまでも時局に對する深き認識の下に事變下非常時局に對處し、銃後健康報國の誠を效すべき國民の決意を確めしむることを目標として、國民の實踐を促すべきことを主眼とし、現實に卽したる具體的な方法に依つて行はるべきである。

本年度健康週間に於て特に主力を注ぐべきことに就ては、夫々地方に依りて異りたる事情もあるから一律に之を律することは出來ないが、事變下の今日に於て最も主力を注ぐべきことは

イ　國民榮養の改善

ロ　母性、乳幼兒の體力向上

ハ　結核、性病の豫防撲滅

である。

結核豫防會の設立　畏くも　皇后陛下に於かせられては我國結核蔓延の現狀を憂慮あらせられ四月二十八日內閣總理大臣に對し雅有き　令旨を賜り且多額の御內帑金を下賜あらせられた事は旣報の如くであるが、令旨を奉戴し御下賜金を基礎として財團法人結核豫防會を設立する事に五月一日の閣議に於て決定されたのである。

本結核豫防會は結核の豫防竝に治療に關する諸事業を行ふ內地、外地に亙る中央團體となし同月十二日設立事務打合會を行ふと同時に暫定理事の決定を見るに至り、五月二十日に總裁として　秩父宮妃殿下を奉戴することの御允許を得、二十二日主務官廳より設立を許可せられた。

厚生保險行政

簡易生命保險事變規則の改正　今次事變勃發と共に制定せられた簡易生命保險北支事變特別取扱規則により新らしく簡易保險に入つたものは、十四年八月を以て三十四萬五千件に達し、出征者の契約にして不在中保險料を代理して拂込む者のない爲め第二條の規定に依つて拂込を猶豫したものは十萬一千件、第六條の規定に依つて出征者の家族の保險料の拂込を猶豫したものは五萬九千件、戰死に因つて

支拂つた保險金額は一千四百四十六萬二千餘圓に達し、戰傷の爲癈疾の承認となり將來の保險料を免除したものは四十件の多きに上つてゐる。

ところで、今次事變の長期戰化に伴ひ、出征軍人軍屬の保險的保護を圖ることは、刻下の緊喫の急務とされる今日、簡易保險に於ても最近の實情に照らして其の加入と保險料拂込猶豫期間の擴張を爲し且被保險者が傳染病豫防法第一條第一項の傳染病にて死亡したときも戰死と同樣郵便局にて卽時に保險金を支拂ふことにしたのである。尙、右に伴つて本規則の名稱を改めて簡易生命保險支那事變規則と稱することにした。

以下に於て今回の改正の主なる點を解說してみよう。

改正の第一は契約者となり得る者の資格制限を緩和したこと之である。從來の規則に於て保險契約者となり得べき者の資格を制限したのは之に依つて保險契約を射倖的ならしむる結果に陷ることのないやうにしたものであるが、其の後の實績を觀るに、銀行、會社、商店等の如き其の從業員中の出征者の爲めに簡易保險の申込を爲さんとする場合に、本制度を利用し得ないといつた憾なしとしないので、玆に契約者たり得べき者の資格制限を緩和することにした。然し、契約者となり得べき者を無制限に認めるときは却て保險契約を射倖的ならしめる虞もあるので、被保險者と保險金受取人とを同一人として申込む場合に限り本規則に依る保險の申込を爲し得ることと改めたのである。

改正の第二として、從來の契約者が歸還後に拂込を要する延滯保險料の分割拂込期間を一年としてゐたが之を改めて出征後歸還迄の期間、卽ち延滯した保險料月數に相當する期間迄とし其の期間內に毎月二月分宛の保險料を拂込めばよいこととし、之に依つて平常の拂込狀態に復することが出來るやうにした。

改正の第三として、戰地にある出征軍人軍屬が傳染病豫防法第一條第一項に依る傳染病に因つて死亡したときにも、被保險者が戰死した場合と同じく郵便局に於て卽時に現金にて保險金の支拂をすることにした。

最後に、今回新たに一年分以上の延滯保險料の全部についても保險料の拂込に代へて貸付の請求を爲し得ることにした。

厚生保險の實績

いま健康保險及び簡易保險並びに郵便年金事業の五月（前者）及び七月（後者）の實績を擧ぐると次の通りである。

健康保險の實績

イ　政府管掌健康保險の保險給付狀況（昭和十四年五月分）

種別			業務上 件數	業務上 日數	業務外 件數	業務外 日數	計 件數	計 日數
傷病に關する給付	入院診療	保險醫	一、六六七	二三、九二四	四、五二四	五八、四二二	六、一九一	八二、三四六
		官公立病院	三四	五六六	三二四	三、六三六	三五八	四、二〇二
		官公立大學附屬病院	五三	一、〇三九	二五四	五、六七七	三〇七	六、七一六
		計	一、七五四	二五、五二九	五、一〇二	六七、七三五	六、八五六	九三、二六四
	入院外診療	保險醫	九八、九二八	七三五、二五五	六一七、二八三	六、〇三二、四五五	七一六、二一一	六、七六七、七二〇
		官公立病院	三二三	二、三二〇	一三、八八七	三三、七二四	一四、二一〇	三六、〇四四
		官公立大學附屬病院	二四	三五九	一、六二四	一五、八二三	一、六四八	一六、一八二
		計	九九、二七五	七三七、九三四	六三二、七九四	六、〇七二、〇二三	七三二、〇六九	六、七九九、九五六
	齒科診療		二〇五	一、〇八九	七六、五六〇	四八四、四二三	七六、七六五	四八五、五一二
	合計		一〇一、二三四	七六四、五五三	七一四、四五六	六、六二四、一八一	八一五、六九〇	七、三七八、七三三
	看護		三三三	六、〇八六	八五三	九、〇八六	一、一八六	一五、一七二
	移送		一三	—	二四〇	—	二五三	—
	療養費		二、一七五	二三、六六八	一、七九二	一八、九五〇	三、九六七	四二、六一八
	傷病手當金		一七、六六七	二六三、九九四	四六、三九二	一、〇二九、三九〇	六四、〇五九	一、二九三、三八四
死亡に關する給付	埋葬料		一四九	—	二、一四四	—	二、二九三	—
	埋葬費		七	—	五〇	—	五七	—
分娩に關する給付	分娩費		—	—	三、〇五八	—	三、〇五八	—
	産院收容費		—	—	四	四三	四	四三
	助産手當金		—	—	二、七二三	—	二、七二三	—
	出産手當金		—	—	四、四七三	一四三、五一八	四、四七三	一四三、五一八
總計			一一一、五八七	一、四六〇、三〇〇	七七六、〇四〇	七、八一五、四九二	八八七、六二七	八、八六一、七九二

ロ　健康保險組合の管掌する健康保險の保險給付狀況（昭和十四年五月分）

種別	療養の給付 醫療 件數	醫療 日數	看護 件數	看護 日數	移送 件數
染織工業	一三三、五四八	七九六、四三六	一三五	二、一〇八	二八
機械及器具工業	二〇〇、三三九	一、六四九、二八〇	九七	一三、八八六	三四
化學工業	三一、〇六六	二六九、五三八	五〇	八三三	九七
飲食物工業	二、七七九	二七、一四七	一〇	一六五	五
雜工業	六、八二九	六〇、三二一	一三	一四三	五
特別工業	一、三〇七	二三、五〇〇	四	四〇	三
金屬鑛業	一三、八六五	一〇八、一九四	五三	七二三	二
石炭鑛業	八七、八〇八	七八〇、六八三	三三	五、九二三	一五八
其の他の非金屬工業	七、七〇九	七、七九四	—	—	—
金屬精錬工場	三、〇六五	二、二一九	二	一三	—
其の他の事業	三二、三三一	二八九、一三五	二四五	四、一四二	九三
計	五一三、六六六	四、〇三三、一八七	一、八三六	二七、九五二	八〇五

イ　簡易保險及郵便年金事業（昭和十四年七月分）

1　新契約及復活件數

種別	當月								本年度累計件數	復活件數
	手出金件數	助産金件數	産院收容件數	埋葬費件數	火葬料件數	手傷金件數	埋葬費件數	災害見舞金件數		
小簡易生命保險	七、五三七	八一	一四一	二、八三一	二四二、一三五	一、一三一	一、一三一	一、一三一	四、四七三	四、四七三
簡易生命保險	一八、〇九五	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一
郵便年金	一八、一五七	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一

2　消滅件數

種別	當月					本年度累計件數	復活件數
	件數	保險料	保險金額				
(小簡易生命保險)（前掲計數の再掲とす）	一四、八五	六二、五八五・五円	二五、三五五、四七四・四四円			三、三四〇、九九六	四、四七三
小簡易生命保險	四、八五三	三、三五九	一、一三一			一、一三一	一、一三一
小簡易生命保險	四、八五三	三、三五九	一、一三一			一、一三一	一、一三一

種別	死亡	滿期	解約	失效	その他
小簡易生命保險	四、八五三	三、三五九	一、一三一	二、八三一	四、四七三
簡易生命保險	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一
郵便年金	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一	一、一三一

3　月末現在

種別	件數	保險料（月額）	保險金額
小簡易生命保險	一、一三一、九三九	一、一三一、八八一・二円	八、〇三五、九八〇、三四五・三円
簡易生命保險	一、一三一	一、一三一	一、一三一
郵便年金	一、一三一	一、一三一	一、一三一

ロ　郵便年金約

1　新契約

當月			本年度累計	
件數	掛金額（据置掛分は年換算額）	年金額	件數	掛金額
三、七〇〇	一、九三、三三円	三六、三七三円	九、四三〇	二、四六九、九三三円

2　消滅件數、其他の增（減）及契約變更件數

死亡	解約	法定解除	其の他の增（減）	契約變更件數
二九五	二〇	八	(三)	六

3　月末現在

件數	年金額	一件平均年金額	人口一萬人當件數割合
四、三五五	三、三六、三五三円	七・二円	五・三六件

（附記）以上の内容の詳細は左記文獻參照せられたし
(1)社會政策時報、第二三四號、一一六五頁　(2)厚生省勞働局、産業報國運動要綱　(3)厚生省行政要覽　(4)内務厚生時報　(5)厚生省勞働局、勞働時報　(6)職業協會、職業時報　(7)中央社會事業協會、社會事業彙報　(8)保險院、保險調査彙報　(9)其他厚生省關係刊行物

産業勞働

緒言

昭和十四年を通じて大陸に於ける聖戰は第二年の後半から第三年の前半を經過した。準戰時體制から戰時體制へと急速且鮮かな發展・展開を遂げた我國の産業經濟機構は二年有半に亘る皇軍百萬の兵站部としての役割を見事に果し了せてなほ綽々たる餘猶を示してゐる。

此間支那事變は戰闘本位の段階から東亞新秩序の實現を目標とする長期建設の段階へ移行し、更に事變處理の段階へと進展した。かかる事變目標の移行・進展の結果と或程度以上の時間の經過とは、一定の方針に基づく戰時體制にとつて、多かれ少かれ若干の摩擦面と消極面とを伴はざるを得ないことはもとより當然のことと云ふべきであらう。しかもそれは末梢的部分に止まる限り次ぎ次ぎに統制の擴大と訂正とを以て對處し得るが、産業經濟機構の根幹的な部分にまで波及するに從つて戰時統制はそれを貫く方針自體が一應反省されねばならなくなるであらう。勿論それは單に國内産業經濟機構内部のみの問題ではなくて、國際的な政治經濟諸情勢の變化によつてもまた微妙に影響されることが認められねばならぬ。歐州に於ける第二次戰亂の勃發は、帝國の不介入方針堅持にも拘らず、我國の産業經濟機構にとつて極めて深刻な影響が豫想されざるを得ない。要するに昭和十四年度の我國の産業・勞働事情は極めて重大且深刻なる多くの新たなる諸問題を發生せしめ、これを將來の解決に待つこととなつたのである。

産業と金融

戰時經濟の推進力が尨大豫算による政府需要の巨大さに基礎を置くものであることは今更斷るまでもあるまい。昭和十四年度に於ける政府歳出豫算は前年度よりも更に膨脹して純計八十八億七千萬圓を算し裕に我が國民所得の三割五分に當つて居るし、過去一ケ年間に於ける國債發行額は五十二億八千萬圓に上つて十四年末公債現在額は遂に二百十五億二千萬圓に達したのである。從つて生ずる莫大なる政府所要の物資の上に生産力擴充の爲の物資需要と大陸に於ける特殊需要とが更に追加されざるを得なかつた。かかる巨大なる物資需要を中心として一切の經濟活動が展開されたのである。

「十四年度物動計畫が極度の民需抑制の上におかれざるを得なかつたのは當然であり、爲に統制の强化は愈々緊切となり、國家總動員法は今や國民經濟の各部門に亘つて發動せられ、統制は殆ど行くところまで往つた。しかし物資の生産及配給の上に幾多の障害が齎らされ國民生活に一抹の不安を投じたこともまた事實であつた。[1]」

以下戰時經濟下に於ける我國の産業と金融の昭和十四年に於ける推移と發展について概觀を試みる。農業に關しては別項に讓りここでは觸れないことにする。

生産

昭和十三年初頭以來次第に顯著な現象を深めつつあつた「原料、材料、勞力の不足が依然として續き、昭和十四年に於ては動力不足さへも生じて來た。……十四年下半期頃になると、生産力擴充計畫の效果が漸く現れて、生産設備の擴張や新設工事の完成するものが稍々顯著になつて來たけれども、設備は完成しても原料や動力、勞力の不足で思ふやうに運轉出來ないと云ふ有樣だ。そこで産業界に於ける重點主義が唱へられた。優秀工場に生産を集中するといふ方針が採られるやうになつたが、併しそれは劣惡な設備を持つ、主として中小工場の原・材料その他の不足を强め、中小工業を困難に陷れるのみならず、それによつて我國全體の生産が著しく增加することにはならぬであらう。生産の停頓狀況は……生産指數にも明かに表れてゐる。それによれば十三年半ばまで生産は上昇の一途を辿つたが十三年の後半にはその伸力が大體に於て止まり、十四年に入ると生産增加のテンポは鈍化して來た。[2]」

と一般に云はれて居る。

昭和十四年度に於けるかゝる生産の停頓乃至減少傾向を更に

詳說すれば

「戰時經濟の如き個人の利害を超越して只管生産の增加を計らんとする態勢の際には生産減少の事實が起つたとすれば、問題はおのづから別個であり、その際の生産減少の意味する處は自由經濟に於ける生産減少とは異つて、遙に深刻であるべきである。最近我國の生産減少が至る處で問題となりつつあるのは誠に當然であらねばならぬ。……我々は商工省生産指數を基礎に每月生産指數（昭和六―八年平均＝一〇〇、季節的變動調節）を發表してゐるが、それを更に事變直前の十二年六月＝一〇〇に改算せる指數は（次表の如くである）

これによれば、我國の工・鑛生産は概して力强い上昇を續け、十四年八月には遂に一一二・七となつて居るのである。この生産增加が消費財の犧牲に於て生産財の增加を結果してゐる事は既に常識である。例へば十四年八月現在をとつて見ると、位置の高いのは鐵鋼及機械の一四五・六、瓦斯の一二七・五、電氣の一一二・四、鑛業の一〇七・七で、位置の低いのは、人絹織物の五六・五、綿絲の六三・四……等であり、消費財中例外は工業製造食料の一一二・五であるが、これすらその内容は准軍需品たる麥酒の生産に主として負ふものである。斯樣にして十四年八月迄の生産增加が消費財を犧牲とする生産增加ではあるが、然しそれは必ずしも一本調子にさうある譯でなく、次の三期に分つて見る事が必要である。卽ち

第一期は事變勃發以來十三年六・七月に至る時期であつて、この時期は消費材（主として纖維品）の原料輸入制限、生産設備擴張制限等によつて消費財生産が異常に押えられ、反對に軍需注文の增加

事變直前を100に換算せる

ウェート*	△總指數	△鐵鋼機械	電氣瓦斯 △電氣	電氣瓦斯 △瓦斯	△鑛產物	化學 △洋紙	化學 洋灰
	790	250	64	14	83	30	20
12. 6月	100.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7〃	102.8	104.6	100.9	99.9	99.8	101.3	93.5
8〃	99.3	100.4	99.2	100.1	97.1	98.7	96.8
9〃	02.4	104.2	102.5	98.9	99.1	98.4	90.4
10〃	01.7	107.3	101.4	99.3	98.0	95.7	85.5
11〃	99.9	105.1	97.3	93.9	98.6	91.1	92.7
12〃	97.3	103.1	97.0	94.1	99.7	87.1	87.6
13. 1月	100.4	108.4	102.9	103.0	100.1	73.7	76.7
2〃	101.5	110.9	103.7	104.8	100.5	82.2	62.8
3〃	103.2	113.3	104.6	100.7	99.7	86.7	91.7
4〃	102.0	116.6	104.5	106.8	102.2	65.3	90.7
5〃	103.1	118.8	105.2	108.9	102.7	65.1	95.0
6〃	100.5	116.6	107.7	110.0	102.7	65.6	85.3
7〃	102.7	117.5	107.1	110.0	103.9	66.9	84.7
8〃	103.9	119.0	107.5	114.8	107.4	69.6	80.2
9〃	107.4	126.7	109.7	114.0	107.0	75.6	81.6
10〃	103.5	121.7	108.2	116.2	101.6	70.5	79.5
11〃	103.0	120.2	106.7	118.7	103.9	72.9	85.8
12〃	102.9	119.3	107.1	119.4	109.4	65.6	80.8
14. 1月	107.0	131.4	112.5	122.6	108.9	91.0	84.1
2〃	106.1	130.1	114.7	121.0	103.5	81.1	75.8
3〃	108.0	132.1	112.3	120.7	102.5	93.0	92.6
4〃	106.7	136.2	112.0	106.9	106.2	89.5	89.3
5〃	108.1	132.9	112.2	127.1	105.9	91.2	81.9
6〃	107.0	132.1	113.4	127.3	106.6	88.6	80.7
7〃	111.7	136.7	111.0	125.0	107.9	94.7	73.2
8〃	112.7	14.56	112.4	127.8	107.7	93.0	76.1
9〃	110.5	133.8	114.0	124.8	108.0	93.4	74.5
10〃	*105.2	*125.6	—	—	*105.4	90.9	70.1
11〃	*102.2	*124.1	—	—	*107.4	94.8	64.7
12〃	*103.5	*123.6	—	—	*112.6	—	—

備考 1) 雜誌 東洋經濟統計月報より 2) △印は季節變動除去。*ウェートは原のためこれを揭ぐ。 3) *の數字は筆者算出

工鑛生產指數（總指數及び主要品）

工業 硫安	工業 苛性曹達	△工業製造食料	纖維工業 綿織物	纖維工業 綿絲	纖維工業 人絹絲	纖維工業 絹織物	纖維工業 人絹織物
13	5	48	48	44	40	31	28
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
94.6	99.4	112.8	99.3	99.1	105.7	99.6	95.2
93.6	94.0	92.3	96.5	99.5	103.6	99.4	75.0
85.2	04.4	108.2	97.1	102.5	96.8	96.5	74.8
97.2	100.8	104.8	102.4	98.7	102.4	104.7	75.0
94.7	106.0	107.9	101.1	97.4	99.0	102.0	70.0
101.8	109.6	106.7	06.2	80.2	83.1	93.2	61.5
106.0	117.6	114.4	87.8	79.2	75.4	81.1	60.8
98.4	121.5	128.4	79.5	81.1	75.0	77.5	54.9
110.7	138.5	134.6	78.4	83.0	76.3	94.5	73.1
109.7	131.5	101.3	74.8	89.6	75.6	97.2	75.0
109.5	133.0	100.9	70.3	85.3	77.6	95.7	73.2
105.0	127.9	101.8	67.5	74.8	52.7	75.9	68.7
99.8	128.3	103.8	59.2	67.7	51.4	86.6	77.7
63.1	118.8	108.0	59.5	63.7	44.5	83.8	71.7
88.0	113.7	117.3	69.4	63.4	45.4	72.8	74.7
108.9	124.9	109.4	70.1	64.3	47.3	73.1	74.7
110.8	126.7	113.2	72.0	65.2	47.8	77.0	74.5
110.8	126.3	101.8	68.4	65.8	47.9	83.8	78.1
105.0	124.7	109.8	67.2	65.9	56.7	73.6	77.6
98.0	93.1	112.8	66.2	64.8	59.9	81.7	63.2
105.4	125.2	138.7	74.0	69.4	68.8	85.9	67.7
107.1	125.2	102.8	77.7	67.4	68.6	98.9	65.1
110.7	134.4	98.9	83.8	69.1	75.2	104.0	73.6
101.7	128.6	111.8	78.1	66.6	74.5	94.6	59.6
94.0	120.0	117.2	77.9	66.0	70.3	133.5	82.7
97.4	136.2	112.5	68.7	63.4	71.0	119.3	57.5
85.5	118.6	130.5	67.7	58.8	67.6	92.7	50.7
—	—	—	—	65.5	70.1	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

指數のウェートを揭げず（原指數ウェート×昭和12年6月の指數値）を算出して參考

により生産財生産の昂まつた時代である。……

第二期は十三年六月の物資制限令以後十四年の六月頃迄であり消費財(主として繊維工業)は最悪の時期を過ぎて恢復の時期に向ひ、他方生産財は民需への資材供給制限を背景に、第二段の昂進を遂げた時期である。この時期は各生産とも好調であると共に絶頂期でもあつた。……次に

第三期は、それ以降の時期である。この時期を……見ると、鐵鋼及機械を除く以外の商品の生産は、昭和十四年初頭以來、實は、或は大した増減なしに平準を保つて來たか、或は多少増加したとしても春前後に天井を打つて再び年初以下の位置に下るかしたことが判る。卽ち生産低下が問題となる九月以前に既に多少とも重大化してゐたのである。總指數が、第三の時期に於ても亦増加しつつあるのは、實に偏へに鐵鋼及び機械の生産増加に基くものである。ここに於て全三期を通じて鐵鋼及機械の生産増加が生産總指數を昂めるに與つて力あることを改めて知るのである。……然し……軍需品工業(鐵鋼及機械によつて代表される)以外の工業には、既に十四年上半期邊りから生産減が始まつて居るのであるから……十月以降は鋼鐵及機械の指數低下が起るものであらうが、その程度に至つては必ずしも烈しいものと考へる必要はない。ただ斯樣な事は考慮しておく必要はあるかも知れぬ。それは商工省調の鐵鐵及機械の生産指數は、鐵鋼業は重要會社、又機械工業は重要二十六社の調査であるから、それ以外に漏れてゐる會社の生産減少が、假りに平均以上に達して居るとしたら、これを加へた生産減は指數の示す以上にならう[3]」生産の増減或は上昇・低下を生産指數のみによつて斷定を下すことは幾分不充分のそしりをまぬがれないであらう。蓋し生産指數は前述の如く限られたる——だが最も重要なる——生産分野の生産傾向の指標に過ぎないからである。そこで生産指數から離れて、より全般的なより包括的な生産分野に於てこれを見るに、

「本邦內地の工業生産額は、工場統計表によれば、昭和十三年約百九十五億圓を記錄した。昨年の實績は未だ不明であるが、種々の資料より綜合するに、殆ど二百三十億に及んだものと推定せられる。而して其の増加は主として價格昂騰に基くものにして、數量的には前年に對して六%の増加に過ぎなかつた。之を內容に立入つて見れば、増勢を示したのは依然として金屬、機械及電力の分野に限られ斯くして時局産業と平和産業の跛行性は益々甚しきを加へた。鐵業も時局産業として活況を示したが、其の生産の増加は數量的には前年に對し尙四%に滿たなかつた[4]。」

のである。

かくてエコノミストの如きは

「戰時經濟運營の基底をなす工・鐵業・動力工業に於て、著しき生産停滯をみることは重大なる點である。生産手段生産部門の生産活動が停滯傾向になつたと云ふことは、その影響するところ甚大といはなければならない……これを要するに、例へば動力生産の爲に石炭を生産する必要な動力が不足する——といつた惡循環があらゆる生産分野に波及するに至つたのだ。……もしかかる事態が繼續せんか生産活動は空前の混亂を呈するであらう。[5]」

計畫資本　單位百萬圓——日本銀行調

	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
鐵業	118.2	122.7	317.3	741.4	741.4
製造工業	682.0	647.4	2,077.4	2,017.4	2,017.7
化學工業	222.0	163.8	665.3	701.6	701.6
機械器具工業	54.9	108.1	490.7	604.1	604.1
金屬工業	80.2	107.7	395.0	522.9	522.9
小計	357.5	279.6	1,551.0	1,828.6	1,828.6
其他製造工業	324.5	268.1	526.4	188.4	188.4
其他産業	676.7	1,230.0	1,222.5	1,218.0	1,218.0
總計	1,426.9	2,000.4	3,627.2	3,976.4	3,976.4

との見解を披瀝して居るが、これを頭から否定し去る譯にも行かないであらう。しかしながら將來の生産の趨勢は生産指數の描く曲線のみによつて豫斷し得るものではないその爲には生産力擴充の方向とテンポを知らねばならぬ。商品の生産と並んで工場の生産——工場鑛山の擴張と新設——が素晴らしい勢ひで進行して居る。新設され擴張される工場・鑛山が完全運轉を開始する迄には相當の年月を要するのであつて、これらが擴充されたる生産力として我國の生産に參加する時期もまた當然考慮されねばならない。生産力擴充の方向とテンポと時期とを知る爲に計畫資本を顧みやう。

計畫資本より見れば支那事變勃發の昭和十二年に於て工場・鑛山の新設、擴張は飛躍的に増加した。部分的には資金調整法の拔けがけも含まれて居ること勿論で、その後は平和産業を包括する其他製造工業に於ては急激な計畫資本の減少が注目される。これに反して軍需品産業たる機械器具工業と金屬工業とに於ては昭和十二年の飛躍的増加の後も確固たるテンポを以て増加し續けてゐる。ただ同じく軍需品産業と云はれる鑛業と化學工業とに於て昭和十四年に計畫資本の減少が現れ始めて居ることは重視すべきであらう。ともあれ昭和十四年の生産に參加し得た新なる生産力は恐らく昭和十一年以前のものと昭和十二年以後の極めて僅少な計畫資本に基づくものであつた。昭和十二年に飛躍的に増加した計畫資本とその後更に増加し續けた計畫資本の新たなる生産力としての我國の生産への參加は恐らく昭和十五年以後のことに屬するであらう。從つて此後に於ける生産の増加は當然期待し得べく、ただ各生産分野の生産の均衡とその發展テンポの調節如何が將來の全體としての生産増加に特に微妙な影響を及ぼし始めざるを得ない狀態に當面しかけてゐると云ふことだけは指摘し得るやうに思はれる。

貿易

支那事變以來軍需品の生産力擴充と軍需品の輸入との爲めに

他の一切の商品の輸入が極度な制限を受けた。輸出産業の原材料の輸入制限も亦例外を許されなかつた。かくて昭和十三年度の輸出の減退は輸出商品の生産の減少と並行せざるを得なかつたし、輸出の減退は當然の結果として輸入力を弱め昭和十三年度に於ては輸入も亦著しく減退したので、貿易尻は二千七百萬圓の輸出超過を示した。勿論第三國貿易の輸入超過は昭和十二年度のそれ程ではないにしても、なほ五億七千五百萬圓の巨額に達したのである。

しかしながら輸入制限の目的が局限されたる輸入餘力をもつて軍需及び時局關係資材の供給を確保せんとする限り、この種資材の優先的輸入が認められること當然の理であるが、他方その輸入餘力の根柢となつてゐる輸出を促進せしめると云ふ意味に於て輸出用原料資材の供給確保が輸入政策の重要問題となつた。昭和十三年度の輸出減退の後を受けて昭和十四年度に於ては輸入政策の爲め輸出促進策がとられた。卽ち國內に於ける消費統制が强化され、リンク制が採用された。保稅工場制度の活用、外國爲替基金の設定、對圓ブロック輸出の抑制、輸出資金前貸損失保證制度の實施、輸出保償制度その他二重價格による輸出の統制、海外市場直接販賣所設置、リンク制の發展・擴大等々たゞ貿易省の問題のみが將來に殘されたに過ぎなかつたが、九・一八停止令による國內物價の抑制も亦重要なる輸出促進策としての半面を見逃し得ない。更に商工省では「國家總動員法第八條を發動し、外貨獲得——對第三國貿易の調整——に乘り出した。國內物資のうち輸出資材となり得るものについては積極的に使用禁止または制限して外貨獲得手段たる輸出に振り向けやうといふのである。

かかる一聯の輸出促進策の强行は、輸出商品の生產の恢復傾向を背景として、輸出は第二四半期以來顯著な上昇を示し初め第二次歐洲戰亂の勃發はかゝる傾向を一層强めたのであつた。にも拘らず昭和十四年度の輸入の增加は輸出の增加に伴ひ得ず比較的僅少に止まつたので、事變下にも拘らず、輸出超過は六億五千八百萬圓に達し我國貿易史上最大の輸出超過を現出したのであつた。

しかしながら滿洲事變以來、特に支那事變以來の我國の貿易は輸出入貿易總額によつてのみ律し去る譯には行かなくなつた。と云ふのは、滿洲國、蒙古、支那の所謂圓ブロック地域に對する貿易と、その他の第三國に對する貿易とは根本的に性質を異にするものであるからである。卽ち輸出入の決濟

額　（單位百萬圓）

第三國				數量指數	
輸出	輸入	收支		輸出	輸入
—	—	—		111.2	104.8
—	—	—		105.8	102.2
2,384	3,345	(−)	961	210.7	136.5
1,524	2,099	(−)	575	174.4	99.7
1,829	2,235	(−)	406	—	—

に於ける貿易尻の輸出超過は——貿易全體の萎縮傾向を伴はぬ限り——對第三國貿易の場合はそれだけ我國の經濟に寄與することを意味するのである。對第三國貿易の場合は逆に我國の經濟に對するそれだけ多くの負擔を意味するのである同樣に對第三國貿易に於ける輸入超過は我國の經濟にそれだけマイナスの作用を及ぼすけれども對圓ブロック貿易の輸入超過は逆にこれらの地域がそれだけ多く我國の經濟に寄與することを意味するのである　從つて對圓ブロック貿易と第三國貿易とは嚴密に區別されねばならぬし、またかゝる區別のうへに立つてはじめて全體としての貿易總額は理解さるべきである。

對圓ブロック貿易は滿洲、支那に於ける建設事業の進展と物資不足と通貨の膨脹との爲に對圓ブロック輸出抑制にも拘らず依然として急角度の輸出增加を續けて居るのに對して、輸入も亦それ程ではないにしても治安の恢復と開發の進捗に伴つて一貫した上昇線を辿つては居るが、その貿易尻は年々輸出超過を激增せしめて、昭和十四年度には遂に十億六千四百萬圓と云ふ巨額をしめすに至つた。これに反して對第三國輸出は一聯の輸出促進策の强行と第二次歐洲戰亂の好影響により再び增加に轉じたものの、他面に於て海外に於ける日本商品の輸入制限の擴大、日貨排斥、日本製品の劣質化、單價の値上り等々による阻止的影響も亦見逃し得ない。輸出の增加につれて對第三國輸入も亦增加した。パルプ、棉花等の幾分の增加と共に石炭、麻類其他事變以來發表を停止された品目——軍需及最重要な生產力擴充資材とみられるもので昭和十四年度には輸入總額の半を占むるに至つた——の輸入增加は依然として著しい。かくて對第三國貿易は從來の輸入超過を續けては居るが昭和十四年度のそれは昭和十三年のそれよりも可なり減少して四億六百萬圓となつたのである。だがかかる對第三國貿易の輸入超過は對圓ブロックのそれとは異なり、爲替相場の低落を許容するか、しからずんばクレヂットによるか、正金現送によるか、何れかの方法によつて決濟されねばならぬ。最近の我國は正金現送によつて爲替相場の堅持に努められて居る。

物價

支那事變以來我國の物價政策は低物價政策の度を愈々强めて來たそれは價格に對する行政的干涉と

貿易

	總計			圓ブロック		
	輸出	輸入	收支	輸出	輸入	收支
昭和4年	2,14	2,216	(−) 63	—	—	—
昭和6年	1,147	1,235	(−) 89	—	—	—
昭和12年	3,175	3,783	(−) 693	791	438	(+) 353
昭和13年	2,690	2,663	(+) 27	1,166	564	(+) 602
昭和14年	3,576	2,918	(+) 658	1,747	683	(+) 1,064

物資の配給統制との兩面から押し進められ初めた點を特徴とする。卽ち事變勃發直後の昭和十二年八月には暴利取締令が逸早くも擴充され、翌昭和十三年七月には物品販賣取締規則を樞軸として最高價格制の實施に基づく公定價格の設定によつて物價の抑制はより强力なものとなつたが、同時に物資の配給統制は昭和十三年六月の物資制限令によつて更に强化されて來た。かくて經濟的な價格法則は我國に於ける價格形成に於ては多かれ少かれ、より一層の歪曲を受けざるを得なかつたことは當時の商工省當局の言明するところであつた。從つてまた我國の價格變動の實體は物價指數によつて表現されるものよりも若干喰ひ違ひを生ぜざるを得なかつたし、且つその程度を擴大せざるを得なかつた。と云ふのは物價指數は公定價格乃至最高價格によつて制限された價格によつて算出されざるを得なかつたが、現實に於ては配給統制が嚴重の度を增せば增す程、或は物資の供給が需要に對して不足の度を高めれば高める程、歪曲された價格法則の貫徹は闇相場若くはプレミアムにそのはけ口を求めざるを得ないからである。事實闇相場は十三年下半期頃より——先づ卸賣價格から——漸く其現象を濃厚にし初めたのである。

昭和十四年に入るや生產の跛行性の擴大と輸入物資の制限・減少と相俟つて配給統制はより全般化され且つ强化された。それに應じて物價政策は、物價委員會の擴充、物價局の創設となり「適正價格の形成」を目標とする公定價格の擴充乃至變更が次ぎ次ぎに實施され、四月には國家總動員法との關聯に於ける「物價統制大綱」が中央物價委員會によつて決定された。しかして八月末の第二次歐洲戰爭の勃發は、九月十九日內閣發表十月二十日より實施された「價格統制令」によつて「物價統制大綱」の企圖する飛躍的な低物價政策の强行となつたのである。九・一八物價停止令卽ち之である。實にこの九・一八物價停止令は我國低物價政策の劃期的な發展であり轉換であると云ふべきであらう。にも拘らず昭和十四年度を通じて物資不足は次第に甚しさを加へて行つたし、不足物資も亦次ぎから次ぎへと擴大して行つた。低物價政策强行の反面に物價は加速度的に昂騰し、公定價格の訂正も可なり頻繁の度を增さざるを得なかつた特に第二次歐洲戰亂以後年末へかけての趨勢は九・一八停止令の發動にも拘らずかゝる傾向をより一層押進めて行つた。輿論は遂に國民生活安定の爲に生活必需品の切符制度を取上げ始むるに至つた。しかしそれは同時に生產の國家管理と配給の國民組織とを準備することなしには圓滑なる運用は期待し得られないのではあるまいか。

物價變動の指標は一般に物價指數に求められる。しかし物價指數なるものは自由經濟のもとに於てもなほそれぞれの物價指數の性格に應じて物價變動の現實を相對的に表現し得るに過ぎない。況や我國の最近に於ける前述の如き低物價政策の强行は物價變動の現實と物價指數の推移とを次第にかけ離れしめつゝあることは說明を要せずして明かである。だから我國に於ては物價變動の現狀に卽應して新なる物價指數が作成されゝばともかくも、現存の物價指數を以て直ちに物價變動を說明し去ることはむしろ滑稽に値することかも知れないが、こゝではかゝる事實を一應念頭に置きながら、現存の物價指數の最近の推移を顧みることにしやう。

物價指數

	卸賣物價指數	小賣物價指數	生計費指數
	日銀	商工省	日銀	商工省	內閣	朝日
昭和十四年一月	二九・〇	一四四・二	二一・三	一三〇・五	一二四・四	二一三
二月	二四・四	一四八・九	二一四・一	一三三・一	一二五・三	二一五
三月	二四・八	一五〇・二	二一三・〇	一三二・三	一二六・〇	二一四
四月	二六・二	一五〇・八	二一七・〇	一三二・九	一二七・九	二一六
五月	二六・五	一五一・一	二一三・〇	一三六・四	一二九・五	二一七
六月	二六・五	一四八・八	二一〇・五	一三五・四	一二九・〇	二一八
七月	二七〇・四	一四八・六	二一〇・五	一三五・八	一三〇・八	二一〇
八月	二七二・二	一四九・八	二一三・七	一三七・七	一三三・五	二一二
九月	二七八・八	一四八・六	二一三・三	一三四・二	一三四・三	二一四
十月	二九二・〇	一五六・六	二一四・八	一四二・三	一三五・三	二一五
十一月	二九九・五	一五七・七	二一五・七	一四四・一	一三八・九	二一五
十二月	三一四・三	一六一・七	二一四〇・三	一四八・五	一三九・七	二一五
昭和十四年の農賣率(%)	二一・三	一二・三	一二・八	一二・四	一四・二	九・九

卸賣物價指數は昭和十三年度のやゝ緩慢な上昇の後を受けて昭和十四年度は可なり顯著な騰勢を一貫して持續して居り特に八月以後の上昇テンポは急激化して居る。此間に介在した闇相場の橫行は更に甚しく、一面公定價格の變更となつて表れ他面遂に輿論の糾彈するところとなるに至つたのである。

昭和十三年を通じて少くとも物價指數に於ては低下の傾向をさえ辿つた生產財の卸賣物價指數は、昭和十四年に入るや否や上昇に轉じ一ケ年の騰貴率三七・〇%、九月以後の騰貴率二四・三%に達する急激な上昇を演じて居るのに對し、消費財の卸賣物價指數は昭和十三年度に於ける八・五%の騰貴率は昭和十四年の二〇・五%、九月以降の一〇・四%の上昇を示し、卸賣物價指數全體としての上昇の顯著さの中に於ても生產財の卸賣物價指數の上昇が特に甚しかつたことを物語つて居る。

また國內商品と貿易商品との價格變動を比較して見ると、國內商品は昭和十三年度に於ける騰貴率九・九%に對して昭和十四年度は一三・七%——八月以降八・三%——の騰貴率を示し貿易商品は昭和十三年度の騰貴率一一・一%に對して昭和十四年度は一三・九%——八月以降九・三%——の騰貴率で依然として物價騰貴は貿易商品によつてリードされて居るが、兩者間の騰貴率の相異は著しく縮少されて、金再禁止以來支那事變までの間隙をそのまゝ持續しつゝあると云ふべきであらう。

小賣物價指數は日銀のそれによれば昭和十三年度には一四・八%の騰貴率に對し昭和十四年度は一三・八%——八月以降八・

○%——を示し十三年度と大差ないが昭和十三年度を通じて卸賣物價指數の停頓に對して小賣物價指數の立遲れの恢復の傾向が伺へたのに對して昭和十四年度に於ては卸賣物價指數の顯著な上昇に對して小賣物價指數は再び甚しい立遲れを示し初めて居る。だが卸賣物價指數と小賣物價指數との間隙は早晩或程度の歩みよりを必要とせざるを得ないであらう。他面小賣物價の闇相場は昭和十四年下半期に入つて著しく表面化して來たものゝやうである。

最後に小賣物價指數の一種であり、國民の生活樣式に從つて小賣價格指數を綜合した生計費指數についてみれば昭和十三年度の八・六%の騰貴率に對して昭和十四年度には一四・二%の騰貴率を示して昭和十二年七月以降作成の內閣統計局の生計費指數に於ても昭和六年十月以降作成の朝日新聞社の生計費指數に於ても昭和十四年の生計費指數の騰貴率は記錄的な類例を見ない程の顯著さである。しかも公定價格的物價指數に基礎を置く生計費指數にして尙且つそうなのであつて、國民生活に於て當面させられて居る闇相場を正當に取入れるならば、現實に於ける國民生活の當然あるべき生計費指數の上昇は更に甚しいものがあることは何人も否定し得ないところである。生計費指數については「勞働者の生活」の項に於て再び觸れるであらう。

事業會社の收益

	營業經數	收益額 昭和12年下半期	收益額 昭和13年上半期	收益額 昭和13年下半期	收益額指數 昭和12年下半期	收益額指數 昭和13年上半期	收益額指數 昭和13年下半期
鑛業部門							
金屬鑛業	3	14,685	20,222	22,575	100.0	137.8	153.1
石炭鑛業	6	14,084	22,759	23,870	100.0	161.6	169.6
石油鑛業	1	12,205	14,135	14,040	100.0	115.8	115.0
計	11	40,974	57,108	60,485	100.0	139.4	147.6
重工業部門							
鐵鋼工業	11	64 58	88,391	87,339	100.0	137.0	135.3
金屬工業	6	7,953	13,115	20,779	100.0	164.0	261.3
機械工業	16	24,637	38,055	51,726	100.0	158.5	209.9
造船工業	5	12,604	15,696	19,322	100.0	124.5	155.6
計	38	109,782	155,257	179,167	100.0	141.4	163·2
化學工業部門							
曹達工業	6	5,054	9,866	15,378	100.0	195.2	340.3
肥料工業	6	17,731	25,856	28,575	100.0	151.5	161.2
其他の化學工業	4	6,475	7,745	9,775	100.0	119.6	151.0
セメント工業	6	10,582	10,434	11,444	100.0	98.6	108.2
計	22	36,834	53,901	65,172	100.0	146.3	176.9
纖維工業部門	23	109,910	126,720	126,264	100.0	115.3	114.9
食料品工業部門	12	25,109	27,723	29,978	100.0	110.4	119.4
公益事業部門	14	107.165	121,243	144,560	100.0	113.1	134.9
總計	120	432,724	541,952	605,617	100.0	125.3	140.0

（註） エコノミスト 昭和15年1月21日

事業成績

臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法或は國家總動員法その他幾多の諸法令に基づいて資金、物資、勞力は勿論價格に至るまで統制されて、準戰時體制はハッキリと戰時體制へと再編成されたのであるが、かゝる統制强化のもとにあつて、我國の產業を負うて立つところの事業會社の成績を收益狀況については見るに前表に示される如くである。

事業會社の收益額は昭和十二年上半期以來昭和十四年上半期を通じていづれも上向線をたどり續けて居る。軍需品產業たる鑛業部門、重工業部門及化學工業部門の生產增加と物價騰貴による顯著な收益額の增加はもとより、生產を減じ續けてゐる平和產業たる纖維工業部門にしても、食料品工業部門にしても程度の差こそあれ相當著しい收益額の增加が認められる。公益事業部門の收益增加は軍需品產業に次ぐ好成績であるが、それは電燈電力事業、海運業を主要內容とする結果に外ならぬ。昭和十四年下半期の收益額は更に「全般的に純益金の增加を示して居る」[6]のである。勿論事業會社の成績は單に收益額のみを以て斷定する譯には行かないが、事業會社の成績の根柢をなすものはなんと云つても收益額に外ならぬであらう。この收益額の限りについて見れば昭和十四年一ケ年間の事業會社の成績は極めて良好なりと云はざるを得ない。

金融と爲替

金融の基礎、貨幣制度の根柢は現經濟機構のもとに於ては、たとへ兌換停止のもとに於ても、ほかならぬ金準備——正貨準備——にその最後のものが求められねばならぬことは何人も否定し得ないところであらう。なぜならば諸國家間の國際收支——貿易尻を含めて——の支拂超過は、クレヂットによつて一時的に決濟されるか、金現送によつて決濟されるか、しからずんば爲替相場の低落を許容するか、何れかの道を選ばざるを得ないからである。

しかるに我國に於ては一シル二ペンスの爲替相場が國策相場として、ドルリンクに切り代へられるまで堅持された。クレヂットの設定は國際對立の激化と共に愈々困難を極めて來たが、特に我國の場合それはいまなほ至難の事情にある。しかも支那事變以來の輸入超過、就中對第三國貿易に於ける激增せる輸入超過に基づく國際收支の支拂勘定はそれ故に結局は金現送によらざるを得ないことになるが、國際收支の金現送による決濟の爲には金準備——正貨準備が問題となるのである。

正貨準備

昭和十二年末	八〇一百萬圓
昭和十三年末	五〇一
昭和十四年末	五〇一

我國に於ける正貨準備は昭和十三年以來昭和十四年度を通じて五億一百萬餘圓變らずである。だが金現送による爲替維持政策は支那事變以前より繼續されてゐるのであつて、事變以來現送額は未發表となつたが、十一月二十三日に開催された關西銀行大會に於て青木藏相は昭和十二年度八億六千萬圓、昭和十三年度六億六千萬圓、合計十五億二千餘萬圓の金を現送して居り、さらに昭和十四年度の金現送額は昭和十三年度より減少するがそれでもなほ相當の巨額にのぼつて居ると發表された。この青木藏相の說明よりすれば、事變以來我國の金現送額は約二十億圓前後に達してゐるものと考へられるにも拘らず、正貨準備には昭和十三年以來增減がないことは前表日本銀行發表の如くであるから、現送に當てられた金は主として年々の產金額と民間よりの金買上げとによつて支辨されて居ると見るべきであらう。

要するに「金」は戰時に於ける國內に生產し得ない重要物資輸入、殊に特定の軍需品輸入の最後の據り所ではあるが、戰時下にも拘らず平和時代以上に順調な貿易を繼續して居る我國の場合に於ては現在なほ輸出額そのものが「金」に代つてかゝる輸入力の一部を形成し得て居る。

金融と爲替との根本問題も亦金に求めざるを得ないが、昭和十四年を通じての當面現實の金融上の問題としては公債消化の鈍化と通貨の膨脹とが擧げられる。そして兩者は密接に關聯してゐる。昭和十四年度の公債發行高は五十億圓を超える巨額に達した。消化率は八二%で決して憂慮する程の事態ではないが、しかし

「消化狀況を月別に見れば、上期中一〇四・六%七月は一〇九・六%、八月は八一・三%、九月は一〇〇・九%十月は四七・九%といふ推移をなしてゐる。かくの如く十月から公債消化率が非常に低下し、しかもこの低率の持續が必至視されるに至つた」[7]

こと、、年末に於ける日本銀行の背負ひ込みとなつた不消化公債が二十億圓近くに及んだこと、に問題があるのである。

公債消化の鈍化の反面に、十四年上半期末より初まつた通貨の膨脹は年末に向つて稀れに見る急激な加速度を加へて行つた

日本銀行兌換券發行高（單位百萬圓）

	昭和十三年	昭和十四年	比較增
一月平均	一、九二七	二、二九六	三六九
二月平均	一、七八五	二、二三四	四四九
三月平均	一、七六五	二、一七八	四一三
四月平均	一、八〇五	二、二一五	四一〇
五月平均	一、七九〇	二、〇九一	三〇一
六月平均	一、八五六	二、二〇七	三五一
七月平均	一、九〇七	二、二八七	三八〇
八月平均	一、九二〇	二、三三四	四一五
九月平均	一、九〇九	二、三五九	四五〇
十月平均	一、九一七	二、五四九	六二二
十一月平均	一、九九五	二、六四二	六四七
十二月平均	二、三三五	三、一〇四	七三〇

このやうに公債消化が鈍化したのも通貨が膨脹したのも資金需要の激增に基づくものに外ならぬが、資金需要の激增は生產の停滯と減少とに對する目に見える以上に甚しい物價騰貴の關係を中心とする諸事情に基づくものである。卽ち物資不足と闇相場の爲の現金取引の一般化、物價騰貴による物資賣買の頻繁化生產力擴充資金の需要增加、——一般貸出・短期貸金の流用——株價高、市中金利の昂騰、ドル・リンクに際しての爲替の實質的下落等々こそ公債消化を鈍化せしめ通貨を膨脹せしめつゝある。貯蓄奬勵運動はむしろ一應の效果をあげて居るものと云はれて居るし、給料生活者や勞働者の收入は給料賃金臨時措置令で九月十八日の一線に押へられて居るのであるから、給料生活者や勞働者の購買力の增大による物價騰貴、若くはインフレ化とは全然考へられない。

我國の爲替政策は金再禁止以來の諸經驗に基づいて幾度びか修正を加へられ、今や殆ど完備の域に近く、殘されたるものは政策の遺漏なき實施の問題と對英一シル二ペンスの爲替相場維持の爲の金現送に關する問題とより外にはないかの如くに考へられた。後者は爲替の問題と云ふよりむしろ貿易と金融の問題であつた。しかるに第二次歐洲戰亂の勃發はイギリスの爲替管理を强化せしめたにも拘らずポンドの下落が續いた。ポンドの下落の結果は對英一シル二ペンスは不變に保持されてもポンド以外に對する圓價の下落は如何ともすることが出來なかつた。圓價は一シル二ペンスを保持しながら動搖しはじめた。アメリカよりの輸入は戰亂勃發によつていよいよ增加せしめねばならぬのに爲替關係は著しく我國にとつて不利に傾いて來た。かくて九月十五日遂に圓を對米二十三ドル十六分の五に暫定的に釘付された。ドルとポンドの二股かけたわけである。更に十月二十四日にポンド・リンクからドル・リンクへの轉換を斷行し圓價を二十三ドル十六分の七に決定した。

注意すべきことはポンド・リンクからドル・リンクへの轉換に際して、實質的には二十七ドル臺から二十三ドル十六分の七に「圓價の切り下げが行はれた」結果となつて居ることである。このことは十月末以後の物價騰貴と通貨の膨脹とに對して新たな原因として追加されてゐる。またポンドのより一層の低落につれて對英爲替は次第に割高とならざるを得なくなつて來たがそれは對第三國輸出に於けるイギリスとの競爭力を弱め、ポンド・ブロックへの輸出を困難ならしめるおそれなしとしない。しかし戰時貿易政策が軍需品の輸入を先決問題とする以上、爲替政策もまたこれに順應せざるを得ないのであつてドル・リン

クへの轉換はもとより當然の措置であつた。

(1) 本邦財界情勢 昭和十五年一月
(2) 東洋經濟新報 昭和十五年新年號
(3) 東洋經濟統計月報 昭和十五年一月
(4) 本邦財界情勢 昭和十五年一月
(5) エコノミスト 昭和十五年一月二十一日
(6) 本邦財界情勢 昭和十五年二月
(7) エコノミスト 昭和十四年十二月十二日

勞働事情

戰時統制は從來までは主として金融、生産、配給の統制に終始して來たが、勞働力不足はますます甚しく賃銀上昇の傾向が顯著となり始めたので、遂に統制は勞働にまで及んだのである即ち昭和十三年に於ける職業紹介所の國營は勞働統制斷行の準備段階に外ならなかつた。昭和十四年に入るや國民職業能力申告令（一月）、從業者雇入制限令（四月）、工場就業時間制限令、（五月）、賃金統制令（七月）と次ぎ次ぎに實施され、技能者養成令が更にこれらを補足した。かくて昭和十四年を通じて確立された我國に於ける戰時勞働統制は著しく整備された。勿論それは現在尚一部の産業に限られてゐるとは云へ統制外産業にも多かれ少かれ影響せざるを得ない。しかもそれは通稱九・一八停止令と呼ばれる賃金臨時措置令によつて更に強化され全般化されるに至つた。これと同時に産業報國運動が法制化され勞働政策として飛躍的發展を遂げんとしつゝあることも昭和十四年度に於て見逃せまい。

勞働統制の實施と運用とは勞働者に對して如何なる效果と影響とを與へて居るだらうか。限られたる勞働時間に對して、生産を減少せしめず事業成績を低下せしめない爲に經營者側では如何なる方法がとられて居るだらうか。統制される勞働と勞働者の人格とが分離し得ないものだけに統制が整備すればする程その影響は微妙である。物價騰貴も亦昭和十四年を通じて甚しかつた。特に九月十八日以後に於けるより急激化した物價騰貴生活必需品不足の擴大、闇相場の横行等に對して勞働者は停止されたる賃銀收入を以て如何に生活を適應せしめて居るだらうか。家族手當はこれに對する一應の解決を與へる爲に問題とされるに至つた

勞働力の動員と配置

勞働力の動員は農村に對して都市に對して絶えず繰返されて居る。それに應じて勞働力は農村から都市から工場へ鑛山へと動員されて居る。にも拘らず勞働力不足の聲は愈々高い、元來勞働力動員の可能性も勞働移動の實現性もよりよき勞働條件とより高き生活水準の線に沿ふものであり、極めて低い生活水準を餘儀なくされてゐる場合にはむしろよりよき勞働條件の方が無視され勝ちである。從つて勞働力の動員が國民徴用令によつて行使されるならば問題は別であるが、それ以外の多くの場合に於て勞働力の不足は飽くまで相對的なものと云はねばならぬ勞働力不足の反面に尨大な轉失業者、半失業者、失業者の存在も亦認められざるを得ない。しかるに新たな勞働力は青少年へ高等小學卒業生へ、甚しきは小學卒業生へ、或は婦人勞働者へ家庭婦人へ、とその給源を横へ横へと移動されて止まるところを知らず、更に第一次歐洲戰亂當時に於けるが如く半島人勞働者の移入が再び實現し初め、また俘虜乃至は被占領地域の勞働者の輸入さへもが企圖されんとしつゝある。

我國に於ける昭和十四年六月末に於ける勞働者數は厚生省勞働局の調査に依れば次の如く實に八百十三萬六千餘人に達して居る。

全國勞働者數（人）

	男 A	男 B	女 A	女 B	計 A	計 B
工業	三、〇二四、八四四	三、一六四、二三八	一、四四三、三三五	一、四八六、一〇一	四、四六八、一七九	四、六五〇、三三九
鑛業	四二三、一八七	四八二、四〇八	五一、一三七	五一、五六六	四七四、三二四	五三三、九七四
運輸交通業	四五八、九一三	四六八、五一三	五九、五〇七	六二、三一三	五一八、四二〇	五三〇、八二六
土木建築業	三二八、〇四二	三五〇、二〇一	二二、二六五	二三、六〇二	三五〇、三〇七	三七三、八〇三
瓦斯電氣水道業	六六、三九一	六九、五〇六	二、八六九	三、七九〇	六九、二六〇	七三、二九六
農林業	四三四、二五八	八〇〇、七六八	三〇七、一七八	五八〇、四八九	七四一、四三六	一、三八一、二五七
水産業	二一八、四二六	二〇七、九二九	四一、〇四五	四四、四三三	二五九、四七一	二五二、三六二
日傭勞働者	九四九、七二三	八八五、七〇二	三一一、二五三	三〇五、九二七	一、二六〇、九七六	一、一九一、六二九
計	五、八九七、七九一	六、三九九、一一八	二、二三八、五七九	二、五九八、三六八	八、一三六、三七〇	八、九九七、四八六

備考 Aは昭和十四年六月末、Bは昭和十四年十二月末 勞働時報 昭和一四年一〇月號

更にこれから昭和十四年六月調査に於て新しく加へられた農林業と水産業とを除外して支那事變以來の勞働者數と比較すれば（右表參照）、工場勞働者の增加は三八・二%に達して居るが、こゝでは軍需品産業に於ける勞働者增加と平和産業に於ける勞働者減少とが相殺されての全體としての增加が三八・二%であるから、軍需品工場のみに於ける勞働者數の增加は右の增加率よりもはるかに大なるものと考へられねばならない。鑛山勞働者の增加率は四〇・三%を示して居るに反して運輸交通勞働者

勞働者數（厚生省勞働局）

	昭和12年6月末	昭和13年12月末	昭和14年6月末	指數 昭和12年6月末	指數 昭和13年12月末	指數 昭和14年6月末
工場勞働者	3,257	3,855	4.468	100.0	118.3	137.2
鑛山勞働者	338	435	474	100.0	128.7	140.3
運輸交通通信勞働者	570	545	512	100.0	95.6	89.8
日傭其他勞働者	2,142	1,929	1,680	100.0	90.0	78.4
總計	6,307	6,764	7,135	100.0	107.2	113.1

と日傭其他勞働者に於てはそれぞれ一〇・二%、二一・六%の減少である。日傭其他勞働者の顯著な減少は少くともそのうちに包含せらるゝものゝ限りに於ては半失業乃至停滯的失業の減少を意味するものと考へられる。而してかゝる勞働者數の增加と減少との同時的存在は勞働者總數に於ける增加率を事變以來二ケ年間の强力なる勞働力動員によつても尙僅かに一三・一%を向上せしめ得たに過ぎない。勞働力動員の摩擦と困難とが以て察せられるであらう。だから軍需品工場や鑛山に於ける勞働者の增加に對しては動員されたる勞働者の勞働移動乃至は配置の變更によるものが相當大なる比重を占めて居たことは少くとも從業者傭入制限令實施以前の事實だと考へられる。

昭和十四年下半期以降に於ける勞働者數の增減傾向の一端はこれを勞働人員指數に求めることが出來る。

就業人員指數（內閣統計局）

	工業	機械工業	紡績工業	鑛業
昭和十二年平均	一一七・五	二八〇・八	七七・九	八〇・六
昭和十三年平均	一二九・二	四二二・二	七二・六	九二・四
昭和十四年一月	一三四・一	四九三・八	六八・三	一〇〇・八
二月	一三五・〇	五〇六・一	六六・九	一〇一・三
三月	一三七・一	五二二・五	六七・〇	一〇〇・九
四月	一四二・九	五五九・一	六九・六	一〇〇・一
五月	一四三・五	五六六・八	六八・七	九九・〇
六月	一四三・九	五六九・六	六七・五	九九・二
七月	一四三・八	五七三・七	六六・二	一〇〇・一
八月	一四三・九	五七七・六	六五・一	一〇〇・四
九月	一四四・七	—	—	一〇一・五
十月	一四四・八	—	—	一〇二・五
十一月	一四四・九	—	—	一〇四・九
十二月	一四四・八	—	—	一〇八・七

勞働者數の增加テンポは、四月以來やゝ緩慢化したものゝ如く日銀の勞働人員指數によつて伺はれる。一部の論者によつて指摘されつゝある生產の停滯的傾向とも一致するやうである。勿論それは全體としての勞働力動員の結果を示すものであつてこれを產業別に見れば、勞働人員指數の停滯乃至減少傾向は纖

維產業一般、一部の化學工業、飮食物工業、印刷製本業、製材家具工業等々の平和產業に於て認められるところであつて、軍需品產業方面に於ては依然として勞働人員指數の顯著な上昇を示し得て居る。たゞ比較的緩慢な勞働人員指數の上昇を辿つてゐた鑛山にあつては特にその停滯的傾向が濃厚である。

內閣統計局の勞働統計每月實地調査結果に於ける延就業人員指數もまた同樣の傾向を指摘してゐる。勿論勞働統計每月實施調査は昭和十四年六月以降の發表で昭和十三年乃至十四年上半期の事情は知る由もないが、支那事變勃發當時を基準とするものであるから、その限りに於ては比較に便利である。但しこの延就業人員指數は雇傭勞働者數の指數ではなくて「出勤勞働者の延人員」の指數化であるから、出勤日數——與へられたる就業日數から缺勤日數を差引いたもの——とその季節的變化が介入してゐることは豫め考慮して置くべきである。

延就業人員指數

	工業	鑛業	交通業	機械器具製造業	紡織工業
昭和十二年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十四年六月	一二九	一〇八	一〇三	一四二	八九
七月	一一六	一一三	一〇五	一四六	八六
八月	一一五	一〇九	一〇五	一四九	八五
九月	一二六	一一一	一〇四	一九四	八一
十月	一二六	一一五	一〇五	一九七	八三
十一月	一二九	一一七	一〇六	二〇三	八五
十二月	一三〇	一二四	一〇五	二一二	八四

延就業人員指數はこれを性別・年齡及び工場規模別に比較することが出來るので、最近に於ける勞働者數の增加の實體により近づき得るものゝ如くに考へられる。

性別・年齡別延就業人員指數（勞働統計　內閣統計局）

	工業勞働者 二十歲以上 男	工業勞働者 二十歲以上 女	工業勞働者 二十歲未滿 男	工業勞働者 二十歲未滿 女	鑛業勞働者 二十歲以上 男	鑛業勞働者 二十歲以上 女	鑛業勞働者 二十歲未滿 男	鑛業勞働者 二十歲未滿 女	交通業勞働者 二十歲以上 男	交通業勞働者 二十歲以上 女	交通業勞働者 二十歲未滿 男	交通業勞働者 二十歲未滿 女
昭和十二年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十四年六月	一三三	一〇五	一九六	一〇七	一〇二	一一四	一三五	一四七	九九	一〇八	一三三	一〇六
七月	一一五	九六	一七五	一〇三	一〇八	一一八	一四〇	一五〇	九四	一〇四	一六七	一二〇
八月	一一五	九二	一七二	一〇二	一〇五	一一三	一三五	一五〇	九五	八九	一八二	一二六
九月	一二七	一〇三	一八六	一〇五	一〇六	一一八	一四一	一五五	九四	八四	一八六	一二六

十月	一二八	一〇三	一八六	一〇四	一〇九	一三一		
十一月	一三〇	一〇六	一九三	一〇七	一一一	一二四	一四二	一六三
十二月	一三一	一〇七	一九四	一〇六	一一八	一三〇	一四九	一六七

支那事變以來の工場勞働者數の增加が現在のところ男子勞働者の增加に基づくことを知り得るのみならず、男子勞働者中に於ても特に二十歲未滿の靑少年工の增加が如何に壓倒的であるかを物語つて居る。婦人勞働者數の增加は個々の具體的な實情乃至產業間の移動を置いて問はないならば、全體としての增加傾向は現在なほ比較的緩慢なものと云ひ得るであらう。これに反して鑛山勞働者の增加は若干の成年婦人勞働者の增加とより顯著な男女を通じての未成年勞働者の增加によるものであり、交通勞働者數の停滯的傾向の中には成年男子勞働者の減少と未成年男子勞働者の極端な增加と未成年婦人勞働者の幾分の增加とがかくされて居る。工場勞働者の產業別・性別・年齡別・工場規模別の就業人員指數の十一月分——昭和十二年七月を一〇〇とする——を取つて見れば、工場勞働者の增加傾向も事態は更に異つた樣相を呈して居る。

大工場（使用職工五十人以上）

	男 二十歲以上	男 二十歲未滿	女 二十歲以上	女 二十歲未滿
全工業	一三三	一〇一	一〇七	一〇八
金屬工業	一三一	一三〇	一二三	一九三
機械器具製造業	一八六	一五六	一六三	一九七
造船業、運搬用具製造業	一四五	一三五	一四四	一七四
繊巧工業	一四〇	一二三	一五九	一四六
紡織工業	八二	九一	七八	八九

備考　昭和十四年十一月　勞働統計　內閣統計局

中小工場（使用職工五十人未滿）

	男 二十歲以上	男 二十歲未滿	女 二十歲以上	女 二十歲未滿
全工業	八九	九三	八四	九四
金屬工業	八四	九四	九五	九五
機械器具製造業	九五	一〇九	一〇五	一一〇
造船業、運搬用具製造業	九四	一〇八	一〇三	一一七
繊巧工業	八六	八四	八五	九七
紡織工業	八五	八四	八四	九八

大工場に於ける二十歲以上の成年男工と二十歲未滿の靑少年男工との增加傾向の相異は軍需品產業に於ては更に擴大され後者は支那事變直前の二倍乃至二倍半を越えてゐる。女工數の增加は軍需品產業に於て特に注目に値する。卽ち造船業・運搬用具製造業の女工增加の如きは二十歲以上に於て三倍半に近く二十歲未滿に於ては實に四倍半を越える激增を示して居るのである。これに反して平和產業たる紡績工業に於ては性別・年齡別を問はず勞働者の減少が認められねばならないが、特に二十歲

以上の勞働者數の減少が男女を通じて顯著である。

これに對して中小工場に於ては、軍需品產業と雖も一般に男工の可なり著しい減少が認められねばならぬ。そして機械器具工業を除けば未成年工と雖も減少して居る。但し女工數は軍需品產業中小工場に於ても可なり著しい增加が見られるが、大工場程急激ではない。紡績工業の中小工場に於ける勞働者數の減少は全般的であること勿論であるが、女工よりも男工に於てより著しいし、成年工よりも未成年工により顯著である。

勞働力動員の狀況と動員されたる勞働力の配置とは勞働人員指數乃至延就業人員指數とによつて推測し得る。しかし勞働力不足の問題はこれらの指數によるよりもむしろ職業紹介所統計によつてその一端により近づき得るのであるが、ここでは繁雜を避ける爲に割愛する。たゞ勞働力の動員乃至勞働力不足に就て見る場合にこれらの指標と賃銀の指標とを關聯せしめて考察することを忘るべきではない。蓋し人口の職業別的な產業別的な移動はよりよき勞働條件と共により多き收入の追求が根本的な原動力をなすものであるからである。卽ち勞働力動員の限界——勞働力不足——は絕對的な人口的な限界の前に一定の賃銀水準に基づく相對的な限界に突當らざるを得ない。成年勞働者の增加の停滯は成年勞働者の賃銀の停滯的傾向と照應し、靑少年婦人勞働者の增加は靑少年・婦人勞働者の賃銀上昇と照應するものの如くである。

從業者傭入制限令の實施は、しかしながら產業別工場規模別の勞働力の配置を實施當時の狀態に於て賃銀と切離して定着せしめんとするものである。勞働移動による配置の變更は同意書下附の抑制を通じて阻止された。も早や他產業や中小工場からの勞働力動員は困難となりより高い賃銀の勞働力吸收力は弱められ賃銀の停滯化の一要因をなした。だがこの從業者傭入制限令は雇傭勞働者の轉職を阻止するといふことから發展して勞働條件一般に對して微妙な作用を及ぼしたものの如くである。

また靑少年雇入制限令が決定され昭和十五年早々實施されることになつてゐる。これは昭和十五年度勞務動員計畫による新規需要勞務者豫定百十萬人のうち過半數が高等小學及小學校卒業者を以て充當せられてゐる爲に準備されたものと考へられる未成年勞働者の動員は昭和十四年を通じて著しいものが認められるが、十五年度は更に甚しさを加へるであらう。

婦人勞務者にとつては、鑛山勞務者の不足と婦人勞務者の比重の增大とは遂に女子坑內作業が許可されるに至り、纖維產業に於ける女工募集難は電力制限と關聯して婦人勞働者の深夜業の問題が擡頭しかけてゐる。

要するに昭和十四年を通じての勞働力の動員と配置については次のやうなことが云ひ得るであらう。卽ち部分的には固定されたとは云へ勞働力の產業別規模別配置の變更と同時に職場に於ける勞働力の年齡別・性別構成の變化が著しい進行を續けて

ねると云ふことである。青少年工の比重は急激に增大しつつあるし、婦人勞働者の進出は注目すべきものがあるのである。しかしこのことは熟練工と不熟練工との職場に於ける量的關係をして次第に後者の優越へと導いて居る。勿論「技能養成令」はかかる傾向を緩和せしめる爲に準備されてゐる。

勞働時間

勞働時間は勞働條件の主要內容をなすものと考へられるが、しかし單なる時間量によつてのみ評價さるべき性質のものでもない。晝間作業と深夜業、休憩時間の配置如何、賃銀支拂方法——時間給か請負給か或はその配合の程度——等々は勞働の質的相異の上に追加されて、同一勞働時間に於ける勞働條件の難易若くは勞働の程度を決定することは斷るまでもない。また職場に於ける生產設備その他の完備の程度も勞働條件の重要なる要因として考慮されねばならぬこと勿論である。にも拘らず勞働時間は勞働條件の最も一般的な指標と考へられざるを得ない

しかして勞働時間は事變以來昭和十三年を通じて延長傾向を持續したことは厚生省勞働局がその調査に基づいて明かに指摘するところであつた。昭和十四年に於ても「工場就業時間制限令」の實施を見るまでは依然たる延長傾向に終始したことは疑ふ餘地のないところであつた。要するに昭和十四年の勞働時間はなによりも先づ「工場就業時間制限令」を中心として考察し特に右實施以後の諸變化が檢討されねばならぬであらう。

正味就業時間

	昭和12年	昭和13年	昭和14年
	時 分	時 分	時 分
1 月	9.47	9.49	9.52
2 月	9.54	9.55	9.59
3 月	9.56	9.58	10.01
4 月	9.55	9.59	10.00
5 月	9.54	9.58	9.58
6 月	9.54	9.59	9.58
7 月	9.52	9.55	9.56
8 月	9.51	9.54	9.55
9 月	9.53	9.54	—
10月	9.57	9.56	—
11月	9.58	9.58	—
12月	10.01	10.04	—

（註） 勞働統計 日本銀行

勞働時間は勞働統計に於て最信賴度の低いものとされて居るが、しかもなほ相對的には明かにこの間の消息を立證して居る即ち日本銀行調査の正味時間をとつて見ても特別な十二月の勞働時間を除外して考へると昭和十四年三月の十時間一分、四月の十時間の最高に達する——時間制限令直前——までは勞働時

實就業時間及平均勤務時間 勞働統計 內閣統計局

	工場勞働者	鑛山勞働者 坑內	鑛山勞働者 坑外	交通勞働者
昭和十四年六月	十〇・四六 時分	十〇・〇 時分	十〇・五五 時分	一一・四三 時分
七月	十〇・一九	九・三	十〇・五〇	十〇・四六
八月	十〇・七	九・五一	一一・〇六	九・五六
九月	十〇・二六	十〇・〇〇	十〇・五一	九・四四
十月	十〇・三〇	十〇・〇	十〇・五	十〇・〇三
十一月	十〇・三三	十〇・〇四	十〇・四二	十〇・〇二
十二月	十〇・三三	十〇・〇五	十〇・五〇	十〇・〇九

間は次第に增加して居る。時間制限令以後の正味就業時間は決して昭和十三年の同じ月々のそれよりも減少しては居ないし、昭和十二年に比較するならば、時間制限令以後と雖も昭和十四年度の正味就業時間の方がより長いのである。また內閣統計局發表の勞働統計每月實地調査結果の實就業時間及び平均勤務時間を示せば前表の如くである。

但し右の二つの勞働統計に於ける勞働時間の實數値が問題にならない事は、就業時間制限令が一日十二時間勞働に制限しなければならなかつたと云ふ事によつて說明されてゐる。と云ふのは十二時間以上の長時間勞働が益々延長の傾向にあり且つより廣汎に波及し固定化されつつあつたからこそ、勞働時間が一日十二時間に制限されねばならなかつたのである。だがしかし十二時間制限以後に於ける即ち五月以降に於ける勞働時間短縮の傾向は顯微鏡的にしか表示されて居ない。

そこで工場就業時間制限令實施後一ヶ月間の機械器具工場四、四五六工場、十六歲以上の男子職工六六七、五四四人についての厚生省勞働局の就業時間調査を見ると勞働時間の實數はやや明かにし得るし、また前揭の平均値としての正味勞働時間乃至實就業時間及平均勤務時間の內容に對する理解をも深め得るだらう。同時にこの調査を同一形式の昭和十二年十一月及び昭和十三年五月の調査と比較すれば、工場就業時間制限令實施前後の勞働時間の推移傾向をも明瞭し得るであらう。(下表參照)

就業時間別職工百分比(%)

實就業時間 ＼ 年月	昭和12年11月	昭和13年5月	昭和14年5月
8時間以下	% 2.38	% 2.03	% 1.95
9時間以下	14.57	10.26	9.77
10時間以下	22.91	25.69	25.36
11時間以下	13.24	13.31	17.16
12時間以下	16.11	20.66	39.27
13時間以下	16.84	13.84	3.93
14時間以下	10.71	9.52	1.93
14時間以上	3.57	4.71	0.18
合計	100.00	100.00	100.00

（註） 勞働時報 昭和15年1月

此調査によれば、十時間以下の機械器具工場は三七%餘で昭和十二年未以來減少し續けて居る。これに反して十二時間以上の勞働時間は、前二期に於ては實質的には若干の增加傾向が認められざるを得ないが、昭和十四年にはそれは例外規定を受けた工場に於ける勞働者のみとなつた爲に著しく減少せざるを得なかつた。かくて十時間以上十

一時間の勞働者數は三割七分增となり、十一時間以上十二時間以下の勞働者數に至つては昭和十三年度の約二倍、昭和十二年度の約二倍半に增加して居る。即ち昭和十四年五月時間制限令實施まで十時間以下の勞働時間の工場は勞働時間を延長し續けて來たが、十二時間以上の工場はそれまでの延長の傾向の停止を餘儀なくせられ大部分が十二時間勞働に壓縮せしめられざるを得なかつたのである。從つて此調査によれば十一時間以上の勞働者數の割合は四五・八%に達するがその平均勞働時間は殆ど十二時間に近いものと思はれる。昭和十四年に於ける勞働時間の傾向は十二時間以上の勞働時間の大部分は工場就業時間制限令によつて短縮されてしまつたが、過去に於ける十二時間以下の勞働時間は依然として延長傾向にあると云ふことが出來るであらう。この事實は次の資料によつても明かにされる。

軍需品工場に於ける殘業率（勞働時報　昭和十四年二月）

	昭和十二年六月	昭和十三年六月	昭和十四年六月	同上指數 昭和十二年	同上指數 昭和十三年	同上指數 昭和十四年
男	一七・二	二〇・八三	四・六八	一〇〇	一三二	八〇
女	一三・四四	一一・〇九	六・一四	一〇〇	八二	四九

この場合の殘業率とは殘業時間數と殘業者數との積によつて構成されて居る事が注意されねばならない。從つて殘業率の變化が殘業時間數の延長によるか否かは審ではないが、而し兩者の增加による事は否定し得べくもない。と云ふのは勞働時間の延長は定額賃銀や時給の基礎となる所定勞働時間の延長によるのはまれで、多くの場合に於て所定勞働時間後に於ける殘業の形式が取られてゐるからである。さて殘業率の增加傾向も亦事變以來時間制限令までは貫ぬかれてゐたものと考へられるが、時間制限令後の二ヶ月目たる昭和十四年六月には可なり減少を示してゐる。ただ事變直前の殘業率と昭和十四年六月の殘業率との間には極め僅少な低下しか見出せない。しかし內閣統計局の勞働統計每月實地調査結果によれば、むしろ最近に於ける勞働時間は工場就業時間制限令實施にも拘らずなほ事變直後よりも延長の跡が認められねばならぬ。婦人勞働者の時間延長傾向は注目すべきものがある。（次表參照）

工場就業時間制限令の實施以後は我國に於ける十二時間以上の過長勞働時間は一部の例外を殘して姿を消すに至つた。過長勞働時間による不當の勞働力消耗の惡作用には恐るべきものがあつたが、勞働時間の短縮は一般的に云へば生產の減退と事業成績の低下が一方に起ると共に他方では實收賃銀の減少を伴ふ——完全な請負賃銀の場合はとも角も我國に於て最一般的な請負賃銀との結合によるものや完全な時間給に於ては短縮時間に應じて多かれ少かれ實收賃銀は減少する——ものである。生產力擴充を前にして　特に顯著な物價昂騰期に當面して、生產の減退は事業運營上極力回避されざるを得ない。殘業による步增を加算した賃銀を以て恒常的な實收賃銀としてその上に立つて

實就業時間指數

	工業勞働者總數 大工場 男	工業勞働者總數 大工場 女	工業勞働者總數 中小工場 男	工業勞働者總數 中小工場 女	機械器具製造業 大工場 男	機械器具製造業 大工場 女	機械器具製造業 中小工場 男	機械器具製造業 中小工場 女	紡織工業 大工場 男	紡織工業 大工場 女	紡織工業 中小工場 男	紡織工業 中小工場 女	鑛山勞働者 男	鑛山勞働者 女
昭和12年7月	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和14年6月	100	115	100	102	99	107	100	102	111	124	97	102	106	104
7月	100	108	97	95	98	96	86	95	105	112	103	62	104	105
8月	100	103	100	100	97	102	101	100	106	106	101	100	103	103
9月	101	102	102	106	101	110	99	102	104	101	111	113	103	104
10月	98	101	109	110	101	105	98	104	101	102	111	120	104	104
11月	100	101	100	100	101	104	99	101	101	101	100	100	104	104
12月	102	102	102	100	103	106	100	100	101	100	101	100	104	104

（註）勞働統計　內閣統計局

或程度の生活水準を維持しつつあつた勞働者は、これまた時間短縮は希ましいにしても、殘業步增の喪失による實收賃銀の減少は希ましからぬことであつたし、特に生計費の急速な膨脹に對してより甚しくなつて行つたことは疑ふべくもないであらう。

かくて經營者側と勞働者側との諸要求はからみ合つて、短縮されたる勞働時間の內部に於て極めて顯著な變更が斷行されたし、實施後の經驗によつて修正が加へられて行つた。昭和十四年五月以後の勞働時間——むしろ勞働條件と云ふべきかも知れないが——はもはやそれ以前の勞働時間とは質的に異るものとなつてしまつたと云ふべきである。即ち工場就業時間制限令實施後は大體次のやうな諸方法が或は單獨に或は種々樣々な組合せによつてとられたものと考へられる。

第一　休憩時間の短縮及び配置の變更
第二　作業機の運轉速度の增大
第三　時間給から請負給への轉換、若くは請負給部分の擴大
第四　交替制の採用

限られたる勞働時間の內部に於て休憩時間を短縮することはそれだけ正味勞働時間とも云ふべきものを增し從つて生產の減少を防ぎ得るのであるが、休憩時間の有無、多少が同一正味勞働時間に對しても勞働力消耗の程度に於て著しい相違を生み出すことは勞働科學の立證するところである。しかし問題はむしろ所定勞働時間終了後殘業に移行するのに普通夕食乃至輕い食事を攝り得るだけの若干の時間が在存したのであるが、この時間が制限令以後は一般に撤廢されて所定勞働時間は直ちに殘業時間と聯結され勞働者は多くの場合晝食後一物も口にすることなく午後七時乃至七時半までの連續勞働時間に服することとなつたのである。第二の作業機械の運轉速度の增大は勞働時間の

問題ではなく、勞働の質の問題であり强度の問題である。この勞働の質乃至强度を捨象し去つてはもともと勞働時間の問題は考へられない。從つて量的に短縮された勞働時間を實質的に延長せんとするものに外ならぬ。

第三の時間給より請負給への轉換、若くは請負給部分の擴大は第一の方法と關聯して或は獨自に相當廣汎に行はれて居るがそれは第二の方法の目標と全く一致し、その原動力が賃銀である點に於てのみ異るのである。卽ち時間給に於ける勞働者の生產量に對する關心を請負給に轉換し或は請負給部分を擴大することによつて集注化せしめ——時間短縮に伴ふ實收賃銀の低下が勞働者の生活を脅かす程度に應じて勞働者は請負賃銀若くは請負賃銀部分の增加の爲に生產量の增加に異常の關心と努力とを拂はざるを得なくなる——以て時間短縮に伴ふ生產の減少が廻避される。それ故にこの場合に於てもまた同一勞働時間內部の勞働の質は著しく異なり勞働の强度は高められる。

第四の交替制の採用は、過長勞働時間の短縮と共に幾度か當局によつて勸告されて來たところであるが、工場就業時間制限令の實施を機會として一部優秀經營によつて取上げられた最積極的な對策であつた。たとへば日產自動車の如く八時間三交替制を斷行した工場も可なりあつたし、その爲の準備中のものも相當多いと考へられる。しかし二交替性乃至三交替制の勞働時間と一交替制の勞働時間とはそのまま量的に比較し得ないこと過去に於ける纖維產業若くは鑛山に於ける深夜業の影響に關する調査硏究によるも明瞭な事實である。纖維產業や鑛山に於ては一般に一定の地域を劃された舍宅若くは坑夫長屋の設備があつて晝間睡眠の熟睡度にも或程度の考慮が拂はれ得たが一般市民——晝間出勤勞働者をも含めて——と雜居狀態を呈して居る一般勞働者の居住狀態の現狀に於ては深夜業の影響はより複雜化せざるを得ないであらう。

かくて工場就業時間制限令による生產量の減少は殆ど問題として取上げられなかつたし、時間短縮に伴ふ實收賃銀の低下も微々たる程度に過ぎなかつたもののやうである。しかしかかる勞働時間の短縮が勞働力の維持培養を促進せしめ得たか否かと云ふ點になると、それは自づから別個の問題であつて、後述するところの災害と疾病乃至出勤率の傾向その他が此間の消息を說明するであらう。

休憩時間は一日の勞働時間を中斷し勞働疲勞の加速度的進行を緩和するものであるが、同時に勞働によつて消耗されたエネルギーを補足する爲の食餌によるカロリー吸收の爲の必要な時間でもあるのである。蓋し人間の胃袋には一定の容積があり吸收し得べきカロリーには制限があるのであつて、消耗エネルギーの量從つてカロリー補給なしの勞働時間には一定の限界が存在せざるを得ないのである。かくて休憩時間は一定の繼續せる勞働の量と質、換言すれば一定の勞働時間と勞働の强度に應じ

勞働時間と休憩時間

		總數	金屬工業	機械器具製造業	化學工業	紡織工業	飲食料品製造業	ガス・電氣・水道業
所定就業時間		時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
	6月	10.19	10.16	10.07	10.15	10.36	10.13	10.34
	7月	10.01	9.38	10.11	10.17	9.50	10.33	10.31
	8月	10.08	10.16	10.08	10.16	9.39	10.31	10.28
	9月	10.21	10.14	10.08	10.16	10.33	10.29	10.26
	10月	10.16	10.14	10.07	10.16	10.34	9.22	10.21
	11月	10.18	10.13	10.06	10.13	10.[illegible]3	10.22	10.19
	12月	10.17	10.14	10.06	10.12	10.32	10.22	10.17
內休憩時間	6月	1.00	.55	.52	1.03	.57	1.17	1.11
	7月	.59	.52	.52	1.04	.54	1.10	1.11
	8月	.59	.56	.52	1.05	.54	1.29	1.04
	9月	1.00	.56	.53	1.04	.58	1.18	1.05
	10月	1.00	.56	.52	1.04	.58	1.16	1.07
	11月	.59	.56	.52	1.04	.57	1.16	1.09
	12月	.59	.56	.52	1.03	.57	1.1	1.08
實就業時間	6月	10.46	10.30	10.26	11.29	11.43	10.16	9.58
	7月	10.19	10.29	10.14	9.09	10.31	10.26	10.29
	8月	10.17	10.27	10.13	10.42	10.05	10.17	10.33
	9月	10.26	10.36	10.53	11.02	9.54	10.27	10.41
	10月	10.20	10.27	10.48	10.48	9.53	10.09	10.38
	11月	10.23	10.36	10.48	10.45	9.50	10.16	10.41
	12月	10.32	10.35	11.03	10.55	9.49	10.17	10.36

（註）勞働統計　日本銀行

て、人間にとつては不可缺の要求であり、勞働時間に對して一定量の休憩時間の挿入・配置なくしては勞働力の維持培養も勞働能率の增進も期待し得られないであらう。それ故に休憩時間は何よりも先づ勞働疲勞の恢復と榮養の消化吸收が期待されねばならない。ここでは勞働時間に對する休憩時間の挿入・配置の一般的な問題にまで深入りする餘裕はないが、昭和十四年に於ける所定勞働時間に對する休憩時間の總量は上表の如くなつて居る。

內閣統計局の勞働統計每月實地調查結果は昭和十四年六月以降の發表なので、これを昭和十三年以前との比較若くは時間制限令前後を通じての變化は伺ふことが出來ないが、勞働時間の延長期を通じてそれに應ずる休憩時間の增加に對しては何等の指標も與へられて居ない。勿論勞働時間の延長は休憩時間の延長を必然的に伴はざるを得ないが、しかし勞働時間の延長に對して休憩時間の延長は僅少に失し、勞働時間と休憩時間とを對比すれば休憩時間の比重は次第に縮少されて來たもののやうである。たとへ兩者の時間量に於てはかかる傾向が存し得なかつたとしても、質的には兩者間の均衡が休憩時間の縮少をもたらしたことは、次第にその顯著さを表し來りつつあつたところの定額賃銀と實收賃銀との開きの增大その他によつて、その一端を推測するに難くないであらう。

所定時間內の休憩時間の配置は決して所定勞働時間の中間に

於ける食事時間とのみ結合するものではない。作業の性質に應じて食事時間に結合する休憩時間は三十分間若しくはそれ以下に縮少されて、殘りの休憩時間を更に數回に分割されて居る場合もある。かかる休憩時間の配置は專ら作業能率のみに對する科學的根據に立脚するものであるが、食事を含む休憩時間が三十分に足りないものが相當に多いと云ふことは、榮養の消化吸收の點からも、勞働力の維持培養の點からも、勞働時間の制限と同樣に再考の餘地があるであらう。

時間制限令實施の結果、勞働時間は休憩時間を含めて十二時間に制限された。昭和十四年以來の休憩時間の內容は勞働時間の內容の變化と共に注目にあたいするものがある。限られた勞働時間、より短縮された勞働時間、に於て生產能率を高め生產量を維持し經營收益の減少を廻避する爲には、勞働の强度を强める反面に於て休憩時間の短縮に向ひ勝ちである。所定時間內の休憩時間の短縮は起らなかつたとしても、次のやうな休憩時間短縮の方法は可なり全般的な傾向の如くである。卽ち一般所定勞働時間終了後殘業に移る前に若干の休憩が與へられ、しかる後に殘業勞働が開始されたのであるが、時間制限令實施後は殘業時間それ自體に制限もあるのでいきほひこの所定時間終了後の休憩時間が多くは廢止されて居るか著しく短縮され、その結果それまでこの時間に食餌が攝られたのであるが時間制限令以來の殘業はかかる餘裕を勞務者に與へ得なくなつたのではないかと考へられる。元來我國の食物攝取樣式と勞働の一般的强度に於ては五時間乃至六時間毎に食事が取られて居たのが、晝食から夕食までの時間が——職場からの歸宅に要する時間を加へて——八時間前後にまで延長されたことになつたのである。この二時間乃至三時間の繼續勞働時間の延長は、非筋肉的な事務的勤勞のかかる繼續時間の延長とは、本質的に相異するものがある。それは勞働疲勞の加速度的傾向を强めるばかりでなく、一時的であるとは云へ絕對的な榮養不足カロリー不足の狀態——空腹——の下に於ける二時間乃至三時間の繼續勞働時間の延長だからであつて、一日の總勞働時間量は同一であつても、右の如き空腹下の繼續勞働時間、換言すれば休憩時間の不足と不合理な配置とは勞働力の擔ひ手であるところの勞務者の肉體及精神に對する影響には著しい相異のあることを認められねばならないであらう。

賃銀

勞働力の不足は事變の前後を通じ益々甚しく熟練勞働者の爭奪から勞働者一般の爭奪戰が展開され、遂に從業者傭入制限令となり、或は婦人勞働者、幼少年勞働者の激增から半島人勞働者の移入にまで進み、最近に至つては捕虜の國內勞働力としての充用までが問題視されて、勞働力の給源は橫へ橫へと擴げられてゐることは前述の如くであるが、かかる勞働力不足に卽應する程の賃銀の昂騰は昭和十四年度に於てもまた認められ得なかつた。

賃銀を實收賃銀指數の限りに於て見れば、昭和十四年の指數上昇の程度は昭和十三年のそれよりも著しく緩慢である。物價乃至生計費の昂騰の顯著さにも拘らず賃銀の値上りは極めて微弱だつたと云はねばならぬ。少くとも八月頃までは軍需品產業たる機械器具製造業に於ても、平和產業たる紡績工業に於ても、また交通業に於ても同樣にむしろ低下若くは停滯的傾向を示してゐる。ただ石炭不足と金增產の至上命令に對して特に勞働力の不足——半島人勞働者の筑豐炭田、常盤炭田その他に於ける移入の實現を見るに至る程の勞働力不足——を訴へて居る鑛山業の賃銀にはやや顯著な上昇が認められる。しかしながら九月以後の賃銀は工業、鑛山業、交通業を問はず極めて僅少なものではあるが幾分の上昇傾向を示して居るやうに思はれる。とは云へ昭和十四年全體を通じて見るならばこの二つの實收賃銀指數の上昇は支那事變以來稀れに見る程の緩慢さを以て終始したもののやうである。

しかし實收賃銀指數の上昇の僅少さより、賃銀上昇の微弱さを推定するのに對して、一部にはこれを新規採用者の增加乃至勞働力構成の變化——青少年・婦人勞働者の比重の增大——に基づくものであつて、個々の勞働者にとつては實際の賃銀は著しい昂騰をなして居るとなす見解、或は實際の賃銀昂騰は最近の顯著な物價騰貴を償つてなほ實質賃銀の上昇が一般的であるとなす見解さへも存在する。最近の實收賃銀指數に對する右の如き觀點は確かに必要であつて、かかる考慮なしには最近に於ける實收賃銀指數の推移を、正しく理解することは出來ないであらう。實際性別・年齡別を考慮しない總勞働者の賃銀指數はむしろ賃銀支拂總額の指數により近いかも知れない。內閣統計局の勞働統計每月實地調査結果と日本銀行の勞働統計との實收賃銀指數にはなる程新規採用勞働者と增大する青少年・婦人勞働者が逆に作用して現實の賃銀上昇にも拘らず實收賃銀指數にそのまま反映し得ないかも知れないが、商工省の全國賃銀統計月報の賃銀指數は「見習工、養成工、徒弟又ハ特殊ノ雇傭條件ニヨル低給者若ハ高給者等ハ之ヲ除外ス」る普通一人前の勞働者の賃銀によつて構成されてゐるもので、新規採用者や增大する青少年・婦人勞働者の比較的低廉な賃銀による影響は相當稀薄な實收賃銀指數と考へられるが、この商工省の全國賃銀指數の推移には前揭の二つの實收賃銀指數の推移とは多少異つた傾向が伺へないことはない。(次表參照)

卽ち商工省の全國賃銀指數の「平均」に於ては指數上昇の程度はやや顯著であり、九月以降に於て特に著しいのであつて、むしろ支那事變以來最大の賃銀指數上昇率一六・五%を示してゐる。しかし乍ら軍需品產業たる機械器具工業や金屬工業に於ける賃銀指數の上昇は後揭の二つの賃銀指數と同樣にやつぱり停滯的である。ここで注目されるのはむしろ土木建築業と仲仕

業種別全國賃銀指數

	平均	機械器具工業	繊維工業	土木建築業	仲仕及日傭人夫
昭和9年平均	99.8	100.1	99.3	100.2	99.7
昭和10年〃	101.1	101.0	100.3	102.3	101.3
昭和11年〃	101.1	99.4	98.9	104.9	100.0
昭和12年〃	107.0	105.0	103.2	113.8	108.0
昭和13年〃	113.7	109.2	107.7	122.0	121.0
昭和14年〃	108.5	118.9	124.5	138.7	143.8
1月	118.7	111.7	115.2	126.1	126.1
2月	121.6	113.4	118.3	126.2	129.7
3月	124.2	116.6	121.4	127.4	130.7
4月	124.9	115.6	121.0	131.4	132.8
5月	125.9	115.3	123.9	135.8	136.5
6月	127.5	117.6	127.1	139.0	140.2
7月	127.8	117.6	123.0	141.1	142.6
8月	129.3	118.7	124.6	144.3	145.2
9月	132.1	121.1	128.0	145.9	147.5
10月	133.8	119.3	130.4	147.1	148.5
11月	134.7	121.0	130.1	148.0	152.2
12月	138.2	127.6	133.7	148.5	154.7

（註） 全國賃金統計月報

及日傭人夫の賃銀指數の昭和十三年下半期以來のやや顯著な指數上昇であつて、鑛山勞働者の實收賃銀指數の上昇と一脈相通ずるものがあると考へられるが、要するにこの兩者の賃銀指數のかかる上昇が、商工省の全國賃銀總指數――「平均」――のやや顯著な指數上昇の主要部分をなして居るものと考へられる。かくて少くとも軍需品産業たる金屬工業や機械器具工業の賃銀に關する限り、昭和十四年度の實收賃銀指數の上昇の微弱さは新規採用者の增加と青少年工の比重の擴大とによるもので個々の勞働者の賃銀は實際に於ては顯著な値上りを示し、むしろ物價騰貴の影響をも補足して餘りありとなす見解は全般的に適用出來ないであらう。

實收賃銀指數を工場規模別並に性別・年齢別に考察すると、（後表參照）二十歲以上の成年男工の賃銀は昭和十四年後半を通じて停滯的であることは大工場に於ても中小工場に於ても同樣で、ただ支那事變以來の上昇率に若干の相異があるが、これは決して賃銀實額と混同さるべきではない。また鑛山勞働者に於ても交通勞働者に於ても二十歲以上の勞働者の賃銀はやつぱり停滯的傾向を示して居る。

これに反して二十歲未滿の青少年勞働者の賃銀は大工場に於ても中小工場に於ても或は鑛山に於ても可なり顯著な上昇が認められ、ただ交通勞働者に於てのみ二十歲以上の成年勞働者と同樣に停滯的である。

實收賃銀指數

	民營工場總指數	機械製造業	紡織業	鑛山業
昭和4年平均	103.9	102.3	96.4	—
昭和6年平均	90.7	89.4	74.5	—
昭和8年平均	89.2	100.6	62.5	—
昭和10年平均	91.1	93.2	60.5	98.3
昭和12年平均	96.8	92.1	66.4	114.4
昭和13年平均	105.6	93.6	69.6	133.6
1月	100.6	90.1	66.6	123.3
2月	102.3	94.0	68.9	125.2
3月	104.3	94.0	68.8	126.7
4月	103.3	62.9	68.6	129.4
5月	102.6	93.3	68.4	131.4
6月	105.1	92.1	68.8	132.7
7月	103.7	91.0	69.0	134.4
8月	105.4	91.3	69.8	135.8
9月	105.9	93.0	70.4	137.3
10月	107.7	93.2	71.0	140.0
11月	110.2	95.3	72.2	143.0
12月	115.5	103.3	72.8	144.1
昭和14年1月	112.6	97.1	73.9	144.4
2月	114.9	99.6	74.9	147.0
3月	118.2	102.0	76.2	149.5
4月	115.4	97.3	76.1	149.9
5月	115.4	96.1	73.9	150.7
6月	117.5	96.9	73.0	152.7
7月	117.1	95.2	73.5	153.9
8月	118.0	94.6	74.9	155.7
9月	119.9	—	—	158.6
10月	121.5	—	—	161.4
11月	123.7	—	—	162.7
12月	129.2	—	—	164.0

（註） 勞働統計 日本銀行調査

實收賃銀指數

	工業總數	機械器具製造業	紡織工業	鑛山業	交通業
昭和12年7月	100	100	100	100	10
昭和14年6月	112	115	118	134	102
7月	123	117	117	133	104
8月	122	114	119	133	101
9月	122	106	122	136	104
10月	123	107	124	138	105
11月	126	110	125	140	105
12月	132	115	128	141	111

（註） 勞働統計 內閣統計局調查

性別・年齢別實收賃銀指數

	工場勞働者								鑛山勞働者				交通勞働者			
	大工場				中小工場											
	男		女		男		女		男		女		男		女	
	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満
昭和12年7月	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和14年6月	113	123	116	118	113	136	123	127	137	134	131	121	103	120	104	91
7月	121	126	112	127	125	132	120	107	134	141	137	135	112	117	92	90
8月	122	129	122	123	127	140	122	125	135	141	135	137	110	110	87	89
9月	117	122	126	128	131	145	121	131	138	143	138	144	110	112	95	94
10月	116	126	125	131	131	149	123	135	140	144	141	141	111	114	103	96
11月	119	133	133	130	133	149	149	130	137	141	447	143	114	115	88	94
12月	125	140	133	137	136	155	135	140	142	149	149	145	117	126	110	108

（註）勞働統計　内閣統計局　大工場　使用職工50人以上　中小工場　使用職工50人未満

婦人勞働者の賃銀の推移は更に特徴的で、工場婦人勞働者の賃銀上昇は年齢の如何を問はず顯著であり、且つ大工場の婦人勞働者の賃銀上昇は中小工場のそれよりも、更に著しい傾向を示してゐる。婦人鑛山勞働者の賃銀上昇も亦同樣に著しいものがあるが婦人交通勞働者の賃銀は逆に低下傾向さへ見せてゐる。

要するに成年勞働者の賃銀の停滯的傾向と青少年・婦人勞働者の賃銀のやや顯著なる上昇、これが昭和十四年を通じての工場・鑛山に於ける賃銀傾向であり、交通勞働者の賃銀は全般的に停滯的であつたと云ふことが出來るであらう。

昭和十四年を通じての賃銀のかかる停滯的傾向、就中金屬工業、機械器具工業、造船業、精巧工業等の軍需品產業に於ける賃銀のより明瞭な停滯的傾向の原因は十四年度に於て實施せられたる一聯の勞働統制の效果と見るべきであらう。賃銀統制令は不當なる賃銀昂騰の防止と從業者傭入制限令に伴ふ賃銀の不均衡是正を目的とするのであると云はれてゐるが、十四年度に於ては初給賃金の公定を見たに過ぎなかつた。從てそれは最近に於ける青少年工のやや顯著になりかけた賃銀上昇を抑止し、併せて將來に於ける勞働力の新たなる給源としての青少年工動員に備へたものであるとは云ふことが出來るが、標準賃銀の全面的公定を見ざる今日に於ては、青少年工の初給賃金の公定そのものの賃銀水準一般に對する影響はなほ間接的なものになつてゐると考へられる。これに反して從業者傭入制限令は勞働力の移動、特に工場より工場への勞働力の移動の大部分を阻止することを得たが、同時にそれは賃銀水準に微妙に作用した。元來我國の賃銀制度のもとに於ては一般に青少年工の定期昇給はと

もかくも、成年工の定期昇給は極めて僅少であり且つ多くは空文化して居た。從つて個々の實際の場合は多くは工場より工場への移動によつて賃銀は上昇して居たのである。かゝる賃銀上昇の主要推進力たる勞働移動が阻止された以上賃銀上昇の停滯化は當然であらう。しかしながら現在及將來の賃銀の上昇はむしろ定期昇給に轉換されたのである。

工場就業時間制限令の賃銀に對する影響も亦見逃し得ない。過去に於ける實收賃銀の上昇は勞働時間の延長——十二時間を越える過長勞働時間——と密接な關係によつて生じたのであるが、それが休憩時間をも含めて十二時間勞働に制限されたのであるから、生產量の減少と共に賃銀の低下が起るのは一應當然のことと云はねばならぬ。しかし事業主側の生產維持の要求と勞働者側の實收賃銀維持の要求とは結合されて前述の如き種々の手段方法が講ぜられ、時間短縮にも拘らず生產量は維持せられ、實收賃銀の低下は極めて僅少な程度——一般に五%前後と云はれて居る——に喰止められた。賃銀の停滯的傾向はこの點からもまた表れざるを得なかつたのである。

最後に賃銀臨時措置令（十月）により賃銀は昇給規則に依る定期昇給を除いては九月十八日の水準に停止せしめられることになつた。かくて賃銀は停滯的な傾向から釘付的な傾向に再轉したのであるが、實收賃銀指數に於てはいささか異つた現象を呈して居る。卽ち賃金臨時措置令にも拘らず實收賃銀指數は九月以降前述の如く、停滯的傾向から若干の上昇傾向へ轉じてゐるだがしかしかかる實收賃銀指數の上昇は物價騰貴の原因でもなければ、それを促進するものでもなかつた。かへつて逆に物價騰貴の傾向は九月十八日以後に於てます〳〵甚しく生計費の膨脹は實質賃銀を下落せしめ生活水準をいよ〳〵低下せしめた。物價騰貴による生活費の膨脹の結果、賃銀の引上げは勞務管理上むしろ事業主側の考慮せざるを得ないところとなり、特に低い賃銀水準の當局の認可による引上げ、繰延べられて來た定期昇給の實施等々の方法により、物價騰貴に引づられての賃銀上昇が部分的に餘儀なくされた結果が、九月以降の實收賃銀指數の上昇となつて表れてゐるのであつて、これを以て賃銀の一般的上昇と混同すべきではないであらう。

家族手當は勞働統制の一環としてではなく、はじめ人口增殖政策として取上げられたが、昭和十四年末には一轉して賃金臨時措置令に對する應急策として重要視されるに至つた。蓋し物價と賃銀との關係は昭和十四年末に至るに從つて次第に均衡を失し、賃銀はいよ〳〵物價騰貴から立遲れて、實質賃銀の低下はます〳〵公定價格化し行く生計費指數より見るも歷然たるものがあり、勞働者生活の現實に於てはより甚しい狀態となつて來た。特に米價の大巾引上げ、木炭の値上り、等々生活必需品中の生活必需品とも云ふべき部分の物價騰貴の甚しさは、より低廉なる賃銀收得者の生活、より大なる家族の勞働者生活により强

く影響せざるを得なかつた。しかも賃金臨時措置令は賃銀の引上げを許容し得ないので、この間の物價と賃銀とを調和するものとして家族手當に期待がかけられて居るのである。

勞働者の家庭生活

勞働者は勞働することによつて勞働力を消耗し、喪失し、且つ疲勞する。かゝる疲勞を恢復し、明日の勞働の爲に新たなる勞働力の準備を擔當するのは、その大部分が家庭生活である。家庭生活は一般に消費生活、特に物質的消費生活と呼ばれて居るが、しかし勞働者にとつては彼の勞働力を生産する生活であると云ふことも出來る。それ故に勞働條件が生産能率、勞働能率、勞働力の維持培養等々と密接な關聯を持つと同樣に、家庭生活の程度乃至生活水準も亦これらの諸點と緊密な連鎖につながれてゐることを忘れられてはならない。勞働者が新鮮溌剌たる精神と肉體とを以て毎日毎日の勞働に從事し、最高の勞働能率をあげる爲には、勞働生活と家庭生活即ち勞働者の消費生活とは單なる交替循環ではなくして、兩者は各々合理的な一定條件若くは水準を保ちながら相互に合理的な均衡を保持するところの交替循環を必要とするのである。

また勞働力の最有效な最合理的な使用が一定の時間を必要とすると同樣に勞働者の家庭生活も亦一定の時間を必要とする。蓋し職場への往復時間は勿論、勞働疲勞の恢復に要する充分な休息と充分な安眠の爲にも、或は榮養の消化、吸收の爲にも、文化・敎養を高めてより高度の熟練を唱嚊しより優秀な技術を自己のものとして取入れ勞働の能率を最大限度に發揮する爲にも、そうして生活を娛しみ生きることの喜びを感じ生活感情の明朗さを持續する爲にも、勞働者はその爲の生活費としての賃銀收入と同時にかゝる生活を營む爲の充分な時間——卽ちこゝでは家庭生活に充用さるべき時間であつて勞働者の家庭生活時間とも呼ばるべき時間——が必要である。如何に賃銀が高額であらうとも、勞働者にとつてこの家庭生活時間が不足すれば決して最效果的な家庭生活は營み得ないのである。

しかして勞働者個人にとつての家庭生活の時間とはむしろ一日二十四時間から、全勞働時間と職場への往復時間との合計を差引いた殘餘の時間となることは明かである。職場への往復時間を措いて問はないならば、勞働者の家庭生活の時間は勞働時間と全く逆な傾向を辿らざるを得ない。なんとなれば一日は二十四時間に限定されて居るから。それ故に我々はこゝであらためて勞働者の家庭生活時間について述べる必要はない。前述の如く勞働時間が滿洲事變以來、更に支那事變以來昭和十四年五月工場就業時間制限令の實施まで一貫して增加延長の傾向にあつたと云ふことの半面には、勞働者の生活時間が次第に短縮されて行つたと云ふことを指摘すれば足りるのである。工場就業時間制限令による休憩時間を含めての十二時間勞働制の實施は逆に勞働者の生活時間を職場への往復時間をも含めて十二時間

以上に延長したことになるのである。いま職場への往復を三十分づつ一時間、朝食と夕食とを三十分づつ一時間、夕食後の休息・入浴・雜用・家庭の團欒その他一切の時間を三時間とすれば、睡眠時間には七時間が殘されることになる。十二時間勞働に對する七時間前後の睡眠、これが恐らくは我國に於ける現在の勞働者の生活時間の一般的な傾向ではないだらうか。

勞働者の生活水準 勞働者の家庭生活の內容若くは生活水準の傾向は、これを職場に於ける勞働の全代償としての實收賃銀と生活必需品價格の生活的綜合に基づく生計費との相關々係による實質賃銀の傾向によつて、或程度までは察知し得るであらう實際に於ては實收賃銀指數と生計費指數とによつて實質賃銀指數が作成されて、かゝる目的の爲に使用されてゐるけれども、現實に於ける勞働者の生活水準の推移が必ずしも適確に表はされ得て居るか否かは多大の疑問の存するところである。と云ふのは生活費の多少卽ち生活水準自體の高低に應じて不均衡な生活必需品諸價格の變動はそれ〴〵異つた生計費の動きを取るから、實收賃銀指數の基礎をなす實收賃銀實額乃至はその月收換算と生計費指數の基礎をなす標準生活の月收との間に開きがあれば、それは正しい生活水準の推移の標示とはなり得ない。若しこの兩者が一致したとしても、それは一致したところの標準生活若くは實收賃銀額の生活水準の推移を示すに止まり、それ以外の實收賃銀若くは生活費に基づく生活水準の推移については、多かれ少なかれ偏差を導入せざるを得ない。

だがこゝではかゝる嚴密な立場からではなく、在來の方法によつて、內閣統計局調査の實質賃銀指數と日本銀行調査の實收賃銀指數を內閣統計局及朝日新聞社の生計費指數によつて筆者算出の實質賃銀指數を列記すれば、

實質賃銀指數

內閣統計局調査

	工業	鑛山業	交通業	A	日銀の實收賃銀指數によるもの B
昭和六年十一月	—	—	—	—	一〇〇・〇
昭和十二年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇・〇	九九・一
昭和十四年一月	—	—	—	一〇二・二	—
二月	—	—	—	一〇三・五	—
三月	—	—	—	一〇五・八	—
四月	—	—	—	一〇一・六	—
五月	—	—	—	一〇〇・三	—
六月	九四	八六	一〇三	一〇三・五	—
七月	一〇二	八六	一〇〇	一〇〇・七	—
八月	一〇〇	八三	一〇〇	一〇〇・〇	—
九月	九七	八三	一〇二	—	—
十月	九八	八三	一〇二	—	—
十一月	九八	八一	一〇二	—	—
十二月	一〇二	八五	一〇八	—	—

（備考）Aは內閣統計局の生計費指數による。Bは朝日新聞社の生

計費指數による。

實質賃銀指數の限りについて云へば、滿洲事變以來低下し續けた勞働者の生活水準も、支那事變以來停滯的な傾向卽ち生活水準は向上もしなければ低下もしないと云ふ狀態を呈してゐるものゝやうである。ただ九・一八停止令以後は實收賃銀指數の上昇は小賣物價指數乃至生計費指數の昂騰に立遲れて、生活水準の新たなる低下が初まりかけて居る。より詳しく云へば、工業に於ては七月を最高に次第に低落して居るし、鑛山業に於ては特に著しい勞力不足とそれに應じての賃銀上昇の結果支那事變以來生活水準はやゝ向上したのであるがこゝでも六月を最高に低下傾向に轉じてゐる。これに反して交通勞働者の實質賃銀指數は支那事變以來一貫して低下して居るばかりでなく昭和十四年末までの二ケ年半を通じての低下率は相當大きなものであると云はねばならぬ。

しかしながら右は第一に九月以降に於ける部分的な特殊な賃銀增額により上昇せる實收賃銀指數を勞働者全般の實收賃銀の上昇とみなして居るが、實は勞働者全般の實收賃銀――從つて實收賃銀指數――はむしろ賃金臨時措置令によつて停止せしめられて居るし、第二に生計費指數は公定價格を基礎として構成されて居るが事實は生活必需品價格の騰貴は品不足と暗相場とは云へないまでも著しい昂騰を續けて居ることは何人も否定し得ないところであつて、實際に於ける生計費の膨脹は公定價格的生計費指數の上昇よりもはるかに甚しいものがあることを許容されねばならぬから、九月以降に於ける全般的な勞働者生活の現實に於ては停止された不變な實收賃銀指數に對して、公定價格的なものよりもはるかに熾烈な上昇を敢えてした生計費指數が對置されて、はじめてより實情に近い實質賃銀指數が算出されねばならぬのである。かくて現實に於ける實質賃銀の推移は、前掲の實質賃銀指數の傾向よりも甚しく擴大されざるを得ないのである。

かゝる事實の認識は昭和十四年度の實質賃銀指數を考察する場合に特に必要な準備であつて、それなくして從來の實收賃銀指數と生計費指數の關係より算出された實質賃銀指數をそのままに於て理解するに止まるならば、昭和十四年後半の實質賃銀乃至勞働者の生活に對しては何等の理解にも到達し得ないであらう。

生計費指數の分析と勞働者の生活內容の變化 實質賃銀の變動は全體としての勞働者の生活水準の推移を示さすものと見るべきである。勿論嚴密に云へば實質賃銀と生活水準とは必ずしも一致するものではない。價格以外の生活條件の變化が生活の變化として表はれることが顯著になればなる程、實質賃銀の變動と生活水準の推移との間には多かれ少なかれ開きを生ぜざるを得ないのであるが、こゝではそこまでは觸れないことにする。假りに實質賃銀の變動が勞働者の生活水準の推移と同調するとしても、生活水準の推移に伴ふ生活內容の變化に對しては實質賃銀の變動は何事をも說明し得ない。實質賃銀算出の基礎をなす生計費指數の變動の裡には、生活必需品價格の不均衡な時々刻々の變動が隱されて居るから同一生計費指數の變動もそれに對する勞働者生活の適應の形式――勞働者の生活內容――は變化せざるを得ないし、それはまた生活費としての賃銀月收の多少――生活水準の高低――によつても相異するのである。

こゝでは生計費指數を構成する諸生活必需品價格の昭和十四年度に於ける變動を檢討し、勞働者の生活內容の變化の推測を試みる。と云ふのは勞働者生活は賃銀收入と物價との關聯に於て如何に變化したか、また前述の如き勞働者の生活水準の低下の內容は如何なるものか、換言すれば生活水準の低下は食・住・衣・其他の諸生活部門を如何に壓迫してゐるか、等々については生計費指數の分析と各生活部門の融通性及び彈力性乃至はその限界との考察から類推するより外に方法はないからである。下に生計費指數の五生活品目の指數を揭げて置く。

昭和14年	飮食料費	住居費	光熱費	被服費	其他諸費
1月	114.0	104.6	120.4	136.3	106.1
2月	114.7	104.9	120.9	140.5	105.9
3月	115.0	105.3	120.9	143.5	106.0
4月	118.0	105.7	120.9	146.7	106.8
5月	120.5	106.4	120.9	148.8	106.8
6月	118.7	107.0	121.1	150.2	106.9
7月	122.4	107.4	121.3	151.2	106.8
8月	125.6	107.7	121.8	152.3	106.9
9月	128.0	108.8	122.8	155.2	107.2
10月	128.7	109.8	123.8	157.9	107.6
11月	135.5	110.0	127.4	160.4	107.8
12月	138.0	110.5	129.0	163.7	108.2

A 食費 飮食料費指數の上昇は昭和十三年を通じて僅かに六%弱だつたものが、昭和十四年度に於ては實に二一・〇%强と云ふ注目すべき昂騰を演じてゐる。元來食費と云ふものはエンゲルの說明をまつまでもなく、生活水準が低くければ低い程より大なる生活上の負擔となつて表れることは、我國に於ける國民生活特に勞働者生活にとつてより切實な問題となる。それ故に主として被服費、光熱費の昂騰に基礎づけられた前年度若くは前々年度の生計費指數の上昇は賃銀收入の多少によつて左程顯著な生活負擔率の相異も惹起しなかつたが、昭和十四年度の食費に基礎を置く生計費指數の上昇は賃銀收入の少い生活水準の低い勞働者になればなる程ます〳〵加重する生活負擔にさらされざるを得ないのである。[2]

飮食物費累年比較 (內閣統計局・家計調査報告)

年次 \ 收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六―七年	二〇・二六円	二〇・六七円	二一・三六円	二四・〇七円	二六・五四円	二八・七六円	三〇・二〇円	二五・八三円
昭和十一―十二年	二四・三七	二四・六五	二七・一三	二八・一四	三〇・〇二	三二・四一	三四、九九	三〇・九七
昭和十二―十三年	二四・三三	二五・一五	二七・九四	三〇・一〇	三一・〇四	三二・八四	三六・〇三	三二・七六
昭和十三―十四年	一八・九七	二七・五〇	二八・九六	三一・一六	三二・五六	三三・五六	三七・二七	三四・六〇

右實支出百分比

昭和六―七年	四四・〇五%	四〇・二七%	三八・〇六%	三六・六一%	三五・〇五%	三五・三三%	三一・九二%	三五・三五%
昭和十一―十二年	五四・八五	四七・〇七	四五・三三	四一・三三	三九・五〇	三八・七九	三六・二六	三九・一四
昭和十二―十三年	四九・四九	四七・二六	四六・四三	四四・七六	四三・二四	四〇・四六	三七・五八	四〇・四〇

昭和十三—十四年	五〇・四八	五一・二四	四八・三一	四五・九〇	四四・三三	四二・二〇	三八・六七	四一・一七

右の事實は主食物即ち米を中心とする米麥類について見る時よりハッキリとするであらう。と云ふのは國民生活の樣式に於ては米は攝取カロリーの主要源泉であるから、生活水準の低下によつて副食物の質の低下若くは量の減少が起ればとて、米麥の攝取量を減少する譯には行かぬ。副食物の量の減少に至つては攝取カロリー量を減少せしめない爲にはむしろ米麥類の攝取量を增加せざるを得ないのである。いま過去に於ける米麥類とその實支出乃至食費中に占める割合を求むれば、

米麥費累年比較

(イ) 實額

	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
昭和六—七年	七・八二円	七・七〇円	七・八一円	七・八九円	八・二八円	八・四九円	八・三八円
昭和一一—一二年	一二・七八	一一・一五	一一・五五	一一・四七	一一・九五	一二・四一	一二・五四
昭和一二—一三年	一三・五一	一〇・九〇	一二・〇二	一二・八四	一二・五四	一三・一二	一三・三六
昭和一三—一四年	七・七五	一四・〇九	一二・二〇	一三・二三	一二・六四	一二・九〇	一三・三九

(ロ) 實支出百分比(%)

昭和六—七年	一七・〇九%	一五・〇〇%	一三・二九%	一二・〇〇%	一〇・九四%	一〇・四〇%	八・八六%
昭和一一—一二年	二七・七六	二一・二九	一九・二六	一六・八五	一五・七〇	一四・八五	一三・一五
昭和一二—一三年	二七・五〇	二〇・四九	一九・九七	一九・一〇	一六・一八	一六・一八	一三・九三
昭和一三—一四年	二〇・六二	二六・二五	二〇・三五	一九・四五	一七・二一	一六・二二	一三・八九

(ハ) 食費中に占める米麥費の割合(%)

昭和六—七年	三八・八%	三七・二%	三四・九%	三二・八%	三一・二%	二九・五%	二七・八%
昭和一一—一二年	三二・四	四五・六	四三・〇	四〇・八	三九・八	三八・三	三六・二
昭和一二—一三年	五五・六	四三・七	四三・〇	四二・六	四〇・五	四〇・〇	三七・九
昭和一三—一四年	四〇・九	五一・二	四二・一	四二・五	三〇・〇	三五・四	三三・二

備考 1 內閣統計局の家計調査報告による。
2 米麥費のうち九五%前後は米に對する支出である。

即ち米麥に對する支出は實額に於ては賃銀の多少・生活水準の高低によつていささかも變化しないと云ふことは注目すべき特徴である。勿論生活水準が更に低下しカロリー不足即ち半饑餓狀態に達する場合に至つてはじめて米麥類の實額は低下するが、低下の限界線附近ではむしろ逆に米麥類實額の增加が豫想される。[3] また昭和六年以來の米麥類實額の倍加は主食物の質の變化ではなくて、米穀統制法による公定米價[4]の引上げに歸因するのである。衣・食・住・其他の生活費總額即ち實支出中に占むる米麥費の割合はそれ故に次第に增大して二〇%前後に達し甚しきは二七%を越えて居るし、他面食費中に於ても米麥費の割合は次第に膨脹し副食物費の縮少を餘儀なくせしめて居る。[5]

米價の上昇は最近比較的緩慢化して居た。と云ふのは米穀統制法の實施以來昭和九年末頃までに米價は國內商品中最高のスピードを以て上昇し終つて居たからである。しかるに昭和十四年度の收穫期に直面して西日本の旱害と朝鮮米の半減の影響を受けて顯著な米の出廻不足を現出し、十二月の新米穀年度の公定米價の改定を待つことなく遂に十一月に公定米價の大巾引上

斷行の餘儀なきに立至つた。いま內閣統計局の生計費指數に於ける米麥類の價格指數を見るに、

昭和十二年七月	一〇〇・〇
昭和十四年一月	一〇六・〇
八月	一一〇・八
十二月	一三二・七

一月に比較して十二月には二五・二%の騰貴を受けて居る。この二五%餘の米麥類價格の昂騰は攝取カロリー量の減少を敢えてしない限り米麥類の消費節約によつては極めて困難である七分搗米の制度化はかかる目的に對して幾分の效果が期待される。節米運動も主食物の薯類化まで突進めば相當の期待がかけられるが、この場合副食物の榮養の質がいちじるしく向上——動物性食物の多量攝取——しないならば、チェコや支那の農民に於ける民族病とも云ふべきカリフ病の發生を見、勞働者の體位を低下させ、能率を減退させるおそれなしとしないことは留意すべきであらう。彈力性と融通性に乏しい主食物たる米麥類のかかる昂騰は米麥費のそれだけの膨脹を餘儀なくし、これを起點に爾餘の生活必需品の價格騰貴に促進されながら勞働者生活には賃銀の停滯的傾向と相俟つて最近稀に見る程の顯著な全般的變化即ち生活水準の移行が起つたのである。

副食物費(調味料を除く)累年比較

(內閣統計局・家計調査報告)

(イ) 副食費實額

年次 ＼ 收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	六・四五円	六・四五円	六・二三円	六・七五円	七・五五円	八・一六円	八・四七円	七・二三円
昭和十一—十二年	五・三七	五・八四	六・九二	七・二二	七・五九	八・六四	九・一六	八・〇五
昭和十二—十三年	五・五五	五・八七	七・四九	七・七九	八・二七	八・九二	九・八六	八・八二
昭和十三—十四年	五・六八	六・六四	七・八三	八・四一	八・九八	九・四二	一〇・六六	九・七三

(ロ) 副食費百分比

昭和六—七年	一一・九〇%	一〇・六二%	一〇・六〇%	一〇・一九%	九・九七%	一〇・〇〇%	八・九五%	九・九〇%
昭和十一—十二年	一二・〇九	一一・一六	一一・五五	一〇・六〇	九・九八	一〇・三四	九・五九	〇・一七
昭和十二—十三年	一一・三〇	一一・〇二	一二・四四	一一・五八	一一・二五	一一・〇一	一〇・二八	一〇・八八
昭和十三—十四年	一五・一一	一三・三八	一三・〇六	一二・三六	一三・二三	一一・八五	一一・〇七	一一・五六

副食物は米の主食による含水炭素過剩に對する必然の榮養の質的不良を回避する役割を有して居る。だから勞働者の榮養問題は歸するところ勞働者の副食物の問題とも云ふべきであらう。[6] ところで昭和十四年に於ける副食物の價格騰貴も亦決して緩慢だつたとは考へられない。

	魚介	肉	牛乳及卵	豆及蔬菜	乾物	豆腐煮物及漬物類	調味料
昭和十二年七月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和十四年一月	一四〇・一	一三四・〇	一二六・三	一一四・一	一三四・七	一二〇・三	一〇五・一
昭和十四年十二月	一八一・二	一四四・〇	一三二・一	一五三・六	一七七・七	一五一・〇	一〇七・〇

魚介は九・一八停止令にも除外され一路上昇を續け、肉類は早くより公定價格によつて奔騰を抑えられ、多少の品不足と質の低下が認められるに過ぎないが、牛乳は公定價格が維持され

た部類ではあるが間隙的には相當の品不足が表面化し、卵に至つては公定價格の設定が或期間に亘つて卵饑饉を現出した幾多の地方があり、幾分の闇相場が表はれたやうである。完全榮養の給源としてのバターが姿を消したうらみはあるが動物性食物に於ては魚介を除けば公定價格と九・一八停止令とによつて、價格騰貴は著しく抑止されてゐるやうに見える。だが勞働者生活に於ては動物性食物の消費は比較的少いし、賃銀收入が少くなればなるほどますます僅少となつて來るのであるから、昭和十四年度を通じての實質賃銀の下落――生活水準の低下は勞働者にとつて動物性食物はいよいよ縁遠いものとならざるを得ないから、動物性食物に對する比較的强度の價格統制の利益にも勞働者の均霑する程度は微弱なものにすぎない。と云ふのは勞働者が比較的多量に消費せざるを得ない米麥類と次に述べる植物性食物により甚しい價格騰貴が起つて居るからである。

動物性副食物と植物性副食物累年比較
（內閣統計局家計調査報告）

動物性副食物

收入階級／年次	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六―七年	二・九二円	二・六二円	三・〇四円	三・三四円	三・八四円	四・二一円	四・四四円	三・六六円
昭和十一―十二年	二・三四	二・六五	三・二四	三・三八	三・六〇	四・二三	四・五〇	三・八六
昭和十二―十三年	二・二二	二・五三	三・三一	三・五四	三・八三	四・〇九	四・六五	四・〇九
昭和十三―十四年	三・二五	二・九七	三・六二	三・八一	四・一三	四・三八	五・〇〇	四・五三

植物性副食物

收入階級／年次	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六―七年	三・五三円	三・八三円	三・一九円	三・四一円	三・七一円	三・九五円	四・〇四円	三・五六円
昭和十一―十二年	三・〇三	三・一九	三・六八	三・八四	三・九九	四・四二	四・六六	四・一九
昭和十二―十三年	三・三二	三・三四	四・一八	四・二五	四・四四	四・八三	五・二一	四・二三
昭和十三―十四年	三・四三	三・七二	四・二一	四・六〇	四・八五	五・〇四	五・六六	五・二〇

植物性食物たる豆及蔬菜、乾物、豆腐煮物及漬物類の價格騰貴は動物性食物のそれとは比較すべくもなく且つ米麥類以上に甚しい。にも拘らず我國に於ける賃銀水準のもとに於ては副食物の植物性食物への依存は不當に甚しからざるを得ず、年末へかけての諸物價の昂騰と實質賃銀の低下とは、相對的により著しい價格騰貴を演じてゐる植物性食物の方へ勞働者の副食物を更に押しやる結果となつてゐる。また調味料の價格騰貴は比較的微弱であるが、しかし砂糖の配給も相當窮屈になつて居るし、生活必需品化して居た「味の素」は姿をかくしかけてゐる。

	酒	煙草	菓子及果物
昭和十二年七月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和十四年一月	一一一・七	一〇二・〇	一一四・三
昭和十四年十二月	一一五・七	一二五・六	一三六・〇

酒の價格騰貴は微弱であるが逆にその品不足に伴ふ品質の低下は著しいものがある。煙草は九・一八停止令後に於て値上が斷行され一部の物議をかもしたが、價格引上でなくて增稅だと云ふのであつて見れば問題にならないであらう。菓子の價格騰貴はやや著しいものがあるが、砂糖の品不足と小麥粉、小豆等の

價格騰貴を反映するものと見る外はない。これらの嗜好品は食物としては第二義的な意味を有するにすぎないので、その節約は勞働者の榮養に影響することは僅少かも知れないが、嗜好品の質の低下はとかく非衞生的に陷り、量の減少は習慣性を壓迫することにより生活感情に作用する微妙な結果は見逃し得まい

要するに食費の全體としての價格騰貴二一・〇%は過去に於ける勞働者生活の食費の內部に於て融通され相殺され盡すことは絕對に不可能であつて――否米を中心とする昭和十四年度の食物類の價格騰貴はそれ以前の然らざる場合とは異り、大部分が食費の膨脹とならざるを得ない――食費は著しく膨脹し、他の生活費目卽ち住居費、被服費、文化社會生活費、――就中醫療費――貯蓄額等々を壓迫せざるを得ないのである。

B　住居費　住居は生活の場であり、生活の容器である。それ故に住居費は生活費の樞軸をなすものといふべきである。この場合交通費と光熱費とを含む廣い意味の住居費を指すこと勿論であるが、その中心をなすものは家賃であらう。移動性に富み且つ資産に乏しい勞働者には住宅を所有するものは極めてまれだからである。

	家賃	住宅修繕	水道	家具及什器	光熱費	交通費
昭和十二年七月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和十四年一月	一〇〇・〇	一三一・九	一〇〇・〇	一二七・八	一二〇・四	一〇〇・〇
昭和十四年十二月	一〇〇・〇	一六一・五	一〇〇・〇	一六一・四	一二九・〇	一〇〇・五

家賃は昭和十四年に於ても殆ど價格變動を演じて居ない。だが住宅問題は昭和十四年を通じて早くより最も輿論の指摘を受けた問題であらう。なる程住居を移轉しなかつた勞働者にとつては家賃統制によつて多くの場合家賃引上げが起らなかつたことは事實である。しかし勞働者集中の最急激な地域特に重工業地帶及びその周邊地域の住宅不足に伴ふ家賃の暴騰――新築住宅の高家賃、借家人の交替に伴ふ家賃の引上げ、住宅修繕の代償としての家賃の引上げ等々――は常識化されて居り、地方官廳の調査も亦それを明瞭にしてゐる　從つてより低家賃の住宅に移轉して住居費を切りつめると云ふ過去に於ける生活費縮少の最も一般的な方法は昭和十四年を通じてます〳〵不可能の度を强められた。我國の勞働者は本來住宅に對しては特に最低限度の要求に滿足せねばならぬ立場に置かれて居る。と云ふのは日給にして且つ請負賃銀の比重高き結果、賃銀月收は與へられたる就業日數から負傷・病氣・事故その他による缺勤日數を差引いた出勤日數の增減によつて、或は生産の變動による與へられる仕事の量の增減によつて極端に變動するから最低の賃銀月收の場合にも尙且生活を破綻せしめない爲と、職場に於ける勞働時間があまりにも長すぎる結果家庭生活を娯しむ餘裕がない爲とであらうと思はれる。だがそれは同時に勞働者の敎養と文化に作用し熟練と技術とに影響して居ることは否定出來ない。

かかる勞働者の居住狀況といよ〳〵甚しい住宅難の結果とは

勞働者の家賃負擔を增加しこそすれ輕減する方法は勞働者個人にとつては見出せないであらう。

家賃累年比較（內閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	六・〇五円	七・六四円	八・四三円	八・九八円	一〇・二〇円	一一・一九円	一三・二七円	九・九五円
昭和十一—十二年	五・一六	八・〇四	八・一八	九・一五	九・五二	一〇・四六	一一・二五	九・九三
昭和十二—十三年	五・六七	七・四二	八・〇四	九・〇八	九・六八	一〇・四五	一一・〇七	一〇・〇七
昭和十三—十四年	六・一四	七・〇六	七・六二	八・五〇	九・四〇	一〇・〇〇	一一・〇六	一〇・〇八
右百分比								
昭和六—七年	一三・一三%	一四・八八%	一四・三三%	一三・六六%	一三・四七%	一三・七〇%	一三・九七%	一三・六二%
昭和十一—十二年	一一・六二	一五・三五	一三・六四	一三・四四	一三・五〇	一二・五三	一一・七九	一三・五四
昭和十二—十三年	一一・五三	一三・九二	一三・三五	一三・五〇	一三・一七	一二・八八	一一・一五	一三・四二
昭和十三—十四年	一六・三四	一三・一五	一二・七二	一二・四九	一二・八〇	一二・五七	一一・四八	一一・九九

住宅修繕と家具及什器とは極めて顯著な値上りを示して居るが、或るものにとつて品不足と闇相場とが更にその上に追加されて居る。これに反して水道の不變は文字通り不變らしい。光熱費は公定價格によつて構成せられた價格騰貴には見るべきものがないが、木炭、石炭、石油、その他の品不足は相當に甚しかつたし、闇相場の横行しきりなるものが傳へられた。交通費は主として私營バス、電車の値上げによるものと考へられる。

住宅修繕は借家人たる勞働者にとつては影響は薄いが、修繕による家賃引上げか若くは住宅修繕の延期停止を餘儀なくし、この指數上昇は部分的には新築住宅の家賃の公定價格的傾向とも見なし得るであらう。家具什器の値上りは被服費と同様に更新・新調を最少限に喰ひ止めることによつて回避することが出來るが、結婚し新たなる家庭を持たんとする勞働者にとつては影響は甚しからざるを得ない。

住居費累年比較（內閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	七・〇四円	九・三五円	一〇・五九円	一一・四一円	一三・二五円	一四・一三円	一五・八八円	一二・六九円
昭和十一—十二年	五・八九	九・一九	一〇・一三	一一・一三	一一・七九	一二・九七	一四・二一	一一・三三
昭和十二—十三年	六・六六	八・八六	九・九七	一一・一三	一一・九三	一三・〇三	一四・二三	一一・六八
昭和十三—十四年	七・一五	八・一七	九・八二	一〇・二七	一一・二二	一一・九七	一三・七二	一二・二七
右百分比								
昭和六—七年	一五・四〇%	一八・一三%	一八・〇三%	一七・二五%	一七・五〇%	一七・三〇%	一六・七八%	一七・三六%
昭和十一—十二年	一三・三六	一七・五三	一六・八八	一六・二五	一五・五〇	一五・三二	一四・九〇	一五・五七
昭和十二—十三年	一三・五四	一六・六五	一六・三六	一六・五三	一六・三〇	一六・〇六	一四・八二	一五・七二
昭和十三—十四年	一九・二九	一五・一三	一六・三六	一五・二四	一五・四〇	一五・〇五	一四・二三	一四・七三

そしてかかる勞働者數は次第に急增するものの如くである。

光熱費のうち照明の爲の電燈には地域的に電力節減の影響を受けたが一般には左程の問題も起らなかつた。しかし冬季煖房の爲の木炭の惱みは可なり深刻だつた。木炭の如きは公定價格が闇相場に追隨しながらもなほ依然として不足狀態を續けざるを得ず、生活に於ける煖房の意義が今更の如く考へ直された。元來我國の居住樣式に於ては煖房は極めて貧弱である。住宅建築が煖房の爲に殆ど考慮されて居ないばかりでなく、煖房の爲の燃料消費もまた極端に少量に過ぎなかつた。かゝる僅少な煖房用燃料消費の上に更に燃料の供給不足が追加されたところに昭和十四年末以後の家庭生活に於ける燃料特に木炭に對する問題が胚胎する。

光熱費累年比較（內閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	二・六九円	二・八二円	二・九〇円	三・一四円	三・四八円	三・七三円	三・八九円	三・三六円
昭和十一—十二年	二・四一	三・一五	三・四五	三・五三	三・六二	三・八二	四・〇一	三・七三
昭和十二—十三年	三・四八	三・七三	三・六四	三・七五	四・〇〇	四・一五	四・三〇	四・〇七
昭和十三—十四年	二・四三	三・七八	四・一四	四・二二	四・一〇	四・五九	四・六三	四・四五
右百分比								
昭和六—七年	五・六六%	五・四九%	四・九四%	四・七八%	四・六〇%	四・五六%	四・一二%	四・六〇%
昭和十一—十二年	五・四三	六・〇一	五・七三	五・一八	四・七六	四・五七	四・三〇	四・七〇
昭和十二—十三年	七・〇八	六・九九	六・〇五	五・五六	五・四四	五・一三	四・四九	五・〇三
昭和十三—十四年	六・四七	七・〇四	六・九一	六・一六	五・五八	五・七七	四・八〇	五・二九

交通費は職場への往復と家賃とに關聯する。なる程單價としての交通費は微騰に過ぎなくとも、住宅難——職場附近の家賃の暴騰乃至空住宅の存在しないこと——により勞働者はともかくも家を求めて或は自巳の收入にて償ひ得る家賃を求めて次第に職場より遠隔の地に住居を求めざるを得ないのであるが、往復距離の遠隔化は單位としての交通費——一哩當り乘車賃——が不變であつても現實の交通費は增加せざるを得ない。勿論自轉車往復の場合には自轉車の損耗度の增加であり、徒歩往復の場合は外出先の食事費その他の支出を增すと共に勞働疲勞の追加が距離に應じて增加するのである。

交通費累年比較（內閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年	・三四円	・六三円	・六九円	・七五円	一・〇四円	一・二二円	一・三五円	・九三円
昭和十一—十二年	・三三	・四四	・六六	・七〇	・八六	一・一二	一・四三	・九五
昭和十二—十三年	・三四	・五九	・四三	・六四	・七三	・九三	一・三五	・九六
昭和十三—十四年	・六八	・五五	・六九	・七三	・八五	・九八	一・四〇	一・一二
右百分比								
昭和六—七年	・七四%	一・三三%	一・二七%	一・二四%	一・三七%	一・三七%	一・四三%	一・三〇%
昭和十一—十二年	・七〇	・八四	一・一〇	一・〇五	一・一四	一・三四	一・四七	一・三四
昭和十二—十三年	・四九	一・一一	・七〇	・九五	・九九	一・一七	一・四一	一・一八
昭和十三—十四年	一・八一	〇・九九	一・一五	一・〇七	一・一六	一・三三	一・四五	一・三三

要するに勞働者生活は昭和十四年度を通じて光熱費、交通費を含めての住居費に於ても食費に於けると同様に可なりの生活負擔の增加が認められねばならない。住居費の節減は十四年度に於ては寧ろ食費の節減以上に困難となつて居る。從つて食費の膨脹をカバーする力は住居費にはなく、むしろ多くの場合かへつて食費の膨脹の上に住居費の膨脹が加重されてゐると考へられざるを得ないのである。

廣い意味での住居費累年比較（內閣統計局・家計調査報告）

年次＼收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和 六—七年	九・九二円	一三・八〇円	一四・一八円	一五・三〇円	一七・一三円	一八・九七円	二一・一三円	一七・〇〇円
昭和十一—十二年	八・六三	一一・七八	一四・一三	一五・三六	一六・二七	一七・九一	一九・六四	一七・一〇
昭和十二—十三年	一〇・三八	一三・一七	一四・〇三	一五・五三	一六・六六	一八・一五	一八・六八	一七・六九
昭和十三—十四年	一〇・三六	一三・四八	一四・六四	一五・三二	一六・三六	一七・五四	一九・七四	一七・六四
右百分比								
昭和 六—七年	二一・八二%	二四・九二%	二四・一三%	二三・三五%	二三・四七%	二三・三%	二二・三三%	二三・三六%
昭和十一—十二年	一九・三八	二二・九〇	二三・七〇	二二・七六	二一・四〇	二一・四三	二〇・七七	二一・五一
昭和十二—十三年	二一・一一	二四・七五	二三・三三	二三・〇八	二二・六一	二二・三五	二〇・八三	二一・八三
昭和十三—十四年	二七・五三	二三・二五	二四・四三	二二・四七	二二・一四	二二・〇五	二〇・四八	二一・三三

食費と廣い意味の住居費との實支出中に占むる割合

年次＼收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和 六—七年	六五・八六%	六五・二〇%	六二・一九%	五九・八六%	五八・五三%	五八・三五%	五四・二四%	五八・六一%
昭和十一—十二年	七四・三三	七〇・七九	六八・九三	六三・九一	六〇・九〇	六〇・三三	五六・八三	六〇・六五
昭和十二—十三年	七〇・六〇	七三・〇一	六九・五五	六七・八四	六四・八五	六二・八一	五八・四一	六二・三三
昭和十三—十四年	七八・〇五	七四・四九	七三・七三	六八・三七	六六・四七	六四・三五	五九・一五	六三・五四

C　被服費　被服は防寒・防暑の役割を擔當するものであるが、同時に勞働の爲の行動の敏活性と義禮と身分表示の爲の社會性とが勞働者生活に於ける被服費の重要性を決定する。それ故にまた被服費はそれ自體として生活費の重要部分を占めるのみならず、他の諸生活費目と密接に關聯し交流する。

衣料は二二・二%身廻品は一五・〇%と昭和十四年度は價格騰貴率は緩和したのであるが、それが勞働者の生活より見て支出增を緩和し得て居るかどうかは疑はしい。

	衣料	身廻品
昭和十二年七月	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和十四年一月	一三四・五	一四〇・九
昭和十四年十二月	一六四・四	一六二・一

勞働者に對しては部分的には純綿製品の配給が行はれて居るが、一般的には純綿製品・純毛製品の市場よりの喪失とス・フ混紡乃至オール・スフの全面化、絹織物價格の昂騰が十四年度を通じて顯著な進行を見た。そして比較的に被服所持數の少い勞働者及その家族達は逸早くもス・フ製品の常用に迫られて來たしかし諸婦人團體は擧つて我國に於ける現在のス・フ製品の非實用性を指摘して居る。

被服費累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次＼收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和 六—七年	四・五四円	五・九七	七・一三	八・二五円	九・六五円	一〇・五四円	一三・九四円	九・三五円
昭和十一—十二年	四・八〇	四・二四	五・九〇	六・八八	八・一七	九・五九	一一・五七	八・八五
昭和十二—十三年	三・六六	三・九五	五・四九	六・〇七	七・一八	八・四七	一〇・七五	八・四三
昭和十三—十四年	二・五九	四・四九	四・四三	五・八四	六・五四	七・三八	一〇・〇四	八・一六
右百分比								
昭和 六—七年	九・九二%	一一・六三%	一三・一三%	一三・五五%	一三・七五%	一三・九一%	一三・六八%	一三・七九%
昭和十一—十二年	一〇・九六	八・一〇	九・八四	一〇・一〇	一〇・七四	一一・四八	一三・一八	一一・一八
昭和十二—十三年	七・四五	七・四二	九・一三	九・〇三	九・七七	一〇・四四	一一・一二	一〇・三九
昭和十三—十四年	六・八九	八・三七	七・三七	八・六八	八・九〇	九・二八	一〇・四二	九・七二

被服の更新延期・新調停止は特に最近までの物價騰貴に對する勞働者の生活適應方法の重要な部分を構成して來た。それ故に支那事變以降は著しい被服費の減少が起つて居る筈であるが昭和十四年の勞働者生活に於てはかかる被服費に對して、主食費を中心とするより絶對的な食費膨脹とより節減困難の度を增した住居費の增加によつて被服費はより一層の彈力性と融通性とが要求されてゐる。しかし被服費にはそれ自からの限界——最少必要量——が存するのであつて、この限界以下に低下すれば被服費と雖もその彈力性と融通性とを喪失し、物價騰貴による諸生活費目の膨脹乃至生活負擔の增加は被服費以外の生活費目によつて分擔されざるを得なくなるだらう。

衣服・身廻り品費累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次＼收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
衣服費實額								
昭和 六—七年	三・二三円	四・二四円	五・二〇円	六・二三円	七・一九円	七・七六円	九・四三円	六・八七円
昭和十一—十二年	三・三九	三・〇〇	四・〇五	四・四八	四・八五	六・九九	八・四四	六・三六
昭和十二—十三年	二・二〇	二・五八	三・六四	四・一三	四・九七	五・九〇	七・五三	五・八五
昭和十三—十四年	一・二九	二・九四	二・八二	三・八五	四・四八	四・九五	六・九一	五・五六
身廻り品費實額								
昭和 六—七年	一・三二円	一・七三円	一・九三円	二・一三円	二・四五円	二・七八円	三・五一円	二・四八円
昭和十一—十二年	一・四八	一・二四	一・八五	二・〇四	二・三三	二・六〇	三・一八	二・四九
昭和十二—十三年	一・四六	一・三七	一・八五	一・九五	二・二一	二・五七	三・三三	二・五八
昭和十三—十四年	一・三〇	一・五五	一・六〇	一・九九	二・〇六	二・四三	三・一三	二・六〇

D　其他の諸費　衣・食・住以外の一切の實支出がこの「其他の諸費」に總括される。そこには勞働者生活に於ける文化的な社會的な諸生活費目が含まれると同時に、むしろ衣・食・住に近いより直接的な生活費目もまた含まれて居る。

其他の諸費累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次＼收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和 六—七年	一一・四五円	一三・五三円	一五・七八円	一八・八八円	二三・七九円	二四・五〇円	三一・七一円	二一・八五円
昭和十一—十二年	六・八九	一一・一四	一三・三九	一八・四一	二三・四四	二四・七〇	三〇・九七	二三・八
昭和十二—十三年	一一・〇三	一一・五四	一三・一五	一六・二〇	一九・二九	二三・六五	三〇・三八	二三・一七
昭和十三—十四年	六・三四	九・七三	一三・六三	一六・四六	一八・九四	二三・〇三	三一・七三	二四・四七
右百分比								
昭和 六—七年	二四・九七%	二四・三九%	二六・八六%	二八・七一%	三〇・一〇%	三〇・〇一%	三三・五一%	二九・九〇%
昭和十一—十二年	一五・五一	二一・二七	二三・三八	二七・〇四	二九・五〇	二九・六四	三三・四六	二九・四一
昭和十二—十三年	二三・四四	二一・六八	二一・八五	二四・〇九	二六・二五	二七・九三	三一・八九	二八・五七
昭和十三—十四年	一六・八七	一八・二三	二一・〇五	二四・一九	二五・七九	二七・七〇	三一・八八	二九・二

但し生計費指數の構成に於てはこの部分は極めて不充分で僅かに次の如き諸費目が取入れられてゐるに過ぎない。

	保健衛生	交通	文房具	修養娯樂
昭和十二年七月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和十四年一月	一〇九・八	一〇〇・〇	一一三・五	一〇三・九
昭和十四年十二月	一一三・七	一〇〇・五	一一八・四	一〇四・〇

其他の諸費に對する物價騰貴の影響は最も僅少な部類に屬する。ただ保健衛生費と文房具費とに於てやや著しい負擔の增加

が見受けられる。前者に於ては脱脂綿の不足が傳へられ、摩紙白粉、ポマード等の値上りが見られ、後者に於てペン先、紙製品の値上りが比較的著しい。しかし現實の勞働者家計に於てはこのうへに支那事變以來、出征兵士への餞別、慰問袋、遺家族の救援、献金等々の支出が銃後國民としての義務となつた。勞働生活に於ける事變下のかかる特殊支出は、生計費に於ける交際費若くは負擔費としてこの「其他の諸費」に包括さるべき性質のものである。

かくて昭和十四年に於ける其他の諸費の僅かに二%弱の物價騰貴の影響はそれ自身の内部に於て融通されるとしても、前述の事變下に於ける特殊支出によるこの部門の支出增加きでも補填することは困難である。殊に其他の諸費は本來のもののみをとつて見ても、食費と共に實支出の最も大きな部分を占め或程度以上の生活に於ては最大の割合を占めるのみならず、その彈力性と融通性ともまた我國の勞働者生活に於ては食費に次いで乏しく他の生活費目の補填は期待し難いのである。

醫療費

年次	收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年		一・八六円	二・〇八円	二・二九円	二・四〇円	二・六九円	三・二九円	三・〇一円
昭和十一—十二年		・七七	一・〇八	一・一五	二・一七	二・三二	三・六八	三・〇四
昭和十二—十三年		・九六	一・一五	一・一九	一・九五	二・一〇	三・一二	二・九六
昭和十三—十四年		・三三	一・〇九	一・一五	一・四〇	一・六五	二・三一	二・〇九

修養娯樂費實額

年次	收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年		一・七六円	二・一〇円	二・四五円	二・七〇円	三・一〇円	四・二八円	三・四五円
昭和十一—十二年		・九五	一・四七	二・〇一	二・四一	二・九五	四・一六	三・四五
昭和十二—十三年		一・二一	一・八九	二・二一	二・九五	三・四二	四・八〇	三・九七
昭和十三—十四年		一・二九	一・五六	二・二〇	二・五五	三・一九	四・二五	三・八六

負擔費

年次	收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
昭和六—七年		・三三円	・五八円	・四一円	・五五円	・六九円	・八〇円	・五九円
昭和十一—十二年		・一五	・三五	・四三	・五三	・六一	・七八	・五九
昭和十二—十三年		・三六	・四〇	・五四	・六五	・七六	・八〇	一・八〇
昭和十三—十四年		・一三	・三六	・四七	・六三	・七七	一・〇二	・八三

内——公課

昭和六—七年		・一五	・一三	・一六	・一五	・一四	・一七	・一四
昭和十一—十二年		・〇八	・〇九	・一五	・一五	・一五	・一七	・一五
昭和十二—十三年		・一三	・〇九	・一一	・一五	・一六	・一七	・一五
昭和十三—十四年		—	・一三	・一六	・一八	・一四	・二〇	・一九

E 生計費指數に含まれぬ生活費即ち實支出以外の生活費

生計費指數は實支出即ち前記の衣・食・住・其他の生活費目に對する生活資料價格の變動の生活的綜合に基づく指數化に外ならぬ。しかし勞働者生活の現實は決してかかる實支出のみによつて左右されるのではなく、實收入對實支出の過・不足部分が生計費指數を構成する衣・食・住・其他の實支出部分に對して微妙に作用するものである。實收入對實支出の不足部分は何等かの方法で補填されねばならぬし、その過剩部分は貯蓄されねばならぬ。赤字生活と云ふことが生活苦と同じ意味に用ひられるが、赤字を出さうにも出せない生活は更に苦しい生活であることが記憶さるべきである。

實際生活に於ては不時の支出と豫想され得る將來の支出とに對する支拂準備として、實收入對實支出は常に幾分の過剩を殘しそれが積立てられるやうに生活されねばならぬことは、勞働者生活に於ても決して例外ではない。社會保險の完備せる國ではこれらの大部分は社會保險によつて保證されて居るが、社會保險の不備な我國の現狀に於ては、勞働者は社會保險料金額としての明瞭な支出の代りに自己負擔の積立金としての目に見えない支出——貯金・保險・無盡・其他——を以て置き替へざるを得ないのである。

1貯金累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次	收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓以上	總數
貯金預入								
昭和六—七年		一・七九円	五・三円	六・九三円	八・三円	一〇・六三円	一三・一〇円	一九・二三円
昭和十一—十二年		四・七二	四・〇六	五・五〇	八・三五	一〇・四五	一三・四四	一七・八七
昭和十二—十三年		・九二	三・五一	五・四〇	七・三一	一〇・四〇	一四・一八	一九・三三

昭和十三—十四年	6.53	3.68	7.34	8.83	11.91	15.53	23.76	17.65

年次／收入階級	五〇圓未満	六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	總數
貯金引出								
昭和六—七年	2.88	4.05	3.76	4.64	7.04	5.96	9.40	5.99
昭和十一—十二年	6.35	3.04	3.48	5.00	6.42	6.85	9.47	6.17
昭和十二—十三年	8.06	3.19	3.53	4.47	5.20	6.62	8.12	6.33
昭和十三—十四年	1.54	3.43	4.58	4.99	5.78	6.25	9.10	7.30
差引残（月平均貯蓄額）								
昭和六—七年	(−)2.09	1.17	3.16	3.48	3.76	7.14	9.73	5.01
昭和十一—十二年	(−)2.76	1.02	2.02	3.35	4.03	5.49	8.36	5.14
昭和十二—十三年	(−)7.13	.33	1.17	2.74	5.70	7.76	11.20	7.28
昭和十三—十四年	(+)4.99	.25	2.78	3.84	6.13	9.30	14.66	10.35

2 無盡累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未満	六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	總數
無盡掛金	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和六—七年	.37	1.02	1.72	2.26	2.90	3.66	3.58	2.62
昭和十一—十二年	—	.84	.74	.94	1.72	1.71	3.49	1.98
昭和十二—十三年	—	.89	1.07	.71	1.04	1.53	2.76	1.68
昭和十三—十四年	.03	.02	.70	.85	.68	1.33	2.46	1.66
無盡取金								
昭和六—七年	—	.15	.91	.99	1.49	2.04	1.68	1.35
昭和十一—十二年	—	1.13	.53	.71	1.18	1.03	1.73	1.17
昭和十二—十三年	—	.14	.76	.42	.59	.75	1.47	.95
昭和十三—十四年	—	.91	.49	.34	.59	.73	1.13	.89
差引残（無盡による貯蓄月額）								
昭和六—七年	.37	.86	.82	1.27	1.42	1.13	1.90	1.26
昭和十一—十二年	—	(−).28	.33	.33	.45	.68	1.77	.81
昭和十二—十三年	—	.75	.31	.29	.45	.77	1.12	.72
昭和十三—十四年	—	.91	.49	.34	.59	.73	1.13	.89

3 保險累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未満	六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	總數
保險料（支拂）	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和六—七年	.99	2.22	2.67	3.24	3.41	3.35	5.06	3.42
昭和十一—十二年	2.59	3.25	3.37	3.97	4.20	5.09	6.10	4.76
昭和十二—十三年	3.02	3.01	3.55	4.05	4.43	4.85	6.75	5.26
昭和十三—十四年	2.89	3.10	3.31	3.67	4.85	5.00	6.56	5.48
保險金（受取）								
昭和六—七年	2.21	.53	.53	.35	.47	.24	1.85	.73
昭和十一—十二年	.08	.33	.51	1.16	.53	1.04	.99	.86
昭和十二—十三年	.06	.43	.36	.65	.37	.68	.86	.69
昭和十三—十四年	—	.08	.39	.63	.95	.65	1.13	.95
差引残								
昭和六—七年	(−)1.22	1.67	2.15	2.89	2.94	3.01	4.21	2.69
昭和十一—十二年	2.51	2.90	2.86	2.81	3.67	4.05	5.11	3.90
昭和十二—十三年	2.96	2.58	3.19	3.40	3.86	4.13	5.89	4.57
昭和十三—十四年	2.89	3.02	2.92	3.03	3.90	4.35	5.44	4.53

4 貸金累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未満	六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	總數
貸金	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和六—七年	.09	.45	.66	.98	1.04	1.56	2.04	1.34
昭和十一—十二年	—	.07	.15	.25	.52	.54	1.54	.72
昭和十二—十三年	.02	.19	.19	.38	.64	.69	1.69	.98
昭和十三—十四年	.13	.04	.40	.42	.80	.98	2.25	1.48
貸金受入								
昭和六—七年	.34	.27	.69	.68	1.13	1.27	1.72	1.03
昭和十一—十二年	—	.29	.11	.30	.61	.34	1.06	.56
昭和十二—十三年	.12	.04	.25	.17	.19	.72	.99	.60
昭和十三—十四年	—	.07	.16	.43	.30	.47	.64	.48
差引残								
昭和六—七年	(−).25	.18	(−).03	.30	.31	.31	.72	.31
昭和十一—十二年	—	(−).22	.04	.05	(−).09	.20	.48	.17
昭和十二—十三年	(−).10	.15	(−).06	.21	.45	(−).04	.70	.38
昭和十三—十四年	(−).13	(−).03	.24	(−).01	.60	.51	10.55	1.10

5 負債累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未満	六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	總數
負債	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和六—七年	6.00	1.06	1.32	1.65	.81	.78	.83	.96
昭和十一—十二年	.04	1.40	1.32	2.13	1.12	2.81	2.65	2.25
昭和十二—十三年	.76	1.56	2.34	1.49	2.15	.99	2.33	2.12
昭和十三—十四年	.43	1.38	1.17	3.23	2.04	1.88	2.71	2.43
負債返還								
昭和六—七年	.50	.70	1.03	1.51	.90	1.16	.77	.93
昭和十一—十二年	.47	2.16	1.27	1.87	1.57	2.78	2.70	2.22
昭和十二—十三年	.53	.99	1.81	1.64	1.92	1.92	2.53	2.09
昭和十三—十四年	.42	.95	1.29	2.23	1.89	1.63	2.59	2.17
差引残（負債増加）								
昭和六—七年	5.50	.36	.29	.14	(−).09	(−).38	.05	.03
昭和十一—十二年	(−).43	(−).76	.04	.45	.31	.03	(−).05	.03
昭和十二—十三年	.03	.67	.53	(−).15	.23	.06	(−).20	.03
昭和十三—十四年	—	.43	.48	1.00	.15	.25	.13	.26

6 質累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次／收入階級	五〇圓未満	六〇圓未満	七〇圓未満	八〇圓未満	九〇圓未満	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	總數
質入	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和六—七年	.15	.06	.03	.02	.03	.00	.03	.03
昭和十一—十年	—	.10	—	.02	.02	.03	.03	.02
昭和十二—十三年	—	.02	.02	.06	.05	.03	.03	.03
昭和十三—十四年	—	.43	.02	.02	.06	.03	.03	.04
質受金								
昭和六—七年	.10	.10	.06	.03	.06	.11	.04	.06
昭和十一—十二年	—	.13	—	.04	.02	.03	.07	.04
昭和十二—十三年	—	.07	.03	.03	.03	.03	.03	.03
昭和十三—十四年	—	.54	.03	.07	.06	.03	.04	.05

差引残

昭和六—七年	(一)・一五	(一)・四	(一)・〇四	(一)・〇一	(一)・〇四	(一)・一一	(一)・〇	(一)・〇四	
昭和十一—十二年	—	・〇七	—	(一)・〇三	(一)・〇一	—	(一)・〇六	(一)・〇二	
昭和十二—十三年	—	(一)・〇五	(一)・〇二	・〇三	・〇二	(一)・〇一	・〇一	—	
昭和十三—十四年	—	(一)・一〇	(一)・〇二	(一)・〇六	—	・〇一	(一)・〇一	・〇一	

7 掛買累年比較（内閣統計局・家計調査報告）

年次 ＼ 收入階級	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	總額
掛買								
昭和六—七年	九・五一円	八・五七円	八・四九円	七・九一円	七・六八円	七・一八円	六・二三円	七・〇九円
昭和十一—十二年	一六・六二	一三・八二	一三・四〇	一二・一二	一三・三六	一二・六四	一四・三〇	一三・三四
昭和十二—十三年	一五・九九	一三・七〇	一三・六二	一三・〇六	一三・三四	一四・七八	一四・八二	一四・一七
昭和十三—十四年	一〇・八三	一五・〇九	一二・三六	一三・九四	一四・〇七	一四・一〇	一四・八三	一四・三四
掛買拂								
昭和六—七年	一〇・六三	八・〇二	八・六四	七・八四	七・七九	七・三八	六・二四	七・一七
昭和十一—十二年	一七・四〇	一四・〇四	一二・一二	一一・一九	一三・一四	一二・六四	一四・一四	一三・一八
昭和十二—十三年	一五・八九	一三・三六	一三・七六	一三・〇〇	一三・五八	一四・九六	一四・九七	一四・二六
昭和十三—十四年	一五・六八	一五・四四	一二・三六	一四・〇一	一四・〇五	一四・二九	一四・九六	一四・四六
差引殘								
昭和六—七年	(一)・一二	(一)・五五	(一)・一五	・〇七	(一)・一一	(一)・二〇	(一)・〇一	(一)・〇八
昭和十一—十年	(一)・七八	・二二	・二八	・〇三	・二二	—	・一六	・一六
昭和十二—十三年	・一〇	(一)・三四	(一)・一四	・〇六	(一)・二四	(一)・一八	(一)・一五	(一)・〇九
昭和十三—十四年	(一)・四七	(一)・三五	—	・〇七	・〇二	(一)・一九	(一)・一三	・一二

この實收入對實支出の過剩部分の積立金月額こそ彈力性と屈伸性と融通性とに最も富む生活費部分と云はねばならぬ。蓋し生活の慣性若くは惰性傾向は物價の變動に應じて直ちに生活水準を移行せしめるのでもなければ月々の生活費を同一額によつて處理し得るものでもなく、むしろこの際實收入對實支出の過剩部分が先づ增減し或は黑字から赤字に轉換するのである。滿洲事變以來の記錄的な昭和十四年度の生計費指數の上昇——生活資料價格の綜合的昂騰——に對して勞働者生活は生活欲求を意識的に壓迫し生活の設計を時々刻々に變更する前に先づこの實收入對實支出の過剩部分の豐かな彈力性と融通性とによつてその減少或は黑字より赤字への轉換が本來ならば起つた筈である。だが現實に於ける勞働者生活に於て貯蓄奬勵の强化、生活刷新運動の全面化、天引貯金、貯金組合、兒童貯金、その他等々によつてむしろこの實收入對實支出の過剩部分の增加擴大、從つて衣・食・住の實支出部分の相對的なより一層の縮少に努められてゐる。

以上を要約するに米の値上りを中心とする全般的な食物價格の騰貴は食費の膨脹を絶對不可避なものたらしめて居る。これを節約することは極めて難づかしく、若し節約し得たとしてもその節約額は高の知れた程度に過ぎないけれども榮養の質の低下は甚しく、ともすれば榮養の不足卽ちカロリー不足に陷り兼ねない。住居費、特に廣い意味の光熱費と交通費を含む住居費もまた膨脹しこそすれ縮少することは絶對に不可能であらう。從つて食費の膨脹を住居費の彈力性によつて融通補塡することは望むべくもない。被服費の縮少はむしろその最少限界に近づきつつあるにも拘らず依然として被服費の縮少が食費の膨脹の一部を負擔させられざるを得ない。其他の諸費も本來彈力性に乏しいものであるが最近の生活の壓迫はこれを縮少せしめないでは置かない。昭和六年から九年へかけて米價昂騰期に於ける主食費の膨脹がなによりも先づ其他の諸費のうちの醫療費の減少を伴つて居た——此間國民の體位低下が輿論化して來たのである——と云ふことは此際特に注意すべきである。だが被服費と其他の諸費との縮少では食費の膨脹を相殺することは過去に於てはともかくも昭和十四年以後に於ては恐らく不可能であらう。從つて衣・食・住・其他以外の生活費を以て補給するか、節約困難にも拘らず一應の節約を試みたあとの食費に對して、再び節約を敢行するか何れかの方法が取らねばならぬ。昭和十四年度以後の生活費の膨脹は過去に於ける生活費の膨脹に比較すべくもない程節約困難な特質を持つて居ると云はざるを得ない。

勞働者家計の實例　勞働生活の資料としては內閣統計局の「家計調査報告」と「勞働者全國生計費指數」と朝日新聞社の「全國生計費指數」とが全國的なものとして與へられて居るほか、諸官廳、自治團體、經營若くは經營團體、研究調査機關等々によつて時々斷片的に與へられるのが普通である。しかるに最近では國民生活に對する關心が深められた結果、婦人團體、職業團體、或は研究者個人によつて勞働者の簡單な家計が發表されるやうになつた。そのうちには頭の中でデッチ上げたやうな具體性に乏しい家計も往々見受けられるが、またなかには家計調査や生計費調査の如く廣汎な地域に亘る勞働家計の平均や、雜多な收入に於ける家計の平均やによつて抽象化されたものよりも極めて素朴なものではあるが、しかもはるかに具體性と特殊性に富み勞働者生活の現實やその特質をより明瞭に抽き出して居る勞働者家計もまた少くない。昭和十四年版本年鑑には信頼するに足ると思はれる勞働者家計を相當多く羅列して置いたが、ここでも特長的な幾つかを揭げて置く。

鑛山勞働者の家計——筑豐炭田

我國に於ける鑛山勞働者は賃銀の點より見るも勞働移動の點より見るもむしろ工業と農業との中間を行くものと見ることが出來るだらう。最近の鑛山に於ける特に著しい勞働力不足は鑛山勞働者の實收賃銀指數、實質賃銀指數とも工業よりも優つて居るが、その絶對額としての賃銀實額に於ては依然として工業勞働者よりも劣るやうである。左に我國最大の石炭產出地たる筑豐炭田の炭坑夫の家計を紹介する。

坑夫の家計（雜誌「勞働之日本」昭和十四年十一月）

〔甲〕

作業	仕繰夫
入坑日數	二四・五日
月收	七十二圓
支出合計	六十六圓八十四錢

家族六人

支出の内譯

	金額（圓錢）	實支出に對する比率	備考
實支出	五五・五四	一〇〇・〇	
飲食費	三五・九〇	六四・二	
内譯			
白米	一六・〇〇	二八・五	
副食物	一二・六〇	二三・四	
調味料	四・三〇	七・一	
煙草代	二・〇〇	三・五	（家庭に居るときはきざみ煙草をすふ）
菓子代	一・〇〇	一・七	
住居費	七五	一・四	
光熱費	二・二〇	三・九	
内譯			
燃料	二・〇〇	三・五	
電燈料	二〇	〇・四	十六燭一燈
被服費	五・三〇	九・三	（子供の帽子、靴下駄、着物等）
其の他	一一・三〇	二〇・二	
内譯			
衛生費	一・〇〇	一・七	
理髪費	七五	一・三	
醫療費	六〇	一・二	
子供小遣	二・四〇	四・六	炭坑外醫藥費（子供四錢一日二人）
小學校費	六〇	一・二	子供二人の校費
交際費	四・〇〇	六・七	
娯樂費	一・〇〇	一・七	
新聞代	七五	一・四	
諸會費	二〇	〇・四	
諸積立金	一一・三九	―	
内譯			
簡易保險	一・二〇	―	
貯金	七・五〇	―	
退手積立	二・六九	―	
繰越	五・一六	―	

〔乙〕

作業 採炭夫
坑入日數 二十三・四日
月收 七十圓
支出合計 六十六圓九十五錢
家族 夫婦二人

支出内譯

	金額（圓錢）	比率	備考
實支出	三六・七四	一〇〇・〇	
飲食費	一八・四二	四九・七	
内譯			
白米	六・九〇	一八・九	
副食物	四・一七	一〇・九	
調味料	二・三五	六・四	
酒代	一・二〇	三・二	
煙草代	一・〇〇	二・七	一人分
菓子代	一・〇〇	二・七	
牛乳代	一・八〇	四・八	
住居費	三〇	〇・八	
光熱費	一・一〇	三・〇	
内譯			
燃料	九〇	二・七	
電燈料	二〇	〇・三	
被服費	三・三〇	八・九	
其の他	一三・七二	三七・八	
内譯			
衛生費	五七	一・五	
理髪費	七〇	一・八	
醫療費	一・五〇	四・〇	炭坑外藥購入代
交際費	三・〇〇	八・一	
娯樂費	二・〇〇	五・四	
新聞代	一・三〇	三・五	
仕事道具	一・〇〇	二・六	
諸會費	九〇	二・四	
雜費	二・七五	七・五	
諸積立金	三〇・二一	―	
内譯			
銃後貯金	一・五〇	―	三年間置貯金
天引貯金	六・〇〇	―	
退手積立	二・七一	―	
自由貯金	二〇・〇〇	―	
繰越	三・〇五	―	

〔丙〕

作業 採炭夫
入坑日數 二二・三日
收入 六十九圓
支出合計 七十四圓九十四錢
家族 六人（兩親子供二人）

支出内譯

	金額（圓錢）	實支出比率	備考
實支出	六五・〇五	一〇〇・〇	
飲食費	四七・〇〇	七二・三	
内譯			
白米	二一・〇〇	三二・三	（セパート一頭飼育する）
副食物	一五・六〇	二四・〇	
調味料	五・四〇	八・三	
酒代	三・〇〇	四・六	父親の燒酒代
煙草代	二・〇〇	三・一	
住居費	七五	一・一	
光熱費	二・二〇	三・二	

内譯			
燃料	二・〇〇	三・〇	
電燈料	二〇	〇・二	
被服費	四・三〇	六・五	子供の着物等
其の他	一〇・八〇	一六・九	
内譯			
衛生費	八〇	一・二	
理髮費	七〇	一・〇	
醫療費	二・六〇	四・〇	昨年母入院のため
子供菓子代	一・五〇	二・四	
學校費	六〇	〇・九	
交際費	三・〇〇	四・六	
娯樂費	一・二〇	一・八	
諸會費	四〇	〇・七	禁酒會愛國婦人會費
諸積立金	九・八九	—	
内譯			
簡易保險	二・三〇	—	
天引貯金	四・九〇	—	
退手積立	二・六九	—	
不足金	五・九四	—	父親の收入より補助

〔丁〕

作業	採炭夫
入坑日數	二十三日
月收	六十九圓
支出合計	三十二圓九十錢
獨身者	

支出内譯

	金額	實支出にする比率	備考
	圓錢		
實支出	二八・九〇	一〇〇・〇	
内譯			
下宿代	一三・五〇	四八・二	
被服費	二・〇〇	六・八	
煙草代	二・四〇	八・二	
小遣	一〇・〇〇	三三・四	
仕事器具	一・〇〇	三・四	
諸積立金	四・〇〇	—	
殘金	二六・一〇	—	

これらの坑夫の家計を理解するには同時に附記された次の樣な事情が考慮さるべきである。

「收入について見れば喧傳される鑛山景氣の割に一ヶ月の實收入は新聞種になる程の增收ではないし官廳や全產聯發表の賃銀統計に揭載されてゐる鑛夫の賃銀より低率であることに氣付かれることと思ふ。これは從來發表されてゐた鑛夫の賃銀統計の基礎になる賃銀なるものが出來高に單價を乘じた金額であつて實際には二、三割の不合格があるのだからそれだけ手取工賃は減額される譯である。即ち炭鑛地のシンボルであるボタ山はあれだけが坑夫の無報酬勞働となつてゐることを示してゐるものと云へるのである。換言すれば上記

の收入が坑夫の實際收入であり、しかも今日の最高水準を示すものであることに留意されたい。問題は一ヶ月の實勞働日數で他產業の勞働者に比較して少いと云ふことが言はれる。この問題は作業の實情からすれば一概に非難出來ない。作業形態に根本的な改革のなされぬ限り甲仕繰夫の入坑日數二十四、五日が限度だと云ふのである從來ややもすれば可能なる入坑日數に對する關係當事者の見解が非現實的すぎるうらみがあつた。」

交通勞働者の家計——大阪市電

交通勞働者はかつては金屬產業勞働者と共に最高の賃銀收入を得て居たのであるが、滿洲事變以來の軍需品產業の賃銀上昇に立遲れて、今日では他の產業勞働者の賃銀との均衡は次第に不利に傾いて居る。前揭交通勞働者の實質賃銀指數もまたこの間の消息を反映して、支那事變以降をとつて見ても工・鑛業勞働者のそれより低下傾向著しく殆ど二割に達して居るが、闇相場を考慮に入れるならば更に甚しい生活水準の低下が想像されねばならぬ。ここでは興國交通勞働聯盟大坂市電交通勞働組合が昭和十四年十一月二十四日の陳情に際して呈出した大阪市電從業員の家計を同組合で發表した「陳情報告書」から拔粹する。

A 電車鶴町 ××××君（新規程第一期最高收入者）

世帶	五人		
收入月收	七十四圓	控除額	八圓餘
差引手取	六十五圓餘		
支出米代	十四圓	副食	十八圓
醬油・酢	一圓六十錢	家賃	十三圓
木炭	二圓五十錢	入浴（四人隔日）	二圓二十五錢
電氣・水道	一圓十錢	煙草代	二圓七十錢
家族雜貨（石鹼・タオル・靴下・下着・下駄等）	四圓五十錢	瓦斯	二圓五十錢
		町會・衛生	一圓
半革代（月割）	一圓	新聞・婦人雜誌	一圓八十錢
散髮代（月一回子供と共に）	九十錢		
計	六十六圓八十八錢	不足	八十錢

家族の衣服費は年二回の賞與を以て充ててゐるが、家族の病氣、治療費と自身が病氣になつて缺勤し、賞與をトバした場合を計算して居ない。まことに不安な生活であります。

B 春日出町 ××××君（一期生）

世帶	五人——夫婦子供三人		
收入	一ヶ月總收入	七十八圓	
	諸掛金差引金	十三圓八十三錢	
	差引手取金	六十四圓十七錢	
支出米	十七圓五十錢	副食物・醬油其他	二十圓
家賃	十三圓	薪炭	二圓五十錢
電氣・水道・衛生	二圓七十四錢	學校	五十錢
子供（三人）小使	三圓	新聞	一圓二十錢
風呂（全家族）	一圓五十錢	一切の交際費雜費	三圓
煙草	二圓五十錢	理髮代（全家族）	二圓
母親小使	二圓	子供服裝一式	二圓五十錢

一ヶ月總支出　七十三圓九十四錢
差引不足金　九圓七十七錢

物價騰貴による以上の如き支出の狀態は、到底收入との釣合が採れないので最近は、

一、手袋一切ハカナイ事にした。（乘務員として甚だ不衞生ながら）
一、新聞を廢めて了つた。（一日遲れに隣りの新聞を借りて讀む）
一、副食物二十圓を十五圓に減じた。（朝から晝迄に市場へ行けば新しい品物が買へるが高價だから夕方店じまい頃を見かけて買に行く）
一、薪を買ふ事をやめた。（工事場を探して大工さんの屑を無料で貰つて來る）
一、子供の小使を切詰めた。
一、理髮店行きを止めた。（バリカンとハサミを買つて女の子も皆家でする事にした）

かくして從來の豫算から十圓餘殘してヤットいつぱいの生活になつたのです。醫療費と衣服費は賞與で憤つて居る狀態である。

C 自動車　×××君

私は入局以來五年になるが……其の五年間に病氣になつても醫療費無く、平時に於ても充分の榮養も補給し得ざる爲に澤山の人々が亡くなつたと言ふ悲慘なる事情を見聞して來たのであります。私共は今日の收入を以てしては子供に一枚の着物も着せる事が叶わず……

D 車輛　××××君

收入日給	一圓八十錢	月收	五十五圓二十錢
電局控除額	約五圓	差引手取	五十圓二十錢
支出米代	十四圓二十五錢	副食物	十五圓
醬油	一圓二十錢	家賃	九圓
炭・豆薪・炭			四圓八十二錢
町內掛金・銃後貯金			一圓
日用品・子供小使・風呂代			七圓五十錢
計	五十七圓八十錢	不足	二圓六十錢

この赤字と諸雜費とは殘業と妻の內職で補充して居ります。妻は寸暇を惜んで働いて居ります。

地下鐵　×××君

私は初任給八十錢で入局以來只今三年で一圓十二錢の給料になつて居ります。……和歌山から通勤して非常に不便であるが、此の位の給料ではとても都市生活は困難であり、私の家はどうしても一ヶ月三十圓位の金を入れないと困るので、やむなく遠方から通つて居る始末です。私は本年二十四歲ですけれども收入が餘り尠いので、妻帶したいと思ふけれども出來ない始末です。

金屬勞働者の家計[8]

調査對照は川崎市の時局產業の花形たる巨大重工業の勞働者を1とし、2は同市にある重工業の二流工場勞働者を對照して調査された。調査月は色々の都合で1が昨年十一月、2は本年一月であるが後に說明する如く兩者の最高月の收入を示してゐる。

勞働者1は調査月たる昨年十一月に年齡二十九歲、東北出身の勤續七年の古參熟練工で工場に於ける地位は上部で定額日給は二圓十九錢である。川崎市居住で家族は妻三十二歲と十四歲(女)を頭に十三歲(女)十一歲(男)、十歲(女)、七歲(男)、三歲(女)の八人世帶。內四人は小學校に通學してゐる。工場の定時間は九時間であるが、三時間殘業を每日繼續してゐる。時間制限令實施以前は每日五時間の殘業であつたが、實施後は三時間に減じた。公休日は月四日であるが、家計が苦しいためそのうち二日は公休出勤する。

2の收入推移

日	十三年九月	十四年十一月	增減○增△減
給	一・四二	一・五二	○ 一〇
定額收入	五二・四二	四五・六〇	△ 六・八二
殘業及步增收入	五一・一五	四七・三八	△ 三・七七
奬勵金	二五・二三	二四・九九	△ 一三
收入計	一二八・六九	一二六・七一	△ 二・九八
工場差引	一一・九一	一三・九四	○ 一三・〇三
手取實收	一二六・七八	一三・九五	△ 一四・八三
工場差引內譯			
愛國積立金	—	三・〇〇	○ 三・〇〇
據	一・四二	一・六二	○ 一九
退職積立金	二・四〇	二・四〇	—
健康保險金	一・九八	一・九八	—
團體保險金	一〇	一〇	—
身元保證金	六・〇〇	一五・〇〇	○ 一三・〇〇

日	十三年九月	十五年一月	增減○增△減
給	二・〇〇	二・一九	○ 一九
定額收入	六〇・〇〇	六五・七〇	○ 五・七〇
殘業及步增收入	三〇・六八	三三・二八	○ 二・六〇
皆勤賞	四・〇〇	六・七六	○ 二・七六
臨時手當	二・〇三	二・〇三	—
收入計	八六・一一	一〇八・六八	○ 三二・五七
工場差引	五五・九五	六・一〇	○ 一五
手取實收	八〇・一六	一〇二・五八	—
工場差引內譯			
退職積立金	一・七一	二・七一	○ 四七
健康保險金	一・四四	一・九二	○ 一九
工場貯金	二・〇〇	二・〇〇	—
體育貯金	一〇	—	△ 一〇
別錢	三〇	—	△ 三〇

1の生計費支出狀態（單位錢）

	昭和十三年九月	十四年一月	增減（○增△減）
計	一一・九一	一二・九四	○一・〇三
米代	一一・四〇	一三・〇〇	○一・六〇
副食物費	九・〇〇	一五・〇〇	○六・〇〇
調味料	一・三〇	三・〇〇	○一・七五
薪炭	二・〇〇	五・二五	○三・二五
牛乳代	一・〇五	—	△一・〇五
家賃	九・〇〇	九・〇〇	—
水道代	九〇	九〇	—
電燈代	一・〇五	六〇	△四五
被服費	三・〇〇	三・〇〇	—
履物代	一・五〇	三・一〇	○一・六〇
入浴費	一・六〇	一・八〇	○二〇
町内衛生費	七五	七五	—
讀書費	一・二〇	一・七〇	○五〇
ラヂオ	一・一五	一・一五	—
主人交際費	五・〇〇	五・〇〇	—
娛樂費	三・〇〇	三・〇〇	—
子供小遣	三・〇〇	一・五〇	△一・五〇）
幼稚園費	—	三・〇〇	○三・〇〇
子供貯金	五・〇〇	六・〇〇	○一・〇〇
保險費	（八・五〇）	（八・五〇）	—
保險内譯			
簡易保險	五・〇〇		
生命保險	三・〇〇		
火災保險	五〇		
醫療費	二・〇〇	一・七〇	△三〇
自轉車費	二・〇〇	二・八〇	○八〇
被服月賦	六・六〇	—	△六・六〇
雜費	一・三八	二・四八	○一・一〇
支出計	八一・三八	九二・二三	○一〇・八五
臨時貯金	三四・五〇	—	△三五・四〇

註一、米、薪炭、被服等日用品は會社購買組合にて購入する結果市場より割安
註二、被服費月賦は完濟
註三、主人交際費は作業關係及同僚間の出征吉凶に支出
註四、昨年四月女子出生で前の調査より家族は一名增加した
註五、讀書費の增加は作業上必要な雜誌を購入したもの
註六、娛樂費の中には家族の交際費も含む
註七、雜費の增加は被服器具の修繕費の値上によるの

一　收入の分析

勞働者1の收入は前調査の一昨年九月に比し總計に於いて十二圓

2の生計費支出狀態

	昭和十三年九月	十五年一月	增減（○增△減）
計	五・九五	六・一〇	○一五
米代	二〇・〇〇	三一・一〇	○一一・一〇
副食物費	一五・〇〇	二一・〇〇	○六・〇〇
調味料	一・二五	一・八五	○六〇
薪炭費	三・五〇	四・八〇	○一・三〇
家賃	一三・〇〇	一三・〇〇	—
水道代	一・三〇	一・三〇	—
電燈代	一・八〇	一・八〇	—
被服費	三・〇〇	三・〇〇	—
履物代	一・〇〇	二・五〇	○一・五〇
ミルク代	三・六〇	—	△三・六〇
酒代	五・〇〇	三・〇〇	△二・〇〇
煙草代	三・〇〇	二・七〇	△三〇
町内衛生費	六五	八〇	○一五
主人交際費	一・〇〇	二・〇〇	○一・〇〇
子供小遣	六・〇〇	三・〇〇	△三・〇〇
娛樂費	二・〇〇	二・五〇	○五〇
讀書費	一・三〇	一・三〇	—
子供學費	二・〇〇	三・八〇	○一・八〇
醫療費	三・〇〇	二・〇〇	△一・〇〇
貯金	二・三〇	二・〇〇	△一・〇〇
貯金内譯			
小學貯金（四人分）	二・〇〇		
町内貯金	三〇		
保險費	五・五〇	六・五〇	○一・〇〇
保險内譯			
簡易保險	四・五〇）	五・五〇	
火災保險	一・〇〇	一・〇〇	
雜費	一・五〇	二・八五	○一・三五
支出計	九六・六〇	一二三・一〇	○二六・五〇
支出に對する收入不足	一六・四四	一〇・五二	△五・九二

註一、薪炭費は家庭風呂があるので市場で買へば十二圓八十錢かゝるさうであるが、特別の事情で薪は無料で入手出來る
註二、調味料のうち味噌は全部郷里から補助される
註三、子供小遣は六人分である
註四、被服は子供のもののみで、夫婦は最近五六年着物を新調しないとのことで再製で間に合はしてゐる
註五、履物も値上りのため下駄代が七割で、三割は靴の修繕費である
註六、醫療費は全部が賣藥代で少々惡くても醫者にかゝらない
註七、娛樂費中には交際費も含む
註八、雜費は器具、被服修理費を含む

五十二錢、工場差引に於て十二圓三錢と合計二十四圓五十五錢約二〇%の減收となつてゐる。しかもその間十錢の昇給があつたのであ

る。その原因は時間制限令に依る影響が顯著で、先づ定額日給にも拘らず八圓六十二錢、割増金が三圓七十七錢と減少してゐる。反對に工場差引は十二圓三錢も増加してゐる。それは從來六圓の退職積立金たる身元保證金が反動期に備へて二倍半の十五圓に増加された結果と同じ主旨から、愛國積立金三圓を新設したに依るのであるが、この勞働者の收入が殘業に依る部分が如何に大であつたかは、定額賃金の八圓六十二錢、割増金の三圓七十七錢の減少に依つて明らかに窺知出來る。と同時に請負制に依る二重賃金の割合が六三%の高率を占める事實は、現在の賃金制に於ける二重賃金の重要性と、勞働者生活がそれに對する依存度の強いことが理解されやう。從つて最低賃金の決定には二重賃金の取扱が中心的な課題となつて合理的な處理が要望される。

前記の勞働者1が勞働統制の强い煽りを喰つて收入が減じたのに反し、勞働者2は前回の調査に比し二十二圓五十七錢二六・二%の増收となつてゐる。日給は十九錢上つたが、殘業は二時間も減少してゐるのだから、この増收は一見不可解のやうであるが、こゝに賃金問題への一示唆を含む重要な問題が曝されてゐる。賃金臨時措置令の實施に於いて請負給よりも定額日給者に賃上要望の强いことは前者が能率さへ上げれば比較的少い減收に止め得るに反し、後者は定額給のみが收入の主たる源泉なのであり、時間制限に依る減收は兩者に例外なく影響するが、その生活への影響力は寧ろ後者の方に强いのである。卽ち、前者は時間は制限されても割増、奬勵金等の能率給によつて定額給に依る減收を補填する餘地を殘されてゐるが後者の場合はその餘地なく定額給が殆どその全部である。そこで物價騰貴と時間制限令に依る減收に對しては日給の引上げ及び殘業歩増の増額、停止令の對策としては公休出勤等が考慮される。定額日給制の工場は京濱間でも關西、中部でもこの對策がとられた事は當然であつた。この勞働者も物價騰貴と時間制限に依つて十九錢の昇給と、從來一割二分五厘の殘業手當が一割五分三厘に増額され、停止令に依つて公休出勤倍額支給と皆勤手當の増額（前は二日分、現在は三日分）に依つて收入は前記の如く二六・二%の激増となつたのである。だが彼等は、休電に依つて減收を餘儀なくされる狀態にある。

この對策は勞働者の生計費が定額日給に依存することを前提としたところに、現下の最低賃金制へ示唆を與へてゐるものと思はれる定額日給制のこの工場の減收及び物價對策は、現下の勞働者適正生活費又は最低生活費を當面の賃金政策として取り上げざるを得ない所に自ら働き當つてゐる。これが殘業の歩増、皆勤賞増額の形式になつて、基本的な定額日給の増加は極めて僅少ではあるが、請負給の占める割合は遙かに高くなつてゐる。勞働者1の定額給は總收入の三七%にしか過ぎないに對し、勞働者2は六三%を占めてゐる從つて減收對策も前者の工場が十錢の昇給以外に何等對策を講じないのに對して、後者は前記の如くその賃金政策に於て多くの努力が見られる。この點が最低賃金の問題と關聯して重要である。

しかし乍ら、この物價對策と減收防止の努力は却つて二重賃金的部分を强化する結果に終つた如くである。前の調査によると殘業歩増、皆勤の二重賃金部分は二七%であつたが、本調査では三七%と一〇%も増加してゐるのは賃金臨時措置令で基本給の引上が停止された結果、二重賃金たる殘業歩増、公休出勤の歩増に轉移されたのであつて、基本給に向くべき方向が法令の制約で二重賃金的方向へ移行したにすぎない。

この二人の勞働者の收入分析に於ける顯著な相違は1の定額日給收入は2の二重賃金收入と同じであり、2の定額日給收入は1の二重賃金收入と同じであるといふことである。これは又他面、昨年以來の勞働統制の强化と停止令の實施に依つて、定額日給者の打撃の强大さを立證し、若し今回の電力制限が長期にわたり、關西の如く休電手當が標準日額ではなく、定額日給に依つて支給された場合は請負給者に打撃の大きいことをも示してゐる。これは物價及び休電手當問題を契機として賃金問題が最低生活費の方向へ進む必然性を暗示してゐるものと思はれる。この傾向は物價騰貴と勞働統制の强化、停止令の實施以來賃金値上の要望となつて具體化され、厚生省はそれに對して家族手當の支給を以て應へたのである。しかし今回の家族手當が勞働者の要望に應ずるといふよりも、寧ろ勞働者の要望を抑制する役割に轉化されつゝあることは注目すべきである。筆者は家族手當の制度そのものゝ持つ意義は、我が國としては高く評價するものであるが、これは當然に最低賃金の中に具體化されるべき性質のものであると思はれる。從つて家族手當は現下に於ける勞働政策の特徴的面であるとともに、又本質的な問題でもある。これらの本質を貫くものは、勞働者の適正生活——これは當然最低生活を指すのであるが——を基礎とした賃金體制の確立による以外に方法はないのであるまいか。初給賃金統制令を經驗工及び女工にまで適用範圍を擴大してみたところで、結果は現在と同じではあるまいか。却つて矛盾面を全勞働者に押擴げることに依つて、摩擦を擴大し矛盾を再生產する結果にしかすぎない。何れにせよ、賃金統制法と謂ひ、家族手當と謂ふも凡ては最低賃金を前提としない限り、現在色々の面に露呈されてゐる矛盾は解決されないし、勞働統制の本質的部分は調整されない。

書き落したのであるが、勞働者2の増收は前述の如く會社の對策にも依るが、又彼自身の大きな努力もみのがすことは出來ない。一般に休日の多い一月に彼は却つて他の月より約一五%位の増收を得てゐるのである。その理由は年末二日と年始二日の公休を彼は休まず出勤してゐる。(この工場の日給締切は毎月二十五日)そして倍額の八日分の日給を得てゐる。その上この月は一日しか休んでゐないのである。この公休出勤は第二表の三十四圓三十八錢のうちに大きいパーセンテーヂを占めて含まれてゐるのである。斯樣な血の滲むやうな努力の結晶が百八圓六十八錢の收入である。しからばこの收入が彼及び勞働者1の家計に於て如何に消費され、勞働力再生產の營みをなしてゐるかの具體的な生活實相の分析に移らう。

二　急迫した生々しい支出の記錄

昭和十三年九月の川崎市の小賣物價指數は一一六・〇となり、昨年十一月が一四九・八、本年一月が一六〇・八となつて其の間四四・八ポイント三八・六%の激しい騰貴をみせてゐる。これに對し二人の勞働者の收入は前者1が却つて約二〇%を減じ、2が二六%の増收となつてゐる。前者は物價に追ひつき得ないのみか二〇%の減收と物價暴騰との實質賃金に換算すると約三〇%の減收となる。後者が前述の如く平均收入より本調査月が一五%増收を以てして辛う

じて追ひつかんとしてゐる程度である。若しこれが普通の月なら、物價の騰貴との比率は約二〇%の減收になつたと思はれる。この事實に依つて物價昂騰は賃金昂騰を條件づけ、賃金の昂騰が物價昂騰に先行するのではなく、逆に物價騰貴は賃金に先行する嚴然たる例證をみる。後に述べるが如く後者は、前述の如き努力を以てしても尙且つ十圓五十二錢の生活費不足を示してゐるのである。

斯樣な物價との關係に於いて彼等の生活は同一水準を保つことを得ず、生活低下の止むなき狀態に立ち至つてゐる。では次に彼らが如何に物價暴騰と取つ組んで、血の滲む樣な鬪ひをなしてゐるかの生々しい數字を前揭表生計費支出の部及註でみる……

餘りに急迫した支出狀態におどろかされるのであるが、數字と共に註をよく讀んでもらひたい。そうすれば右の數字の中から勞働者の隱された生活實相を摑むことが出來るであらうから。そして物價とにらみ合はせて仔細に數字を分析すれば、そこから戰時下特に九・一八停止令以後の勞働者の急迫した生活狀態の記錄が生々しくクローズアップされるであらう。

支出の中で第一に我々の注意を惹くことは、收入が世帶の大きさを制約するといふ統計的事實の具體的實證を見出すことである。それと同時に又世帶の大きさが收入を制約するといふ生きた例を第三表Bの收入に於てみることが出來る。世帶の大きさの實質的擴大のために、勞働者2は年末年始のうち元旦一日休んだだけで、二日(休日出勤賃金倍額)からは又孜孜と勞働に齧り立てられたのである その結果彼は普通の月より約一五%の增收を得ても尙且つ十圓五十二錢の支出超過となつてゐる。前記註で說明した如く、若し味噌の

補助と薪代を計算すると、不足分は更に十二圓前後加算されることになる。しかもそれは、子供の小遣を半減し(一人當り月五十錢一日たつた一錢七厘!)酒と煙草以外に何の慰安もないこの勞働者が唯一の慰安たる酒代を四割減じ、醫療費まで三割減じ、被服も子供だけで自分達夫婦は滿足な着物、下駄一足買へない悲慘な狀態で、辛うじて右の不足に止め得たのである。勞働者1は2の如く支出超過こそないが、これ又自己の收入できり〳〵の隙のない生活振りである。しかもこの勞働者は工場に購買組合があつて日用品は割安に買へるし酒ものまず、煙草も吸はない。その上電燈まで二燈を一燈減じた外、子供の小遣を半減(その代り長女は幼稚園にやつてゐる)して出來る限りの節約をしても、物價騰貴と收入減に追つかないのである。そして三十圓から五十圓までの臨時貯金も不可能な狀態になつた。然しそれでもこの勞働者は2に比して世帶の大きさからみて半分であるし、子供が未だ幼いので2よりもまだ裕りのある生活をしてゐる。貯蓄狀況で兩者を比較すると次の如くなる。

1の貯蓄狀態

愛國貯金(工場)	三・〇〇
身元保證金(同)	一五・〇〇
團體保險(同)	一〇
子供貯金	六・〇〇
保險	八・五〇
計	三二・六〇

2の貯蓄狀態

工場貯金	二・〇〇
小學貯金	二・〇〇
町內貯金	三〇
保險	六・五〇
計	一〇・八〇

卽ち勞働者1は收入の二八%と高率の貯蓄をしてゐるのに對し、勞働者2は一〇%しか出來ない。然もそれは餘裕があつてやるのでは勿論なく、不足分の半額を單に貯金してゐるといふに過ぎない。

では、前に物價と收入に於て觸れなかつた物價と支出の狀態を對比して見やう。前調査の昭和十三年九月の川崎小賣物價指數と昨年十一月の騰貴率は約三〇%である。しかるに勞働者1の支出增加は一三%の上昇に過ぎず、勞働者2に至つては對本年一月との物價騰貴は三八・七%に比し、支出增加は一一・七%の上昇にしかなつてゐない。現下の物價騰貴に追ひ付き得ない勞働者の生活狀態が、支出の數字の中に眠打つてゐる。生計費中物價高の影響を最も强く受けたのは主食物の米代と副食物であるが、勞働者1が前調査對比一三%の增加に對し勞働者2の增加率は實に五五・一%の驚くべき激增である。その主たる原因は子供の成長に從ひ、その四人までが殆ど成人並みの量を必要——この點については後述する——としたことと、更に米價騰貴の三點があげられる。勞働者1の工場には購買組合があつて割安に供給してゐることゝ、家族が2の半數以下のために增加率も斯樣に僅少である。ところが副食物の增加割合で兩者は全然逆の數字を示してゐる。卽ち2の食糧費中の副食物費の增加割合は前調査對比四〇%であるが、1は六六・七%も激增してゐるのである。それは魚、野菜類が統制品外であつたために九・一八停止令實施とともに大暴騰を演じた結果である。醫療費は兩者共に減してゐる2の學費が九八%も增加したことは、進級したための增加にも依るが、物價高の强い影響も見遁せない。

三 生計費の分析

一、食糧費

生計費に占める食糧費の割合が「收入に反比例して食糧費の割合は增加する」といふ法則は、本調査の二人の勞働者の上にも現れてゐる。兩者の食糧費の割合を對比すると次の如くなつてゐる。

生計費中食糧費の占める割合

1の割合

	金額	手取實收に對する割合
米代	一三・〇〇	一四・一%
副食物費	一五・〇〇	一六・三%
調味料	三・〇〇	三・二%
計	三一・〇〇	三三・六%

2の割合

米代	三一・二〇	三〇・四%
副食物費	二一・〇〇	二〇・五%
調味料	一・八五	一・八%
計	五四・〇五	五二・七%

右表の對比でも明らかな如く、前述の食糧の生計費に占める割合の法則は又世帶の大きさに比例して增加することが立證されなけれ

ば、この法則は本調査の1には適用されないことになる。即ち1は手取實收九十二圓二三錢の三三・六%であるに對し、2は手取實收百二圓五十八錢の五二・七%を占めてゐることは、世帶の大きさに依つて說明されねばならぬ。前者は乳兒も含めて四人であるが、後者は三歲と七歲幼兒は二人で殘る四人は小學校通學中で八人世帶である、この點を見て行くと、食糧費割合の法則は本調査にも具體的に實證されてゐるといひ得やう。

食糧費中主食物たる米代の割合の高いことは、勞働者の一般に共通する現象であるが、これは世帶の大きさに比例するとともに、家計が苦しくなるに從つて副食物費を節約するので、勢ひ米代が增加するといふ現象が起る。生活程度の低い者程主食費が大きく、副食糧費の小さいことは、我國の國民生活の中からも容易に見出し得ることである。恰度現在の物價高がこの狀態を立證してゐるやうに思はれる。

次に副食物費を分析すると幾多興味ある問題が起つてくる。本調査の二人の勞働者の副食物費を分析して見ると1の副食物費は米代より二・二%も高くなつてゐるが2は米代より九・九%も低いのである。それを家族の一人當りにすると(乳兒は除外して)、1は月一人五圓で一日平均十七錢一食當り六錢强であるが2は月一人三圓で一日平均十錢一食當り三錢三厘强にしか當らない。現下の物價高で一食六錢や三錢で如何なる副食物が得られるかはおよそ想像以上であらう。これが彼等とその家族の全部の榮養であり、勞働力再生產に要するエネルギー生成の源泉なのだ! 前記二人の勞働者は米代と副食物費に就て次のやうにいつてゐる。

勞働者1は米がまずいので副食物費を減じ得ぬといひ、2は副食物費を減ずるためには米を多くするより方法がないといつてゐる。斯樣に分析してくると副食物費の占める位置は重要性を帶びてくる。統計上單に食糧費といつただけでは充分でない。

「收入に反比例して食糧費の割合は增加する」が又、米代は食糧費に比例して增加する」が、副食物費はそれに反比例する。即ち世帶の大きさに比例して主食物たる米代が增加する場合は、反對に副食物費は減少する。この點は、人的資源の培養と勞働力保全の國策から充分研究される必要を痛感する。

二、燃料及び住居費

住居費が世帶の大きさに比例して增加することは當然で、支出に對し勞働者1は一〇%弱であるが2は一一・五%を占めてゐる。1は六疊四疊半の二部屋で九圓だから現在の川崎市の一般家賃としては半値であらう。2は八疊、六疊、三疊の三間で十三圓だからこれ又半値以下である。しかし兩者共疊は切れ壁は落ちその中で八人と四人の家族がひしめき合つて起居してゐる實狀は、周圍の不潔と相俟つて彼等の健康を益々害ふのである。今日の住宅問題は生產と直接結びついてゐると同時に、勞働者の體位とも不可分の關係を持つてゐる。勞働者住宅の改善と衞生施設の完備の急務であることは、この二人の調査でも知り得るが、さらに本調査の進行に連れて明確に把取されると思ふ。近代的勞働者住宅の必要は單に保健の上のみならず、能率の增進と技術向上の上からも必要な條件である。

燃料費の割合は勞働者1が六・三%强で2は五・九%であるが、これも世帶の大きさと關係を持つてゐる。2は家計費の註で說明した通り全部を購入すると恐らくこの數字より一〇%以上の增加を見たであらう。特に最近の如く薪炭不足と闇相場の跳梁する現下の勞働者の家庭は寒々と冷へ切つてゐる。彼等は木炭を節約するために早く寢ることにしてゐるさうである。

三、被服・娛樂費

被服費の割合は兩者共一般勞働者に比しても低くなつてゐる。1は六・五%、2がただ五%で生活の急迫振りを如實に示してゐる。食ふことが彼の收入では殆ど全部であらう。從つて被服の暴騰の影響は少い。本會で昭和十三年十月川崎の某化學工場四百名のうち三十三名の生活調査をしたが(本誌十四年一月號參照)、それに依ると被服費は一〇・五%に達してゐたから、それの半分にしか當つてゐない。それはこの二人の勞働者は共に東北出身であるため、服裝に關しては都會人程の關心を持たないことと、もう一つの原因は生活が苦しくその餘裕のないためであらう。2の如きは古着の修理再製で事變以來間に合せて來たが、もう古着自體もなくなり、修理も利かないから本年はどうしても買はなければならなくなつた。併しスフでは我々の家庭では着られず困つてゐると語つてゐる。

娛樂費は二人の勞働者とも殆ど支出してゐない。割合は1が三・三%弱、2に至つては二・二%弱といふよそ都會の勞働者としては最低位の娛樂費である。これも子供が映畫を見る費用で、夫婦の娛樂といへば年に一、二回の映畫ぐらゐのもので、他は金のかゝらないハイキングや無料のニュース映畫や、演藝會を見るだけである。勞働に疲れた彼等の生活には娛樂するといふ餘裕は物質的にも精神的にもない。たゞ寢る、これだけが彼等の唯一の悲しむべき慰安なのである。2の場合は慰安費として計算すれば消代の三圓(二・六%)と、雜費のうちの幾分かゞ加算されるぐらゐのものであらう。

四、文化費其の他

勞働者の生活において文化費の役割は、產業の再編成、生活改善との關聯に於いて筆者は重要視さるべきものと思ふが、前記の娛樂費も嚴密にいへば文化費中に含まれるのであるが、筆者として特にこの項から分離して說明する理由は、娛樂費は今日既に一般化されたものであるが、產業再編成に當面して最も必要なことは彼等を新しい型の產業人に作り上げることである。この觀點からこゝでいふ文化費とは純粹な意味の知的な方面を指してゐるのである。それの割合を見ると1はラヂオも含めて漸く三・一%にしか達しない。ところが2に至つては一・七%の微少な數字を示すに過ぎない。この文化費の驚く程の微少な數字は彼等の知的水準を示すもので、これでは技術方面の參考書や雜誌の一册も買へない。

醫療費は1が二・四%弱、2が二・四%と同じ程度の支出である彼等は病氣になつても醫者に診せず殆ど賣藥で濟ましてしまう。勞働體位の上からその家庭の醫療施設は、國民健康保險の普及がこの點からも强く要望される。最後に交際費は1が四・五%、2は僅かに一・七%である。前者は職場關係の交際もするが、後者は殆どそれもやらずその大部分は職場での出征とか、その僅かな交際に支出するだけである。貯蓄については前に述べた通りである。

育兒教育費を見ると——育兒費として明確の區別が判明しないので、こゝでは教育費のみを見ると——1は三二・四%2は僅か一一・二%である。教育費のかゝる僅少は次代の產業人の教育費として

充分といひ得るであらうか。

交通費としては1は自轉車なので修繕費と税金がかゝるがそれでも交通費としては少い方である。2は交通費は全然かゝらない。毎日徒歩で通勤する。

災害と疾病

勞働者にとつては、職場内に於ける勞働生活と職場外に於ける家庭生活とが結合されて、一日二十四時間の全生活、少くとも時間的に見れば物質生活の最短週期、を完結するのである。言葉を換へて云へば勞働生活に於て勞働者は勞働力を放出し、喪失し且つ疲勞するが、家庭生活に於て勞働者はこの疲勞を恢復し且つ新たなる勞働力を獲得するのである。それ故に自己の勞働力を最も合理的に放出し且つ自己の生涯の勞働力を最大限度に活用する爲には、或はまた眞の意味に於て勞働の能率を最高度に發揮する爲には、勞働者にとつて勞働生活と家庭生活との間に最合理的な均衡と交替が持續されねばならぬ。云ふまでもなく勞働生活を規定するものは勞働條件であり、家庭生活を規定するものは生活水準である。

だから一日に於けるこの勞働生活と家庭生活との正常な科學的な均衡と交替とが作用するならば、勞働者の體位は向上し、出勤率は增加し、勞働能率は增進し、熟練は高度化し、技術は優秀化するのであるが、若しも反對に勞働生活と家庭生活との不均衡がそのまゝ交替を繰返へされて行くならば勞働者にとつて全く逆な結果が發生するのは當然である。

また此際忘れてならないことは勞働生活——勞働條件にも、家庭生活——生活水準にも、一定の最低限界があると云ふことである。この最低限界より陷沒した勞働生活——勞働條件に對しては如何なる高度の家庭生活——生活水準も兩者の均衡を齎すことは出來ないし、同樣にこの最低限界を越えて低下した家庭生活——生活水準に對しては如何に輕少な勞働生活——勞働條件と雖もこれに正常な均衡を與へることは出來ない。最後に兩者が共にこの最低限界以下に達した場合は、よしたとへそこに於て均衡がとれたとしても、むしろ兩者は互に逆の方向に作用し合つて勞働者の體位低下、出勤率の減少、缺勤率の增大、勞働能率の低下、熟練と技術の停頓その他好ましからぬ事情をます〳〵甚しからしめざるを得ない結果に陷るだらう。

災害と疾病とはかゝるもの〻指標として、勞働生活と家庭生活との各々の限界と兩者の交替に於ける均衡の程度を示すものと云ふべきである。勞働條件と生活水準との相互關係に於ける結論が災害と疾病との傾向に反映して來るのである。

災害　一般に災害件數の多少增減は生產設備若くは安全設備の完否、勞働條件の如何によるものとされて居るし、或はまた災害件數の傾向を以て勞働條件就中勞働强度の指標とされて居る。災害に對するかゝる理解は全く正しい。ことに擴張工場が作業機の据付けを終つたばかりで、安全設備その他を不完全

のまゝにして運轉を開始する場合の多かるべきは想像に難くなく、災害の增加の重要原因をなしてゐることは云ふまでもあるまい。しかし災害の重要な原因として設備と勞働條件との外に勞働者の家庭生活も亦見逃し得ない大きな役割を演じてゐることを筆者は指摘し度い。設備不完全に基づくものをしばらくをき、勞働條件と災害との關係を考へるに、それは結局疲勞就中蓄積疲勞による注意力の散慢化と危險に對する廻避的行動の敏活性の喪失と見る外はないが、特に蓄積疲勞に對してはその發生原因としての勞働條件と同時にその解消原因としての家庭生活乃至生活水準が當然考慮されねばならない。若しも勞働生活による疲勞の程度が一定だと假定すれば、その恢復若くは蓄積の程度はすべてが家庭生活によつて左右され生活水準によつて決定されざるを得ないであらう。

公病傷缺勤率（勞働時報　昭和十四年十二月）

年月＼性別		昭和十二年六月	昭和十三年六月	昭和十四年六月	同上指數	
男	五・八九	六・七三	六・六八	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
女	〇・六一	〇・九八	一・九八	一〇〇	一〇〇	一二四
						一二三

公傷病缺勤率をそのまゝ災害率若くは災害缺勤率と看做すことは或は不當であるかも知れない。しかしこの場合機械工場の事であるから職業病を公病として取扱つて居る割合は極めて僅少で、後揭の私傷病缺勤率が主として疾病率を表はす半面に於て、公傷病缺勤率はむしろ主として災害缺勤率と解釋しても不當のそしりは受けないであらう。と云ふのは此調査自體が勞働局の說明によれば「軍需品工場に於て……職工の災害及疾病の發生狀況、從而その出勤狀態……を觀察せんが爲に」調査されたものであり、しかも他に災害件數乃至災害缺勤率に該當するものは揭げられて居ないからである。

この公傷病缺勤率を災害件數若くは災害缺勤率と見るときは事變以來災害率は更に增加傾向を辿つて居たのであるが、少くとも昭和十三年六月と昭和十四年六月とを比較する限りに於ては、昭和十四年度には極めて僅少な災害率——公傷病缺勤率の低下が認められる。しかしながら「これは一二の特別なる府縣に於て稍著明なる減少が見られた爲であつて全般的に見れば尙增加の傾向にありと見るのが至當であらう」[9]と勞働局でも說明されてゐる。

またこの場合に災害率と公傷病缺勤率——災害缺勤率と雖も——とは必ずしも一致するものではない。勞働時間短縮の効果的一面としての災害率の低下と同時に時間短縮に伴ふ實收賃銀日額の減少を出勤日數の增加によつてカバーし實收賃銀月額の減少を廻避する爲め輕傷者の出勤率の增加も亦考慮されねばならぬ。而し公傷病缺勤率が「全般的に見れば尙增加傾向にあり

と見る」ことによつて、最近の災害率の依然たる増加を類推し得ることは、次の全國機械器具工場の災害調査によつて立證されて居ると云ふべきであらう。

「最近工場勞働者の災害事故が極めて多く厚生省ではその實相を摑むため事變勃發前の昭和十一年から四年間の酷暑八月における全國機械器具工場の年齢別、動續期間別による災害發生狀況を調査してみたところこの程漸くまとまつたが、災害數は逐年增加すると共に殊に未熟な少年工の被害が壓倒的に多くなりその憂ふべき數字には同省勞働局も唖然としてゐる。

最も災害の多い年齢は昭和十一年の二十五歳六十五件が昭和十二年には二十四歳の七十四件となり昭和十三年には十九歳の八十八件昨年には十六歳未滿の百二十四件と次第に低年層に移り、同年齢の十一年三十一件に比べれば約四倍に及ぶ犧牲者を出してゐる。廿一歳以下の負傷者は十一年災害總數九百十件のうち二百三十五件で二割六分、十二年一千百五十八件のうち三百六十四件で三割二分、十三年一千三百八十八件のうち四百六十八件で三割五分、十四年には一千三百十六件のうち四百八十七件で實に三割七分を占めるに至りも如實に物語つてゐる。近年如何に小さな產業戰士達の進出とその犧牲が多いかを痛ましく

また動續期間別の調査では就職して一年以內の負傷者が最も多く十一年三百五十六件、十二年五百九十件が十三年には一躍して八百四十三件に十四年には七百五十六件に上つて居り、そのうちでも三ヶ月以內に痛ましい事故を起す者が頗る多いといふ寒心すべき有樣で當局の惱みの種をまいてゐる。[10]」

要するに昭和十四年度に於ても災害件數の減少は遂に見られなかつた。むしろ災害の增加が警告されて居る。かくて工場就業時間制限令も過長勞働時間を十二時間に短縮した功績は認められねばならぬが、災害件數を減少せしめるには至らなかつた。

疾病　災害は主として職場に於て發生するのに、疾病は主として家庭に於て發生する。從つて災害に對しては生產設備の完否と勞働條件の優劣とが勞働者の注意力と共に問題にされ、事業主の責任も或程度明かにされるが、しかし家庭生活との關聯もまた無視すべきことではないことは前述の如くである。疾病に對しては個人的なものとしてその責任も勞働者に負はせられ勝ちであるが、しかし疾病に對する勞働條件の影響もまた決して無視さるべきではない。

		昭和十二年六月	昭和十三年六月	昭和十四年六月	指數 昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
私傷病缺勤率	男	二四・八九	二七・九四	二八・九六	一〇〇	一一三	一一六
	女	二八・一六	三四・〇三	四〇・四〇	一〇〇	一二一	一四三
事故缺勤率	男	三五・五三	四九・四二	七三・二五	一〇〇	一三九	一九八
	女	三一・六六	四四・一三	六一・六四	一〇〇	一三九	一九三
計	男	六一・四三	七七・三五	一〇一・三三	一〇〇	一二六	一六五
	女	五九・八三	七七・一四	一〇二・〇四	一〇〇	一三一	一七二

（註）勞働時報　昭和十四年十二月

公傷病缺勤率が災害率と密接な關係があり、災害率の傾向に

近いのに對して、私傷病缺勤率は寧ろ疾病率と密接な關係を有し疾病率の傾向に近いものと考へられる。と云ふのは職業病と雖も極めて稀れな場合に於てのみ公病として認められるに過ぎないのに反して、負傷は個人的な場合にもむしろ工場災害に近い性質を帶びるのではあるが、疾病に比較すればその發生件數は僅少であると云はねばならないからである。いま假りに私傷病缺勤率によつて疾病率の傾向を見るに、私傷病缺勤率は支那事變以來次第に增加してゐる。工場就業時間制限令實施以後に於ても依然として私傷病缺勤率の增加が認められねばならないここから疾病率の增加傾向を推定しても誤りなきものの如くである。

事故缺勤率もまた疾病率の傾向を示すものと考へらるべきであらう。蓋し事故缺勤の大部分は仕事につくには餘りに疲勞しかも醫者に見せる程の病氣でもないと云ふ場合であつて、勞働者にとつて事故缺勤は健康保存上の正當防衛であり眞の疾病を免かるる必要手段であるとさへ云はれてゐる。世上往々事故缺勤率の增加は賃銀增收に伴ふ勞働者の怠慢の結果であるとも云はれてゐるが、我國に於ける賃銀實額と物價の實情のもとに於ては、それはむしろ特殊な例外的な場合に限られざるを得ないだらう。事故缺勤率は要するに醫者の診斷を要しない程度の輕い疾病——それが蓄積されると結核化する——の傾向を示めすものと考へても差支えないもののやうである。

かかるものとしての事故缺勤率は事變以來私傷病缺勤率よりもより著しい增加傾向を示し、昭和十四年度に於ける男工の私傷病缺勤率の增加が僅少だつたのとは反對に事故缺勤率はより大なる增加率を示して居る。それ故に私傷病缺勤率と事故缺勤率との合計は男工、女工共に略々同樣の數字となつて表れてゐる。かくて

「本年は昨年に比べて移動率は多少なりとも減少し殘業率は著明に減少してゐるのであるから當然職工の出勤狀態に好影響を齎す筈であるにも拘らず事實は之に反し……私傷病缺勤率、事故缺勤率は依然として增加の道を辿り、殊に事故缺勤率に至つては甚しい增加を來してゐる」[11]

のである。

大阪鐵道局管內從業員の罹病率も亦前記の私傷病缺勤率や事故缺勤率よりの疾病率の推定の妥當さを裏書きするものであらう。卽ち全罹病率に於ても新患者發生率に於ても、或は結核罹病率乃至その新患者發生率に於ても、昭和十二年來の上半期の傾向は次第に上昇し疾病率の增加を物語つて居る。

業務外の全傷病罹患率（全從業員）

	全罹病率		新患者發生率	
	上半期	下半期	上半期	下半期
昭和十一年	一ヶ年		一ヶ年	
昭和十二年	二〇・六	二一・九	八・五	八・四
	一六・三	一九・六	七・四	八・八

	肺結核（及其他の結核）罹病率（全從業員）				
昭和十三年 昭和十四年	一九・二 二三・	二三・五	二三・三	八・三 一〇・〇	一〇・八	九・

昭和十一年	三・九	四・四	四・三	一・〇	一・二	一・二
昭和十二年	三・六	四・八	四・二	一・〇	一・二	一・二
昭和十三年	三・六	五・二	四・四	一・〇	一・二	一・二
昭和十四年	四・七			一・三		

（註）勞働科學研究　昭和十四年一〇、一一月

また某鐵道局管內の最近の疾病の傾向について發表されたところによると、

「肺及喉頭結核の數が三ヶ年間殆と同率であるに拘らず慢性氣管枝炎なる病名の件數が著しく增加してゐる。診斷書に現れる慢性氣管枝炎なるものの中相當多數は結核性のものであらう。次に肋膜炎も大分增加してゐる。……

脚氣も漸增してゐる。十三年の晩春以後は殊に胚芽殘存半搗米の宣傳が世間一般に行はれたに拘らず、十二年度よりも一層脚氣が增加してゐるのは如何なる理由によるものなりや詳かでない。

傳染病患者の發生もまた昭和十四年には特に著しいものがあつた。蓋し强度の勞働に從事する者程榮養障害にさらされ易く傳染病に對する抵抗力も亦弱められるからである。例へば極地探險等に於て榮養不良によつて眞先きに倒れるのは最も勞働に從事する下層探險隊員であると云はれてゐる。また同じ食物を攝つても農閑期の農民にとつては何等の病氣も起らないのに、村內の製絲工場では赤痢患者が續發すると云ふやうな事實は絕えず見聞するところである。

「事變に入つてから不思議と傳染病が增えてゐる。それが年を逐ふて激增の一途をたどつてゐる。……兵庫縣衞生課では參考資料としてかねてより事變以來の傳染病患者の統計をまとめてゐたが、こ

	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	
慢性氣管枝炎	六三	三六五	四三九	（激增）
肋膜炎	三八五	四七八	六〇五	（增）
脚氣	一六八	二五九	四九一	（激增）
赤痢及疫痢	一〇	二〇	五四	（增）
腸チブス及びパラチブス	四二	三九	六二	（增）
黴毒	四四	四〇	一七	（減）
淋疾及軟性下疳	一二〇	七一	八七	（減）
癲癇性癡呆	一九	二三	三八	（增）
其の他の精神病	一二	九	一五	（增）

備考　(1)　昭和十一年度とは一月より十二月迄を云ふ以下同じ

2)　本表は八日以上の病氣缺勤を要せし各月報告の累計である。從つて一件にして二回或は三回以上に亘り累計されてゐるものもある。從つて此の數字を以て一ヶ年間の總件數と看做す事は出來ないが大體に於て各年增減の比較はとれると思ふ。[12]」

の程完成、係官も激增の數字に驚いてゐる。

赤痢では事變前の昭和十一年が二千六百で、うち死亡六百五十名だつたが同十二年になるとグンと增えて三千四百、十三年はさらに飛躍して四千五百八十、死亡者も七百名、十四年が五千三十、大した增加ぶりである。チフテリヤこれまた十一年の一、一八三名から十四年に入つてざつと千四百、今年のごときはおそるべきものあり市部、四宮、尼ヶ崎の工場地帶がめだつて罹病者が多いのは注目される。

パラチブスの激增も全く同樣で十一年の千百名から十四年では千四百となつてをり……ほかに嗜眠性腦炎なども發生こそ少いが增加してをり……」

最後に多少古い資料であるが青少年勞働者の疾病傾向について名古屋市某鐵工所の實例を紹介して置く。青少年工の增加は昭和十四年を通じて顯著なものがあることは既に指摘したが十五年度に於ては更に激增が約束されて居る。だが發育期の青少年工にとつては特に愼重な勞働條件と適切なる消費生活の均衡が考慮されないならば、疾病の增加は成年工に對するとは比較すべくもない程度に達するであらう。

「時局下軍需工業の生產は益々多きを要し、熟練工は勿論一般の勞働力の不足を告ぐる情勢となつた。斯る際に於ける幼少年工の位置は稍々もすれば生產增加の重壓下に過大な勞働力が要求せられ產業衞生上憂慮すべき條件の下に勞働を强要せられる場合がないとはいひ得ない狀態である。又たとへそれ程でなくとも持續的僅少なる過勞が長期に涉れば健康を害し幼少年工の發育に惡影響を及ぼし、或は潛伏せる疾病を活動性になす場合も少くないであらう。」

名古屋市內某鐵工場に於て昭和十二年十二月より翌十三年四月迄の間に該工場寄宿舍に生活する少年工約五〇名の間に結核患者四名發生し、內二名は死亡、一名は可成に重症であると云ふ事實があつた。（此の數字によつて結核罹病率を計算すると一ヶ年千人中に百九十二人となる——筆者註）

該工場寄宿舍の建物は工場敷地內にあり、二階建普通日本家屋で東西に窓がある。通風採光上尙に惡い點は認められない。部屋の廣さは一〇疊二二疊敷四間あり、凡そ一部屋に一〇人宛寄宿し、階下は全職工の食堂に當てられてゐる。居室は一人當り一疊內外に過ぎず甚だしい密居といはなければならない。

勞働條件は午前五時半起床、午前五時四十五分迄掃除午前六時半迄に朝食及び工場基本體操實施、午前七時就業、正午三〇分休憩午後七時半迄殘業をなすのである。就業時間一二時間三〇分、實勞働時間は一一時間三〇分である。

作業場空氣の衞生狀態を知る手段として空氣中の粉塵數を二回に涉り調査した結果は……空氣一C.C.中の粉塵數五〇〇——九〇〇である。

石川知福博士は空氣一C.C.當り塵埃粒子四〇〇を以て總限度とし、四〇〇——八〇〇を高度發塵とせられてゐる。該作業場は此の高度に該當するもので、產業衞生上看過されない狀態である。熔接作業場の如きは飛塵數少いやうに見受けられるが、事實は之に反してゐた、同時に他の作業場を調査出來なかつたが、概して良好でないやうに觀られた。[13]」

(1) 全國賃金統計月報
(2)(3) 永野順造「物價騰貴と收入階級別生活費」社會政策時報、昭和十二年七月、八月號
(4) 永野順造「國民生活に於ける米價の問題」敎育、昭和十四年二月號
(5) 永野順造「米と都市生活」都市問題、昭和十四年十月號
(6) 永野順造「榮養食と必要最低賃銀」社會政策時報、昭和十二年四月號
(7) 勞働之日本 昭和十四年十一月
(8) 京濱工業時報、昭和十五年三月
(9) 勞働時報 昭和十四年十二月
(10) 東京朝日新聞 昭和十五年二月二十二日
(11) 勞働時報 昭和十四年十二月
(12) 勞働科學研究 昭和十四年十、十一月
(13) 產業福利 昭和十四年四月
勞働之日本 昭和十四年十一月

新興政黨

緒言

顧みれば事變第三年を迎へた昭和十四年に於ける我國は、內に外に多くの重大問題の繼起に終始した觀がある。

事變は武漢の陷落に次いで海南島の占據を始めとして南昌、南寧の攻略等の大作戰も此の年に相次いで敢行され、軍事的進攻も著しく進展し、更には支那大陸の軍事行動と並行して滿蒙國境問題の惡化は事實上の日蘇戰爭とも言はるべき戰鬪が數ケ月の永きに亘りノムンハン平原に展開されたが、尙一面に於いては著しく建設への努力に重點が拂はれ而も十四年後半に至つては汪兆銘氏に依る和平運動が新中央政權樹立の具體的段階に入り、事變處理の待望に一道の光明を投げかけつゝある。

然乍ら他面大陸建設の推進力たるべき、國內諸情勢は政治に經濟に、將又外交に苦難の途を進みつゝあつたことは此の一年に、近衛、平沼、阿部三內閣の去來が、その困難なる情勢をありの儘に物語るものと言へよう。政治分野に於いては前議會にて戰時立法を總動員法の發動に委任せる、事變下第二回の第七十四回帝國議會に於いてこそ重要立法もなく、合計九十四億の豫算も何等の波瀾もなく通過し坦々と終始せるも、總動員法第十一條の配當制限令、國民徵用令、物價、俸給その他の停止令等物價、物資、勞力等國民生活に重大なる影響を及ぼす立法が相次いで發動され、我國戰時體制は一段と强化されるに至つた。

十四年勞頭近衛內閣の退陣と共に平沼內閣は事變處理を目標として登場せるも緊迫せる歐洲情勢と共に締結せられたる獨蘇不侵略條約の餘波を受けて去り、阿部內閣の登場を見るに至つた。其の歷代內閣の目標とせる事變目的の貫遂、事變の處理も未だ中途にして、退場せる平沼內閣の挂冠の原因は國內情勢よりも複雜至難なる對外問題にあつたと言へよう。然も天津租界問題を繞る日英會談、ノムンハン事件後の停戰協定に依る日蘇間の諸懸案、日米通商航海條約廢棄後に於ける日米國交調整等多くの重大なる外交案件が、次いで登場せる阿部內閣への殘されたる問題として追加された。

阿部內閣亦事變處理を施政の中核とし、多くの重大對外案件の解決を目標とし、更に九月緊迫せる歐洲の情勢は、ドイツのポーランド席卷を契機として英佛の對獨宣戰布告となり、玆に第二次歐洲戰爭の勃發を見るや、九月四日の閣議に於いて歐洲戰

爭不介入の方針を闡明にして事變處理に邁進することゝなつた

その觀點より歷代內閣の懸案たる國內諸問題の解決を强行遂行の目的を以て少數閣僚制を以て臨んだのであるが、首相の權限强化卽ち總動員指示權、貿易省の設置、官吏身分保障法の撤廢物價政策の確立等行ふべくして一步踏出しつゝ何れも破綻に歸し政府の遂行せる諸經濟方策は、その統制の缺陷より來る破綻は生活不安を招來し官僚政治への國民的不滿を釀成した。更に第七十五議會招集を前にして遂に有志代議士の不信任決議となり、內閣は缺員閣僚の政黨よりの補充に依り內閣の補强工作を圖りつゝもその前途は豫測を許さゞる情勢にあつた。

更に十四年度に於ける我國經濟情勢はより重大なる形勢を展示して居る。尨大豫算の實施、生產力擴充計畫並に之と表裏する物動計畫の進行に伴ふ物資需給の不均衡は必然的に物價昂騰を齎し、國民生活に至大の影響を與へつゝあつたが、更に歐洲に於ける英佛獨開戰はその傾向に拍車し、戰時インフレーションの發展は將來重大なるものを豫測せしむるものがあつた。

之に對して政府は中央物價委員會に依る「物價統制大綱」及び「同實施要綱」の決定に基づき、低物價政策の根本方針を決定せるも尙歐洲戰亂の影響による物價昂騰に對しては、物價停止令の發動を以て對處し我國統制經濟の體制は一段と强化された。而も之等の措置は統制技術の拙劣、配給機構の不適正等より來る國民生活必需資材の偏在を齎し、國民生活不安を助長し

政府亦米價値上げ等に依り自ら此の基本的物價方針たる低物價政策に矛盾を作りつゝあるかの如く感ぜられ一層の混亂を招來し、物價政策は更に本質的な物資の需給關係の調整へ一步の前進を餘儀なくせしめられた。

昭和十四年度に於ける新興諸政黨の活動も從つて右の諸情勢に對應して夫々の立場より行はれてゐる。

社會民主主義的無產政黨としての歷史を有する唯一の新興政黨たる社會大衆黨は、昭和十二年度第六回全國大會に於いて創立以來の綱領を改正し、政策の一部を改廢して階級的立場の揚棄と全體主義的國家主義への轉換を明瞭にしたが、更に十三年度第七回全國大會に於いては、一層の時局への協力と全國民の組織化を企圖する擧國的革新政黨結成を目標として「國民の黨」として黨活動の全面的展開を强調して、その動向は注目さるゝ所であつたが十四年初頭東方會との合同問題を提起したが不幸にして合同は究極に於いて挫折の已むなきに至り、同黨の企圖する擧國的革新政黨は再出發の餘儀なきに立ち至つた。本問題は失敗に歸したとは言へ同黨の謂ふ所の「國民の黨」結成が第一步實踐に踏み出されたことに於いて、更にこの合同の經緯を通じて一昨年來常に流布され來つた革新的政治團體の結合に對する決定的教訓を與ふるものとして注目さるゝ問題であつた。

更に同黨の支持團體たる日本勞働總同盟が產業報國運動對策を繞り、舊總同盟系、舊全勞系兩者の對立より十四年七月分裂

をなすに至り、之が黨への影響も多くの檢討すべきものを含むことゝ想像されよう。

更に十四年度に於ける注目すべき動向としては、右の社會大衆黨に對立し、從來より國家主義、日本主義の立場を擁する大日本靑年黨、日本革新黨及び東方會等の革新的政治團體に於ける對外問題に對する諸活動が擧げられよう。十三年來昂揚され來つた日獨伊軍事同盟締結要請の運動並に事變以來の援蔣第三國に對する國民的惡感は天津租界問題を契機とする排英擊英の國民的輿論醞釀に對應して活潑なる活動を開始し、對英米强硬外交の達成に寄與する所があつた。然し乍ら獨蘇不可侵條約締結により之等諸革新團體の對露外交論に於いて微妙な空氣の醞成が窺はれることは興味あることゝ言へよう。

更に之等諸團體の國內的活動々向には何等大なる推移の跡は見られなかつたが長期戰時下に於ける國民生活の緊迫化の情勢に對處して、戰時經濟、產業勞働等の問題が眞劍に論ぜらるゝに至つてゐる。而も之等の運動が從來よりその目標を一層廣汎なる國民各階層を基礎として展開され、從つてその組織運動も之と對應して一層廣汎なる國民各階層を對象として行はれた。殊に從來より日本主義の立場に在る諸團體の右の對象を目標とする活潑なる組織活動には注目すべきものもあつた。

政局變動と革新的政治團體

我國に於ける政治的困難を物語るが如く、十四年に於いて我國は近衞、平沼、阿部三內閣の去來を經驗した。

十四年々頭の四日事變發生以來困難なる我が政局を擔當し來たつた近衞內閣は、事變は新段階に入り此の爲に新たなる內閣の下に新たなる庶政の構想工夫を運らし以て民心の一新を圖ることの必要なるを確信する、として總辭職を決行し、次いで平沼內閣の出現となつたのである。

平沼內閣の成立を見るやその施政は各方面より平沼首相の個人的閱歷に鑑み非常な關心が拂はれたのであつたが結局その施政の基本は「萬民輔翼」「總親和」「總努力」であり、又近衞內閣より軍部兩相外三相の留任に依り構成されたる其陣容よりするも、その性格は近衞內閣の延長と言ひ得るものであつた。

事變發生以來近衞內閣に對しては抱藏するとされた革新的企圖に對する期待と擧國一致の體制に沿ひ積極的に或は消極的に之に支持協力を與へつゝあつた諸新興政黨が平沼內閣に對して如何なる期待を持ち、態度を採るかは注目された所であつた。

社會大衆黨 は平沼內閣成立の一月五日黨本部に緊急常任中央執行委員會を開催し新內閣に對する態度を決議し、麻生書記長の談話の形式を以て左記の如き聲明を發して、事變遂行、聖戰目的達成のために之れを支持し之を鞭韃し、之と協力せんとする態度を表明してゐる。

麻生書記長談

一、（前略）平沼内閣は近衛内閣の延長として成立するに至つた、平沼内閣は事變に對する帝國不動の方針を遂行すると共にそれに對應する革新諸政策の實現のために努力すべき使命を負はされてゐる

二、惟ふに今日の時局はすでに軍事行動に次いで新東亞の建設に亙歩を踏み出すべき秋に際會して居り東亞の新秩序並に經濟建設の事業は今こそその基礎を据えられねばならぬ。又國内に於いては諸體制を整備して生産力を擴充し、國民生活を充實し、以て我が民族の飛躍に備へねばならぬ。

三、我等は平沼内閣が、時局に鑑み、國民の期待に副ひ、飽くまで革新を前進せしめるために努力せんことを要望する。

然し乍ら同内閣の施政方針は總親和の名の下に近衛内閣が事變遂行の爲には、官吏制度、議會制度の改革或は國民的政黨乃至は國民の再組織等の革新を必要とし、この革新のためには多少の摩擦も已むを得ずとした方針とは相當の懸隔ありとして、その政策の革新的性格には期待されざる事を表明してゐる。

日本産業黨 に於いては、一月十五日開催せる 同黨第二回全國大會に於ける宣言中に

「未曾有の非常時局に際會し、近衛内閣の變形たる平沼内閣立つ果してよくその任に堪へ得るや否や、もし一歩を過たば、國歩の危急測り難きものあるや必せり、われらは現政府を鞭撻激勵監視する」

とその態度を明かにした。尚同黨機關紙時局批判に於いて、國家革新の必要に迫らるゝ現下時局の客觀性に背馳し、消極的無經綸な同内閣は時局の重壓に堪へかね早晩挂冠の已むなきに至るべきは必至であるとし、更に、

「……この大業を達成する爲に國内體制の整備統制こそ急務中の急務である。いはゆる國家總動員計畫の完成が絶對に必要なんだ。近衛内閣が成し遂げ得ないで、それに代つた平沼内閣がもしもその任務を全ふし得ないとすれば、一日も早く代つてもらはねばならない。内閣が二度三度代つても、それは問題でない。幾度代つても眞に今日の時局を擔當し得る内閣が出るまで、われは飽ひ抜くの外はないことを斷言する……」

と結んでゐることは注目される所である。

大日本青年黨 はその一月十日附の機關紙に顧問建川美次氏の名に依り平沼内閣に要望すと題す一文を以て、次の如くその態度を明にしてゐる。即ち

「第一は近衛内閣が閣内の統制維持が出來なくなつて退陣せるものなること明瞭なるが、新内閣亦その不統一の原因をなせる前閣僚の大部分を留任せしめたること、第二に内閣退陣の原因はあらゆる障碍を排除して聖戰目的貫徹に進出すべしとする閣僚と不徹底でも已むを得ぬが可成安價にして現狀に動搖を來さぬ程度で戰爭を片づけたいと希望する閣僚との對立にあつたと想像さるゝが……組閣の跡を見れば前者を退け後者を少くも實質的に於て留任せしめたるものの如くである……、更に最も關心を有する所は財政政策に於いてその後者に屬する池田財政が其の儘繼續されんとすることは豫期する所と全く相反するものであり、又最も遺憾とする所以であると評し、前内閣の失敗に鑑み、已むを得ぬ摩擦は之を恐るゝことなく寧ろ之を甘受し、新事態に應ずる政策を活潑に實現し以て聖戰目的の達成に邁進すべきであるとしてゐる。

東方會 更に非常時日本唯一の純野黨を以つて任ずる東方會に於いては、一月十一日代議士會に於いて、平沼内閣に對する政務官問題について協議の結果

「近衛内閣成立當時の立場に鑑み、純野黨として非常時克服に協力するに就ては一政務官を出すことは重大なる意味を有せざるため、今後交渉あるとも拒絶すること」

と決定し間接的に其の態度を明にしてゐる。

平沼内閣はその施政八ケ月を通じて日獨伊防共協定の强化を繞る對歐策に關して終始努むる所があつたがその確立に至らずして、八月二十一日締結せられたる獨ソ不可侵條約締結による歐洲新情勢の展開に對しては「我が方は之に鑑み從來準備し來つた政策は之を打切り、更に別途の政策樹立を必要とする」に至つたとして「國内の體制を整へ外交の機軸を改め、此の非常時を突破せんとするに當つては局面を轉換し人心を一新するを以て刻下の急務」なりとして八月二十八日總辭職を決行し、新に戰時下第三次内閣として阿部内閣が「……複雜多變を極めつつある國際情勢に對しては帝國獨自の立場を堅持し自主的所信の遂行に邁進せん」とし、内に於いては「國内機構を刷新して國防國家の新體制を强化し軍備の充實、生産の擴充、輸出の振興經濟統制の合理的促進等を斷行し、銃後の對策の徹底を圖り以つて時艱に邁進する」ことを以つて施政の基本として登場するに至つた。

今次内閣に對する新興諸政黨の態度方針は、第一次戰時内閣たる近衛内閣に對する與黨的協力より平沼内閣を經て阿部内閣に至り相當の變化を覗知せしむるものがあり注目さるゝ所である。

社會大衆黨 に於いては八月二十八日平沼内閣の總辭職と共に常任執行委員會に於いて「我々は次の内閣に對しても擧國一致の精神の下に平沼内閣に對すると同樣の態度」を採るものであることを聲明したが、阿部内閣の組閣完了せる八月卅日更に緊急常任委員會を開催し、同内閣に對する態度を次の如く聲明してゐる。

聲　明

外交國策をめぐつて平沼内閣は退場し、新に阿部内閣の登場を見るに至つた。戰時下の政變は國民の等しく遺憾とするところであるがせめてもの期待は清新にして强力なる内閣の出現であつた。……我等は擧國一致の建前に於て、あくまで政府と協力し時艱克服に邁進せんとするものであるが、國内體制の强化と、革新政策遂行のためには積極的に政府を鞭撻せんことを期する。……我等の待望する所は、速に外交の大本を確立し、防共排英興亞の精神を貫いて國民の嚮ふ所を明示し、聖戰目的貫遂のために國内體制を整備せんことである。新内閣は、徒らに孤疑逡巡するところなく、斷乎たる決意を以て事變處理に當ると共に、速かに臨時議會を招集して帝國不動

の方針を中外に示し、國民の總意を動員すべきである。

右の如く根本的には前内閣同様の態度を採ることを表明しつつも、九月十一日附同黨機關紙の「主張欄」に於いて、更に

「阿部内閣は、常識的に言へば無難な内閣であらうが、當面せる事態を處理するためにはあまりに弱體だと言はざるを得ない。」

として、同内閣に對して大なる不滿を感ずるが戰時下なるが故に、平沼内閣に對すと同樣なる態度を採るものであるとして、一、徒らに瓦全を求めて無爲無策に墮することなく、所信に邁信してむしろ玉碎すべきこと、二、外交國策に對しては明確なる方針を樹立し、强力なる自主獨往外交を貫くこと、三、從來國民と游離する傾向にあつた政治を、出來るだけ國民に接近せしむる方針を採ること、四、行政機構の改革、官吏制度の革新などは是非この際斷行すべきことを强く要望してゐることは從來の政變に對する同黨の態度より一步出でたとも思はれ注目されよう。

日本革新黨　に於いては八月卅一日黨本部に總務委員會を開催阿部内閣に對する黨の態度方針に就いて協議を行つた結果今後の動向を凝視して、然る後政府に對する態度方針を決定することゝなつた。然し乍ら同黨としては内閣の顏ぶれは思つたほど悲觀したものでなく、そこに組閣工作を通じて新たな觀察を要するものありとしてゐる。卽ち

「……陸軍當局の意嚮や要望に相當動かされたもの丶如く、閣僚の中に小原、伍堂、青木、永井の如き革新派に近き人物を入れ、書記官長に遠藤、法制局長官に唐澤を、更に内務次官、警保局長、警視總監に革新的官僚を拔擢せんとして居り……從つて革新陣營の働きかけ如何によつては、この内閣は近衞、平沼兩内閣よりある程度（勿論程度の問題で大した期待は掛けられないが）革新的政策の實行をやるのではないかと考へられる部分も相當ある……」

として期待してゐることは、社會大衆黨及び大日本青年黨の態度と相當の隔りがあり注目される所であつた。

大日本青年黨　は同黨機關紙に、統領橘本欣五郎氏により討英卽事變解決の貫徹を阿部内閣に要望してはゐるが

「……閣員の顏觸れを見ても此の重大時局に當る可き内閣の閣員として是れ位の人物しか見出し得ないのかと情なく思はれる程である。……かゝる低調な閣員からなる内閣にどうして雄大なる對外國策や發溯たる革新が期待されよう……優秀な新人物は元老重臣など支配勢力が危險視して、登場させないだけだ。而し時局の重壓は益々加重して、遠からぬ將來にかゝる新人物の内閣出現を必至ならしめる。阿部内閣の如きはそれまでの間に合せ内閣に過ぎない」

と批評を呈してゐることは、亦前二内閣に對する同黨の批判的な態度と一貫するものであらう。

第七十四議會と新興諸政黨

戰時下第二回の普通議會たる第七十四議會は、新に登場せる平沼内閣の下に再開されるに至つた。第七十三議會は國家總動員法、電力國家管理法等の重要戰時立法の上程に依り眞に劃期的戰時議會として注目さる所であつた。然し乍ら既に國家總動員法の發動に戰時重要立法事項を委任しある今期議會は戰時立法も尠なく、通常豫算、臨時豫算を合せて九十四億の尨大豫算を始め、政府提出の法律案八十九件、内十件の修正成立を除き他は全部其儘成立を見、戰時議會たるに適はしく何等の波瀾もなく平穩裡に終始した。

然し乍ら此の議會に提出された增稅案は戰時不當利得抑壓と不用不急奢侈品の使用抑制を目標とするものとして、及び會期終了間近かに提出せられたる米穀配給統制法案は、我國米穀政策の劃期的變革への一步前進として注目さるゝ所となつた。殊に增稅案に對してはその增稅趣旨を中心として、通貨　物資、生產力擴充等の問題が活潑に論議さるゝ所となつた。

更に八十九件に上る法律案中社會施設に關する法案としては船員保險法、職員健康保險法の二法案が算へられるに過ぎなかつた。

社會大衆黨の對議會方針並に議會活動

我國新興政治勢力唯一の交涉團體としての資格を有し、議會政黨としての活動を完遂し得る社會大衆黨は三十三名の代議士を擁して今期議會に臨んだ。勿論その戰時下議會活動は前回第七十三議會に於いて採りたる態度と同樣野黨的立場を一擲して、戰時國策の遂行を遺憾なからしめ擧國一致體制を强化せしむべく、與黨的立場に於いて協力に努むる根方本針を逸脫するものでなく、近衞平沼兩内閣に對し、根本方針には何等變化なきものであつた。

卽ち議會招集を前にした十三年十二月二十三日、黨本部に於いて代議士會を開催して議會對策委員會の構成其の他の對議會陣容を整へ、越えて一月二十日議會再開を前にして再度代議士會を開催し、安部委員長の挨拶として休會明けの對議會方針を左の如く決定して之に臨むことゝなつた。

第七十四議會に對する態度

一、新東亞建設に關する積極的意見を開陳し、國策決定に寄與すること

一、長期建設に對應し得るため國内革新に關する諸方策の具現に努力すること

一、日滿支を貫く計畫經濟の實現を期し就中食料政策の樹立に邁進すること

一、議會の品位を向上し、審議能率を增進する樣我が黨提唱案の貫徹を期すること

一、近衞内閣に依つて立案され平沼内閣に依つて提案を見合せられたる諸法案中革新的意義を有するものを提出する樣政府を督勵すること

一、總動員體制を强化し、國家總力戰の實をあげるため左の如き諸法案の提出を要求すること

（イ　銃後國民生活安定に關する諸法案

（ロ）産業再編成を基調とする轉失業の全般的對策を實現し得るための諸法案

（ハ）國民全般の保健制度確立の基調に立つ船員保險法案、職員保險法案等の厚生的法律案

一、統制政策の強化とこれに伴ふ國内體制の整備に關して、國民大衆の要望具現に努力すること

更に同黨は前第七十三議會に於いては戰時議會に適はしき機能を發揮することを要望して「戰時議會の能率的遂行に關する提案」を政府並に民政、政友兩黨に提案したが、今期議會に於いても亦右と同樣「議會の能率的遂行」「審議の合理化」「各黨代表質問制」「政府、政黨の連絡機關の設置」其他四項を内容とする「戰時議會革新に關する提唱」を十三年十二月二十日開催されたる衆議院各派交渉會席上、各黨申合せ事項とすることを提議し「各黨代表質問制」及び「政府、政黨の連絡機關の設置」の二項を除きその同意協力を得るに至つたが、更に「政府、政黨の連絡機關設置」案も今期議會より實現を見るに至つた。

要するに同黨の今期議會に對する態度は、議會の前途に對しては頃日來兎角の意見があるとしても、下意上達の眞の國策機關は議會の他にない、從つて議會が充分にその機能を發揮し得るや否やは、我國政治の將來にとつても至大なる關係があるとして、前記休會明けの議會方針にもあるが如く、新東亞建設、長期建設に對應し得るため國内革新、日滿支を貫く計畫經濟の實現を期し、更に黨大會に於いて決定せる統後國民生活に支障なからしむるため重要產業國營、統制經濟、轉失業問題等の具體策に關しても議會活動を通じて凡ゆる機會にその實現に積極的努力を盡さんとするにあつた。

尙同黨がその獨自の立場より今期議會に提案せる建議案、法律案或は質問書は銃後關係、社會施設、勞働行政乃至は產業經濟の各般に亘り總數二十五件の多きに上つて居る。

建議案

一、戰傷病死者遺族のラヂオ無料聽取に關する建議案
一、厚生省の勞働統計局設置に關する建議案
一、結核豫防並に撲滅に關する建議案
一、農業團體統制に關する建議案
一、齒科用金合金配給に關する建議案
一、下級官吏優遇に關する建議案
一、船舶職員法改正に關する建議案
一、國立義肢檢查所設置に關する建議案
一、小學校兒童の齒科診療に關する建議案
一、府縣會議選擧に無料郵便許可に關する建議案
一、九州工業地帶に省線高架線敷設促進に關する建議案
一、興信所法制定に關する建議案
一、伊豆七島に町村制施行に關する建議案
一、官幣中社英彥神社昇格に關する建議案
一、石炭配給國營に關する建議案

一、國語ローマ字綴に關する建議案
一、博多港の第一種重要港灣指定に關する建議案
一、軍事扶助徹底に關する建議案
一、水上生活者アパート建設に關する建議案
一、戰時又は事變に際し召集せられたる者及其の家族の戶籍上優遇に關する建議案

法律案

一、恩給法中改正法律案
一、所得稅法中改正法律案
一、健康保險法中改正法律案
一、刑事訴訟法中改正法律案

米穀統制法案は今期議會に提出された唯一の戰時農業政策立法であるが同法の成立により米價變動に依る商業利得が減殺されて必然的に米穀商は手數料取得者としてのみ存在し得ることとなり、從つて米穀商の全國的反對氣勢の中に上提され、その成立に至る迄數次の修正を經て可決されたものである。

同黨に於いては從來より主張する米穀專賣制に對する一步前進として期待せるものであるが、戰時農業政策の基本をなすものは、一、生產物の確保と農民生活の安定であり、二は價格安定政策であり、三は農村人的資源の確保でなければならぬが本法案は二の段階にあるものとして、更にその完璧を期さねば眞に戰時農村政策たる機能を發揮し得ざるものとして、希望條項を附して本法案に贊成してゐる。

東方會の議會對策

社會大衆黨についで議會内勢力を有し、且つ既成政黨の分野より革新的勢力としての大衆政治團體として新たなる發足をなさんとする東方會の今期議會に對する態度は注目さるゝ所であるが、同會は十三年十二月廿一日の代議士會に引續き、廿二日同會本部に於て全體會議を開催、會長中野正剛氏の激勵演說並に次の聲明を發表してその對議會基本方針を闡明にしてゐる。

聲明

日支事變絶大の殊勳者は肉彈である。肉彈は全日本の民間に磅礴たる最も粗野なる大和魂の表現である。我が政治と外交との要諦は此の力を基礎として、日本大衆眞實の姿を内外に顯彰するにある。東方會は非常時日本の唯一の純野黨である。我等は常に獨自の見解により國民の動向を指導し、或は婦態外交の再登場を排擊して大臣を遁逃せしめ、或は思ひあがりたる官僚獨善の「國民再組織」を糾明して、反動政治の攻勢を頓挫せしめたが、是れ實に日本國民の本態と自覺とを信賴し、之れを恢弘して君臣一致大業に貢獻せんとせるものに外ならない。

前揭聲明書にも見られるが如く、同會は自ら規定して「非常時日本唯一の純野黨」と稱しつゝも、その根本的態度は從來の立場から將又現時局下の諸情勢よりするも是々非々の態度を採りつゝも戰時國策の積極的遂行と自主的外交の確立の爲にする政府への强硬鞭韃以上に逸脫せざることは勿論である。

日本革新黨の對議會方針

立黨以來議員中心選擧中心の黨に非らざることを標榜して革新議會勢力中獨自の立場を採る日本革新黨は、黨として獨自の今期議會對策として紹介すべきものは何等決定してはゐない。然し乍ら同黨が所屬せることによつて革新的政治分野より注目さるゝ第一議員俱樂部は、十三年十二月二十三日其の對議會態度を發表したがその大要は左の如きものであつた。

聲　明

我等同志は第七十四議會に臨むに當り左記に依り議員各自の任務を遂行するとゝもに、自肅自戒、その實踐に務め併せて政府及び各會派の協力を衷心より切望し、仍つて以つて君臣一體億兆一心の實を擧げ、支那事變終局の目的を達成し東洋永遠の平和確立に資せんことを期す。一、政府は議會に於て我が國力の實態と國際關係の實情とを率直に說明し、事變の新段階に對する飛躍的國策の根幹を官民協力の下に樹立すること。二、帝國議會はひとり政府施設の批判監督をなすに止まらず、政府と協力して、日滿支を一體とする新東亞體制の建設並に國內に於ける政治產業經濟教育に關する體制の整備を圖ること。三、議會の論議は以上を以て第一義とし、輕浮なる世論に迎合するが如きは嚴にこれを戒しむること

以上は同黨の所屬する第一議員俱樂部の對議會方針であり、之を以て直に同黨の對議會方針とすることは不可能ではあるが勘くとも同黨が今期議會に對する態度の一半は之を以つて窺ふに足るものであらう。

府縣會議員選擧と新興政黨

今次府縣會議員選擧は十四年九月下旬より十月中旬に亘り、鳥取縣を最初として二府三十七縣に亘り全國的に施行された。

前期府縣會議員選擧の全國的施行が昭和十年に行はれて以來我國政治、經濟、社會諸情勢の激變せる長期戰時下に於いて初めて施行せられたる全國的府縣會選擧であり、その結果は地方政治に對する一般國民の關心を卜するものとして注目された。

殊に前期選擧に於いて躍進的成績をかち得た新興政黨は其の後に於ける社會情勢の激變に遭遇しつゝ困難なる歩みを續けつつある時、又戰時下に於いて各府縣民の選擧に對する關心の低下が豫期され得る時、之に對し如何なる方針を持ち、その成績を獲たるかは興味ある問題であつた。

社會大衆黨

前期府縣會議員選擧に於いて黨結成以來の記錄的成績を收め之を轉機として衆議院議員總選擧に於いても躍進的成果を克ち得た同黨は其後に於ける時局の變動に對應して、全體主義的國家主義への轉換より、更に「國民の黨」への發展を企圖する新たなる立場より戰時下選擧を如何に戰ふべきかを愼重協議の結果、七月十五日第二十六回常任中央執行委員會に於いて、片山哲氏を委員長とする「府縣會選擧對策特別委員會」の設置を決定し地方選擧活動を統制指導せしめることゝなつたが、これに

先立ち、時局の重大性に鑑み選擧肅正の徹底と物資節約の見地より選擧の徹底的簡易化を要望し、衆議員選擧肅正專門委員會に提議すると共に、內務省當局の善處を要望して要請書を提出し、更に府縣聯合會を通じて地方長官に要請せしむる樣六月二十三日附通達を指令した。

更に八月十一日前記府縣會選擧對策特別委員會は新東亞建設の大業達成並に國內革新運動に卽應し選擧效果の昂揚を期し、大要左の如き選擧スローガン並に選擧政策を發表した。

選擧スローガン

一般的スローガン（都市、農漁村地區に共通するもの）

一、國內革新、興亞の建設
一、縣政の刷新、興亞の一石
一、政治と國民を結ぶ一票
一、戰時利得は國家に返せ
一、興亞の聖票は大衆黨へ
一、長期建設は肅正選擧から
一、政治の解放、分任精神の涵養
一、官民一致で聖業達成
一、租稅負擔の均衡化
一、犧牲產業人の徹底的救濟
一、乳兒を縣費で保護せよ
一、銃後生活の保障、聖戰目的の貫徹
一、社會大衆黨へ、國民の黨へ

農漁村地區用スローガン（略）

都會地用スローガン（略）

選擧對策

第一　一般政策（農漁村地區と都會地に共通するもの）

一、行　政

イ、選擧肅正の徹底　ロ、選擧の徹底的公營　ハ、地方行政機構の改革　ニ、產業的區劃による府縣の整理統合　ホ、監督行政の單純化

二、財　政

イ、地方的負擔不均衡の徹底的是正　ロ、地方稅制の根本的改革　ハ、戰時負擔の徹底的均衡

三、產　業

イ、府縣生產力の計畫的擴充　ロ、公費による犧牲產業の革新的更生　ハ、工場公害（工場鑛山の汚毒水或ひは煤煙による被害）防止の徹底と賠償規定の强化　ニ、勞働力の徹底的保護培養

四、社　會

イ、銃後生活の保護　ロ、物價騰貴の抑制　ハ、軍事援護事業の强化　ニ、高利債の整理促進

第二　農（漁）村政策

一、產　業

イ、土地管理制度の確立　ロ、農村勞力の計畫的補正　ハ、農業生產資材統制の徹底　ニ、鋏狀價格差の是正　ホ、大陸開拓

二、社　會
イ、乳幼兒保育機關の完備　ロ、體位向上施設の擴充　ハ、教化、娯樂機關の充實

第三　都會地政策

一、產　業
イ、商業免許制の徹底　ロ、工業、商業、繰出組合擴充　ハ、下請工業の合理化　ニ、轉業の助成とその計畫化　ホ、中央卸賣市場の公益本位の改善　ヘ、經濟警察の民衆化と惡質違反者嚴罰

二、社　會
イ、勤勞者保護施設の完備　ロ、乳幼兒保護施設の徹底　ハ、體位向上施設の擴充　ニ、文化、運動施設の充實

而して同黨は、二府三十一縣一二九區の選擧區に一三二名の候補者を擁立して之に臨んだが開票の結果は、前期選擧戰に於いて總得票一四萬票、候補者五三名に對し二四名の當選者を獲得せるに反し、總得票數に於いては後掲表の如く二二萬四千餘票を得て全國的に黨勢の伸張を示めし得たが、當選者數は三二名にして、當選率及び平均得票數に於いて可成りの低減を示めし、前期選擧戰と對比し良好なる戰績を確保し得たとは言ひ難いのである。

昭和十年選擧成績		昭和十四年選擧成績	
立候補地區	五三	立候補地區	一二九
立候補者數	五二	立候補者數	一三二
當選者數	二四	當選者數	三二
次點者數	一一	次點者數	二八
總得票數	一三九、〇六九	總得票數	二二四、四七三
平均得票數	二、六一四	平均得票數	一、七〇一
當選率	四五%	當選率	二四%

而して右の如き成績に關し、同黨は選擧技術の拙劣の外に、一般的原因として次の如く辯護してゐる。

卽ち戰時下國民の最大關心は事變處理に集中され從つて選擧は低調ならざるを得なかつた、殊に青年層の革新政策に對する支援を基礎として發展せる同黨は今次選擧に際してはその支持層の大部は征野にありし爲、その支援を受け得ず選擧戰に於ける縣政策活動の上に少からぬ不利を招いたが更に旣成政黨との對比不鮮明、肅選の後退、乃至は超黨派的國民的立場に立つてなす銃後活動は黨としての又個人としての日常活動を不徹底ならしめてゐること等を指摘してゐる。

東方會

支那事變の處理と世界の一大變亂に備へる日本內外の政治的課題は全國民の最も徹底せる政治的啓蒙と政治革新の一大國民運動に俟つ以外解決の途なしとする同會は、今期府縣會選擧を通じてもこの方針に則して之に臨むことゝし、八月二十九日緊急政務調査部會を開催し、選擧對策を協議し左の如き基本方針並選擧戰を通じて國民大衆に主張すべき選擧政策、スローガンを決定した。

府縣議戰に臨む東方會の基本方針

△東方會は廣汎なる國民運動の第一義とするが故に選擧第一主義の選擧運動を爲さゞること。

(イ) 支那事變の處理と世界の一大變亂に備へる日本內外の政治的課題は全國民の蹶起に依る一大國民運動に俟つ以外解決の途なきことは旣に國民運動方針等に示した通りである。

(ロ) 從つて此の未曾有の重大時局下に行はるゝ選擧に於て從來旣成政黨が爲し來つた如き選擧第一主義の選擧運動を行ふことは東方會の政治的良心に訴へて愼まねばならぬ。

△選擧は國民運動の一翼として最も果敢に行ふこと。

(イ) 國民運動は全國民の最も徹底したる政治的啓蒙と政治革新の運動なるが故に政治運動の公認舞臺たる選擧は國民運動の線に隨ひて最も勇敢に戰はれねばならぬ。

(ロ) 府縣議戰を通じて日本政治の革新に貢獻することは肉彈の英靈に應ふる銃後國民の責務であることを強調しなければならぬ。

(ハ) 地方議會でも中央議會でも安心して政治を委ね得る正義の士を送ることが國民の政治的任務の一である。

△選擧戰を通じて東方會の主義綱領及び時局の新情勢に對する態度を徹底せしめ時局に對する國民の決意を促すこと。

政策及スローガン

選擧に臨む主義主張は東方會の主義綱領及決議に基くこと勿論である。特に今次の府縣議選擧のための政策スローガンとして決定したるもの次の如し。

△一般政策スローガン

一、萬民輔翼、天皇政治の顯現。一、戰時奉公の均衡化。一、勤勞の汗、報公の至誠。一、國民の蹶起、國家の躍進。一、アジアの解放、アジアの建設。一、革新は自治體から。一、官治の革正、自治の再建。一、肉彈の犧牲を生かせ。一、銃後施設を徹底せよ。一、光は東方より。

△都市政策スローガン

一、生產の基礎、勞働力の健全性確保。一、經濟統制の自主的合理化。一、轉業補助政策の徹底。一、中小工業者無擔保融資擴充。一、商工業組合共同事業擴充强化。一、下請工業の合理化一、金錢債務調停の適正擴充。一、百貨店稅の增徵及商品目制限。一、工場衞生施設の擴充。一、最低賃銀の制定。一、醫療施設の社會化。

△農村政策スローガン

一、國力の源泉、農村の健全性確保。一、戰時中旱害國家保證。一、農村負債整理の徹底。一、農業金融機關の確立。一、農事團體の一元化　一、國家委任事業事務費全額國庫負擔。一、肥料農(漁)具國家管理。一、土地增價稅新設、土地投機抑制、一耕地

引上禁止。一、適正小作料の樹立。一、國家保證による全耕作地の自作農化。一、農村保險衞生施設の充實。一、農業家本位の農業對策確立。一、大陸移民政策の徹底强化。

而て同會の選擧成績は、立候補者數三十六名に對し二十名の(內推薦十一名、中立九名)當選者を得、今次選擧に於いて新興政黨各派の一般的低調に對して比較的良好なる成績を克ち得たことの一班は、同會が非常時日本唯一の純野黨たることを標榜する特異な革新的政治意識に立ち、更に最近に於いては組織活動に對して有力なる指導部を確立し、運動そのものを組織的計畫的になし來つた點に求め得るとされる。

大日本青年黨

「選擧黨に非ざる我黨に在りては選擧も組織擴大、黨の宣傳並に黨員の訓練の一方法として利用すべきものにして、議會に議員を送り黨の主張の實現を期するものに非らず……要は黨勢の飛躍的擴大の爲めの一方法として利用すべく徹底的理想選擧を行ふべし」となす同黨の選擧方針より、今次選擧に對しても所謂選擧運動に奔走することを避け、其の選擧政策も「事變解決を目的とする排英を選擧民に徹底すること」を第一とし、唯組織の擴大、黨員獲得の所定の方向に沿つて之に臨んだ。而して同黨は各候補者は何れも黨公認乃至は黨推薦の形式を採用せず、各自の地方組織に即した獨自の運動方法による自主的活動を慫慂し、約十名の立補者を擁して三名の當選者を獲得してゐる。

更に日本革新黨に於いても亦選擧中心の黨に非ずとする基本的建前より今期對府縣會議員選擧に對しても選擧を通じて同黨の主張を廣く國民に知らしめ、時局認識高揚に主力を注ぐことを根本方針として、選擧對策の如きも特に決定することなく、その選擧成績も特に報告すべきものは無かつた。

社會大衆黨、東方會合同問題

東方會並に社會大衆黨の合同問題の提起は、十四年度に於ける新興政黨の大なる動向の一展開として、著しく注目さるゝ所であつた。

斯かる合同への企圖は、革新陣營の大同團結を要望する客觀的情勢に對應するためのものであるが、頭初企圖された兩黨及び國民同盟に依る三派合同が國民同盟の參加拒否に依り東方會社會大衆黨の兩黨のみの合同に限定され乍らも合同遂行の企圖を持續したことは、同時に兩黨の有する特殊事情が更に之を拍車したものと云へよう。

社會大衆黨と東方會は何れも共に「全體主義」を以つて立黨精神とするものとは言へ從來その歷史と傳統より兩者は相對立する立場にあると目されて來たのである。

乍然一面この歷史と傳統の相異より來たる兩黨の團體的性格乃至は本質が亦この合同の根據となつたものとも言へよう。

卽ち社會大衆黨に於いては昭和十二年第六回全國大會に於いて、全體主義的國家主義への轉換を明瞭にしたが、さらに十三年七月支那事變一週年記念日に際し「擧國一致强化のため全國民の組織化を目標とする眞の一大革新政黨の出現を待望し己を空しふして努力せん」とすることを聲明し、十三年度第七回全國大會に於いては更に「國民の黨」の組織を强調してこれが結成に黨活動の全面的展開が强く呼ばれて、その動向は注目さるる所となつてゐた。然し乍らその實踐的活動は意圖すると雖もその具體的對象を缺くのみならず、且過去の歷史よりするも現在の同黨は孤立の狀態にあり、更にその諸政策の樹立等にも或る不自然さが親知せらるゝ現狀にあつた。

他方東方會は十二名の代議士を擁し、新興政黨中社會大衆黨に次ぐ議會內勢力を持し、所謂既成政黨を發足點とした同黨が更に大衆的政治團體としての再出發を企圖しつゝあつた。而も從來より唯一の大衆的基礎たる日本農民聯盟とも未だに正式支持關係を結び得ない團體的性格よりすれば、その企圖する大衆的組織の進展が同黨にとり相當容易ならざるものあることは想像さるゝことであらう。

今回の合同への企圖が革新陣營の大同團結への要望を前提として、斯かる兩黨の團體的性格を合同によつて相互に補强せんとする企圖が更に之を拍車し、急速に進展せしめたことも察知し得るであらう。

兩者の合同が喧傳され初めた二月九日、社會大衆黨は同黨本部に於いて緊急常任中央執行委員會を開催、又東方會に於いては緊急代議士會を開催して、各々左の如き聲明書を發して合同に對する態度を闡明にした。

社會大衆黨の聲明

一、我國は今や東亞新秩序の建設てふ有史以來未曾有なる大業を敢行しつゝある。聖戰既に第三年、尊き國民の犧牲を生かし、事變有終の成果を收めんが爲には國內改革を斷行して國內體制の整備を成就せねばならない。この新東亞の建設、國內改革の斷行の基本たるべきものは、實に革新的政治勢力の速かなる結集である。一、我等は昨年七月聖戰滿一周年に際しこの革新的政治勢力の大結成のために「己れを空ふして」努力すべきことを聲明した。我等は先づ東方會と共に新政黨を結成して「國民の黨」組織の巨步を踏み出さんとするものである。一、今回の革新新黨の結成は來るべき統一的革新政黨の基本をなすものであつて、これを出發點として興亞革新の擧國的「國民の黨」組織のために全努力を捧げんとするものである。我等はこゝに東方會と共に新黨結成の協議を始むるに當り廣く同憂の士來り協力せられんことを切望する。

東方會の聲明(東方會の發展的進出)

東方會は急迫せる現下の情勢に鑑みその光榮あるイデオロギーの凱歌を奏しながら、發展的進出の決意をなすべき機會に遭遇した。我が最初からの計畫は革新陣營全部の糾合であるが迂餘曲折を經たる後先づ社會大衆黨及び東方會の決意を聲明し、直ちに天下の同志に呼びかくる順序となつたのである。私は今日午後三時東方會々長の資格をもつて社會大衆黨の黨首たる安部磯雄氏と會見し、玆に意見を交換して全體主義革新政黨結成の結論に到達する決心である。

この點については寄り々々諸君と非公式協議を重ねて來たが、今日改めて公式の機關に諮り、小生に對して機宜の手段を講ずべき使命を一任されんことを切望する次第である。

更に同日安部社大黨中央委員長、中野東方會々長の會見が行はれ、又社會大衆黨側より麻生書記長、片山哲、河上丈太郎、三輪壽壯、淺沼稻次郎、平野學、東方會側より中野會長、由谷義治、杉浦武雄、大石大の兩黨代表者の會同が行はれて新黨結成に對する兩黨共同聲明書を發表すると共に新黨準備委員が指名され合同への第一歩は踏出されたのである。

社會大衆黨東方會共同聲明

日本は現下の支那事變を克服し、東亞再建の大使命を貫徹すべく正に一大試練の下に置かれてゐる。而して難局打開の唯一方法は、過去の日本歷史が指示する如く、每に建國の精神を顯現し、一君萬民の大義に則りて、全國民の協力を新にするにある。世界に卓越せる我國體に於て特權政治、階級政治、獨善政治は斷じて許さるべきでない。萬民翼贊は國體の精華であつて國民參政は憲政の基本である。乃ち茲に新日本の指導精神を提唱して、社會各層の自覺と熱情とに愬へ、同胞の元氣を恢弘して、洗練せられたる國家意志にまで奏結せしむるは、實に新時代に缺くべからざる政黨の任務である。

社會大衆黨及び東方會は各々別個の歷史を有し其の主張に於て時に前後緩急を異にして來たが、眞劍に國家民人を憂慮する點に於て何等差別はない。究極押しつまりたる今日に於ては、互に赤誠を披瀝して大和魂の本能に歸一し、戰友の如く和親協力して、時代の先驅たるを辭すべきでない。是に於て兩黨は各々直ちに解黨の手續を取り、血盟の同志を基礎とする全體主義單一國民政黨を結成する爲め急速に準備委員會を組織することにしたい。蓋し立黨の事は天下の公事に屬し、單なる兩黨の合同に墮すべきに非ず、固より廣く同憂の士を天下に求むべきであるが、先づ自由の立場にある革新的同志の糾合より出發し努めて所謂ポリチクスに流るゝことを嚴戒する下名等は此の方針により、全責任を帶びて直ちに新政黨結成の實現に着手することを誓約する。

新黨結成準備委員（○印は常任準備委員）

社會大衆黨　○淺沼稻次郎、阿部茂夫、○河野密、河上丈太郎、○三輪壽壯、○平野學、松永義雄、龜井貫一郎、○片山哲、中村高一、田萬清臣、水谷長三郎、菊川忠雄、三宅正一、山川宗彬

東方會　青木作雄、三田村武夫、小野謙一、木村武雄、○大石大、○田中養達、○渡邊泰邦、○杉浦武雄、○由谷義治、馬場元治、三浦虎雄

頭初合同は國民同盟を加へた三派合同が目論まれたが結局は國民同盟の不參加に依り以上の如く二黨合同決定後、二月十四日に至り日本革新農村協議會の參加勸說に成功し、その參加を實現し得て合同完成は相當の曲折と波瀾は豫期されつゝも成果を實現し得るが如くに思はれたのである。

然るに他方この合同に對する各黨の內部情勢には容易ならざるものが觀取された。

東方會に於いては合同に依り大衆政黨への進出を企圖すると云ふも合同の趣意は必ずしも黨全體に徹し得ず、馬場元治、三浦虎雄兩代議士がこの合同に不滿ありとなして脫退し、一方社會大衆黨に於ける地方組織中にもこの合同を慊らずとなすものがあることは、突如として合同が發表され黨本部より「東方會社會大衆黨の新黨結成問題は一月中旬頃より兩黨幹部間に話しが進められつゝあつたが、實際政局の情勢は複雜微妙にして問題を直ちに大衆の討議に移し得なかつた」こと等を理由としても納得し得ざるものあり、且結成さるべき新黨の大衆政黨としての將來を危惧するものあることは左記の合同に對する京都及び東京府各聯合會の決議又は申合事項に依つてもその空氣の一班を察知し得よう

京都府聯合會の決議

今度の我黨と東方會のみとの單獨合同は、何等大衆に基礎を置かざる謀略的合同にして來るべき統一的革新政黨たる興亞革新の擧國的「國民の黨」組織の第一歩としての本質を失ふ惧あり、仍て黨は須く合同大會を延期して下部組織の充分なる理解と協力を求むべし右決議す。

東京府聯合會の申合事項

東京府支部聯合會第三回執行委員會は常任中央執行委員會の聲明並に黨本部よりの合同經緯及び指令第一號の趣旨を了承し、我黨立黨の精神に鑑み新黨をして眞に國民の黨たらしむべく、黨員大衆の意志を反映せしむるやう努力すべきことを申合す。

斯かる空氣は又所屬代議士に反映し、その團體的性格擁護の爲には合同に依る新黨首腦部は社會大衆黨側によつて占むべしとする機運が醸成せらるゝに至つたのである。

更に日本革新農村協議會に於いても、その參加決定に先立ち「革農協は政黨運動の母體ではなく新國民運動を目的とするものであるから、政黨の離合集散の渦中に這入らないだらう。勿論我々は如何なる場合と雖も新黨に加入することはない」

と明言して、その議會勢力とも見らるべき北勝太郎、永川忠則兩氏が合同參加を拒否し、而も同協議會の有力組織たる北海道秋田、長野、廣島四地方中、北海道、廣島の兩組織は右兩氏に從つて不參加を決定するに至つた。

斯かる黨內情勢を抱藏しつゝも合同へ進行しつゝあつたのであるが、その首腦部の構成を繞り社會大衆黨は前述の黨內情勢よりするも東方會の固執する中野黨首案に同意するを得ず、又社會大衆黨の安部黨首、中野副黨首、麻生幹事長とせんとするこの空氣は東方會に於ける愛國陣營に關聯を有する一部を刺戟して合同反對に積極化せしめ、東方會に於ける大勢を合同逡巡せしめるに至つた。之に對し社會大衆黨より更に安部氏を屢問にし中野總務委員長、麻生幹事長の兩者一體案を提案し、大乘的見地より合同へ邁進せんとしたが、二十一日に至り安部磯雄氏は今回の合同に意義を表したのは、國民同盟を加へたる合同を期待したるものであり、且自己の地位に關して紛糾を生じつ

つあることは遺憾であるとして「新黨不參加」を聲明し、之れ以上合同に進展するときは社會大衆黨を分裂に導く危險を思はするに至つた。是の情勢は爰に醸成されつゝあつた合同反對の機運に機會を與へた結果となり、玆に合同への企圖は「問題を具體化するについて機未だ熟せざるところあり」として無期延期の止むなきに至つたとして二月二十二日左記の如き共同聲明を發表し、合同問題は豫期し得ざりし結末を見るに至つた。

共同聲明

社會大衆黨、東方會、日本革新農村協議會を樞軸とする革新々黨準備會は、社大、東方兩黨首聲明を基礎とし、諸般の準備を進めて來たが問題を具體化するについて機未だ熟せざるところあり、此の際新黨結成を見合せ、友好精神を持續しながら他日の機會を俟つことに決定した。

新興政黨の動向とその年次大會

我國現下の社會情勢より來る諸制約は十四年度に於ける新興諸政黨の日常活動の實踐的部面は著しく狹められた觀がある。從つて各黨派共に其の活潑なる組織的活動を阻まれ、組織的伸張には見るべきものはなかつた。更に事變の進展と共に露呈されたる經濟的混亂は國民生活への重大なる影響を及ぼせるも斯かる社會情勢に對處したる日常活動にも亦見るべきものはなかつたと言へよう。

唯僅かに變轉極りなき國際情勢と更に支那事變を通じて我國と相對立する第三國に對する自主的強硬外交の樹立を要請する國民的輿論の勃興に對應して行はれた日獨伊防共強化、とその軍事同盟締結促進運動乃至は天津租界問題を契機としての排英擊英運動の活潑なる發展は新興政黨の各派を問はず萎縮せる活動に一脈の生氣を與へたるが如くであつた。

社會大衆黨

今春の合同破綻以後複雜なる黨內情よりその推移を注目さるる所であつた。殊に昭和十三年秋以來の活動方針の根柢とする「國民の黨」集結の重大課題に對する再出發に關しては至大の關心を懷かれて居たのであるが、同黨に於ける十四年上半期の活動は合同問題の挫折に禍はされ、その後の黨再整備に主力が傾けられたかの觀がある。

三月六日合同破綻後初の常任中央執行委員會を開催して、その善後處置を協議すると共に左の如き聲明を發して、新黨結成運動後の黨內陣容の再整備と、同黨が十三年秋以來抱懷する「國民の黨」集結の方針を堅持するものたることを明かにしたが、更に同委員會の決定に依り右に基く方針の地方組織への徹底と黨組織の再强化擴大を圖り、四月中、近畿、中部、關東、信越、北陸、東北、九州四國各地協議會を開催し、之と併行して第七十四議會活動報告の爲全國に遊說が行はれた。

聲明

我等は玆に第七十四戰時議會を終了し更に新たなる活動に入らんとするものである。我等はさきに我黨及東方會を中心とする革新的新黨の結成を企圖したが、不幸にして機未だ熟せず、遂にその成立を見るに至らなかつた。革新々黨の結成を通じ國內改革運動を前進せしめ得なかつたことは甚だ遺憾とするところである。然し我等は今次の聖戰目的を貫徹し新東亞の建設を達成せしむる途は、國內諸般の體制を改革し眞に長期戰體系を確立することを愈々痛感するものである。我等は新黨結成運動後の黨內陣容を結集强化して再整備すると共に、時局益々重大な折柄新たなる意氣を以つて國民大衆の支持と協力の下に、あくまで「國民の黨」の結集を遂げて興亞、國內革新に努力を捧げんとするものである。右聲明す。

更に同黨に於いては十四年上半期に於ける活動の檢討と下半期活動方針の樹立整備のため七月二十一日東京芝協調會館に於いて全國的協議機關たる第二回中央執行委員會を開催し、當面の政策として、支那事變處理を目標として國內改革の方針を示す「戰時推進政策」なるものを決定した。本政策は同黨が昭和十三年度大會に於いて全面的に修正せる建設大綱及政策を其の後の情勢發展に應じて更に具體化せるものであり、今後の黨活動の指針をなすものである。本政策は、一、事變處理に關する方策、二、綜合物價政策並に貿易政策、三、戰時農業生產力擴充政策　四、戰時社會政策、五、中小商工業對策並に產業再編成の五項目に分れてゐるが、その決定に當り「この他指導精神の問題、國民組織の問題等取り上ぐるべきものは多いが、それは他日を期することゝした」として國民生活との關聯多き部面に於けるものが當面問題となすべきものとされてゐることは興味ある動向を示すものと言へよう。

日獨伊防共協定强化乃至は日獨伊軍事同盟締結促進運動及び排英運動は十四年を通じての新興諸政黨の主要運動であつたが同黨に於いても亦、支那事變の打開と新國際體制の樹立の二點即ち蔣抗日政權の抗戰力の大半をなす英佛蘇等の諸國の救援を阻止する爲、日獨伊の軍事同盟締結により之等援蔣諸國の勢力を東亞より驅逐し、更に進んで現在國際的不安增大の原因たるベルサイユ條約に基く不合理なる國體制を打破し、世界再建國際新秩序の基本となすべしとする外交方針より排英運動と日獨伊軍事同盟締結運動を並行的に展開しつゝ、更にコロンス島租界事件、天津租界事件を契機として、全國的に排英運動の展開を期し、七月十一日支部及び支部聯合會に對し排英國民大會、府縣民大會、市町村民大會を開催して本運動を一大國民運動として展開すべきを指令し、同時に本部に於いても政黨提携によ る排英運動の强化を企圖すると共に、帝國不動の方針を中外に宣明するため臨時議會の召集を要請した。更に八月五日常任中央執行委員會の決定に基き、八月七日政府に對して「錯綜せる國際情勢の間にあつて東亞新秩序の建設達成のためには、日獨伊防共協定を軍事同盟に發展せしむることが最も有效なる方策」なりとして黨代表者は關係當局を歷訪し之を要請し、八月二十

一日、東京日本青年會館に排英國民大會を開催して輿論の勃興に應へる所があつた。

更に同黨の十四年度下半期活動としては朝鮮及び九州、中國四國、近畿各地の西日本十數府縣に亘る未曾有の旱害に對する對策の樹立に、米穀增産計畫、戰時糧食對策の樹立に關し、黨獨自の立場より、或は大日本農民組合との聯携の下に夫々活動する所があつた。

日本革新黨

立黨以來數年を閲みした同黨十四年度の活動は、日獨伊軍事同盟締結要請、排英運動、其の他對外强硬運動にその機會を見出したるもの丶如くである。亦右の運動は院內に於いても第一議員俱樂部及び十四年十一月國民同盟、東方會其の他の革新團體の連繫に成る時局同志會との共同歩調の下に展開さるゝ所であつた。

而て右の對外運動の實踐的部面に於ける同黨青年隊の活潑なる動きの注目さるゝものがあつた。同青年隊は、國家總動員法反對の情勢に對抗する黨本部及び東京府聯合會の別動隊としての黨內青年分子の活動を契機として昭和十三年八月日本革新黨青年隊として結成されたものであるが爾來黨が獨自の立場よりなす日常活動の大半は同青年隊によつて行はれつゝある。

更に戰時下經濟問題に對して、物價、購買力吸收、消費規制等に關して黨獨自の政策を提示し、夫々活動する所があつた。

尙黨は戰時產業勞働問題に關してもその重要性に鑑み、十四年八月黨本部に產業勞働委員會を設置し之が對策樹立を圖ることゝなつてゐる。

而て十四年度に於ける同黨日常活動の主流も亦對外强硬運動に一貫したものであつた。

卽ち十四年一月開催せられたる黨第二回全國大會に於いて決定せられたる革新國策大綱に基く、東亞協同體の建設と發展とのために、次の如き諸方策の確立と實踐を目標とする對外國策樹立への推進運動と言へよう。

一、蔣政權と結托して日本の東亞國策を妨害するのみならず東亞の赤化を企圖しつゝある共產主義國家蘇聯邦とは絕對に相容れざる國際關係に立つを以て、彼の野望を根本的に挫折すべき一切の用意を整ふること。

二、英米佛等の民主主義國家群が依然として我が東亞國策に反對の態度を執り、種々なる妨害行爲をなす限り、日本は斷乎として彼等の策動を許さざる方針を執ること。

三、獨伊等の全體主義國家群とは益々締盟關係を緊密化し、之を軍事同盟にまで發展せしめ、民主主義國家及び共產主義國家に對し完全なる協同戰線を張り以て世界秩序再建に邁進すること。

右の根本方針に從ひ、三月二十五日黨所屬代議士は第一議員俱樂部有志と共に平沼首相と會見、日獨伊軍事同盟締結を要望する所があつたがその後に於ける政府の對歐策決定の行惱み、租界問題の紛糾等に鑑み、黨本部並に東京府聯合會は六月三日

首相、外務竝に陸海兩相等の關係各方面に對して、日獨伊軍事同盟卽時締結、租界問題の徹底的解決を要請すると共に、黨青年隊に於いても之と呼應し檄文の撒布、演說會の開催等に依り輿論の喚起に努むる所があつた。其の後天津租界隔絕問題が勃發するや、六月二十日各支部に對し「天津英租界隔絕政策徹底的支持運動開始に關する件」を次の如く指令した

指　令

今次聖戰の歷史的使命を見事に完成するがためには、我か日本は遲かれ、早やかれ、支那各地の租界撤廢問題に直面せざるを得ないこの租界撤廢問題は必然に英米佛等民主主義國家群との決定的鬪爭を覺悟せねばならず、これを怖れては眞の東亞新秩序建設は永久に不可能である。

かゝる重大本質を有する租界問題は、遂に我が天津軍によつて去る十四日以來行はれつゝある天津租界隔絕斷行によつて、租界撤廢實現への巨歩を踏み出したのである。

今次の天津英租界隔絕政策がもし中途半端な妥協に終らんか、皇軍の威信は地に落ち、北支一帶の治安確立を始め我が大陸建設工作が非常な窮境に陷ることは火を見るより明かである。從つて既に火蓋を切られたる本問題は單なる軍現地當局の問題ではなく、實に今次聖戰の成否を決する問題と認識すべく、かくて今や我等は我が天津軍の强硬政策に對して國民的一大支持運動を展開し、軍民擧國一致の體勢を以て、本問題の徹底的解決に驀進しなければならぬ。(以下略)

更に八月獨蘇不可侵條約の成立に依る國際情勢の激變に照應しては、八月二十四日黨本部に緊急總務委員會を開催し、(一)飽く迄、英國打倒運動を熾烈果敢に展開すること。(二)對蘇政策は、侵さず、侵させずの方針の下に北邊防備强化政策を高調すること、(三)對內問題としては親英ブロックと自由主義陣營の策動を徹底的に粉碎すること。を今後に於ける對外根本方針として決定した。更に九月英佛獨開戰となるや、九月五日緊急總務委員會を開催、その態度を協議したる結果、前記總務委員會に於いて決定せる根本方針を再確認し、政府の決定せる歐洲戰亂不介入方針を是認することゝなつたが、同黨の日常活動としては、獨伊樞軸の決定的勝利を希望する方向への國民的感情の指導をなすことを決定した。

次に戰時經濟活動としては、同黨は從來より國家計畫經濟の確立を主張し來つたが、現下の統制政策は綜合的計畫性を缺除する點に根本的矛盾を內包するものであるとしてその修正を要望しつゝあつたが、四月物價統制大綱が發表せらるゝや、二十一日本部に總務委員會を開催し、之に就き檢討を重ねたる結果

「それ自からが任ずるが如く一根本的に財政經濟の全分野、卽ち物資の生產配給消費及び勞働運輸の適合並に調整等に亘り綜合的對策を確立實施一せんとする劃期的國策である」

とするも、大綱案全體を通じて、次の如き重大なる缺點ありとして、その補正を要望することを決議し、中央物價委員其の他

の關係に之を要請する所があつた。

(一) 貨銀、運賃には、嚴重なる一般的規制があるにも拘らず利潤にその事なく極めて曖昧模糊、拔道を用意するかに見える。利潤の切詰は最後的な手段であつて、原材料、貨銀、運賃等の處理に依り適正價格が形成されるならば、強いて利潤には、手をつけずに置くかの弱氣の意向が散見されること。

(二) 更に進んで、生産竝に配給利潤を忍べるだけ濃くして國際、水準以下に置く樣に努め以て生産力擴充に資すべきが現下の必要事であるに拘らず、かゝる積極的指導の勇氣を缺き、利潤に關する限りその指導極めて臆病であること。

(三) 民間購買力の抑制の重要さを充分に認めてゐ乍ら、その手段を單に依然として國民の自肅自戒に俟つに止まり、計畫的な强權的規制を相變らず差控へ政府の支拂に依る民間購買力の增大をその初期に於て削減するの方策に出でざりしこと。

(四) 「保險其の他の制度に依り民間購買力を吸收する」と稱し乍らその保險、銀行、信託其他の機關の國策協力の道を依然として自由に放任せしめてゐる。

(五) 「供給の確保」のために生産の增大、代用品の奬勵、廢品不用品の利用を强調し、併せて所與の物資の能率的利用を奬勵し乍らもその一切の動力となるべき技術の最高能率の發揮に積極的重點を置き之を强調してゐないこと。

更に同黨は戰時經濟運營に於ける不可缺なる條件として購買力吸收、消費節約方策に關して六月二十二日總務委員會を開催

購買力吸收方策としては從來の如き國民の自覺に俟つと言ふ方法を以てしては、その目的達成は困難なりとして、法規に依り强制的に購買力吸收を圖るべしとして、後揭の如き具體案を作成し、又消費節約方策に就ても亦如何なる物資を、如何なる理由に依つて消費節約すべきかを明確、詳細に指示し、國民生活の不安を防止すべきことを要請することゝなつた。

購買力吸收方策に關する要請（要項）

(一) 政府の購入する戰時用品代金の支拂に限り「非常資金小切手」と言ふ特殊の小切手を以て充てる。

(二) この小切手は銀行が預金として受取が現金には換へない。但しこの「非常資金小切手」は口座主が、政府註文品、製造のために必要な原材料、動力、運賃、下請負（大規模の）、配當、利子等の支拂金に限り再振出しを許される。

(三) 俸給、貨銀充當支拂金は特殊取扱ひ規定を設ける。

(四) 「非常資金」は戰爭の終止を待つて適當の時期に普通の現金に振替へる。

かくすることに依つて政府は、國策遂行に支出する資金は銀行を通じて正確に洩れなく日本銀行に還流し、國債消化の役割を果たす。卽ち一面に於ては、民間に支拂つた政府資金がその際一回だけ購買力となるに止まつて、それが民間で不必要に回轉する惧を斷切ることゝなる。

以上の處置は、(一)戰時なるが故に特別に增大した購買力の源泉を斷つ事となり、(二)國債消化を確實にし、(三)不急不要の浪費を

喰止め、一般國民怨嗟の源を斷つ事となる。

政府は宜敷く國民の自發心に俟つ在來の貯蓄奬勵方法より一步を進め法規によりその根幹を規制せられ、嚴に戰時體制の整備に當られんことを要請する。

以上が同黨の購買力吸收方策として提唱する具體案の要綱をなすものであるが、革新陣營に於ける具體的な戰時經濟方策の一の提案として注目すべきものがある。

尙同黨は、八月十九日開催の總務委員會に於いては、我が國戰時下產業勞働問題の重大性に鑑み「我が國從來の階級鬪爭に立脚した勞働運動を反擊し、併せて現在官僚の產業報國運動の無力を徹底的に批判檢討して、將來我が國策としての不動の產業勞働政策の確立」を目標として、黨本部に「產業勞働委員會」の設置を決定した。

右委員會は、十二月十日の委員會に於いては、一、客觀情勢と產業勞働政策の重要性、二、產業勞働政策の根本精神、三、現段階に於ける勞働政策の重點、四、勞働力保全の問題、五、勞働組織としての產業報國會運動の各章を內容とする「產業勞働政策要綱」を審議決定するに至つた。

右要綱の中「勞働組織としての產業報國會運動」はその結論とも言はるべきものであるがその要項は次の如くである。而して右方針にもとづく具體的方策はいまだ提示するに至つてゐない。

勞働組織としての產業報國會運動

產業報國運動は始め協調會關係の人々によつて始められたのが、本年四月より直接政府の手で指導組織される事になり、組織は急速な發展を見せてゐる。だがさきにものべた通り產業報國運動は幾多の缺陷弱點を持つて居り、現在の實情を觀ても組織の數はグン〳〵增加してゐるが、會の活動としては殆んど見るべきものなく、從つて實質的には形式的機構的發展に過ぎず、それから現情のまゝではやがて停滯期に入り、旣に結成されたものも名目的存在に後退しかくて現情のまゝでは折角の組織を强力な生産力擴充運動に動員することは思ひもよらぬことである。これ等の主なる原因は、

(一)、官僚中心の指導であること。

(二)、資本家、企業家側の消極的態度（政府の方針だから警察のお達しだから仕方なしに組織するといふのが大部分である。）と、それを反映して勞働者側の失望乃至無理解であること（勞働者の大部分は現在の產報運動には何等積極的な希望や理解を持つてゐずまあお上の方針だから入會してゐて損はないだらうといつた態度である。）

(三) 勞働者の自主自律的活動が現在の組織機構に於ては殆んど拒否に近いまでに制限されてゐること等である。特に第三項の點は現在の產業報國運動が持つ致命的缺陷といはれなければならない勞働者をして、國防と產業とは結合されて國民の二大任務であり勞働者が工場、事業場で勞働するのは單なる貨銀を得ることばかりが目的でなく、それは正に全體的な國家社會の協同、奉仕であり、我々國民が外敵に對して敢然武裝してそれと戰ふ、國防的任

務を擔當してゐるのだといふ深い自覺と自負の念を持たしめ、かかる旺盛なる精神力の下に於て、勞働者をして積極的に產業擴充國策に參加協力せしめるがために前述の產業報國運動が現在暴露してゐる致命的缺陷は一日も速かに是正克服されなければならぬのである。

大日本青年黨

十三年度第二回全國大會の決定に基く組織擴大のための黨活動は十四年に於ける同黨組織の飛躍的擴大を齎らしたる事は後掲の如くなるも、十四年四月統領橋本欣五郎氏を一年七ケ月に亘る征野よりの歸還を迎へて黨組織の强化擴大を目指して「本部の統制に服せず、或は既に黨外に去れる分子との横斷的連絡を行つて黨内に盲動し黨規を紊したり」として舊本部員、黨員の除名其の他東京、愛知、大阪の三支部聯合會準備會、東京市江東聯合會、名古屋熱田支部、大阪旭支部に解散を命じ、上海事務局、兵庫縣支部聯合會準備會の組織を否定して肅黨工作を斷行したが、更に五月十四日東京市靑山會館に東京及近縣支部長連絡會議を開催し、新活動方針を指示し再出發を期することとなつた。

右の活動方針中その組織方針は同黨の新興政黨分野に於ける特異性を强化し、新分野を開拓せんことを企圖してゐる。即ち其の組織方針に於いて指導者と一般組織を區別し、前者はその大衆に對する影響の至大なるものありとして精選せられたる「宗教、文化、思想、產業、公共、鄕軍團體等の幹部級を目標」とし、而して後者に對しては遠かに革新の主體勢力たる事實を備へる可く從來の黨員規格を緩和し、組織獲得後に於ける訓練を重視し、更に從來同黨の外廓團體としての勞働組織たる「產業勞働團」を一般的組織に改編し、その名稱を廢したること等は注目すべき傾向と言へよう。

更に十四年度主要活動の一として排英及び日獨伊軍事同盟締結促進運動が擧げられよう。同黨に於いては左の如き觀點より全國的に各地に於いて演說會、座談會の開催、ポスターの撒布等に依り此の運動の徹底を期し決定的國論たらしむべく努むる所があつた。

同黨に於いては

「支那事變は英國の抗日戰爭である。英國の武器資金は、蔣介石を通じて對日抗戰に使用せられてゐる。英國は、正に抗日の本尊だ。支那を舞臺とする日英の戰ひが支那事變の本質である」

として擾英即ち事變解決との見解に基き、國策を擾英に歸一して擾英國民運動を決行すべしとして、更に

「日獨伊は共同の敵英國をもつ、我國は支那事變解決の爲に英國を支那から叩き出す。獨伊は、民主主義國家の東歐、亞弗利加に於ける專橫を革正し眞の衡平秩序を建設せんことを企圖してゐる。即ち其の組織方針に於いて指導者と一般組織を區別し、前者はその大衆に對する影響の至大なるものありとして精選せられたる不二の國策は英國擊攘であつて此の一點に日獨伊は固く結ばれる運命に在る」

として英國擊攘の爲の楯桿としての日獨伊軍事同盟の速時締結を要望するにあつたのである。

更に同黨は右の對外諸活動と竝行して對露强硬態度を主張し來つたが、獨蘇不可侵條約の締結、英佛獨開戰に依る國際情勢の新展開、日米通商條約の棄却問題等に鑑み、その對露態度の變化が窺はれる。即ち

「獨蘇不可侵條約の意義は對英條約である。極東に向ふものではない。若しロシヤが日本に向ふものと判斷するものは、對露判斷を誤つたものである」

として、この情勢に適應して討英に、事變解決に邁進すべきであるとしてゐる。更に日米通商條約廢棄通告後に於ける日米間の緊迫せる情勢に對して、同黨の主張する所は次の如くであるが、其處にも積極的な對露態度の明確なる表現とは見るべきものはないが、その對露强硬態度よりの轉換が窺はれる。

近來の世界情勢を見ると世界の諸國が數個のブロック集團に分かれ、各國がいづれその一に屬して自己の地位を保たうとする傾向を辿つてゐる。そのブロックはどういふ分野になるかといへば、第一は北米合衆國を中心とする兩米ブロック、第二は獨逸、ソ聯、伊太利等を中心とする歐洲ブロック、第三は日本を中心とする東亞ブロックの三分裂となるように思はれる。この三大ブロックに萬遍なく恰も紐帶の如き關係を有するのは英國である。すなはち英國は歐洲にもアジヤにもアメリカにもその優越的地位或は利權を有し、之を擁護せんがために三大分裂を阻止せんとする立場にある。そしてこの三大分裂阻止の手段として目下英國と米國と組んでこの紐帶を保持し、全世界を英米制覇の下に置かんとしてゐる。……最近政府のとりつゝある對米政策をひそかに觀察するに、一も二もなく對米媚態外交である。これすなはち對英媚態外交と同樣だ。その理由とするところは、日本の生產擴充計畫、軍備充實計畫において米國から約八億圓の物資輸入を必要とするにあるが如くであるが日本は果して物資のために是が非でも米國に媚態を呈せざるべからざるか。吾人は前述の世界ブロック化の見地から考へて政府の爲すところに甚だ納得し難いものがある。より多量の物資を要するにして眞にわが國民の產業報國心をクライマックスにまで高揚し、資本家產業の利己的心境に一大鐵槌を加へ、一方には實際に適合した非官僚的統制を强化するにおいては現在よりも遙かに以上の物を物資增產を爲し得て米國からの輸入を緩和し得ることを斷言する。なほそれを以てしても足らざるところは獨逸、ソ聯等と結ぶことによつて所要の資源を獲得し、更に進んでは國家の氣魄を一層高めて南方ボルネオ方面に自給自足の道を求むるの斷乎たる手段に出るならば敢て米國との通商に戀々たる必要はないと信ずる。……

英を討たんとすれば獨が露と結ぶが如く、獨を討たんとすれば英がトルコ等と結ぶが如く臨機應變に便宜の國と國交を調整するのが現代外交の要諦である。徒らに一國の御機嫌を取らうとすれば、その一國を增長させて我は輕侮を受けるのみだ。外交の妙味は隨時應變の力に平均點を移動させるところにある。今まさにソ聯が日本に手をのばして政治經濟的親交を求めんとしつつある時に、それは米國の御機嫌を損ふといふ理由の下にソ聯との握手をことさらに避け

るが如きは融通の利かざること甚しい。この際はソ聯と手を結んで米國に痛いところを見せて、それによつて米國をして止むを得ず日本に親交を求めさせるといふ方策に出るのが賢明ではないか。

更に同黨の十四年度に於ける活動としては、十三年十一月黨本部より總動員法第十一條卽時發動に依る金融國營運動を展開しつゝあつたが、十四年度の黨活動の對象は更に廣汎なる產業機構の戰時體制化を目指す、軍需工業、電力事業、金融國營運動が次の如き見地より强調せらるゝに至つた。

卽ち

「軍需資材の生產は專ら軍事行動の一部であるから、軍需大工場は軍隊に於けると同格に、天皇陛下の統帥下に立ち、其の經營は國家の管理たらしめねばならぬことを主張する。國家總動員法第十條の總動員物資の國家徵用の規定も速かに發動して之を常時法制たらしめねばならぬ」

として軍需工業國家管理の斷行を强調しつゝあつたが更に、十月十日附黨機關紙上に統領橋本欣五郎氏の署名を以て「國內體制を戰場化せよ」と主張し

「……戰時下殷賑を誇る大軍需工業は、精神を枯らしつゝある勤勞者の血と汗とがあることを忘れ、尨大なる利潤を利するが如き資本家は正に國賊である。勞働大衆を戰爭の名によつて搾取することを許すならば、勤勞者は國を誤る資本家に奉仕を强ひられる。戰時なるが故に之を强ひ反對のものは非愛國の名の下に其の生活を脅威するほど危險なことはない。若しこの情態が放置されるならば勤勞大衆は今こそ非愛國者と呼ばれるのが嫌ひだから、ストライキやサボタージに出ないだけであつて、戰爭が終るか又は生活苦の窮る所、社會主義の橫行に任すべき素地を作りつゝあるのだ。自由主義資本主義制度が戰爭中に革新されず、却つて戰爭の名の下に獨占と搾取との傾向が發展しつゝあるのが、現在の日本の情態に非ざるやを憂ふ」

ものであるとして產業機構の戰時體制强化を主張してゐる。

東方會

社會大衆黨との合同破綻後「旣成政黨の合同に依る新黨運動を排し、皇道全體主義の下に國民組織を圖ひとる獨自の運動を開始する」ことを宣し、十四年四月同會々長中野正剛氏の代議士辭任と共に同會の議會政黨たることを揚棄して國民運動に專念することを闡明し、その新なる方針の樹立を期待されつゝあつた同會は、五月二十一日、東京市赤坂、同會本部に全體會議を開催百餘名の代表者出席して左の如き運動方針を決定し、國民運動への第一步を踏み出すことゝなつた。

運動方針要綱

一、國民運動の任務（略）

二、國民運動の目標（スローガン）（一）英蘇勢力の排擊。（二）交戰權行使、租界の撤廢。（三）東亞諸民族の自主的結成。（四）日・獨・伊三國同盟の活用。（五）新政治體制の確立。

三、國民運動の本質（略）

四、國民運動の組織（一）國民運動の組織は國民の組織である。從つてそれは從來の觀念に依る政黨ではないが、最も本質的な政治目標を持ち最も基本的な政治運動をなすが故に、其の組織は政治團體であり所謂政治結社である。（二）國民運動の組織は全國民を組織化することを理想とするが故に、勿論階級組織ではない。從つて階級意識の目標を以て組織されたる從來の勞働團體、農民團體は其のまゝ國民運動の組織たり得ない。（三）基本組織—東方會。（四）大衆組織—支持團體—其の影響下にあるもの。（五）旣成團體の組織化—階級的に組織された旣成の農民組合、勞働組合、其の他の思想團體は其の階級性を拋棄し、傳統と歷史を淸算せしめねばならぬ。所謂右翼團體に對して、旣成政黨に對して。

尙同會議席上に於いて會長中野正剛氏は

「東方會が國民運動に專念するといふことは政治をやらぬといふことではない。否却つて非常時國家緊急の問題に對し最も勇敢に、最も端的に、其の主張を明白にし、之に立脚して同志を結盟し、大衆を組織し、不拔の國民意思を決定して、之を國策の上に實踐せしめんとするものである。但し我等は過去の政治家の範疇內に蹈踏して眼前の政爭に與せず、廣大肥沃なる新興國民層に向つて、開拓の鍬を下さんとするものである」

と述べてゐることは、その意圖する國民運動の政治的性格の一部を示すものと言へよう。

更に同會議に於いては右運動方針に基く組織的計畫的な活動を期して新たに規約を制定し、機構を整備して新機構に依る役員を決定したが右は從來同會が中野正剛氏を中心とする個人團體的色彩を一掃せしめたるが如くに觀ぜられる。

新役員

會長中野正剛、幹事長保留、全體會議々長大石大、農村部長大島英二、都市部長青木作雄、政務調査部長三田村武夫、組織宣傳部長木村武雄、幹事木村武雄、三田村武夫、進藤一馬

顧問　本多熊太郎、頭山滿、德富猪一郎、中村良三、三宅雄二郎

評議員、大石大、小野瀨一、渡邊泰邦、田中淸達、靑木作雄、木村武夫、由谷義治、三田村武夫、杉浦武雄、戶田由美、森峰一、大島英二、加藤峰男、中山優、倉田百三、小島精一、薩摩雄次、獅藤直幹、宮崎龍介、淸水芳太郎、島中雄三（以上會長指名）。他に各府縣より一名宛選出。

社會大衆黨第八回全國大會

社會大衆黨第八回全國大會は十四年十二月九、十兩日に亘り國內改革斷行・東亞新秩序の建設、重要產業國營・營利主義打破・土地國家管理・食糧計畫確立・國民生活確保・國民精神昂揚、國民的政治力結集・擧國體制强化、興亞外交確立・世界秩序再建の六項を大會スローガンとして東京に於いて開催された。

同黨十三年度大會は「國民の黨」としての前進を基調とする運動方針、新建設大綱並に政策を採用し、至大の注意を喚起する所であつた。而も其の後の約一ヶ年に亘る戰時體制の强化に依る情勢の變化はその黨內事情と共に更に愼重なる方策の樹立を要請せらるゝものがあつた。其處に今次大會に於いて

一、東亞協同體、國民協同體の理念に徹し、國家民人に對し觸ふところの指針を與ふること

一、資本主義修正の陣營を强化し、國内の革新を斷行し、戰時政治經濟體制を根本的に改編すること

一、既成政黨の政治勢力とは明確に一線を劃し、之を革新的政黨の視野外にをくこと

一、政府提唱の各種國民組織運動に對しては、これを批判すると共に之に協力し、以て眞實の國民組織の出現に拍車すること

一、黨の統制を確立し規律を嚴肅にし實踐的なる力を以て國民各層を指導すること

の諸點が强調され、黨統制の確立と黨員の活動基準としての黨議七則の遵守が强く呼ばれたと觀られよう。

今次大會二日間を通じて大會は至極緊張裡に終始したと言へよう。殊に第六回大會以來社會情勢よりする國策への協力は、それに對する無批判的態度を竊はれしむるものがあつたが、戰時體制の進展强化とその國民生活への甚大なる影響は此の態度に對する再檢討の必要を感ぜしめられたるが如く、戰時經濟統制と國民生活との關聯に眞劍なる論議の集中せられたことも此の空氣を窺ふべきものと言へよう。

更に

「……斯の如き情勢に當り特に必要なるは黨内活動の積極化と黨内組織の整備であると言はねばならぬ。就中近來稍もすれば目前の利害のために、我黨の生命たる革新の大理想を忘れ、從つて氣魄と確信を失はんとする傾向あるは、我黨にとつて致命的なる問題と言はなければならぬ。勿論氣魄と確信は單なる大言壯語と空想的熱情とを意味するものではない。着實なる日常活動の經驗を通じて、我黨こそ勤勞大衆を代表する眞の革新者たることを内奥から自覺せるものでなければならない……」

と「我黨組織並に日常活動に關する方針書」にいへるが如きは黨本部の合同問題の經驗より來る今次大會を通じての空氣であり、本部と地方組織關係の緊密化を希求する組織層の態度も之と對立するものではなく、それの徹底を鞭撻するものと觀られよう。

尙今次大會に於ける議案は次の如きものである。

本部提出議案

一、皇軍將士に對する感謝決議案　二、戰病將士に對する感謝決議案　三、昭和十五年度一般運動方針書　四、我黨組織並に日常活動に關する方針書　五、戰時統制下に於ける國民生活の保證に關する決議案　六、行政機構改革に關する決議案　七、重要産業國營の具體化要求に關する決議案　八、綜合的物價政策の確立に關する決議案　九、戰時食糧政策確立に關する決議案　十、農村土地制度改革に關する決議案　十一、稅制改革に關する決議案　十二、大陸建設に關する決議案

地方聯合會提出議案

一、稅制改革に伴ふ軍港所在市町村財政危機匡救に關する件一、物價並物資統制に現はれたる官僚獨善排擊に關する件一、森林國營實現に關する件一、黨本部に聯合會巡回常任設置の件、一、經濟總正に關する件一、水利國營に關する件、一、肥料配給に關し政府鞭撻の件、一、米專賣制實施の件、一、産業報國會運動强化の件、一、旱害對策の件、一、工場鑛山災害防止並に保證に關する件

東方會第一回全國大會

近衛内閣以來「純野黨」と呼號する特異な存在は、更に最近に於ける大衆組織への進出の企圖と、十四年二月社會大衆黨との合同問題を提起してその動向は深く注目さるゝ所である、同會は創立後數年にして初めての全國大會を十四年一月二十日東京市赤坂三會堂に開催するに至つた。本大會は第七十四議會再開を前にして純野黨として示威をなすと共に、既成政黨を發足點とした同會が更に大衆的組織へ進展せんとする再出發を劃するものとして意義あるものと思はれる。同會は從來左記の如き宣言、綱領を政治的使命として、その活動の主力も對外强硬國策の主張に注ぎつゝあつた。此の立場よりの純野黨であり、亦組織的進展への企圖であることは言を俟たぬ所であらう。

東方會宣言

東方會は建國の精神を擴充して外に正義國際を實現し、内に正義國家を建設するを以て目的とす。而して謂ふ所の正義は唯心と唯物と傳統と科學との一元化を前提となし苟くも單なる觀念論に墮するを許さず、之を國内革新に具現し、之を對外進展に實踐し盛んに其の經綸を行ふは、實に更生日本現下の使命に屬せり。須らく日本國民を覺醒して、世界の東方に文明の曙光を點じ、萬國の公心を開拓して人類の福祉を增進すべし。非常時日本の打開は非常時國際の是正と其の調を一にし、内外に省察して寸毫偏私あるなし。是れ實に我等同志の信條にして、協心戮力その達成を切望する所、敢て天下に宣して國民大衆の蹶起を促す所以也。

東方會綱領

一、正義國際の建設により國民生活の活路を開拓すべし。

一、國際非常時の克服に傾注し、全國民均等の努力と犧牲とに愬ふべし。

一、政治によりて廣義國防を擔任し軍部をして安んじて狹義國際に專念せしむべし。

一、生産力の急速なる擴大强化を目標として統制經濟の動向を是正すべし。

一、全體主義に則り階級的特權と階級鬪爭とを排除すべし。

一、農民、勞働者、中小商工業者、俸給勤務者の生活を保障し、國家活力の源泉を涵養すべし。

大會は代議員千餘名出席の下に午前十時半より開會、會場に一、新出征皇軍武運長久、一、肉彈の戰果を生かせ、一、亡國的和平論絶對反對、一、在支外國租界即時撤廢、一、全體主義國家革新斷行等の大會スローガンも同會の動向を物語るかの如くであつた。

大會は由谷義治氏司會し、議長に大石大、副議長に田中養達戸田由美兩氏を推し、會長席に中野正剛氏出席代議員の拍手裡に着席し、國歌奉唱、戰歿將士への默禱を終つて、由谷幹事長の本部報告あり、次いで左記議案の審議に移つた。

第一號　出征皇軍將兵に對する感謝決議
第二號　昭和十四年度に於ける運動方針大綱
一、一般情勢と黨の基本的立場
二、支那事變處理要綱
三、財政々策要綱
四、經濟政策要綱
五、中小商工業對策
六、轉失業問題對策要綱
七、農業對策及農民運動方針大綱
八、勞働政策及勞働運動方針
第三號　第七十四議會に於ける活動方針

大會の中心議題たる昭和十四年度に於ける運動方針大綱は右の如く八項目を各別個に所屬代議士が說明に當り、元全農の石田宥全氏他二名の贊成演說を以て異議なく可決された。

其の間中部港灣聯盟、京都愛國勞働組合聯盟、大阪皇國勞働組合聯盟、東京皇國勞働組合聯盟等の祝電披露及び靑森農民聯盟淡谷悠藏、大阪農民聯盟田邊納兩氏の祝辭演說あり、其の組織形態の一端を示めすものであらう。更に議案說明中にも代議員中より說明を省略し會長の演說を要求する等同會の組織層の一端を物語るものと言へよう。

右議案審議終了後大會宣言の發表、竝に中野會長の三時間に亙る演說の後午後六時過閉會された。

尙、本會に於いて同會組織に關して報告された所に依れば、支部又は準備會を有する府縣は、北海道、靑森、山形、岩手、宮城、秋田、福島、栃木、茨城、千葉、東京、長野、神奈川、靜岡、愛知、岐阜、滋賀、新潟、京都、大阪、福井、富山、兵庫、岡山、廣島、高知、愛媛、鳥取、山口、福岡、佐賀、宮崎鹿兒島、長崎の三十四府縣に及びこの中農民聯盟の組織の參加せるものとしては、靑森、山形、秋田、栃木、茨城、東京、千葉、新潟、京都、大阪、兵庫、富山、高知、鳥取の十四縣があると發表されてゐる。更に勞働團體との提携をも促進されつゝあり、又靑年運動は中野正剛氏を會長として全國的に展開され更に都下學生を以て東方會都下學生班の組織されてゐることも報告されたがこれ等は同會の企圖する大衆組織の基礎をなすものとして今後の伸張如何には注目さるべきものがある。

大日本靑年黨

同黨昭和十四年度第三回全國大會は十四年十一月十九日東京日比谷公會堂に於いて開催された。

その行動的な組織方針に於いて現在新興諸政黨が諸種の客觀情勢に支配されて組織活動の萎縮が傳へられる時同黨のみは社會情勢に左右さるゝことなく、既成陣營に蹂躙せずして未組織層を對象として組織勢力の擴大に努力を集中する活潑なる組織活動は、新興政黨中の異彩としてその動向を注目さるゝ所以である。

同黨十四年度全國大會は十九日午前九時より日比谷公會堂に於いて開催された。會場には八紘一宇、東亞統合體制樹立、飛躍的國家體制確立、天皇歸一のスローガンが揭げられ、行動的訓練を誇示するが如く統領橋本欣五郎氏以下黨制服の黨員約千八百名出席の下に開催された。

大會は宮城遙拜、國歌奉唱に始まり、黨歌合唱、宣言朗讀の後橋本統領、顧問建川美次兩氏の訓示があり、これに引續き指示事項として、政策に關する指示、組織に關する指示があつて後黨狀說明が行はれた。宣言に對する信仰的遵守を黨員に要請する同黨の大會に於ける議案の審議の必要を認めざる同黨にあつては指導者の指示を以つて之に代ふるものとするのである、以之同大會の議事とするものが終了した。

更にこれより末次信正氏の激勵の傳言披露、松井石根氏の祝辭に次いで友誼團體として愛國勞働農民同志會、大日本生産黨日本革新農村協議會等の祝電披露を終つて、聖壽萬歲、大日本靑年黨萬歲を以て正午大會を終了した。

午後は大會に引續き地方黨情並に活動情況の報告に移り、門司、愛知縣、富山、大阪府、靜岡、南津輕、東京府、橫須賀、千葉縣、京都府各支部の代表より活動情況報告があり、終つて日比谷公園廣場に出席全黨員整列、橋本統領視閱の後行動的訓練の一端を示しつゝ步武堂々の行進を開始し、靖國神社に於いて戰捷祈願式を執行した。

同黨の活動並に組織に關して大會に報告された所に依れば、「過去一ヶ年間に於ける黨の活動は、支那事變の深刻化と之に應ずる內外情勢の激變との間に處して戰はれ、幾多の記念すべき戰績を殘した。其の間主なる運動は、金融國營運動、擴英運動、日獨伊軍事同盟卽時締結要望運動及び英靈並に戰場の勇士に對する感謝を國民に徹底せしめた運動等である」と、更に之と相應じて「組織の擴大、動員の訓練にも努力を重ね黨勢の著しき發展を見るに至つた」として、組織の概要に關しては次の如く報告されてゐる。

卽ち「黨員數は一〇、一九六名(十四年十月三十一日現在)に達し、十三年の同月同日の二倍以上となつた。支部數は三十八支部(十四年十、月十二日現在)に增加し、聯合支部は三ヶ所に設置され、分會數は九十二分會」に及んでゐる。尙同黨組織の主要地方は、東京、靜岡、大阪の各々二、一七二名、一、二五六名、一、〇七三名を初め愛知、京都、兵庫、福岡の五百名以上の黨員を擁する四地方が擧げ得る。

尙今次大會に於いて昭和十五年度黨員十萬獲得を目標とする組織に關する指示は同黨の今後の組織方針をなすものであるが、次の如く其の根本方針を「一國一黨」に置き、「選擧黨」に非ざることを再確言し、而して組織對象の第一を勤勞靑年層に置くことは從來の如くであるが、第二の對象として靑年知識層に之を求めてゐることは注目される動向と言へよう。

一、組織方針

(一) 一國一黨を期し、國民の指導的中核勢力たるを目標とす。

(二) 我黨は國民運動を展開して國家革新を行ふを主とし、從つて選擧に依つて目的の遂行をなさんとする選擧黨に非ず。(三) 從つて組織力の强化は黨活動の主たる目標なり。組織力の强化は質量兩方面に於ける黨員の充實擴大を必要とす。

二、組織對象

(一) 黨の主體勢力は勤勞靑年層にあり。依つて之れを組織の第一對象とす。(二) 新しき時代層に在る靑年知識階層は長き低迷の後漸く活力を增しつゝあり。其の指導力はよろしく獲得すべきものにして、組織の第二の對象とす。(三) 歸還將兵は最も忠誠に燃ゆる國民の中堅分子なるを以て、之れを組織の第三の對象とす。(四) 各種の革新團體に屬し或は朝野に活躍する有力者は、其れ等の人士が眞に我黨の主張に共鳴し革新に當るの熱情を有する場合には、積極的に入黨せしむべき第四の對象なり。

三、訓練方針 (略)

四、本年度 (昭和十五年度) の組織目標

(一) 黨員十萬人を獲得するを以て本年度の目標として努力す。

(二) 各府縣には少くも一個以上の支部を建設す。

支部未結の府縣に對しては本部として積極的に努力すべきも、隣接府縣及び支部既設府縣の黨員は凡ゆる機會を利用して之に協力すべし。

(三) 府縣聯合支部及び同準備會は、同一府縣內の各都市に對し、全般的に支部の結成を見る如く指導すべし。

(四) 各支部は其の郡 (市) 內の全町村に分會を結成する如く指導すべし。

(五) 各分會は黨員の增加に努力し、又班組織を充實活用すべし。

(六) 黨の指導下に、赤誠健兒團、赤誠婦人團及び大日本學生團等の敎化團體を組織す。前二者の指導には、第一次的には支部長、第二次的には府縣聯合支部長之に當り、學生團は第一次的には府縣聯合支部第二次的には本部之が指導に當る。

勞働組合並産報運動

緒言

昭和十四年に於ける勞働組合運動を顧れば其の運動の大勢は大體に於て、前年 (昭和十三年) 來の運動の態勢の延長であり、それをそのまゝ持續して來たと言ふ觀がある。從つて昭和十四年の勞働組合運動は平凡に經過した。寧ろ消極的活動にしか過ぎない精彩の無い觀を呈したが、亦反面に於て、多難な時局に際し産業平和を第一義として、銃後の守に努めたのであつた。

聖戰第三年に當る昭和十四年は、東亞の新秩序建設のために愈々國家の總力を擧げて之が建設に進む必要上、戰時經濟體制は一層强化された。從つて、生産力擴充の爲めに産業の統制が强化されると共に、勞働統制も亦國家總動員法に基いて一段と强化されるに至つた。かうした情勢下に於て、戰時勞働對策として、昨十三年官民勞資一體の贊同の下に生れた新勞働組織とも謂ふべき産業報國會の組織運動は極めて順調に發展して、去る四月政府が勞働政策の中核として之を採擇し、直接その指導に當ることになつた。産業報國運動と勞働組合運動とは、併置的存在に在つたとは言へ、其の關係は發生以來微妙なる對蹠的關係に置かれたものであつたが、勞働政策として政府の指導下に這入つたことは、直接間接に、勞働組合運動に與へた影響は甚大であつた。産業報國運動の進展の影響は、多年の歷史ある勞働組合の解散となり、或は産業報國運動への發展的解消論の發生によつて勞働組合陣營の分裂を生じ、或は又勞働組合組織を産業報國會に合流して解消するが如き結果を生じた。かうした社會情勢の下に於て、勞働組合の組織的勢力は必然的に減少を見るに至つた。

勞働組合の一般的活動を觀れば、愈々時局の艱難性を認識して、愛國貯金、國防獻金、國債應募、皇軍將士の慰問、遺家族慰問等の銃後後援運動並に生活刷新運動等に主力を注がれたものであつた。

一般産業界は、生産力の擴充のため殷賑を稱へられる反面に於て物資の偏在、勞働力の不足、物價の騰貴等の諸現象が發生して、やうやく統制の矛盾、生活の不安の傾向が社會的に問題を醸しつゝあつたが、之に對し、勞働組合は先年自ら罷業中止を宣言して以來産業平和の方針を堅持して堅忍持久の態勢を示したことは、時局下の勞働組合運動の堅實性を物語るものと謂

ふべきである。

勞働組合の陣營は、日本主義と然らざる勞働組合主義の分野に別ちうるも、勞資一體主義、產業協力主義、勞資協調主義等は實踐的には何れも產業報國を主旨とした國民總動員の體制下に在つた。

勞働組合組織の數的觀察

最近の勞働組合運動は、……少くとも此處數年の勞働組合運動は、……一つの時代の過渡期を辿るが如き情勢にあつた。從つて、かうした過渡的時代に當面した勞働運動は、質的に或は量的に幾多の變化を生ずるに至つた。今勞働組合の組織勢力の消長を觀るに勞働運動の擡頭期の大正七八年以來去る昭和十一年に至るまで量的に逐年增大して行くのがその大勢であり傾向であつたが、事變發生以來次第に組織運動が不振に陷り、量的に於て又組織率に於て逐年減少して行くが如き大勢を示した。かくの如く、量的に減少の傾向は十四年に於ては更に著しく表はれた。之を十四年末に於ける組織概況に見ると、即ち勞働組合數五一七、組合員數三六五、八〇四名にして同期に於ける勞働者總數八、九五七、四八六名に對する組織率は僅かに三・五%である。之を一ヶ年前の十三年末に比較すれば、組合數に於て二一四、組合員數に於ては九、三八七名を夫々減少してゐる。かくの如く減少の結果は、別表に見るが如く、組合員數に於て昭和四年以降の最少記錄を示し、一般勞働者數に對する組織率に於て昭和六年以來の最低記錄を示すに至つた。

以上の如く、勞働組合の量的減退の原因は、一つに戰時下の社會情勢即ち國家總動員體制の雰圍氣に於て積極的組織運動の不可能性と基礎薄弱なる組合の解散或は組織の改變にあるが、十四年度に於ける主なる原因は、產業報國運動の發展と報國會の指導を政府の勞働行政の掌中に移したことの影響に歸することが最大の原因と思はれる。左に參考のため十四年末に於ける勞働組合組織概況を示せば次の如くである。

年次	勞働組合數	前年との比較增減（△は減）	勞働組合員數	前年との比較增減（△は減）	勞働者總數	勞働組合の組織率%
昭和元年	四八八	三二	二八四、七三九	三〇、四七七	四、六四一、六八一	六・一
〃二年	五〇五	一七	三〇九、四九三	二四、七五四	四、七〇三、七五七	六・五
〃三年	五〇一	△四	三〇八、九〇〇	△五九三	四、八二四、七八〇	六・三
〃四年	六三〇	一二九	三三〇、九八五	二二、〇八五	四、八七三、〇八一	六・八
〃五年	七一二	八二	三五四、三一三	二三、三二一	四、七三一、〇〇三	七・五
〃六年	八一八	一〇四	三六八、九七五	一四、六六三	四、六七〇、二七五	七・九
〃七年	九三二	一一四	三七七、六二五	八、六五〇	四、八六〇、二七六	七・八
〃八年	九四二	一〇	三八四、六一二	六、九八八	五、一二六、七一九	七・五
〃九年	九六五	二三	三八七、九六四	三、三五一	五、七六四、二七七	六・七
〃十年	九九三	二八	四〇八、六六二	二〇、六九八	五、九〇六、五八九	六・九
〃十一年	九七三	△二〇	四二〇、五八九	一一、九二七	六、〇九〇、一一六	六・九
〃十二年	八三七	△一三六	三九五、二九〇	△二五、二九九	六、四二二、三三三	六・二
〃十三年	七三一	△一〇六	三七五、一九一	△二〇、〇九九	六、七六五、三九九	三・五
〃十四年	五一七	△二一四	三六五、八〇四	△九、三八七	八、九五七、四八六	三・五

各勞働組合の動向

最近勞働組合運動は、主義主張に於て、運動方針に於て極めて近似の態勢にあるが、之を思想的分野に於ては大體、日本主義系、勞働組合主義系、協調主義の分野に分類することが出來る。而して、何れの分野に於ける組合も直接に或は間接に、產業報國運動の發展の影響とそれが指示する將來の新勞働組織と勞働政策の問題を中心として運動が展開したかの觀がある。かうした結果組合陣營の動搖分裂となり或は解散改組等の諸現象が隨所に發生したのであつた。

日本主義勞働組合の中心勢力は、去る昭和十一年四月日本勞働組合會議に對立する組織體として生れた愛國勞働組合全國懇話會であつたが、その後加盟團體の結合强化ならず、主力加盟團體であつた日本產業勞働倶樂部は十四年二月脫退するに至り愛國勞働農民同志會も亦離脫して往き、新日本海員組合は十四年十二月自ら解體して日本海員組合に歸屬し、東電愛國同盟も亦三月十二日東電從業員組合と合同してその傘下を離れる等の事があつて、殆んどその實體は日本勤勞奉公聯盟のみの懇話會たるの觀をなして居る。日本勤勞奉公聯盟は平素の主張たる勞資一體の立場より產業報國運動への一元化に急ぎつゝあるが如き傾向に見える。

愛國勞働農民同志會に於ては、五月二十四日其の組織を改變して從來の政治部の獨立を圖り、獨立の愛國政治同志會を結成し、愛勞自體は經濟運動に專念することになつた。

大日本青年黨の別働體の如き組織に在る大日本產業勞働團は青年黨の分會組織確立の上は一般組織に入ることになり產業勞働團は解體するに至つた。

產業報國運動の進展と共に注目されたのは日本產業勞働倶樂部の動向であつた。產業勞働倶樂部は、つとに勞資一體を提唱し產業報國の大旆を揭げて昭和八年六月結成して以來、その運動とその將來は等しく世の注目するところであつた。謂はゞ產業報國運動の先達とも稱すべき團體である。產業報國運動の發展と共に產勞加盟の各組合所屬の工場は逐次產業報國會を結成するに至りたる結果と、最近の狀勢に鑑み產業報國運動の一元化の方針の實踐として、十月十八日解散聲明書を發表して、日本產業勞働倶樂部の產業報國會への發展的解消を實行した。而して解散聲明書に

「……玆に勞資の調整問題が彌が上にも時代の要求として識者の關心を喚び產業報國運動は澎湃として勃興した。實に吾等日本產業勞働倶樂部が多年高唱し來つた精神であり逐年實踐躬行して來た運動に外ならないのである。殊に其の實行單位も「一職場一組織」を以て最善の指導方策となせるなど吾等年來の主張と期せずして合致を見たのである。

德孤ならず吾等の熱意と誠意は斯くして日本全國津々浦々に迄も同じ大精神と大信念によつて相共に携へて日本產業の根本的發展に

賛せんとする共鳴者を得るに到つた事は寔に欣快措く能はざるものである。吾等が此の産業報國運動に衷心からの賛同を表し進んで該聯盟に參加した所以はそこにある。嚮來産業報國運動は着々其の形態内容を整備して産業報國會の結成と共に政府自身其の指導監督の業行政上本格的指導原理となり少なくとも形體上吾日本産業勞働倶樂部結成の目的は達成されたのである。固より産業報國運動は精神運動を主とし外形や形式によつて其の目的は遂行さるべきものではない。飽くまで日本の實情に即し眞に日本を愛する日本主義産業精神の發露に俟たねばならぬ。産業報國會の將來が如何なる經路や變轉を辿るにしても此の大精神の把握と大信念の堅持に毫末の惱ることは容るさるべくもなく、同時に吾等日本産業勞働倶樂部結成の目的が玆に一應の達成をみたりとして吾等が多年の鐵石心に弛みや隙の許さるべきではない。吾等日本主義勞働團體としての使命が結實した今日、吾等は何等好んで特定した勞働團體の形體に執着する必要や未練はない、宜しく「勞資一體産業報國」の大旆下に名實共國家の軌道に合體協力すればよい。

玆に吾等は敢然として日本産業勞働倶樂部の名譽ある解散を宣言する所以である」

と其の態度を表明して歴史ある日本産業勞働倶樂部の解散を實行した。而して、解散後尙産業報國運動の徹底を期する目的を以て連絡機關としての「日本産業同志會」を結成した。

日本主義勞働組合と對峙的立場にあつて、勞働組合主義或は産業協力主義を主唱するものは日本勞働組合會議とその系統の組合である。日本勞働組合會議は、我が國勞働組合運動の主體勢力を形成し、其の盛時全國の組織勞働者總數四十萬人のうち二十七萬人を傘下に集めてゐたのであつたが、十三年十月、日本海員組合、海員協會の二團體は海運産業の特殊性を强調して別個に皇國海員同盟を組織して組合會議より離脫し去り又日本製鐵從業員組合並に東電從業員組合はその事業の半公共性の立場より脫退を見るに至り十四年に入つては組合會議加盟の團體は僅かに全日本勞働總同盟、日本勞働總聯盟、東京瓦斯工組合、日本製陶勞働組合同盟、日本港灣從業員組合の五團體となつた而して此等の組合會議系の諸團體の連絡機關として、十三年十一月日本勞働國策協會の設置を見た。

玆上の如く、事變以來の社會情勢は著しく勞働組合の組織運動に影響を及ぼし各組合間の分散的傾向を生ずると共に又組織の改變となつて表はれた。特に産業報國運動の進展の結果更に多大の變化を招來するに至つた。

嚮に組合會議を脫退した日本製鐵從業員組合に於ては、日本製鐵株式會社に産業報國會の結成をみたので、勞働組合の使命が一應終了したものとして産業報國會の組織解消を實踐して四月十七日組合の解散をなした。而して、其の解散聲明書中に、

「産業報國會に對しては、その使命の重要性を正しく認識して積極的支持の態度を明にし、製鐵産業報國會の結成に向つて努力して

來たのである。しかるに製鐵當局の發表せる組織構成は我々の要望せるところに充分の考慮が拂はれてをらぬことは遺憾とする。これは全從業員の積極的參加と協力を阻むが如く、著しく天降り的であることは、報國會の運營と目的達成の上に障害となることを憂慮するのである。しかしそのことを理由に勞働組合を固持する態度は嚴に自戒しなければならぬ。……ここに一切の打算的感情を克服して從業員のみの組織體たる我が日本製鐵從業員組合の解體をなし他に範を示すの信念を以て勞資一體、産業報國の具現に、二十年の製鐵勞働運動の歴史によつて得たる經驗と行動を捧ぐるものである。」

とあるが、二十有餘年の歴史ある大組合のこの解散は時代の變遷を物語るが如くである。

組合會議創立頭初より加盟しその一翼として重きをなし二十餘年の歴史を有する日本勞働聯盟は、加盟十八組合(約五、〇〇〇)と共に四月十八日解散をなした。之れまた産業報國運動の進展の結果報國會への組織の一元化と看做すべきであらう。

組合會議の根幹を形成するのみならず陸上に於ける最大の組織體である全日本勞働總同盟は産業報國運動に關する問題を繞つて分裂を見るに至つたことは十四年の運動中特記に値する點である。

分裂の原因を尋ぬれば、その遠因は既に遠く昭和十一年一月日本勞働總同盟と全國勞働組合同盟との合同によつて新同盟結成以來三年有半兩派が內部的に融合し得ず徒らに感情的疎隔を生じたるまゝ對峙的にあつたことにある。かうした結果十三年十二月遂に大阪聯合會は會計並に事務所問題を繞つて分裂を生じ全く舊時代に復歸して問題は表面化するに至つた。

其の近因は、社會大衆黨の勞働國策の決定を繞つて、産業報國運動を積極的に支持すべしとなす意見と、勞働組合の組織と並存即ち二本建の上に之を認めんとする意見との對立の發生に歸因して總同盟の分裂を見るに至つたのである。

總同盟の産業報國運動に對する方針は「組合の自主性」を侵さゞる限りこれを努力することとし

「所謂眞の勞資一體の理想鄕實現迄は勞資調整の要諦は一に勞働者自らの健全なる自主的組織を助長發達せしめ、此の組織を統制し實質的團結力を以て産業協力の實を擧げしむるにあり、經濟産業各般に亘り國家統制の緊要さを加へ、國家總動員法の發動を中心として益々その强化が行はれつゝあるのであるが、事變目的遂行の爲には先づ何を措いても産業勞働の統制が斷行されなければならぬ。而してその最善の方策は政府が勞働者の自主的組織をして、國策遂行に協力せしむる目的を以て之を法認しその助長と健全なる發達を促し、且つ之を基調として各般の勞働政策を整備することである」

となし、産業報國運動の支持を認めつゝも亦同時に自主的勞働組合存在の必要を强調し、兩者の並存的存在を最も合理的となすのであつた。

然るに、一方大阪聯合會の鈴木悦次郎氏を中心として舊全勞系の間に右の如き總同盟の對産業報國運動方針につき再檢討が行はれ、

「勞働組合の任務は一應終末を遂げ戰時體制に順應して新しき使命と分野が展開される時期に到達した。勞働組合は從來の階級的個人的利益を放擲し、公益優先の上に立つて生產者一體の產業編成を期せねばならない。斯かる意味に於て組合は宜しく產業報國會に發展的解消すべきであり、卽ち總同盟は對產報の二本建を淸算して一本建に進まねばにならない」

と勞働組合の產業報國會への發展的解消論を主張するに到つたこの主張には社會大衆黨の龜井貫一郎氏等一部の支持と關西、關東に於ける舊全勞系の河野密、白鳥廣近、茅野眞好、高橋涉氏等が贊成の下に別個の組織として產報俱樂部の設立計畫さへ企てられるに至りたる結果舊總同盟系の松岡駒吉氏等の對立的感情を刺戟するに至つた。かくて、六月關東紡績勞働組合副組合長茅野眞好氏の除名問題に端を發して兩派の對立愈々激化して七月十九日高橋涉氏外七名が中央委員會開催の意見書を松岡會長に提出するに至り問題は表面化して來た。

意見書

(前略)本同盟は從來、部分的、階級的利益追求の上に社會的使命を果したのでありますが、個人犧牲と公益優先の上に遂行せらるゝ戰時體制とは最早一致いたしません。

勤勞は生活のためのみに行はれるのではなく、又事業は一家の繁榮と幸福のためのみに經營されるのではなく國家の目的と要求に奉仕すると謂ふ根本的な產業道の樹立を要求されてをります。本同盟はかゝる情勢に卽應するため急遽中央委員會を開催し、左の事項を協議決定されん事を切望いたします。

一、社會大衆黨の勞働國策を具體的に實踐する事。

一、本同盟の產業報國會に對する方針は屢々之れを誹謗し拒否するが如き態度あるに鑑み、左の如き具體的、積極的方策を樹立する事

イ　本同盟の組織は部分的、階級的、對立的組織たることを認めこれを經營と勞働の一體組織として誕生したる產業報國會に改組發展せしめる事

ロ　產業報國會の發展のため、產業報國俱樂部(假稱)を組織し皇國產業道の樹立を計る事

一、茅野眞好君の除名は本同盟に內在する產業報國運動反對の露骨なる表はれにして茲だ當を得ず依つて直ちに除名を取消さしむる事

(後略)

昭和十四年七月

全日本勞働總同盟

中央委員　高橋涉
同　茅野眞好
同　白鳥廣近
同　山口常次郎
同　井上良二
同　大森種市
同　鈴木悅次郎

中四聯合會有志代表

同　三谷文太郎

全日本勞働總同盟

會長　松岡駒吉殿

七月二十四日問題の中央委員會が開かれたが兩派とも左記の如き聲明書を發表して袂別するに至つた。

總同盟本部派の聲明

何故河野君と袂別したか

昨年の春、協調會の提唱によつて、產業報國聯盟の結成さるるや我が產業貴本家の中樞機關たる全國產業團體聯合會、或ひは一、二勞働組合の間に、勞働組合不必要論起り、解散を主張するものすら起つたのであるが、本同盟は多年の實踐と經驗に基き、國家の公的機關を以て任ずる勞働者の自助的組織と事業主若くは經營者との信賴と協力に依りて產業報國の實を擧ぐる事が極めて有効適切なる手段と方法であつて、之れ我等の國家に貢獻する途なりと確信し、昨年十月全國事務會議に於てその方針を宣明し今日に至つたのである然るに不幸にしてその後河野密君は組合を解散し欣然產業報國會に融け込むべしと主張し、殊に鈴木悅次郎君等は、本同盟を產業報國會に解消せしむる目的を以て、竊かに產報クラブを結成し、本同盟を攪亂し、且つ組織破壞の陰謀を企つるに至つた。

本來ならば右諸君を直ちに除名處分に付すべきところなるも私は多年の情誼と殊に重大なる時局に鑑みて、寧ろ平和裡の袂別を可なりと確信し、それを同君等に勸告したのであるが、同君等の贊意を得て玆に快く袂別することとなつた。

本同盟は冒頭の信念に基き、輕佻なる世論に迷へる難局なる分子を一掃して玆に一層强固なる結束を圖り、以て重大時局下に於ける本同盟の重責を完ふし、益々勞働報國の誠を致さんことを期するものである。

昭和十四年七月二十四日

全日本勞働總同盟

會長　松岡駒吉

舊全勞系なる脫退派の聲明書

非常時局の際に屢々たる爭ひをなすが如く觀られるのは極めて遺憾であるが、國策として採り上げられたる「產業報國會」に對する意見の相違に依つて、我等は全日本勞働總同盟と袂別するの止むなきに至つた。

强力に國策に順應すべしとする我々の意見が不幸にして拒否さるるに及んで、我等はこゝに別個の途を選ばざるを得なくなつたのである。

思ふに現下の時局は重大であり、勞働國策を確立するの急なるは具眼者の均しく認むるところである。我等は多年の經驗を生かし、愛國の至情を傾けて、一意政府と協力し以つて重大時局下に於ける國家の至上命令に從はんとするものである。重ねて事變下に紛擾を起したることを謝し、衷情を披瀝して廣く天下に訴ふ。

昭和十四年七月二十四日

全日本勞働總同盟

副會長　河野密
總主事　菊川忠雄
中央委員　永江一夫

山口常治郎
鈴木悦次郎
大森種市
井・上良二
高橋渉
茅野眞好
白鳥廣近
三谷文太郎

昭和十一年一月全勞と合同後三年有半にして亦元の總同盟の組織と勢力に還元せる總同盟本部に於ては翌七月二十五日中央委員會を開き總主事に原虎一氏を任命其の他中央委員、專門部長等役員を補充して陣容の建直しを行つた。

一般的客觀情勢の組合運動に不利なる中に於て、十一月三日四日の二日間に亘り大阪市實業協會々館に於て第二十八年度大會を開催し勞働組合の進路を鮮明にしたことは注目に値した。而して、大會は全國の代議員三百二十三名出席の下に、左記の如き重要議案を議決し、會名を元の日本勞働總同盟と改稱し、新陣容を整備した。議案中勞働國策に關する要請決議は對産業報國運動方針を具體化せるものとして世の注視するところであつた。

議　案

一　忠靈塔建設資金募集の件
二　皇紀二千六百年祭に關する件
三　勞働團體に關する要請決議
四　銃後三大運動强化徹底に關する件
五　生産力擴充と勞働力保全に關する件
六　戰時産業協力委員會の即時設置要請の件（外略）

總同盟を脱退した舊全勞系は産報クラブ準備委員會を構成して其の後生産者一體、産業報國の運動を進めてゐたが、十一月三日、早朝、伊勢神宮に詣で五十鈴川に禊を行つた後猿田彦神社に於て、産業報國倶樂部創立宣誓式を擧行し、左記の如き宣誓、會則並役員を決定した。

宣　誓

明治ノ佳節ニ當リ皇祖大神ノ大御前ニ額ツキ謹ミテ産業勞働ノ報國ヲ誓フ　我等

大和民族ノ融和統合ノ永キ歴史ト精神ヲ體シ之ニヨリテ律セラレタル新日本ノ協同ヲ顯現セン　民等

已ヲ空フシテ今日ノ非常ニ處シ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ惶ミ白ス

昭和十四年十一月三日　産業報國倶樂部

會　則

第一條　本會は産業報國倶樂部と稱す

第二條　本會は産業報國運動の精神に基き産業及び勞働の國家的使命を體し皇國産業道の普及宣揚を圖るを以て目的とす

第三條　本會は前條の目的を達するため左の事業を行ふ

イ　産業報國精神の普及徹底に關する事項

ロ　産業報國會の連絡及活用に關する事項

ハ　産業勞働政策の樹立並其の實現に關する事項

第四條　本會は本會の趣旨に贊同しその事業に協力する者及贊助會員を以て組織す

第五條　本會に左の役員を置く

會長　一名　理事長　一名
理事　若干名　評議員　若干名

第六條　本會の會長は評議員に於て推戴す理事長及理事評議員は會員中より會長之を委囑す

第七條　本會に左の機關を置く

一、理事會　一、評議員會

第八條　理事會及評議員會は會長之を招集す、理事會及評議員會に顧問相談役並贊助會員の出席を求むることを得

第九條　本會は必要に應じ地方委員會を置く、地方委員會の規定は別に之を定む

第十條　本會に顧問及相談役を置く

第十一條　本會の經費に關しては別に之を定む

第十二條　本會の運用に關しては會長別に之を定む

役　員

會　長　保留
理事長代理　鈴木悦次郎
理　事　高橋渉　白鳥廣近　大森種市　山本繁善　三谷文太郎

東京電燈株式會社内には東電從業員組合と東電愛國同盟の二組合あり數年來相對峙するの關係にあつた。卽ち前者は日本勞働組合全國懇話會に加盟し勞働組合主義を主唱し、後者は愛國勞働組合會議に加盟し日本主義を主張し兩組合ともイデオロギー的立場に於て、且つまた日常活動に於て相對立抗爭の關係にあつたが、事變發生後の社會情勢の推移につれ、東電從業員組合は十四年五月の大會に於て綱領を改正し、更に十二月組合會議を脱退するに至つた。かくて、兩組合間にやゝ接近せる感情の湧出を見るに至つたので合同論擡頭し、年來の行懸と感情を清算して、三月十二日合同大會を開催し會名を「東電職員同志會」となし左記の如く綱領と役員を決定したることは、昭和十四年の勞働運動中の特色ある點である。

綱　領

一、吾等は我國體の本義に基き日本精神を宣揚し以て皇謨翼贊に邁進せんことを期す

一、吾等は電氣産業の國家的重要使命を自覺し勞資一體の具現公正なる福利の增進を圖り以て産業報國の實踐を期す

會　長　池上榮吉
副會長　大田黒正記

日本交通勞働總聯盟は、先年健全なる勞働組合主義に基く産業協力主義に轉換せるが、更に十三年十一月、轉變し行く新社會情勢に對應するが如く綱領並に規約を改正して新體制を樹立したのであつたが、十四年三月二十日、組合名稱を「興國交通勞働

聯盟」と改稱し、産業報國會全國的結成方針、爾後厚生活動方針を決定した。其の後十月十九日交總相互扶助會第三回大會を開き本部事業と扶助會の一元化を議決したことは今後の組合運動の一動向を示すものと認むべきである。

海軍官業勞働組合聯盟に於ては、時局の進展に鑑み十月十四十五日の兩日吳市に臨時大會を開催し、聯盟の名稱を眞に勤勞報國の指導精神に卽應せしむべく「海軍工員勤勞興國組合聯盟」と改稱し宣言と共に左の如き指導方針を議決した。

指導方針

海軍工員勤勞興國組合聯盟は組合名稱の變更を機とし我國の現狀に卽して上意下達、下意上達の機能を一層發揮し、全組合員に對し勞働報國を强調すると共に將來益々深刻化すべき戰時生活に適應し堅忍持久の精神力の涵養强靱不拔なる勞働力の維持培養、卓越せる技術の練成に邁進し併せて生活の刷新を强調實踐し以て各廳の任務達成に一層協力せんとす。

官業勞働陣營に於ては遞信從業員會同盟と遞信從業員會聯盟の間に合同實現に近づきつゝあるが如き態勢にある。

産業報國運動

勞働組合運動と對蹠的立場にある新しい勞働組織と認むべき産業報國運動の現況を一瞥し勞働組合運動の將來とその動向との關連性を觀やう。

産業報國運動は、昭和十三年發足して以來官民一致の設置勸奬をなしたる結果、次第に順調なる發展をなすに至つたが、十四年四月政府は現下の時局に於けるこの運動の重大性に鑑み、その指導組織を改組し運動の强化擴充を圖るべく政府の國策として之を採擇した。從つて政府の責任に於て之を指導し發展せしむべく單に勞資調整の領域に止まらずその運動と組織を勞働行政の中核として育成することになつた。

政府は四月二十八日厚生、內務兩次官通牒を以て、各府縣に産業報國聯合會を設置し、之が會長に地方長官を以てすべきことを指示した。而して、これまで、指導の立場にあつた産業報國聯盟は政府に協力し一體となつて事業を遂行することになつた。之れ當に産業報國運動の劃期的躍進であつて、運動は新段階に入つたものと言ふべきである。かくの如くにして、産業報國運動は發展して十五年一月現在に於ては、府縣聯合會數二一鑛業報國聯合會數五、報國會數一九、〇六一、會員數三、〇〇一、五一五を算する狀態である。

斯くの如く産業報國會の發展の結果、玆に從來の勞働組合との關係を如何に處理するか世人の關心を惹く問題となつた。政府は十三年八月、地方長官宛の通牒には「産業報國會を設置したることを理由として勞働組合の解散を强ふるが如き擧に出づることは之を避けしむる」旨指示するところであつたが、現實の問題として勞働行政の中核として政府之を指導し設置の勸奬をなすことによつて次第に既存の勞働組合の機能的活動を奪つて

實質上有名無實なる存在となし餘儀なく解消するに至るが如き感を與へる

斯の如き産業報國運動の進展に對し、既に述べたるが如く、勞働組合の存在と並存すべきことを主張し、自主的勞働組合の必要性を强調する日本勞働總同盟の十四年度大會に於て決定を見たる勞働國策方針は注目に値する點が多々ある。

勞働國策に關する要請決議

一、政府は現下の産業勞働統制並に編成の緊要なるに鑑み、之を最も有效に促進するために、勞働の自治的訓練とその自發的努力の重要なるを認め國家目的の遂行に協力せしめ得る、勞働者の自治的組織の發達と助長を計られ度し。

二、産業報國會をして眞に　皇運扶翼の大理想を行はしめん爲めに左記各項を實行され度し

イ　(一)の條件を具備せる、産業勞働團體との協力に依り、全國的中央指導機關を組織せられ度し。

ロ　勞働者側委員の選任方法は勞働者側の公選とせられ度し。

ハ　勞働部を設け、下意上達と上意下達を計り、その決定事項の徹底を期し、更にその地方的、産業別的、全國的連繫組織を認められ度し。

ニ　既存勞働組合にして既に該會の眞精神を把握し、且つ永き實踐的功績あるものをも、それが勞資一體の組織に非らざる事を理由とし、之を有害視し、或ひはその組織を阻止し、之を解散せしめんとするが如き傾向あるは、國家のため寔に深慮に堪へざる所なり、政府はよろしくその局に當るものをして自戒せしめられ度し。

昭和十四年に於ける産業報國運動は組織の點に於ては數的に異常な發展をとげると共に、之が地方的中核體として府縣聯合會或は鑛業聯合會の設置となり、更に之が指導方策要綱を指示して、事業と運營方針を明かにし、指導的人物の育成に着眼して厚生省の主催或は地方聯合會の主催を以て係員講習會を開催し、政府の指導方策と産報運動の動向を明示するところがあつた。今、十四年度に於ける運動の特色と見做すべき、府縣「聯合會設置要綱」、産業報國會指導方策要綱組織概況を參考に示せば左の如くである。(鑛山監督局所管の産業報國會に關しては、之は何れも道府縣聯合會又は地域別聯合會の會員たらしむる外、必要ある場合は、更に鑛業報國聯合會を設置することとして、厚生省勞働局長、商工省鑛山局長連名による依命通牒を六月七日附を以て發した)

産業報國聯合會ノ設置ニ關スル件依命通牒

(厚生省發勞第二七號、昭和十四年四月二十八日)

皇國産業ノ本義タル勞資一體産業報國精神ノ普及徹底ヲ目的トスル産業報國運動ニ關シテハ、客年八月二十四日附厚生省發勞第五五號(勞資關係調整方策實施ニ關スル件依命通牒)ニ基キ銃意御配慮中ノ處本運動ハ産業勞働界ノ時局認識ト相俟チテ順調ナル進展ヲ示シ各事業場ニ之ヲ具現スベキ産業報國會相踵イデ設置セラレ勞資渾然一體トナリテ産業報國ノ實ヲ擧ゲツツアルハ邦家ノ爲寔ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ